

平成 22 年

第 2 回 臨 時 会 会 議 錄
第 4 回 定 例 会

奄 美 市 議 会

第2回臨時会

会議録目次

第4回定例会

(第2回臨時会)	
議事日程・付議事件	1
1月26日(金)	
出席議員及び欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	2
職務のため出席した事務局職員	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
報告第15号～第21号(7件)上程	4
議案第109号(1件)上程	19
議案第110号(1件)上程	19
議会運営委員の選任	20
<hr style="border-top: 1px solid black; margin: 10px 0;"/>	
(第4回定例会)	
議事日程・付議事件	22
第4回定例会一般質問通告	25
1月28日(水)(第1日目)	
出席議員及び欠席議員	31
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	31
職務のため出席した事務局職員	32
会議録署名議員の指名	33
会期の決定	33
議案第112号～第131号(20件)上程	33
議案第88号(決算認定)上程	36
議案第89号～第103号(15件)(決算認定)上程	40
1月29日(木)(第2日目)	
出席議員及び欠席議員	45
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	45
職務のため出席した事務局職員	46
一般質問	
奥 輝人 君(市民クラブ)	47
与 勝広 君(公明党)	57
三島 照 君(日本共産党)	66
竹田 光一 君(無所属)	75
戸内 恭次 君(民主党)	83

1月10日(金)(第3日目)	
出席議員及び欠席議員	95
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	95
職務のため出席した事務局職員	96
一般質問	
師玉 敏代 君(新奄美)	97
多田 義一 君(新奄美)	107
崎田 信正 君(日本共産党)	118
関 誠之 君(社会民主党)	128
1月13日(月)(第4日目)	
出席議員及び欠席議員	139
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	139
職務のため出席した事務局職員	140
一般質問	
叶 幸与 君(公明党)	141
泉 伸之 君(平政会)	151
竹山 耕平 君(平政会)	158
平 敬司 君(自由民主党)	170
1月14日(火)(第5日目)	
出席議員及び欠席議員	181
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	181
職務のため出席した事務局職員	182
議案第112号～131号(20件)上程	183
議案等付託	191
特別委員会報告	192
1月24日(金)(第6日目)	
出席議員及び欠席議員	194
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	194
職務のため出席した事務局職員	195
議案第112号～131号(20件)上程	196
議案第112号～116号, 120号～122号, 128号, 129号(10件) (厚生委員長報告)	196
議案第112号, 130号, 131号(3件)(産業経済委員長報告)	197
議案第112号(文教委員長報告)	199
議案第112号, 117号～119号, 123号～127号(9件) (総務建設委員長報告)	199
請願第8号～11号(4件)上程(産業経済委員長報告)	201
陳情第13号, 5号(2件)上程(総務建設委員長報告)	202
陳情第14号 上程(厚生委員長報告)	204
議案第132号(意見書)(1件)上程	205
議案第133号(意見書)(1件)上程	205
議案第134号(意見書)(1件)上程	206

議案第135号（意見書）（1件）上程	206
議案第136号（意見書）（1件）上程	207
閉会中の継続審査申出	207
別紙	
一般会計等審査特別委員会審査報告書	209
特別会計等審査特別委員会審査報告書	210
各常任委員会審査報告書	211
参考資料（意見書）	215

会期・議事日程
付 議 事 件

第2回臨時会・議事日程及び付議事件

○平成22年11月26日 奄美市議会第2回臨時会を招集した。

○会期 1日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
			1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定（1日間） 3 報告第15号～第21号（7件） 4 議案第109号（1件） 5 議案第110号（1件） 6 議会運営委員の選任 ※ 全員協議会（本会議終了後）
11月26日	金	本会議	上程 説明 質疑 討論 採決 上程 説明 質疑 討論 採決 上程 説明 質疑 討論 採決

○議案等審査付託

議案等番号	件 名	付託委員会
報告第15号～第21号	専決処分の承認を求めることについて	本会議
議案第109号	奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	本会議
議案第110号	奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	本会議

○付議事件は次のとおりである。

議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
報告第15号～第21号	専決処分の承認を求めることについて	H22.11.26	承認	本会議
議案第109号	奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H22.11.26	原案可決	本会議
議案第110号	奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	H22.11.26	原案可決	本会議

第 2 回 臨 時 会
平成22年11月26日
(第1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1番	師 玉 敏 代 君	2番	多 田 義 一 君
3番	橋 口 和 仁 君	4番	奈 良 博 光 君
5番	戸 内 恭 次 君	6番	平 田 勝 三 君
7番	向 井 俊 夫 君	8番	蘇 嘉瑞人 君
9番	竹 田 光 一 君	10番	竹 山 耕 平 君
11番	伊 東 隆 吉 君	12番	泉 伸 之 君
13番	世 門 光 君	14番	関 誠 之 君
15番	三 島 照 君	16番	崎 田 信 正 君
17番	里 秀 和 君	18番	平 敬 司 君
19番	渡 京一郎 君	20番	朝 木 一 昭 君
21番	奥 輝 人 君	22番	平 川 久 嘉 君
23番	榮 勝 正 君	24番	大 迫 勝 史 君
25番	与 勝 広 君	26番	叶 幸 与 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な
し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 肅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	坂 元 洋 三 君	住 用 総 合 支 所 長	高 野 匡 夫 君
笠 利 総 合 支 所 長	塙 崎 博 成 君	総 務 部 長	松 元 龍 作 君
総 務 課 長	前 里 佐 喜 二 郎 君	住 用 地 域 総 務 課 長	満 田 英 和 君
笠 利 地 域 総 務 課 長	川 畑 克 久 君	財 政 課 長	安 田 義 文 君
企 画 調 整 課 長	東 美 佐 夫 君	市 民 部 長	有 川 清 貴 君
市民協働推進課長	重 山 納 君	環 境 対 策 課 長	高 崎 義 也 君
住 用 市 民 課 長	師 玉 敏 司 君	福 祉 部 長	福 山 治 君
福 祉 政 策 課 長	重 久 春 光 君	自 立 支 援 課 長	桜 田 秀 勝 君
産 業 振 興 部 長	川 口 智 範 君	農 政 局 長	田 丸 友 三 郎 君
農 林 振 興 課 長	熊 本 三 夫 君	産 業 建 設 課 長	澤 修 平 君

建設部長	田中晃晶君	土木課長	砂守久義君
建築住宅課長	大石雅弘君	水道課長補佐	森岡博文君
教育事務局長	里中一彦君	教委総務課長	白坂稔君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	赤近善治君	議事係主査	山崎實忠君
参事兼議事係長	橋本明和君	次調査係長事務取扱 兼	麻井庄二君

議長（世門 光君） おはようございます。ただいまの出席議員は25人であります。会議は成立しました。

これから平成22年第2回奄美市議会臨時会を開会いたします。

ご報告いたします。市長から地方自治法第180条第2項の規定に基づき専決処分の2件の報告がありました。その内容はお手元に配付してありました文書表のとおりでございます。（午前9時30分）

○

議長（世門 光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に橋口和仁君、奈良博光君、戸内恭次君の3名を指名いたします。

○

議長（世門 光君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期として、別紙配布の議事日程表のとおり本日1日間限りとするごとにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

○

議長（世門 光君） 日程第3、報告第15号から報告題21号までの7件の専決処分の承認を求めるごとにについて一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。提案理由を説明する前に一言、この度の豪雨災害に対するご挨拶をさせていただきたいと存じます。私どもが経験したことのない今般の未曾有の豪雨災害によりお亡くなりになられたご3名の方にまず哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りしたいと存じます。また、怪我をなされた方、多くの被災に遭われた皆様方に心からお見舞いを申し上げたいと存じます。同時に本災害により、全国各地から物心両面にわたる多くの善意を賜りました。そのことにつきまして、この場を借りて全国の皆様そして善意をお寄せいただいた全ての皆様方に感謝とお礼を申し上げたいと思います。同時にこの間復旧作業については、国、県の行政機関等はもとより、市民、議員各員におかれましては、ボランティア精神を発揮していただいて、1日も早い復旧、復興を願って被災者の皆様方のお手伝い、作業等にご尽力賜りました。改めて市民、議員各位、そして多くのボランティアの皆様そしてマスコミの皆様方にもお礼を申し上げたいと存じます。1日も早い復興に向けて、我々行政機関はもとより、議会の皆様方のご協力またご指導もいただきながら、市民一丸となって復旧に努めて参る所存でございますので、変わらぬご指導、ご協力賜りますように厚くお礼を申し上げますとともに、今後ともご指導を賜りますようお願いも申し上げます。ありがとうございました。

それでは、ただいま上程されました報告第15号から報告第21号までの提案理由をご説明いたします。

報告第15号 奄美市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例の専決につきましては、平成22年10月20日の豪雨災害で奄美市住用国民健康保険診療所が被災したことに伴い、新たに臨時診療所を開設するため、所要の規定の整備を図ったものでございます。

報告第16号 平成22年度奄美市一般会計補正予算第4号についてご説明いたします。今回の補正予算につきましては、去る10月20日に奄美地域を襲った豪雨災害の復旧に関する経費の専決処分について内容をご報告するものでございます。

歳出の主な内容を申し上げます。民生費の災害救助費につきましては、被災住宅の応急処理費に1億9,760万円、被災者への生活支援金9,400万円、生活必需品、炊き出し食料費1,307万8,000円、災害援護資金貸付金3,000万円、農作物の支援、園芸産地の復旧対策に1,666万6,000円、一般廃棄物、廃家電の処理費用6,813万9,000円など、災害の救助、支援に関する経費として合計で5億5,301万8,000円を計上いたしております。災害復旧費につきましては

農林水産業施設災害復旧費20億4, 672万円、公共土木施設災害復旧費27億4, 763万3, 000円、厚生労働施設災害復旧費1億765万2, 000円、文教施設災害復旧費1億8, 571万7, 000円、公営住宅施設災害復旧費1億4, 379万3, 000円、その他公共施設公用施設災害復旧費3億7, 106万3, 000円、合計で、56億257万8, 000円を計上いたしております。また、予備費に1, 000万円を追加計上させていただきました。

次に、歳入につきましては、災害救助費、災害復旧費にかかる国庫支出金21億930万5, 000円、県支出金12億5, 881万4, 000円、諸収入1億7, 597万7, 000円、市債12億7, 050万円を計上し、財源補填のため特別交付税8億円。財政調整繰入金が5億5, 100万円を追加いたしております。今回の専決補正予算で61億6, 559万6, 000円を追加することにより、平成22年度奄美市一般会計予算の総額は367億1, 163万円となります。

報告第17号 平成22年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号の専決につきましては、住用診療所の災害復旧にかかる備品購入の一部について補助事業を見込み予算を調整し、歳入歳出それぞれ315万円の補正を計上するものでございます。今回の補正によりまして平成22年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は67億3, 388万3, 000円となります。

報告第18号 平成22年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算第2号の専決につきましては、今回の災害に伴う住用国保診療所の災害復旧軽費として歳入歳出それぞれ1億236万4, 000円の補正を計上いたしております。今回の補正によりまして平成22年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の総額は3億1, 917万4, 000円となります。

報告第19号 平成22年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算第2号の専決につきましては、10月20日の豪雨により被害を受けた公共下水道施設の復旧に要する経費として歳入歳出それぞれ391万1, 000円を計上させていただいております。今回の補正によりまして平成22年度奄美市公共下水道事業特別会計予算の総額は18億5, 536万円となります。第2表地方債補正につきましては、災害復旧事業の追加に伴い起債限度額の変更を行うものでございます。

報告第20号 平成22年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算第2号の専決につきましては10月20日豪雨により被害を受けた農業集落排水施設の復旧に要する経費として歳入歳出それぞれ313万2, 000円を計上させていただいております。今回の補正によりまして、平成22年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算の総額は2億5, 678万6, 000円となります。

報告第21号 平成22年度奄美市水道事業会計補正予算第2号の主な内容につきまして説明をいたします。まず、収益的収入及び支出につきましては、収益的収入において災害復旧費、一般会計補助金1, 962万8, 000円を計上いたしております。収益的支出におきましては災害復旧対策に伴う所要額といたしまして営業費用に1, 962万8, 000円を増額計上いたしております。次に、資本的収入及び支出につきましては資本的収入において災害復旧費、国庫補助金1億5, 032万1, 000円、災害復旧費一般会計補助金2億7, 168万8, 000円を計上いたしております。資本的支出につきましては、建設改良費において4億2, 200万9, 000円を増額計上いたしております。これは主なものといたしまして、簡易水道事業各地区の災害復旧工事費2億9, 780万円導水管仮設工事費7, 000万円を計上したことによるものでございます。

以上をもちまして報告第15号から報告第21号の提案理由の説明を終わりますが、何卒ご審議の上承認してくださいますようお願いいたします。

議長（世門 光君） これから質疑に入ります。通告のありました順に発言を許可します。

最初に市民クラブ、栄勝正君の発言を許可いたします。

23番（栄 勝正君） おはようございます。市民クラブの栄勝正です。審議に入る前に一言申し上げたいと思います。去る10月20日の未曾有の豪雨で不幸にもお亡くなりになられたお2人のご冥福をお祈りするとともに、ご家族に心からお悔やみを申し上げます。全壊、半壊、一部損壊、床上床下浸水に

よる浸水、農作物、農機具、自動車等被害を受けられた方には心からお見舞いを申し上げます。また豪雨のあった1日も早い復旧をお祈りいたします。また豪雨のあったその日から、消防団、警察署、自衛隊、島内外からボランティアとして参加された方々、休日も返上して対応された市職員の皆さん、市民の一人としてその労をねぎらうとともに心から感謝申し上げます。ありがとうございました。また全国各地から心温まる多額の義援金、救済物資にも感謝を申し上げたいと思います。かつて経験したことのない災害にもかかわらず、市長を先頭に全職員がそれぞれ各部署で迅速に適切に対応されていたと私は認識をいたしております。これからも、どんな小さな相談事でも市民からありましたら、法律や条例に捕らわれることなく懇切丁寧に対応されるよう強く要望いたします。

それでは、報告第16号 専決第23号 平成22年度奄美市一般会計補正予算第4号について次の件を質疑をいたしたいと思います。まず、最初に被災住宅対応処理被災者生活支援会1億9,760万9,400円を計上してありますが、関連して次の件を質疑をいたします。今後どの程度の支援が予想されるのか。2番目に床下浸水に対する援助はできないか。3つ目、救援物資の配付はどういうふうな配付をしたか。また、課題などはあったのか。4つ目、避難場所において町内会長、駐在員、嘱託員の役割はどうであったのかを質疑したいと思います。次に、農業施設災害の復旧に14億3,032万1,000円がありますが、これで全ての農業施設災害のすべてなのか質疑をしたいと思います。3番目、土木施設災害復旧費27億4,763万3,000円。災害を受けた箇所はこれで全てか、発注予定はいつの頃か、それから急傾斜危険地対策などはどうなっているのか、それから川や用水路などの今回の豪雨で見直しなどはないのか、例えば拡幅、かさ上げ、砂防ダムなどでございます。最後に一番いろいろ問題になったと思いませんけれども、ゴミ処分の対応は順調にできたのか。そして今後の課題があつたらお願ひいたします。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

福祉政策課長（重久春光君） お答えいたします。まず1番目の被災者生活支援金についてでありますけれども、その中で床下浸水に対する補助はできないのかについてお答えいたします。今回の住家被害における床下浸水は約350世帯となっております。これら床下浸水に対する補助制度はございませんが、被災に遭われた方々に対する思いは議員と同じであります。このようなことから義援金の中から救済措置がとれないか今後の配分委員会等で検討して参りたいと考えております。

住用地域総務課長（満田英和君） おはようございます。栄議員のご質問にお答えをしたいと思います。私の方からは体験交流館での物資の配付についてお答えをしたいと思います。体験交流館における被災者への物資配布につきましては、物資の要望書を作成し被災者に救援物資として配布しておりました。この要望書の中身といましましては、日付、氏名、品名、個数を明記するように義務づけておりました。また体験交流館の職員体制の中で私たち市職員の体制のことなんですけれども、その中でその管理する業務につきましては受付係に業務を担っていただきました。交流館での物資の受け渡しにつきましては、あくまでも本人の自己申告で配布したところであります。数百名の避難者を受け入れておりまして、混乱の中での業務でありましたのでご理解をお願い申し上げたいと思います。また、集落で必要とする物資につきましては、嘱託員あるいは集落の担当職員の要望を通じて、物資を公民館の方へ配布した経緯もございます。それから課題につきましてはこれだけの避難者の受け入れはもちろんのことですが我々もはじめての経験でございました。全てのことについて言えるかと思いますが、道路が寸断され、また孤立した際の私たち職員の体制づくりがですね、今後の大きな課題になるのではないかとの思いでございます。

市民協働推進課長（重山 納君） それでは、町内会長、駐在員、嘱託員の役割ということについてお答えいたします。嘱託員や駐在員の担任事務といたしまして、非常災害発生の場合における状況報告など

が規定されております。また、町内会の会長は町内会を代表しておりますので市役所からの連絡や相談などはまず町内会長や嘱託員、駐在員にすることになると思います。今回の豪雨災害に関しましても、非難の呼びかけや災害調査、後片付け等あらゆる面で大きな役割を果たしたと考えております。今後とも連携連絡等密にして、お互い協力して参りたいと思います。

農林振興課長（熊本三夫君） 農林業施設災害復旧費の中で災害を受けた箇所は全てなのかということに対してお答えしたいと思っております。10月20日の800ミリを越える記録的な集中豪雨ということで、農地、農業施設にも甚大な被害が発生しました。今回災害を受けました農地、農林業施設災害調査につきましては、農作物被害調査班と農地農林道被害調査班に分けて調査を実施したところであります。ほとんどの農林道が入り口で大規模崩壊をしておりましたので調査班は徒歩により全農林道の始点から終点までの調査を実施し取りまとめた次第であります。農地の被害調査につきましては、農作物や農林道調査を終了後、調査は職員で現地把握に努めたところであります。農林道につきましては全体的に把握できたかと思いますが、農地につきましては職員の調査に限界がありますので所有者や耕作者からの申告を11月13日から受付ているところであります。今後の申告次第では増加が見込まれるかと思っております。

土木課長（砂守久義君） おはようございます。それでは衆議員の質問にお答えいたします。まず、災害を受けた箇所全てかとの質問についてですが、今回の豪雨で被害を受けた土木施設につきましては、補助災害としまして申請を行っておりますのは、市道82件、河川28件の計110件となっております。また、この110件とは別に緊急的な措置としまして二次的災害を及ぼす恐れが予想される河川の埋塞土砂、掘削や崩落等によって寸断された道路の崩上を取り除いて通行を確保するために土木機械借り上げ料としまして、市道34件河川29件の54件を処理いたしました。この164件以外にも小規模な道路への崩落等がございますが、今後は開発公社と連携を図り対応して参りたいと考えております。次に発注予定というご質問でございますが、今回の災害につきましては来月12月13日から17日までに8次査定、その後12月20日から12月22日までに9次査定が予定されております。この災害査定によりまして工法や復旧金額が確定することになりますので、これを受けまして来年1月中旬頃から早急に発注を行いたいと考えております。次に急傾斜地崩壊危険箇所対策というご質問ですが、議員ご指摘のとおり今回の豪雨におきまして急傾斜地崩壊危険箇所におきまして災害が発生しております。この件につきましては、大島支庁と市で現場の確認をしております。その対策としまして、国、県、市が行う事業制度の中で、事業導入ができないか協議を進めているところであります。通常の急傾斜地崩壊対策事業も含め県と連携を図り、事業を促進して参りないと考えております。次に、河川や用水路の見直しというご質問でございますが、今回の豪雨につきまして最大時間雨量131ミリ、全連続雨量606ミリという異常豪雨が原因で山が崩落し、その土砂が河川や水路に流入し埋塞したことが原因であるということが考えられます。今回の補助災害や単独災害によりまして、河川、水路に埋塞した土砂の除去や決壊した護岸の復旧を早急に実施したいと考えております。また、開発公社に年間委託しております河川の維持管理につきましても、河川内の代採や堆積土砂の除去を実施して参ります。議員ご提言の河川の拡幅、かさ上げにつきましては、国の基準等もございますので、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。最後に、砂防ダムの維持管理につきましても、急傾斜地崩壊対策事業同様に県と連携を図り、促進して参りたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

環境対策課長（高崎義也君） ゴミ処理状況についてお答えいたします。ご承知のとおり、今回の水害によりまして、多量の災害ゴミが発生いたしました。現在に処理状況でございますが、笠利地区では、先週末で処理を完了いたしました。名瀬地区、住用地区につきましては、一部まだ仮置き場におきまして分別作業などを現在も作業をいたしておりますが、おおむね12月中旬をめどに終了予定でございます。今回のゴミ処理にあたりまして、特に問題となりましたのは、災害ゴミの一時保管場所、仮置き場の確

保がありました。クリーンセンターに一度に搬入できること、分別作業が必要であることなどから、あらかじめ地区ごとに数ヶ所確保しておく必要があったと痛感いたしております。また、被災した地域におきましても、最低限の分別をしていただくや、今回便乗ゴミなども多数見受けられましたので、その対策なども今後の課題であると考えております。今回のゴミ処理作業にあたっては、建設業団体はじめ多くの事業所、ボランティアの皆様の心温まる支援、ご協力をいただきました。また、全国の自治体などからも災害時のゴミ処理についてのご助言をいただき大変参考になったところでございます。

議長（世門 光君） 栄勝正君。

23番（栄 勝正君） 1番目の今後、今まで5万円とか20万円とか支援金があったんですけど、今後どれぐらいまた追加があるのかという質問がなされてなかったようですが、もうこれで終わりなのか。あとは義援金の配分だけなのか。その辺ちょっとお願ひしたいと思います。それから、先ほど床下浸水の件については、義援金の方でなんとかしたいという答弁でありましたけれども、今回私があちこち回って見ますと床下に水が入って床がだめになったと。あるいはいろいろもう畳までだめになったという方もよく聞いております。しかしながら1円も援助はなかったと、タオル一枚もなかったという話も聞いておりましてですね、本当に紙一重だったなと思っております。是非ですね、法的には適用されないかもしれませんけれども義援金の中からいくらかでも今日の新聞など見ておりますと、またあちこちから多額の義援金も寄せられておるようですので、ひとつ是非このへんは高度な判断でご配慮を願って、援助をしてもらいたいなど、私は強く市長にも要望したいと思います。それから、救援物資の配布の方法なんですけれども、聞くところによりますと、避難所に救援物資が届いて、そこから本当に自己申告で先ほどの答弁ですけれども、自己申告で配布したことなんですかけれども、中にはそれに便乗したというような人もいるんじゃないかというような噂も立ちまして、ですからその下の町内会長さんとか嘱託員さん、駐在員さんの役割を聞いたのは、この件なんですかけれども、そこにはしっかりと自主防災組織なども組織されて、そして町内会長あるいは駐在員さんがですね、把握して、やはりみなさんと職員と一緒にになって、こういう貴重な救援物資でありますので、本当に適切に配布されるようにお願いをしたいと思います。中には1週間、10日経っても全壊した家族、家庭に何もないということで私、来たんですけれども、その方がなかなかつかめないということで把握はしておったんですけれども、その方と連絡が取れないということで配布ができなかつたと。そしたら避難所に救援物資は届けてあると。そこで避難所にその人がなかなか来ないもんだから配布ができなかつたということで、理解はできたんですけれども、ただその中で旧名瀬市街地なんですかとも町内会長さんがしっかりと把握しておれば、今はいないけれども夕方とか見えるときは寄りますよというようなことができたんじゃないかなと思ってですね。役割というのを掲げたんですけれども、神戸の大震災などを見てると、やはり町内をまとめるのは、集落をまとめるのは会長さんだと思いますので、是非今後ともですね、笠利と住用の旧地区は、駐在さん、嘱託員と市から委嘱されておりますけれども、旧名瀬市内は今後被害を受けた古見地区、あるいは知名瀬地区でも町内会長さんはいますけれども、市からは委嘱されておりません。しかしながらほとんどの方がその町内会長さんにいろいろ要望しております。大変だっただろうと思います。ですから今後は嘱託員の制度の導入ということも質問しておりますけれども、いろんな方からも質問されておりますけれども、是非ですねこの機会にこの旧名瀬市内の委託員制度の導入も考えてもらいたいと思います。

それから、農業関係は昨日から一昨日にかけて新聞等にも色々援助が載っておりますけれども、私もあちこち、みかん畑やらいいろいろまわってきましたけれども、本当にこれからそのみかん畑などが再生できるのかなと思ったり、心配しております。そしてそのみかん畑の土砂を取り除くぐらいは、少しは援助ができるだろうというかすかな願いも持っている方も多くおります。まあこここのいろいろタンカンとかパッションとかもありますけれども、是非ですねこういう大災害でありますので、できる限りの援助はしてもらいたいなと私は思っております。

それから、土木災害の件についてなんですかけれども、専決でありますのでいろいろ質問はしませんが、先ほどの土木課長の説明でよくわかりました。特に、名瀬地区は急傾斜で全壊をしたり道路が交通止めになつたりしている所もあります。それは以前から予定をされた急傾斜地域でありましてですね、今まで順番待ちとかいろいろあったそうでございますので、今回はそういうことで土砂が崩れてですね大変その地域で住民に多大な迷惑をかけておりますので順番待ちではなくて県の方にも強く要望して、この災害がおきた箇所は旧名瀬市内、私が言わなくともわかっていると思いますので、是非この工事を発注してもらいたいと思います。それから回ってみて思いますけれども、西仲勝地区など以前からちょっとして雨でも川が氾濫して宅地内に水が入り込むということがあったんですねけれども、やはり私は川幅が狭い、あるはかさ上げがなされていないとか、あるいは砂防ダムがいっぱい詰まって、それからあふれたとかいうことが今回はなかったようでございますので、もう抜本的に川の拡幅というのなんかを考えなければいけないんじゃないかなと。それからあちこちの小さな用水路もですね、やはり土砂が詰まって民家に水が入り込んだというところがたくさんありますので、その辺もやはりもうちょっと深く掘り下げるか、あるいはかさ上げするかということなども考慮に是非入れてもらいたいと思います。それから最後ですけれども、ゴミ処分問題やゴミの問題はあちこちから電話もいただきまして、その都度課長さんにも申し上げて迅速に対応してくれたものだと私は思っております。大変なことで今後ともゴミの問題まだまだ残っておりますけれども、どうぞ最後まで対応されるよう強く要望いたします。先ほども申し上げましたように、一番はじめにも申し上げましたように、この1か月間、市職員の対応を見ておりますと、私としてはいろいろちょっとした不備はあったかもしれませんけれども、この未曾有の大災害に対して、対応は各部署で一生懸命やっていたものだろうと認識をいたしております。特に今日の新聞にも、南海日日新聞にも大きく載っておりますけれども、1か月間休みもなく、あるいは家に帰ることもなく頑張った職員もたくさんおるということを聞いておりますので、ひとつ体にだけは充分気をつけられて今後も対応されるよう強く要望いたしたいと思います。いくつかの点あげましたけれども答弁がありましたらお願ひいたします。

福祉政策課長（重久春光君） 今、義援金の関係でございましたけれども、昨日までに約9,000万円の義援金を頂いております。前回5万円を一律配布いたしましたが、その額は約373件で約1,900万円となっております。今後の義援金につきましては先般議会の皆さんからも委員を選定していただきました。これから早速配分方法あるいは配分の基準、配分対象者などを決めていただきまして、1日でも早く支給できるように取り組んで参りますのでご理解を賜りたいと思います。

議長（世門 光君） 次に、新奄美、師玉敏代君の発言を許可いたします。

1番（師玉敏代君） おはようございます。新奄美、師玉敏代です。質疑に入ります前に今回の奄美集中豪雨被災者に対しまして心からお見舞い申し上げます。残念ながら不幸にも奄美市で2名、龍郷町で1名の犠牲者が出来ました。忠心よりご冥福をお祈り申し上げます。何をもっても御慰めできることだと私は思っております。1日も早く日常に戻れますよう心から願っております。記録的な大雨は大規模な災害と、深甚なる教訓を残しました。水かさがどんどん増す中、各集落の住民同士で、胸まで水につかっておぶって、またはゴムボートで助け出し、屋根だけが突起するだけの水の中に潜り込み、横柱の梁にしがみついている人を助けたり、動けないお年寄りは椅子にこしかけたまま家の中で浮いている状況の中、畳ごと水の浮力で高台まで助けたこと。間一髪抱きかかえられて助けられた人。ロープにしがみつく人。濁流の中、消防、警察、住用の職員が集落の人がぎりぎりまで命がけでの救出がなければどれだけの犠牲者が出了かわかりません。道路が寸断され、ライフラインが途絶え、全ての電子機器が役に立たず、何の情報も聞けず、学校や保育所、託児所にいる子どもも安否が確認できず一夜を過ごしました。その中で、ただ励まし合う声と自然に振舞う助け合いの行動、行為に救われた数日間でした。

その後、多くの善意が日本全国各地から届けられ、食料、衣服の救援物資、また、数え切れないボラ

ンティアの皆さんのお家屋の清掃、泥や土砂の除去作業。また婦人会の皆さんのお手伝いにどれだけ被災者の皆さんは助けられたかわかりません。市職員の皆さんを中心となり、不眠不休の24時間体制で矢継ぎ早にかかる諸問題に取り組んでいましたし、今も休日返上で住民の対応に追われている姿に敬意を表します。これからが大変だと思いますが体に充分気をつけられ、1日も早い執務の日常化、そして適切なる住民対応をよろしくお願ひいたします。多くの犠牲、被災に答えるためには、災害を教訓とするならば、時間はかかりますが早急な河川、道路の原形復旧と抜本的対策を長期的視野で確実に実現していくことだと思います。

では、報告第16号 一般会計補正予算第4号から被災者の生活支援として、被災住宅応急処理制度に予算額1億9,760万円、被災者への災害見舞金として9,400万円、災害援護貸付金に3,000万円が計上されています。現時点での実績はどうなっているのか、地区別件数金額をお示しいただきたい。

また、次にどのような理由で支援や貸付の対象から除外されたのかお聞きしたいと思います。

3点目に、被災から1か月が過ぎました。災害に遭われた皆さんは、親戚や他の集落の空き家、他の市営住宅などに仮に身を寄せています。まだまだ先行き不安定な不透明な状況にあります。これからが正念場なのです。様々な支援制度、税の減免など相談があると思います。相談窓口の一本化、簡素化はどうなっているのかお示しいただきたいと思います。

福祉政策課長（重久春光君） ただいまの師玉議員にお答えいたします。まず、1番目の災害援護資金貸付につきましてでありますが、昨日までに住用地区から1件の申請が提出されております。

次に、被災者生活支援金についてでございますが、対象世帯といたしまして被害の程度が床上浸水以上で世帯員合計年収が800万円以下の世帯で1世帯あたり20万円となっております。今回支給いたしました住宅被災者の地区別の件数と金額を申し上げますと、名瀬地区が145世帯、2,900万円、住用地区が161世帯、3,220万円、笠利地区が34世帯、680万円となっております。合計で340世帯6,800万円でございます。

次に、どのような被災者が対象からもれたかというご質問でございますが、今回は所得制限によります。被災地帯の収入額が800万円以上として、対象から外れた世帯が名瀬地区で6世帯。住用地区で12世帯。笠利地区ではありません。次にまた、この他に全壊世帯と大規模半壊世帯として認定された方々に対しましては、より高額な支援が受けられる被災者生活再建支援制度の対象者としてはずれた世帯が名瀬地区8世帯、住用地区4世帯でございます。

建築住宅課長（大石雅弘君） 被災住宅応急修理制度についてお答え申し上げます。当該申請者数は全体で147世帯となっております。内訳として住用地区が64世帯、笠利地区が27世帯、名瀬地区が56世帯でございます。金額ですが、これまでの申請の中で金額が確定したものを平均しますと、一世帯あたり約25万程度になっております。被災住宅応急修理制度の対象について議員さんも言われた、最初から外されたのはどれかというご質問でございますが、これには、この制度の概要をちょっと述べたいと思います。この被災住宅応急修理制度は災害救助法が適用された市町村において、災害によって住宅が半壊の被害を受け、そのままでは生活できないが、その破損箇所に手を加えればなんとか日常生活ができるような場合に、被災者の申請により、当該災害についてこの災害については1か月間延長して、12月19日以内に県が52万円を限度額として応急修理を行う制度であります。対象者は住宅が半壊した方、大規模修理によって避難所から戻れる方、それと世帯の年収が原則500万円以下の方と決められております。対象範囲は日常生活に必要最小限の応急修理でございます。なお、この応急修理は県から委任を受けた本市が被災者に代わって直接お金をもらうものであります。具体的には必要最小限の日常生活に必要な炊事室それから6畳程度の居間及び便所、床、外壁、基礎、外部ドア、窓及び上下水道、電気、衛生設備等でございます。以上、応急修理制度に従って申請者及び現状の状況を聴き取りとりをし、慎重に審査行っております。これによって採用される場合とされない場合があるんですけど、

充分に慎重に審査をして対応しておるところでございます。ご理解の程よろしくお願ひいたします。

総務課長（前里佐喜二郎君） 窓口の1本化についてお答えを申し上げます。議員のおっしゃるとおり今回の災害救助法の適用を受けたことに伴いまして、たくさんの制度、減免するもの、それから支援が受けられるもの、今手元にあるのは広報誌の奄美市だより名瀬つけました別添のものでございます。これも関係各課、多数の課にわたる支援制度がございます。被災を受けられた方々からすれば自分が該当するのかしないのか、どこに行けば手続きができるのかということもありますし、全ての課に行くには大変な手間がかかるということなどから、私どもで窓口で説明が必要だろうということで検討いたしました結果、総合窓口の検討もいたしましたが、これをするには詳しい制度の、それぞれの課の担当が窓口につめなければいけないだろうということもあつたりしまして、それから個人ごとに対象になるのかならないのか、ということのチェックも必要だということで総合窓口を設置することはいたしませんでした。それに代わりまして総合申請書、被災者の皆さんのが罹災証明を総務課に取りに参ります。住用総合支所にも今、体験交流館でも発行しておりますが、このときに総合申請書というのを出してもらえるように、様式を作成いたしました。関係各課と打ち合わせの上ですね。で、これを出していただいて、後日といいますか、各課にIDをまわします。そのことでこの方が該当するかしないかということをチェックします。それをチェックのあと総務課でとりまとめまして、その方にこの支援制度は該当します、これは該当しませんというか、するものをその申請書を添えて郵送いたしております。罹災者は該当するものを申請書を関係課に持参するか、郵送するかで手続きを申請を終わらせるというふうな制度といいますかを構築いたしました。ですので、一本化の窓口はつくりませんでしたけれどもそういうことで対応しているところでございます。

1番（師玉敏代君） はい。先ほど申しました災害援護資金、災害見舞金、住宅の応急処理制度もですね、全て所得制限がありますよね。こういった災害の前においては私はこういった自然災害には、線引きはするものではないと思っております。実際に今件数を見たら、何件か十何件かトータルで見舞金もあと20件、先ほど榮議員も床下浸水の方の見舞金もという意見がありました。実際に被害に遭った人、隣の人はまだ自分よりも被害はない、全部浸水した、全ての家財がなくなつてこれから、箸一本、茶碗ひとつ買わなきゃいけない。そういう状況で夫婦で合算して収入800万円、40代、50代で民間で働くとそれぐらいになりますけど、それぞれで税金を納めてですね、教育ローン、住宅ローン、いろんななかたちで生活をしているわけですよ。こういう突然の自然災害に結局それは5万、10万、20万で足りることではありませんが、これだけの大災害、激震の局地的ですけど、激震の指定を受けているわけですから、全ての被害者に私は床上浸水なり、先ほど床下浸水もありましたけど。是非ですね、義援金もどんどん、まだまだ義援金増えてくるとおもいます。日本全国各地の皆さんの善意の心はこういう人たち全員に見舞金を渡して欲しいという気持ちからだと思いますので、その辺はいかがでしょうか。そのへんも考えていただけるのでしょうか。収入制限そして、制度資金も貸付もそうです。本当に今見たら1件だけですね。3,000万円の予定に対して、なぜ借りられないか。それはですね住用も平成2年9月18日の台風19号で激震指定を受けています。その時にも災害援助資金という貸付がありました。その時も年利率3パーセントですよ。今も3パーセントあの時と時代は違いますよね。3パーセント、貸付条件、その時に所得制限があったかどうか私はわかりませんけれども、私の知っている限りでは所得制限はなかったと思いますが、この制度上の問題。この辺の見直しもですね、私は必要ではないかと。でなければ実際に震災に合った、被害に遭った奄美市が単独でも考えていかなければいかないんじゃないかなと思います。そして貸付利率が3パーセントというのは住用時代のときには、その頃、預け貯金利率が7.2パーセント。自由金利で一番高い。一般化しつけで9パーセントから11パーセントの時代の3パーセントはわかりますけれども、今時点でも3パーセントというと、今の一般的の金融機関でも約1.7から1.8。その銀行の利用度によっては住宅ローンも1.3から4まで下がります。この制度上も私は問題があると思っています。これはどこに準用してこのような制度になっているのか、

御伺いしたいと思いますけどいかがですか。

福祉政策課長（重久春光君） ただいまの災害援護資金貸付の利率の3パーセントについてであります、これは災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて現在もこのままきていると認識しております。

建築住宅課長（大石雅弘君） 被災住宅応急修理制度につきましては、これは市の方でどうのこうの決めることではなくて、県、国からの制度そのまま制度になっておりまして、本来は県の方が施工しなければならないのを、市の方が受けてやっているという所もありまして、この所得制限については県とか、国の方に機会があれば、こういうのはない方がいいということで要望していきたいと思います。

1番（師玉敏代君） この災害で本当に困っている人が、こんな3パーセントでも仮に窓口に来てあなたは収入が高いから夫婦で合算して高いから断られたと。これは何件のうちのひとつなんんですけど、実際にですね800万でこの3年で3パーセント実際に住宅ローンかりてもいいんですよ、一般的の。でも住宅ローンでもいま住宅ローンを借りている人は増額ができない人。ただ、一番この利点は据置期間3年、もしくは市町村長が特に認めたものは5年となってますね。やっぱりこういった据置期間の中で生活のめどが立つ。そしてやはり所得、これは所得の低い人もいいわけですけど、連帯保証人、所得証明、いろんな難しい書類手続きはない。そういうのもあるんですよ。今実際見たら、聞いたら1件しかきませんね。こういう貸付が本当に貸してあげたい。借りられるような、喜ばれるような、災害にあった人に喜ばれるような制度でなければいけないと私は思っております。やはり国と県と準じて災害見舞金も2006年に県と市町村で基金を積み立てた。その中からと聞いてますけれども、その辺もですね、災害の被害状況にあった見舞金。周りが納得するような見舞金を考えていかないといけないと思います。是非これも現金の中で、またこの災害援護資金の3パーセントは今でも私はおかしいと思います。この変動市場金利の中でより高い災害の援護資金はちょっと考えられないで、この辺から市から県、国に言って欲しいと思います。それと私が窓口の1本化と申しましたのは、当初住用支所も壊滅的な状況で、ライフラインの問題、道路の問題、住民の色んな対応で、もちろんいろいろな対応に追われていました。そして、住用の場合は住宅の問題、いろんな問題が全部名瀬の方で窓口になっておりました。実際に住用の方がここまで来るのが大変なんですね。被災に遭った方、着の身着のままんですよ。お年寄りも多いんですよ。そして、あっちに行ってください、2階に行ってください、4階に行ってください、たらい回しだったんですよ。その苦情は私のところにいっぱいありました。本当なら私ももっと早く言いたかったのですけれども。私は各課の方の皆さんにお願いしました。懇切丁寧に対応してくださいと。できる、できらんはいいとしても、これはできないけどこういう資金はどうですかという、そういう最初の対応が悪かったと私に言っておりました。そして、もう1か月経ちましたので、私が言いたいのはですね、このような税務課ですね、ゆうあい係、福祉、そして都市整備、住宅関係ですか。このずらつと今回の災害に対しての減免、軽減、資金支援制度があります。これが届いたのはたぶん11月の初旬ですかね。まだまだそこに被害で、その場にいない人が多いんですよ皆さん。実際にその住宅にもいないでどっかに離散ですよ。これを配られても見る暇なんて無いんです。今やっとこれを見て、自分がどの資金を受けられるか、税金の相談にも行きたいと思っていると思うんですよ。今のような対応であったら、私はかわいそうだと思いますので、先ほど言ったように総合的な窓口の対応と、その辺の簡素化。その辺を是非お願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

総務課長（前里佐喜二郎君） 窓口の簡素化につきましてお答え申し上げます。奄美市だよりに付けて市民にお配りしたのは、市民の皆さんが目になさったのは、議員のおっしゃるとおり11月に入ってからかもしれません。それはおっしゃるとおりだと思います。先ほども申し上げましたとおりこのことについて、総合窓口というのはちょっと考えにくいでございますが、今私どもの方で考えられる一番良いやり方というのが、さっき説明したやり方だと私は思っております。ただ、そのことを知らない住民

の方がいらっしゃることだろうと思いますので、これは実際今どういうやり方でやっているかと言うと、窓口に罹災証明を取りにいらした皆さんに、この申請書を書いていただいております。昨日現在で受付をいたしたのが240件ございます。それで、さっき申し上げました、あなたはこれに該当しますよということでお返しした、発送したのが230件ございます。この制度の中には罹災証明が必要なもの、要するに、申請書が必要なものということがございます。それから、申請書を出さなくても、例えば支援金などのように担当課が対象者をリストを上げて直接支給したり、お配りしたりするものもございます。例えにありました、建築住宅課で市民の方が直接来なければならなかつた事例などは、例えば工事の中身をチェックしなければならないものだと、そういった直接こちらに来なければどうしようもないという方いるかどうかはあれですが、最低限来なければいけないものもございますので、その部分はご理解いただきたいと思います。最後に申し上げたいのは、この制度を知らない方がいらっしゃる。それからまだ我々の配慮が足らないものがありましたら、検討して、例えば知らない方についてはもう一度広報するなど、方策を考えて参りたいと思いますのでご理解いただきたいと思います。

地域総務課長（満田英和君） 住用の現況について少し答弁をしたいと思います。10月20日の豪雨で、住用地区では約200世帯が床上浸水するという大きな被害にみまわれました。支所のほうでも同様で1階部分につきましては、壊滅的な打撃を受け、現在でも通常業務ができない状況に陥っております。11月4日からは体験交流館のほうで総合窓口を開設し、システムの関係等から、本庁へどうしても案内しなければならない業務等もありましたが、最低限の窓口サービス部門を再開したところでございます。今後につきましては、12月1日をめどに支所1階を復旧させる予定でございます。一刻も早く、住民へ支障をきたさないような行政機能を復旧させることが住民への最大限のサービスだと位置づけております。特に、相談窓口につきましてはですね、災害関連業務になろうかと思いますが、支所内で対応できるように、本庁の関係各課と連携を図りながら、住民サービスに努めて参りたいと思っております。復旧を図りながらということばを使っていいかどうかわかりませんが、そういった中での再開でございますのでご理解をお願いしたいと思っております。

議長（世門 光君） 質疑を保留し、暫時休憩いたします。50分に再開いたします。（午前9時43分）

○

議長（世門 光君） 再開いたします。次に社会民主党、関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さんおはようございます。私は社会民主党、社民党の関誠之でございます。質疑をいたします前に、今回の災害によりお亡くなりになりました方々に対し、心よりお悔やみを申し上げますとともに被災された方々にお見舞いを申し上げたいと思います。また、不眠不休で頑張っておられます全職員に心より感謝を申し上げます。私ども議会の立場より、当局と力を合わせ、今回の豪雨災害のメカニズムの解明と今後の対策を追求し、災害に強いまちづくりの施策をつくりあげていきたいと考えております。市民各位のご協力をお願い申し上げ、通告に従って質疑をさせていただきます。

報告第16号専決処分の承認を求めるについて、2ページの第1表、歳出歳入予算補正で地方交付税8億円、繰越金5億5,100万円、市債12億7,050万円の算出根拠の説明をお願いをしたいと思います。2つ目は、災害により市債12億7,050万円の増となっておりますが、今回の災害によって財政運営に対する影響はどのようなことが考えられるのか。2つ目、22ページから23ページの調書の当該年度中起債見込額が47億6,742万3,000円と起債限度額38億円を超えるが、このことについての見解をお示しください。3つ目、19ページの水道会計への繰越金2億9,131万6,000円の内訳をお示しいただきたいと思います。大きな2つ目、報告第21号専決処分を求ることについて質疑をさせていただきます。水道事業会計の14ページの導水管架設工事7,000万円の具体的な内容についてご説明をお願い申し上げます。2つ目、災害復旧工事補助金でなく単独と書い

てありますが、補助事業でないのか、いわゆる災害補助の対象となっていないのか。3つ目、今後この工事が補助事業にいわゆる災害復旧事業の一環として実行採択が可能なのかについてお示しをいただきたいと思います。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

財政課長（安田義文君） おはようございます。それでは関議員のご質問の中で前段の3点について私の方から答弁させていただきます。まず、補正予算書の2ページの第1表歳入歳出予算補正の表中でございます。地方交付税8億、繰入金5億5,100万、市債12億7,050万、この算出根拠についてでございますが、まず市債につきましては今回補助災害についてのみの起債を計上いたしております、単独災害については計上いたしておりません。主な起債の充当率は土木施設、文教施設等が100パーセント、農業、林業施設が80パーセントなどでございます。算出の結果がお示ししておりますとおり、土木施設災害復旧事業債5億4,930万円、農業施設災害復旧事業債4億5,590万円、林業施設災害復旧事業債2億円、文教施設と公営住宅等で6,530万円、その合計が12億7,050万円でございます。また、特別交付税と財政調整基金繰入金につきましては、歳出総額から災害にかかります国県支出金、それから諸収入、先ほど述べました市債、これを差し引きました13億5,100万円の財源不足を補填したものであると考えていただきたいと思います。特別交付税の予算計上額について特に歳出根拠はございません。基金残高も考慮しながら財政調整基金取り崩し額と、国県への要望としての特別交付税加算分、この両面のバランスを図るかたちで振り分けを計上しておるところです。次に災害による市債12億7,050万円の増は財政運営にどのように寄与するかということでございますが、ご承知のとおり災害による市債については、補助〇〇の交付税措置が95パーセントございます。全然影響ないとは申しませんが、のことなどから今後の財政運営への影響は少ないと考えております。それから3点目、補正予算中の21ページ、23ページですね。今年度の起債見込額は47億6,742万8,000円と起債限度額を超えるのではないかということですが、確かに起債限度額につきましては一般会計と特別会計を相互に調整しながら合計で38億円の枠を設けていたところでございます。議員ご指摘のこの金額については前年度からの繰越事業に係る起債5億8,940万円、これが含まれております。これを差し引きますと、一般会計の起債額は41億7,802万8,000円となります。今回の災害により38億円の枠を超えたことは事実ではございますが、予想を遙かに超えた特別な事情であること。また、一刻も早い災害復旧を目指しての措置であることに是非ご理解をいただければと存じます。

水道課長補佐（森岡博文君） ご質問の水道事業会計への繰出金の内訳についてでございますが、平成22年度奄美市水道事業会計補正予算第2号に計上してございます収益的支出の1款水道事業費用、1項営業費用の災害復旧関連に要する経費に対する分が1,962万8,000円となっており、また、資本的支出の1款資本的支出、1項建設改良費の災害復旧関連に要する経費4億2,200万9,000円から国庫補助見込額1億5,032万1,000円を除いた2億7,168万8,000円に対する分と合わせた額2億9,131万6,000円を一般会計から補助金として繰り入れております。次に導水管架設工事につきまして平田町与儀又地区の国道58号線の平田トンネルあ坑口付近には上水道の口径600ミリの導水管が埋設されており、今回の豪雨で当該導水管を含む地盤の地滑り発生の危険性が高まってきたので、その緊急対応策を検討した結果、断水になったときの市民生活への影響が非常に大きいことから上水道地区の水道水を確実に確保する必要があり、合わせて漏水による2次災害の防止を図る必要があるとの判断に至ったところでございます。この判断に基づき、最悪の状況の発生前後における工法を検討しました結果、地滑りの危険箇所から導水管を迂回させるバイパス管仮設工法がもっとも安全でリスクの少ない工法であると決定いたしました。なお、今回の仮設作業は緊急を要することから管材料等については各メーカーの貯蔵材料をリース及び購入して調達したものでございます。仮設

費の内訳としましては断水を要しない特殊工法である。不断水工法が2, 300万円、材料費及び配管施工ならびに附帯工事費等が約4, 700万円合わせて7, 000万円を計上いたしました。次に2番目と3番目についてですが、仮設工事につきましては現状では実害が出ていないことから災害普及事業を含めた現行の国庫補助事業での採択は困難であるため、全額一般会計からの繰入としたものであり、ご理解を賜りたいと思います。

14番（関 誠之君） よく理解ができました。先ほどの災害による特別交付税、いわゆる地方交付税が8億、繰入金、財政調整基金を取り崩して5億5, 100万という財源不足ということですが、この財源不足のいわゆる算定根拠がないということでございますから、この特別交付税、なかなか私もわかりませんけれども、つかみ的な要素もあって、政治的な加味もされるものではないかというふうに思いますが、この辺に対するですね、やはり議会、市長三役の政治的な取り組みも必要ではないかと思いますが、このことについて、ここが多くなりますと財政調整基金のいわゆる繰出しが少なくなってくるわけですから、この辺について市長の見解から少しお聞かせをいただきたいというのが1点。

2つ目は、前年度繰越分が5億数千万含んでおるということはよく理解をしておるつもりであります。その中で、結果、41億2, 800万、当然交付税通りに換算をされて後で戻ってくるようではありますけれども、この起債が増えていくことによってですね、国の事情等も含めていつ変化が起こるかわからない。いわゆる財政の運営が厳しくなるという可能性も秘めているわけですから。この辺のところについては充分な財政運用をしていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。それと、水道事業の繰越金の問題でありますが、先ほどの答弁によりますと、災害復旧事業としては採択がされていないようですが、地滑り等が起こってこのいわゆる市民の生命と財産を守る命の水をですね、バイパス的に回してリスク回避と言いますか、そういった危機管理意識を持って、これをやったことについては非常に評価高いのではないかと思います。また、不断水工法ということで奄美で初めてではないかと、私も水道に何年かおらせいただきましたが、そういういわゆる住民に迷惑をかけない工法等も取り入れてやっているようですから、その評価は非常にしておりますが、やはり自然災害の地滑りのためにその原因はあるわけで、この辺のところをもう少し国、県に要望、要請をして、これも災害復旧の一環としてなんとか事業採択をさせるように努力を今後していただきたいと。このことについてコメントがあればコメントをいただきたいなというふうに思います。是非こういった危機管理意識を持ってですね、今後事務事業に取り組んでいただきたいということを要望を申し上げたいと思います。内容についてはよく理解をしました。いわゆる災害復旧費、先ほど言った一般会計からの繰入を足して、国庫補助金を引いたものが2億9, 131万6, 000円の繰入金ということで、市の方と水道と話し合ってやったというふうに思います。

3つ目の質問はですね、繰り入れることはやぶさかではありませんが、そこにひとつのルールというものがあるってしかるべきではないかと。いわゆるアロケーションの問題、災害になったときは一般会計からの繰入を100パーセント見るとか。でないときにおいては、どういう比率かわかりませんが、比率で一般財源を水道の方に繰出しをし、繰入をしていくというものがあつてしかるべきではないかと思いますが、その辺についてのご見解があればお示しをいただきたいというふうに思います。

市長（朝山 毅君） 関議員にお答えいたします。特別交付税の件でございますが、普通交付税は既に固まっております。当初予算では116億円を超える予算を昨年同様額で大体予算計上いたしました。実際には119億円と、約2億7, 000万、3億円弱の歳入増に普通交付税はなりました。この8億円の特別交付税については当初予算8億円を計上いたしております。昨年の特別交付税の決算額が10億円を超えております。従ってそこで昨年と比べて、約2億円相当の歳入について厳しく当初予算で見積もつたつもりでございます。従って今回の災害の性格、そしてまた状況から言いまして、同時に特別交付税の性格から申し上げて、おそらく、これは私の個人見解でありますが、昨年以上の特別交付税の交付は見込めるのではないかというふうに思っております。そのような形になりますと、議員がおっしゃ

るよう当然財政調整基金5億5,000万円の繰出も少なくてすみますし、合わせて起債の12億円相当も減じができるのではないかと。自主財源と言いますが、歳入が増えてくるということになりますので、そのようなことを含めてあの起債残高、今年の起債額38億円を越えることについてもゆるやかな形で見込めるのではないかというふうな思いがいたしております。またもう一方、歳出を埋めるための歳入のこのようになっておりますが、歳出の災害状況についても各課職員が一生懸命現場を歩きながら、そしてまた県や国のお力も借りて一応見積もりという形でやっております。今後の具体的な査定状況において、これが現実にもう少し引き上げていってもらえば非常に起債額も減ってまいりますと同時に次年度以降の予算措置、国からの交付税措置等も見込めるということになりますが、先ほど財政課長が申しましたように、もちろん皆様方とお約束した暗黙の了解と言いますが、38億円の起債額を超えないような範囲で財政を編成していくという基本方針には近づける形になるのではないかと思っておりますので、特に特別交付税のことについては私も国や県に事情理解の上交付していただくようにということは申し上げているつもりでありますし、また今後3月までに調整が図られますので、その間私なりに努力をしていきたいと考えているところであります。

財政課長（安田義文君） 議員から最後の方でご質問いただきました、水道事業会計と一般会計の持分負担のお話です。まず最初に水道事業会計の方で起債できるのにしなかったのはですね、ご承知かと思いますが、水道事業の方で起債をしても交付税で歳入がないということで今回は一般会計から繰出しを全額しているということです。おっしゃいますとおり、農業用水と飲料用水の区分につきましてはアロケーションしておりますが、今回は確かにありません。財源等のこちらの方の見込みより少なくなったり、財源構成をしてまいりますが、その上でもしもの場合にはまた相談申し上げると。その上でその割合については今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

14番（関誠之君） 公団のほうのコメントはありませんでしたけれども、よく理解をしたということで理解をおきますので、是非ですね7,400万円の工事費用というのは水道水を売ってですねやる金ですから、もちろん先ほどのような繰入金もありますけれども、やはりいわゆる地方公営企業の独立会計ですから、私どもの税金をつぎ込むというのは、ある意味私はこれは無い方が水道会計にとっては望ましいことだと。いわゆる水代を引き下げる、引き上げる議論になると必ず出てくることだというふうに思っております。先ほどのアロケーションの問題は、やはり公営企業という会計と一般会計との区別をきちんとつけるという意味からも必要性があるのではないかと。いわゆる私たちの税金がなぜ独立採算である水道事業に、今回はよく理解をいたしましたが、いわゆる水道起債がつかないと言いますが、ついてもその裏の交付税とか戻ってくる金がない、少ないという事情もあるんだろうとは思いますが、是非この辺のところは分けをしっかりしていただいて、公営企業と一般会計の健全性を狙っていきたいというふうに思っております。私がなぜこういう質問をしたかと言いますと、かなり財政は好転はしておりますが、まだまだ黄信号であって、青信号までは至っていないのではないかという思いがありますので、是非今後災害があったから我々の税金が多くそこに使われて、市民サービスが低下することがないようにですね、心がけていかなければいけないというふうに思います。そういうことを要望し、お願いを申し上げながら質疑を終わりたいと思います。

議長（世門光君） 次に、日本共産党、三島照君の発言を許可します。

15番（三島照君） おはようございます。日本共産党の三島照です。専決23号 平成22年度奄美市一般会計補正予算第4号について質疑をいたします。その前に先の10月20日、過去に例のない奄美集中豪雨によって被災に遭われた被災者の皆さんのがんばり早い復興を願うと同時に、本市で亡くなられたお2人の方々に対して心からご冥福をお祈りいたします。これからこの災害復旧、そのためにも私たち議会と行政、市民が力を合わせて頑張っていかなければというふうに思っております。質問につ

いては、3点について質疑をさせていただきます。

まず第1点は先ほどから関議員も質問されております。補正予算で約61億6,559万6,000円の歳入が予定されています。この中でですね、私は先ほど市長の方からも特別交付税で頑張っていきたいというお話がありましたので、12月13日から先ほどから答弁にもありますように事務手続き上は査定が入ってくるというふうにお聞きしております。そういう中で今回のこの補正に組まれたそれぞれの国庫支出金、交付金、県の支出金ですね。こういったものがその歳入のめどがついた上での補正予算だということは認識しておりますけれども、そこら辺の現状がですね今後の財政の歳入のめどはあるのかといったところが気になっています。合わせて市債で、先ほどもありました12億7,050万円が計上されています。合併後の財政計画にもありましたように財政シミュレーションでそこら辺の事情があれば、計画があれば示していただきたいということです。

2点目は、この間職員の皆さん本当に24時間寝る時間も惜しんで頑張っておられる。特に住用地域では、公用車自身が流されたり、電話も使えないという状況の中で、自らの自動車や携帯で連日活動されている。こういう方々に対してですね、今回人件費が時間外手当で計上されていますけど、そういうところら辺の時間外手当の問題とかですね。特に法令上、管理職の超過勤務手当とかそういうのも出ないのは承知の上なんですけど、何らかの形で方法が取れないものかと。行く度に支所の方をまわれば本当に頭が下がる想いでいましたので。ちょっとそこら辺をどのように整理できるのかお聞きしたいというのが2点目です。

3点目はですね、先ほどから多くの議員の皆さんが災害救助支援、またその支給方法等について質問されております。私もその部分で例えばこの対象者の範囲という点でですね、笠利や住用において、住まいを笠利や住用に残ったまま仕事やいろんな関係で当分住民票等を名瀬に置いてある方々も多くおられると思うんですよね。具体的に言えばこういった方々の災害支援金。生活支援やそういったことの対応がどのようになっているのか。ちょっとその対応のところでの支援の支給の方法と対象者の範囲の考え方について質問いたします。

財政課長（安田義文君） 三島議員の1点目ですね。歳入の保証があるかということでございますが、関議員のところでもお答えしましたとおり、国庫県補助金につきましては、それぞれ主管課が出してきました事業費について規定の補助率をかけております。今回はもちろん激甚指定の前でしたので普通の率でかけております。ですから、この国県の補助金につきましては議員もおっしゃったようにですね、歳出が減ってきますと歳入も減ると。ですから今の額が確かにと言われるところはそうではありませんが、歳出が落ちると歳入も落ちるという形でありますので、ここからの財源不足はないと考えております。次に、特別交付税と財政調整基金も先ほど述べましたように、財政調整基金につきましては3億弱を残しまして、5億5,100万を出すと。これは実際にその財調の積み金がございますので、この金額についても保証はできるものと考えております。ただ、特別交付税ですね。これにつきましては、市長の方からもございましたように21年度の実績に地方財政計画で伸び率をかけますと、実は11億4,000万ほどになります。今回8億に8億を足した16億を目指すということありますから、今回の特例措置を5億お願いしようとすることありますので、このことについては私も積極的に要望もしますし、この金額は確保されるように願っておるところでございます。

それともう1つ、シミュレーションでございますが、今の状況ではシミュレーションはもちろんできません。ただ何度も聞く皆様の方に過去、財政計画とかをお出ししているかと思いますが、財政計画の方ではもちろん災害対策事業費は見込まれておりません。先ほど関議員にもお答えしましたように、確かに財調の取り崩しによる影響は出てくるでしょうけれども、多くの起債につきましては交付税措置が95パーセントございますので、歳出も膨れますが歳入も膨れるということでございますので、そう大きな影響は無いものと思っております。また、新たな財政計画を近いうちに立てるつもりでございますのでよろしくお願ひいたします。

総務課長（前里佐喜二郎君） 三島議員にお答え申し上げます。三島議員もおっしゃっておられましたとおり今回の災害で、大変過酷な勤務を職員の皆さんにはしていただいたと思っております。豪雨以来多くの職員がまさに不眠不休で対応にあたりまして、特に管理職の皆さんも職員の先頭に立って連日休日返上で頑張っておられました。感謝申し上げております。お尋ねの時間外勤務手当につきましてですが、議員もおっしゃっておられましたように、管理職の皆さんには管理職手当が支給されております。この管理職手当と時間外手当の併給はできないということになっております。先ほど申し上げましたように、管理職の部課長の皆さんには豪雨以来大変苦労いただいていることは承知の上でございますが、時間外勤務手当の支給はできませんので、これをどう対応するかということでございますが、この間土日の勤務についてせめて、事態が落ち着いたら振り替えで対応できないかなと考えているところでございます。

福祉政策課長（重久春光君） 3点目の被災者生活支援金の配布の対象者の範囲ということでお答えいたします。この制度は住宅被害として全壊、半壊及び床上浸水として認定された世帯で、持家か借家か等は問いませんが、居住実態のあるものとなっております。従いましてお尋ねのような、実際に住んでいなかった場合の支援制度はございませんが、今後近く開催を予定しております義援金配分委員会等で検討していただきたいと考えております。

15番（三島 照君） はい。歳入保証については今後特交を含めて、役所の市長をはじめ、皆さんの頑張りにかかっているのかなという思いもしておりますので、是非先ほどから言われた奄美市の財政も決して余裕のある財政ではないと思いますので、この機会に国、県に働きかけていただいてですね、奮闘していただきたいというふうに思っています。

私が管理職の分はわかった上であれですけど、各支所など行ってますとですね、やっぱり車も流され、携帯もない中で全部自らの車や携帯でこの1か月間やられて管理職手当があるとはいえ、まさに家にも帰らずに寝食忘れて、おにぎり1つで頑張っていたことを見ていると、ついつい涙が出るくらいの思いで見ていましたので、何らかの方法があればという思いで質問させていただきました。

3番目ですね問題は今言われました、居住がまず前提だということですけど、自らの自宅において、いろんな事情があって名瀬に住んでいて、帰ろうと思ったときにはもう家が使い物にならなかつたということがありますと同時に朝から衆議員も質問されましたようにですね、床下とはい生活ができない状況にまでなってきたという状況も片っぽでは出てくるんですよね。そういう点で私たちは災害復旧に対してはいろんななかたちでその救助を、災害救助法を全面的に活用して、何よりも被災者の立場で支援をということを私たちは訴えてきました。例えば住宅は外から見たら大丈夫であってもですね、浸水で壁や、床や、天井などが傷んで大幅な改修工事をしなければ住むことができないとか、住宅の被害の認定についてもその住宅として機能がどの程度失われているかを基準に考えていくべきではないかというふうに考えています。そういう点で今回のいろんな立場からですね、この災害救助の支給の方法や対象の範囲の考え方を拡大しながら本当に被災者の立場に立った方向で検討していただきたいと思うんですけどそこら辺どうでしょうか。

福祉政策課長（重久春光君） ただいま三島議員からご提言がありましたとおり、配分対象、基準、方法、時期なども含めましてやはりこの制度的なございませんが、やはりこの全国から寄せられました義援金の中から多くの方に適正に配分できるよう一緒に取り組んで行きたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

議長（世門 光君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ないものと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は委員会付託を省略することに決しました。これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これから採決に入ります。

報告第15号から報告第21号までの7件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案はこれをそれぞれ承認することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって報告第15号から報告第21号までの7件については、いずれも承認することに決定いたしました。



議長（世門 光君） 日程第4、議案第109号 奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） ただいま上程されました議案第109号の提案理由をご説明いたします。議案第109号 奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成22年8月に出された人事院勧告に伴う改正であります。職員については、期末手当、勤勉手当の年間支給率をそれぞれ0.15月、及び0.05月引き下げる改定のほか、若年層を除く職員について給料表を引き下げる改定及び4月から11月までに支給された給与に対し、0.28パーセントに相当する額を期末手当から減額する改定となっております。さらに、55歳以上で6級以上の職務の級に該当する職員については、本年12月以降、月例給与の1.5パーセントを減額するものでございます。以上を持ちまして議案第109号の提案理由の説明を終えますが、何卒ご審議の上議決してくださいますようお願ひいたします。

議長（世門 光君） これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑ないものと認めます。これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は委員会付託を省略することに決しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これから採決に入ります。議案第109号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第109号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



議長（世門 光君） 日程第5、議案第110号 奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） ただいま上程されました議案第110号の提案理由をご説明いたします。議案第110号 奄美市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市長、副市長、教育長及び議員について期末手当の支給率を年間0.15月引き下げる改定となっております。以上をもちまして議案第110号の提案理由の説明を終わりますが、何卒ご審議の上議決してくださいますようお願ひいたします。

議長（世門 光君） これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ないものと認めます。これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は委員会付託を省略することに決しました。これから討論に入れます。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決に入れます。議案第110号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第110号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○

議長（世門 光君） 日程第6、議会運営委員会委員の選舉についてを議題といたします。この際ご報告いたします。先ほど、本日付で平敬司君から議会運営委員会の辞任願いが提出され、これを議長にて許可いたしたところです。

お諮りいたします。ただいま欠員となりました議会運営委員会委員の選任については奄美市議会運営委員会条例第88条第1項の規定により、竹田光一君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。

よって竹田光一君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。奄美市全域への激甚災害指定の拡大を求める意見書についてを日程に追加し議題とすることにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。

奄美市全域への激甚災害指定の拡大を求める意見書についてを日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

○

議長（世門 光君） 日程第7、奄美市全域への激甚災害指定の拡大を求める意見書についてを議題といたします。提案者に提案理由の説明を求めます。

7番（向井俊夫君） それでは提案理由を説明させていただきます。奄美市全域への劇甚災害指定の拡大等を求める意見書。平成22年10月18日から20日にかけて奄美地域を襲った豪雨は総雨量は800ミリメートルを超える記録的な集中豪雨となり、気象庁の統計による100年に1度の確率降水量をはるかに超え、奄美地域に壊滅的な打撃を与えました。奄美市でも尊い人命が失われたほか、通信情報網やライフラインの寸断も発生し800戸を超える家屋の浸水被害や道路農地等の被害など奄美市では住用町のみならず、全市全域において甚大な被害を受けました。国、鹿児島県をはじめ関係機関の協力、

また日本全国からの人的、物的支援をいただき、支援復旧活動に全力で取り組んでおりますが、道路等の公共施設や農地等の災害復旧など、また災害復旧国庫補助の採択基準に満たない被害も多く発生しておりさらなる時間と経費を要することは必至な状況であります。公共施設以外においても、住民自身による復旧は経済的に大きな負担となり、高齢化、過疎化の進む本市においては、生活再建への遅れが懸念されているところです。つきましては1日も早い災害復旧復興及び生活復旧支援にむけて、奄美市全域を対象として激甚災害として指定いただき、合わせて農地等の復旧に関する新たな助成制度の創設など、厳しい財政状況にある本市での災害復旧、生活復旧支援について特段の配慮を求めるものです。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。平成22年11月26日奄美市議会。

議長（世門 光君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ないものと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は委員会付託を省略することに決しました。これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決に入ります。議案第111号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって議案第111号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。以上で本臨時会に付議されました事件は議了いたしました。これをもって平成22年第2回奄美市議会臨時会を閉会いたします。（午前11時40分）

会期・議事日程
付 議 事 件

第4回定例会・議事日程及び付議事件

○平成22年12月8日 奄美市議会第4回定例会を招集した。

○会期 17日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
12月 8日	水	本会議	1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定（17日間） 3 議案第112号～131号（20件） 上程 説明 4 議案第88号（決算認定）（1件） 上程 報告 質疑 討論 採決 5 議案第89号～103号（決算認定）（15件） 上程 報告 質疑 討論 採決
12月 9日	木	本会議	1 一般質問-奥議員、与議員、三島議員、竹田議員、戸内議員（質問順）
12月10日	金	本会議	1 一般質問-師玉議員、多田議員、崎田議員、関議員（質問順）
12月11日	土	休 会	
12月12日	日	休 会	
12月13日	月	本会議	1 一般質問-叶議員、泉議員、竹山議員、平議員（質問順）
12月14日	火	本会議	1 議案第112号～131号（20件） 上程 質疑 付託 <div style="margin-left: 20px;"> ☆付託区分 総務建設-議案第117号～119号、123号～127号（8件） 厚 生-議案第113号～116号、120号～122号、128号、129号（9件） 産業経済-議案第130号～131号（2件） 文 教- 全委員会-議案第112号 平成22年度一般会計補正予算（第5号） は、所轄する各常任委員会に付託 ※請願・陳情付託報告（前議会からの継続審査事件を含む） 総務建設-陳情第5号、陳情第13号（2件） 厚 生-陳情第14号（1件） 産 経-請願第8号～11号（4件） </div> 2 奄美市将来構想特別委員会報告
12月15日	水	休 会	常任委員会審査（厚生・産経）
12月16日	木	休 会	常任委員会審査（総建・文教）
12月17日	金	休 会	報告書整理・議案等調査
12月18日	土	休 会	
12月19日	日	休 会	
12月20日	月	休 会	報告書整理・議案等調査
12月21日	火	休 会	報告書整理・議案等調査
12月22日	水	休 会	報告書整理・議案等調査
12月23日	木	休 会	（天皇誕生日）
12月24日	金	本会議	1 議案第112号～131号（20号） 上程 報告 質疑 討論 採決 2 請願第8号～第11号（4件） 上程 報告 質疑 討論 採決 3 陳情第13号、陳情第5号（2件） 上程 報告 質疑 討論 採決 4 陳情第14号 上程 報告 質疑 討論 採決 5 議案第132号（意見書） 上程 報告 質疑 討論 採決 6 議案第133号（意見書） 上程 報告 質疑 討論 採決 7 議案第134号（意見書） 上程 報告 質疑 討論 採決 8 議案第135号（意見書） 上程 報告 質疑 討論 採決 9 議案第136号（意見書） 上程 報告 質疑 討論 採決
12月25日	土	休 会	

○付議事件は次のとおりである。

番号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付 託 委 員 会
(1)	議案第112号	平成22年度 奄美市一般会計補正予算（第5号）について	H22.12.24	原案可決	全 委 員 会
(2)	議案第113号	平成22年度 奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について	H22.12.24	原案可決	厚 生
(3)	議案第114号	平成22年度 奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）について	H22.12.24	原案可決	厚 生
(4)	議案第115号	平成22年度 奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について	H22.12.24	原案可決	厚 生
(5)	議案第116号	平成22年度 奄美市笠寿園特別会計補正予算（第2号）について	H22.12.24	原案可決	厚 生
(6)	議案第117号	平成22年度 奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について	H22.12.24	原案可決	総 務 建 設
(7)	議案第118号	平成22年度 奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について	H22.12.24	原案可決	総 務 建 設
(8)	議案第119号	平成22年度 奄美市水道事業会計補正予算（第3号）について	H22.12.24	原案可決	総 務 建 設
(9)	議案第120号	奄美市特別養護老人ホーム条例を廃止する条例の制定について	H22.12.24	原案可決	厚 生
(10)	議案第121号	土地の処分について	H22.12.24	原案可決	厚 生
(11)	議案第122号	建物の譲与について	H22.12.24	原案可決	厚 生
(12)	議案第123号	新たに生じた土地の確認について	H22.12.24	原案可決	総 務 建 設
(13)	議案第124号	字の区域の変更について	H22.12.24	原案可決	総 務 建 設
(14)	議案第125号	字の区域の変更について	H22.12.24	原案可決	総 務 建 設
(15)	議案第126号	過疎自立促進計画の策定について	H22.12.24	原案可決	総 務 建 設
(16)	議案第127号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	H22.12.24	原案可決	総 務 建 設
(17)	議案第128号	奄美市立母子生活支援施設ひまわり寮の指定管理者の指定について	H22.12.24	原案可決	厚 生
(18)	議案第129号	奄美市軽費老人ホーム奄美市立たかもり寮の指定管理者の指定について	H22.12.24	原案可決	厚 生
(19)	議案第130号	奄美市健康体験交流施設の指定管理者の指定について	H22.12.24	原案可決	産 業 経 済
(20)	議案第131号	奄美市農林産物直売所の指定管理者の指定について	H22.12.24	原案可決	産 業 経 済
(21)	議案第132号	環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）への対応に関する意見書の提出について	H22.12.24	原案可決	本 会 議
(22)	議案第133号	免税経由制度の継続を求める意見書の提出について	H22.12.24	原案可決	本 会 議
(23)	議案第134号	米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書の提出について	H22.12.24	原案可決	本 会 議
(24)	議案第135号	名瀬測候所の地方気象台への格上げを求める意見書の提出について	H22.12.24	原案可決	本 会 議
(25)	議案第136号	新たな保育制度に反対し、現行の保育制度の維持・拡充を求める意見書の提出について	H22.12.24	原案可決	本 会 議

番号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(26)	請願第8号	TPPの参加に反対する請願	H22.12.24	採択	産業経済
(27)	請願第9号	TPPの参加に反対する請願	H22.12.24	採択	産業経済
(28)	請願第10号	免税経由制度の継続を求める請願	H22.12.24	採択	産業経済
(29)	請願第11号	米価の大暴落に歯止めをかけるための請願	H22.12.24	採択	産業経済
(30)	陳情第13号	名瀬測候所の地方気象台への格上げを求める陳情	H22.12.24	採択	総務建設
(31)	陳情第14号	新たな保育制度に反対し、現行の保育制度の維持・拡充を求める陳情	H22.12.24	採択	厚生

○前議会からの継続審査

番号	議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(32)	議案第88号	平成21年度 奄美市一般会計歳入歳出決算認定について	H22.12.8	認定	一般会計等決算特別委員会
(33)	議案第89号	平成21年度 奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H22.12.8	認定	特別会計等決算特別委員会
(34)	議案第90号	平成21年度 奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について	H22.12.8	認定	特別会計等決算特別委員会
(35)	議案第91号	平成21年度 奄美市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について	H22.12.8	認定	特別会計等決算特別委員会
(36)	議案第92号	平成21年度 奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	H22.12.8	認定	特別会計等決算特別委員会
(37)	議案第93号	平成21年度 奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H22.12.8	認定	特別会計等決算特別委員会
(38)	議案第94号	平成21年度 奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について	H22.12.8	認定	特別会計等決算特別委員会
(39)	議案第95号	平成21年度 奄美市笠寿園特別会計歳入歳出決算認定について	H22.12.8	認定	特別会計等決算特別委員会
(40)	議案第96号	平成21年度 奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H22.12.8	認定	特別会計等決算特別委員会
(41)	議案第97号	平成21年度 奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	H22.12.8	認定	特別会計等決算特別委員会
(42)	議案第98号	平成21年度 奄美市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	H22.12.8	認定	特別会計等決算特別委員会
(43)	議案第99号	平成21年度 奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定について	H22.12.8	認定	特別会計等決算特別委員会
(44)	議案第100号	平成21年度 奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	H22.12.8	認定	特別会計等決算特別委員会
(45)	議案第101号	平成21年度 奄美市交通灾害共済特別会計歳入歳出決算認定について	H22.12.8	認定	特別会計等決算特別委員会
(46)	議案第102号	平成21年度 奄美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H22.12.8	認定	特別会計等決算特別委員会
(47)	議案第103号	平成21年度 奄美市水道事業会計決算認定について 平成21年度 奄美市水道事業剩余金処分計算書	H22.12.8	認定 原案可決	特別会計等決算特別委員会
(48)	陳情第5号	公契約における公正な賃金確保等に関する陳情	H22.12.24	不採択	総務建設

第4回定例会一般質問通告

(12月9日(木))

◎市民クラブ 奥 輝人

- 1 環太平洋経済連携協定(TPP)交渉について
 - (1) TPP交渉についての所見
 - (2) 戸別農家所得補償制度や関連産業の今後の状況についての所見
 - (3) TPP交渉への反対の決意についての所見
- 2 奄美市豪雨災害について
 - (1) 安全対策について
 - ア 緊急避難場所の確認について
 - イ 危険区域の避難訓練について
 - ウ 防災無線の運用について
 - エ 消防団の活動について
 - オ 安全第一の街づくりについて
 - (2) 農業品目の被害状況について
 - ア 露地野菜、施設野菜、果樹、牛、サトウキビ、その他作物の被害状況について
 - イ その対策について
 - ウ 品目ごとの見舞金について
 - (3) 笠利地区の被害状況について
 - ア 楠野地区と川上地区の崩落災害の復旧見通しについて
 - イ 双方の復旧工事の概要について
 - ウ その他の災害箇所の復旧見通しについて

◎公明党 与 勝広

- 1 市長の政治姿勢について
 - (1) 来年度予算編成への取組みについて
 - (2) 市役所(職員)の意識改革について
 - (3) 本年度を振り返り、市長の推進してきたマニフェストの進捗状況及び成果
 - (4) 広域行政について
- 2 奄美豪雨災害について
 - (1) 奄美豪雨災害の教訓と今後の体制
 - (2) 今後の公共事業の在り方
 - (3) 住用地区・古見地区の今後の展望は
 - (4) 救援物資の配給と管理について
 - (5) 災害ごみの処理について
 - (6) 住用総合支所の建設計画及び職員の配置
- 3 福祉行政について
 - (1) 和光園の将来構想について
 - (2) 予約制バスの運行を実施できないか
 - (3) 市民後見人の育成について

◎日本共産党 三島 照

- 1 10.20 奄美豪雨災害について

- (1) 教訓をどう受け止めているか。（市長及び関係部局ごとに）
 - (2) 旧国道58号線をはじめ道路の整備・管理の在り方について
 - (3) 被災者支援の在り方について
 - ア 生活支援、住宅支援、高齢者・子どもたちの精神的ケアについて
 - (4) ボランティア組織設立について
- 2 まちづくり政策について
- (1) 中心市街地活性化協議会について
 - (2) 観光・物産交流センター建設設計画の見直しについて
 - (3) 旧宝屋跡地の賃借契約について

◎無所属 竹田 光一

- 1 市長の政治姿勢について
- (1) 奄美市長に就任（2009.12月）して市政を担い1年が経過し、その間を振り返っての思いと2年目に向けての考えを伺います
 - (2) 市長の新時代への町づくりとして9項目の宣言があるが、実現のためには定住人口の増加が不可欠であり、将来構想にある定住人口目標5万人、交流人口目標45万人実現に向けての具体策を伺います
 - (3) 奄美の営業マン、トップセールス宣言
 - ア アンテナショップを拠点に奄美ブランドの販売促進
 - イ 農産物生産拡大を図り、高付加価値ブランドの創出
 - ウ 伝統産業大島紬の再生
 - エ 黒糖焼酎の全国的な販売促進の展開
 - オ 企業誘致のため100企業訪問
 - カ 販路促進活動のため、出身者による100人応援団結成について
 - (4) 高齢者の生活支援対策
 - ア 高齢化社会に伴う現象として、限界集落、買物難民という問題が出ているが見解を伺います
 - イ 国の買物難民支援制度に対する今後の対応、対策の考えは
 - (5) 特別養護老人ホーム笠寿園の民間移譲について

◎民主党 戸内 恭次

- 1 豪雨災害に関する件
- (1) 局地激甚災害指定について、その適用の範囲について
 - (2) 通常災害と激甚災害の補助率及び事業費の比較について
 - (3) 老人ホーム等の設置条件の見直しについて
 - (4) 住用総合支所の在り方について
 - (5) 西仲間地区における排水ポンプ設置等による保全対策について
 - (6) 通信手段の整備について
 - (7) 被災者の生活支援の施策について
- 2 下水道事業について
- (1) 下水道法解釈について
 - (2) 国有地、県有地の利用について
 - (3) 今後の下水道普及活動について
- 3 公共事業入札について
- (1) 指名の公平性について

- 4 緊急雇用事業について
 - (1) 公募及び契約の在り方について
- 5 島興し課（対策課）の設置について
 - (1) 奄美の自立に向けた世界規模及び全国規模のネットワークづくりについて
- 6 低航空運賃を求める運動について
 - (1) 奄美市としての取組みについて
- 7 末広・港土地区画整理事業について
 - (1) おがみ山ルートとの関連について
 - (2) 仮換地指定について
 - (3) 仮換地指定について異議申し立てをした地権者について
 - (4) 事業の緊急性について

(12月10日(金))

◎新奄美 師玉 敏代

- 1 奄美集中豪雨災害対策について
 - (1) 2級河川・準用河川の浚渫工事について
 - (2) マングローブ群生箇所・東城内海の土砂堆積調査と掘削について
 - (3) 住用支所庁舎、診療所、消防分駐所の合同庁舎整備について
 - (4) 住用町の西仲間、石原、城地区の嵩上げ都市計画整備事業について
 - (5) 特別養護老人ホーム「住用の園」の移転地確保について
 - (6) 自治会、集落の自主防災の強化と防災通信システムの整備
 - (7) 被災企業の緊急雇用対策について
 - (8) 支援制度の情報周知の徹底と期限について

◎新奄美 多田 義一

- 1 奄美豪雨災害について
 - (1) 道路河川など復旧の見通しは
 - (2) 大規模災害時の迂回路の確保について
 - (3) おがみ山バイパスの必要性は
 - (4) 水害で学んだことは
 - (5) 今後大雨に対する対策は
 - (6) 関係機関との連携は機能していたか
 - (7) 防災マップの今後のありかた
 - (8) 観光に与えた影響も大きいが支援策は
 - (9) 来年度の予算編成に与える影響は
 - (10) FMやインターネットの活用と今後の課題
 - (11) 世界自然遺産に与える影響は
 - (12) 生態系の調査、また被害は
- 2 安心安全について
 - (1) 和光バイパスの和光側の街灯について
- 3 笠寿園について
 - (1) 落札額についての見解は
- 4 横浜ベイスターズキャンプについて
 - (1) 今回の成果と今後の課題は、経済効果は

◎日本共産党 崎田 信正

- 1 奄美豪雨災害について
 - (1) 減免制度の充実が必要ではないか
 - ア 市民税・固定資産税
 - イ 水道料金・下水道料金
 - ウ 国民健康保険税・介護保険料
 - (2) 住用診療所の再会の目処は
- 2 市長の政治姿勢について
 - (1) TPPへの参加について市長は明確な反対を
- 3 医療・福祉政策について
 - (1) 70歳～74歳の医療費が倍増した時の影響は
 - (2) 子宮頸がんワクチン接種の促進について
 - (3) 介護保険制度で「支援」者はサービス対象外との計画があるが、どう対応するのか
- 4 市営住宅政策について
 - (1) 使用承継は配偶者だけでなく、同居家族も認めるべきではないか
 - (2) 空き家待ちは、申し込みの重複はあるが10月1日現在1189世帯とあるが、解消に向けた対策は
 - (3) 補修、維持・管理について
- 5 労働・雇用問題について
 - (1) 就職氷河時代と言われるが、奄美市の現状をどう捉えているか
 - (2) 労働者の実態調査の実施は必要ないか
 - (3) 公契約条例の制定が必要でないか
- 6 和光園将来構想について
 - (1) 作業部会で将来構想の検討が進められているが、現在の進捗状況と見通しは

◎社会民主党 関 誠之

- 1 奄美豪雨災害について
 - (1) 震災応急対策について、反省点と対策を示せ
 - ア 活動体制の確立と初動期の応急対策
 - イ 事態安定期の応急対策
 - ウ 社会基盤（インフラ）の応急対策
 - (2) 震災復旧・復興について、今後の具体的対策は
 - ア 公共土木施設等の災害復旧事業
 - イ 被災者の災害復旧・復興支援
 - (3) 災害時要援護者の避難体制の強化と整備及び「住用の園」職員の雇用対策について
 - (4) 1990年の旧住用村役場の浸水が活かされなかつた原因と庁舎の今後について
 - (5) 住用町西仲間・石原地区、内水害メカニズムの解明とその対策について
- 2 H23年度当初予算編成について
 - (1) 市長の財政状況の認識と財政運営の基本的考え方また、H23年度当初予算編成で指示したことは
 - (2) 地域の活力「特別枠」5,000万円に期待できる施策は、H22年度「特別枠」を改善する点は
 - (3) 過疎債によるソフト事業の新規、継続事業を示せ
 - (4) 一括交付金化の本格実施への対応は
- 3 教育問題について

- (1) 学校給食賄い材料費の適正化はどう処理するのか
 - (2) 幼稚園の入園料、保育料の是正はなされたか
 - (3) 住用地区学校給食室の改善について
- 4 市民生活に関すること
- (1) 笠寿園の民間移譲について
 - (2) 小宿地区都市計画の現況について
 - (3) 奄美の航空路線について
 - (4) 佐大熊川上流の砂防堤の崩壊について

(12月13日(月))

◎公明党 叶 幸与

- 1 奄美豪雨災害について
 - (1) 今回の集中豪雨災害の教訓をどのように考えるか
 - (2) 地積調査の迅速な実施について
 - (3) 急傾斜地対策について
 - (4) 職員の危機管理体制とマニュアルと今後の防災意識訓練
 - (5) 10月20日を奄美防災デーに
 - (6) 毎年全市あげて防災訓練をしたらどうか
- 2 福祉行政について
 - (1) 福祉用具販売購入について
 - (2) 元気な高齢者の負担軽減と介護支援ボランティアの普及について
 - (3) 市営住宅における単独世帯の認知症対策について
- 3 教育行政について
 - (1) 中学校区自由選択制導入について
 - (2) 主任児童委員について
 - (3) 子ども園(幼保一元化)について
- 4 横浜ベイスターズキャンプについて
 - (1) 取組み経緯と経済効果及び今後の予定
 - (2) 第2球場の考えはあるか

◎平政会 泉 伸之

- 1 豪雨災害について
 - (1) 住用総合支所(建物)内の被害状況について
 - (2) 住用総合支所は2度にわたり1階部分が浸水しているが、庁舎移転の考えはないか。
 - (3) 県道佐仁・赤木名線の2ヶ所において大規模崩壊しているが、どのように対応しているのか、又今後の見通しについて
 - (4) 農作物の再生支援を決定しているが、農家の相談や申請申込みはあったのか
- 2 農業政策について
 - (1) TPP問題について市としての考え方
 - (2) サトウキビ生産におけるメイチュウ対策について
- 3 北大島チップセンター敷地の賃貸借契約について
 - (1) 賃貸借期間、賃料が変更しているのは何故か
 - (2) 工場は閉鎖されているように見受けられるが、今後再稼働するのか

◎平政会 竹山 耕平

- 1 豪雨災害について
 - (1) ボランティア活動について（連携・周知徹底指導）
 - (2) 私有地内（施設含む）災害復旧の対応について
- 2 福祉行政について
 - (1) 乳幼児及びひとり親家庭医療費助成事業について
 - ア 窓口負担の軽減（現物支給）及び対象年齢を引き上げ、子ども医療費制度への拡充
 - イ 申請等の負担軽減について
 - ウ 所得制限の撤廃について
 - (2) 認可外保育園（託児所）の役割等への見解、また支援制度（補助・助成）の導入及び充実
- 3 環境行政について
 - (1) 永田墓地含む墓地管理行政の進捗及び計画について
 - ア 断水部分の復旧計画について
 - イ 通路、道路の拡張について
 - ウ 墓地管理行政の健全化に向けた進捗及び今後について
 - (2) サンゴ礁保全対策事業について
 - ア これまでの総合的な実績・成果及び評価について
 - イ 今後の計画について
 - ウ 委託制度について
- 4 まちづくりについて
 - (1) AIAI広場の管理について
 - (2) 末広・港土地区画整理事業について
 - ア 本格的な解体工事が始まっている、商店街及び住民への対応について
 - イ 8番街区の計画について（ダイワの計画）
 - ウ 今後の計画
 - (3) 中心市街地活性化基本計画について
 - ア 現状について
 - イ ユニバーサルデザイン、景観（建物・道路）協定、補助制度の充実について
 - ウ 今後の計画について
 - (4) プレミアム商品券について

◎自由民主党 平 敬司

- 1 一括交付金化について
 - (1) 一括交付金化によって、市民が予算編成に参加することと議会が参加することについてどう思うか。
 - ア 市民部、産業振興部、土木部、教育委員会それぞれの考え方
 - (2) 各小中学校に自主事業のための予算配分はできないか
- 2 環太平洋パートナーシップ協定について
 - (1) 奄美農業への影響と将来像は
 - ア 特にサトウキビ
 - イ 焼酎は
- 3 健康野菜あしたばについて
 - (1) 21世紀の野菜あしたばの普及について
 - ア 産振部での普及は図れるか
 - イ 福祉部としての普及は図れるか

第 4 回 定 例 会
平成22年12月 8 日
(第1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1番	師 玉 敏 代 君	2番	多 田 義 一 君
3番	橋 口 和 仁 君	4番	奈 良 博 光 君
5番	戸 内 恭 次 君	6番	平 田 勝 三 君
7番	向 井 俊 夫 君	8番	蘇 嘉瑞人 君
9番	竹 田 光 一 君	10番	竹 山 耕 平 君
11番	伊 東 隆 吉 君	12番	泉 伸 之 君
13番	世 門 光 君	14番	関 誠 之 君
15番	三 島 照 君	16番	崎 田 信 正 君
17番	里 秀 和 君	18番	平 敬 司 君
19番	渡 京一郎 君	20番	朝 木 一 昭 君
21番	奥 輝 人 君	22番	平 川 久 嘉 君
23番	榮 勝 正 君	24番	大 迫 勝 史 君
25番	与 勝 広 君	26番	叶 幸 与 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 肅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	坂 元 洋 三 君	笠 利 総 合 支 所 長	塩 崎 博 成 君
総 務 部 長	松 元 龍 作 君	総 務 課 長	前 里 佐 喜 二 郎 君
財 政 課 長	安 田 義 文 君	企 画 調 整 課 長	東 美 佐 夫 君
市 民 部 長	有 川 清 貴 君	市 民 課 長	徳 田 照 久 君
福 祉 部 長	福 山 治 君	自 立 支 援 課 長	桜 田 秀 勝 君
産 業 振 興 部 長	川 口 智 範 君	商 水 情 報 課 長	則 敏 光 君
農 政 局 長	田 丸 友 三 郎 君	農 林 振 興 課 長	熊 本 三 夫 君
建 設 部 長	田 中 晃 晶 君	建 築 住 宅 課 長	大 石 雅 弘 君
教育事務局長	里 中 一 彦 君	教 委 総 務 課 長	白 坂 稔 君
監査委員事務局長	里 忠 文 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 赤近善治君 次長
調査係長事務取扱 山崎實忠君
参考兼議事係長 橋本明和君 議事係主任 麻井庄二君

議長（世門 光君） おはようございます。ただいまの出席議員は26人であります。会議は成立了しました。

これから平成22年第4回定例会を開会いたします。（午前9時30分）

議長（世門 光君） 御報告いたします。本年第3回定例会において採択しました請願及び陳情で、会議規則第135条及び136条の規定により、市長において処理すべきものとして送付してありました請願、陳情については、その処理経過及び結果について報告がありました。その報告はお手元に配付したとおりでございます。

議長（世門 光君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に多田義一君、平田勝三君、向井俊夫君の3名を指名いたします。

議長（世門 光君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期として、別紙配付の議事日程表のとおり本日から12月24日までの17日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月24日までの17日間とすることに決定いたしました。

議長（世門 光君） 日程第3、議案第112号から議案第131号までの20件について、一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） 皆さん、おはようございます。第4回定例会の冒頭に当たり、この度の豪雨災害につきまして、まず皆様方にお礼と御挨拶をさせていただきたいと存じます。

この度の集中豪雨におきましては、3名の方がお亡くなりになりました。御冥福を皆さんとともに申し上げると同時に、被災に遭われたすべての皆様方にお見舞いを申し上げたいと存じます。

また、今災害については、発生当初から全国各地より物心両面にわたる多大な、また多額の義援物資、義捐金等を賜りました。この場を借りて厚くお礼を申し上げたいと存じます。なお、今日までの復興に当たりましては、市民並びに議員各位の皆様方、そして全国からお越しいただいた、各ボランティアの皆様方の御支援によりまして、刻々と復旧、復興が相成っているところでございます。

衷心から感謝を申し上げますと同時に、全国の皆様方の善意に応えるべく、我々市民一丸となって、一日も早い復興を成し遂げていくことこそ、善意に報いる姿であろうかと存じます。どうか今後とも議会の皆様方の御理解と御支援、並びに市民一丸となった和の精神、結いの精神でもって本災害の復興を成し遂げてまいることができればと願っているところでございます。どうか皆様方、よろしくお願ひを申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案第112号から議案第131号までの提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第112号 平成22年度奄美市一般会計補正予算（第5号）の主な内容につきまして御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正について、まず歳出の主な補正内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、各費目に人事院勧告に基づく給与の減額及び時間外勤務手当の増額を計上いたしており、議会費についても同様でございます。

総務費については、戸籍住民基本台帳費において、外国人登録事務の制度改革に伴う基本、住民基本台帳システム改修費などを計上いたしております。

民生費については、社会福祉費において介護給付等事業費 1億 1, 864万円、生活保護費において扶助費 2億 9, 906万9, 000円などを追加しております。

衛生費については、保健衛生費において予防接種業務委託料 1, 105万4, 000円や、健康検診に係る経費を追加いたしております。

労働費については、緊急雇用創出基金事業の追加などが主な内容でございます。

農林水産業費については、林業費において、松くい虫被害予防対策関係関連経費として 5, 085万8, 000円などを追加いたしております。

商工費については、プレミアム商品券発行事業助成金 200万円などを追加いたしております。

土木費については、職員給与の減額に伴う事業費の組替え等が主な内容であります。

教育費については、主に小学校費の管理経費に要する所用額等を追加するものであります。

災害復旧費については、今回の豪雨災害によるものではなく、当初計上いたしました林業施設補助災害復旧費の事業費を追加するものであります。

公債費については、旧簡易生命保険資金及び地域総合整備事業債の繰上償還に要する所用額の計上が主なものであります。

次に、歳入につきましては、個人市民税の減収見込額 2, 090万円を計上するとともに、歳出に要する財源として国庫支出金 2億 9, 502万円、県支出金 1億 331万 8, 000円、減債基金等の基金繰入金 2, 599万 6, 000円、地域総合整備資金貸付金の一括返済による元金収入や宝くじ資金が原資の現市町村振興協会交付金など諸収入 2億 1, 824万 9, 000円、市債 4, 470万円を計上いたしております。

以上が歳入歳出予算の主な内容でございますが、今回の補正で 6億 6, 638万 3, 000円を追加することにより、平成 22 年度一般会計予算の総額は 373 億 7, 801万 3, 000円となります。

第 2 表債務負担行為の補正につきましては、口蹄疫や豪雨災害被害者の借入資金に対する利子補給の追加や、農業近代化資金利子補給の限度額を変更するものであります。

また、第 3 表、地方債補正につきましては、事業費や起債の目的の変更及び行政改革推進債の廃止に伴う補正が主な内容であります。

次に、議案第 113 号 平成 22 年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費におきまして人件費所要額の補正と物件費等の増額、予算の組替え等を後期高齢者支援金等におきましては、平成 22 年度の負担分の増額、保険事業費におきましては物件費の増額及び組替えを、諸支出金におきましては平成 21 年度の事業実績に伴う国・県への返還金を計上いたしております。

歳入につきましては、国庫支出金療養給付費等交付金、県支出金繰入金を計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ 752 万 8, 000 円を追加し、平成 22 年度の奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は 67 億 4, 141 万 1, 000 円となります。

議案第 114 号 平成 22 年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 3 号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費におきまして人件費所要額を増額計上いたしております。

歳入につきましては、繰入金の増額となります。人件費所要額の増額によるものでございます。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ 4 万円の増額となり、平成 22 年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の総額は 3 億 1, 921 万 4, 000 円となります。

議案第 115 号 平成 22 年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきまして、総務費におきましては人事院勧告等に伴う人件費を減額計上し、保険給付費にお

きましては主に居宅介護サービス費及び施設介護サービス給付費の増額、地域支援事業費におきましても人事院勧告等に伴う人件費等の減額計上、基金積立金におきましては、基金利子の増額計上でございます。

歳入につきましては、保険給付費の増額計上の財源としまして、国庫支出金等の負担金及び繰入金の増額計上をいたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ 7, 632万8, 000円の増額となり、平成22年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は46億4, 615万5, 000円となります。

次に、議案第116号 平成22年度奄美市笠寿園特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費に人事院勧告等に伴う人件費の減額と需用費の増額を基金積立金において、基金積立金を増額計上いたしております。

歳入につきましては、サービス収入費において、介護給付費注入として短期入所施設介護報酬を財産収入において財産売払収入として、笠寿園の敷地売払収入を諸収入において建物相互共済金の収入をそれぞれ増額計上をいたしています。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ2億2, 301万7, 000円の増額となり、平成22年度奄美市笠寿園特別会計予算の総額は4億4, 500万9, 000円となります。

次に、議案第117号 平成22年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の主な内容につきまして御説明いたします。

まず歳出につきましては、人事院勧告等及び時間外勤務手当の増額に伴う人件費の見直しによる総務費及び事業費の各費目の増減が主なものとなっております。

次に、歳入につきましては、前年度剰余繰越金の確定に伴う繰越金の増額計上と、歳入歳出の財源調整による繰入金の減額計上が主なものとなっております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ39万2, 000円の減額となり、平成22年度奄美市公共下水道事業特別会計予算の総額は18億5, 496万8, 000円となります。

次に、議案第118号 平成22年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の主な内容につきまして御説明いたします。

まず、歳出につきましては、人事院勧告及び時間外勤務手当の増額に伴う人件費の見直しによる総務費の各費目の増減と事業費中維持管理費の需用費の増額計上が主なものとなっております。

歳入につきましては、前年度剰余繰越金の確定に伴う繰越金の増額計上と、歳入歳出の財源調整による繰入金の減額計上が主なものとなっております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ24万5, 000円の増額となり、平成22年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算の総額は2億5, 703万1, 000円となります。

次に、議案第119号 平成22年度奄美市水道事業特別会計補正予算（第3号）の主な内容につきまして御説明いたします。

まず、収益的支出の水道事業費用におきまして150万8, 000円を減額計上いたしております。

これは営業費用において給与改定に伴う人件費所要額150万8, 000円を減額するものであります。

次に、資本的支出におきまして51万9, 000円を減額計上いたしております。これは資本的支出の建設改良費におきまして、給与改定に伴う人件費所要額51万9, 000円を減額するものでございます。

次に、議案第120号 奄美市特別養護老人ホーム条例を廃止する条例の制定、議案第121号 土地の処分について及び議案第122号 建物の譲与については、奄美市立特別養護老人ホーム笠寿園の事業運営を平成23年4月1日より社会福祉法人愛誠会に移譲することに伴い議決を求めるものでございます。

議案第123号 新たに生じた土地の確認について及び議案第124号 字の区域の変更につきまし

では、笠利町大字手花部に隣接する市有地の地崎公有水面埋立工事がしゅん工いたしましたので、当該埋立地を本市の区域内の土地として確認をし、併せて笠利町大字手花部字小勝字猿カベ及び字木屋儀浜に編入しようとするものであります。

議案第125号 字の区域の変更につきましては、平成15年度から平成21年度に実施いたしました県営畠地帶総合整備（担い手育成型）事業喜瀬浦地区の換地処分に伴い、字の区域の変更を行うものでございます。

議案第126号 過疎地域自立促進計画の策定につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が、平成22年4月1日に施行されたことに伴い、新たに同計画を策定し、同法第6条第1項の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

議案第127号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、名瀬、住用、笠利辺地における総合整備計画の施設において、実績等に伴い事前計画書より増減が見込まれます。このことから総合整備計画を変更するに当たり、交付税措置においてより有利な起債である辺地債を適用するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項の規定により準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

議案第128号 奄美市立母子生活支援施設ひまわり寮の指定管理者の指定につきましては、当該公の施設の指定管理者として、社会福祉法人奄美市社会福祉事業団を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第129号 奄美市軽費老人ホーム奄美市立たかもり寮の指定管理者の指定につきましては、当該公の施設の指定管理者として、社会福祉法人奄美市社会福祉事業団を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第130号 奄美市体験交流施設の指定管理者の指定につきましては、当該公の施設の指定管理者として、株式会社ウェルネスデベロップメントを指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第131号 奄美市農林産物直売所の指定管理者の指定につきましては、当該公の施設の指定管理者として、奄美市名瀬農林産物直売所運営協議会を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして議案第112号から議案第131号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決してくださいますようお願いを申し上げます。

議長（世門 光君） 暫時休憩いたします。（午前9時53分）



議長（世門 光君） 再開いたします。（午前9時55分）

日程第4、議案第88号 平成21年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の審査報告を求めます。

一般会計決算審査特別委員長（泉 伸之君） 10月20日の豪雨災害におきまして、奄美市、龍郷町においてお亡くなりになりました3名の方々に、衷心から御冥福をお祈りいたします。また、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。

おはようございます。一般会計決算審査特別委員会に付託されました議案88号 平成21年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について報告をいたします。

本案はお手元に配付しております審査報告書のとおり、認定すべきものと決しております。

それでは、審査内容の主なもの経過と結果について御報告いたします。

まず、歳入についてでありますが、歳入総額317億7,698万2,000円、前年度対比で15億9,102万4,000円、プラス5.3パーセントの増額となっております。この内訳の主なものは、

地方税が2億339万6,000円、マイナス5.1パーセントの減額、地方債2億2,610万円、マイナス8.4パーセントの減額で、理由は末広・港区画整理事業の起債減が3億9,600万円あったことによります。次に、プラスの主なものを説明しますと、地方交付税が4億5,277万3,000円、プラス3.7パーセントの増額、次に国庫支出金17億3,988万4,000円、プラス29.6パーセントの増額であり、内訳は生活保護費2億2,100万円の増額と国の経済対策事業分の15億8,500万円の増額があったことなどによります。

歳出についてであります、歳出総額の決算額は312億9,259万1,000円となっており、前年度対比で13億5,005万6,000円、プラス4.5パーセントの増額となっております。主なものは義務的経費の中で、人件費が1億9,234万8,000円、マイナス3.7パーセント減額であり、この内訳は職員数の減少や給料カット、退職手当組合負担金1億1,100万円の減額があったことによります。公債費が1億4,119万1,000円、マイナス3.3パーセントの減額、扶助費については2億7,895万円、プラス3.9パーセントの増額であり、内訳は生活保護費、介護保険給付費の増額によるものであります。そのほかの経費の中の物件費は、1億4,470万8,000円、プラス7.4パーセントの増額となっておりますが、内訳は国の経済対策関係分で9,400万円の増額と緊急雇用創出ふるさと雇用再生事業の関係分で、約5,100万円の増額があったことなどによるものです。積立金につきましては、2億7,992万2,000円、プラス10.3パーセントの増額となっておりますが、公共施設整備事業基金を新設して、10億1,200万円の増額、一定の必要額以上を減債基金で取り崩したことで8億8,600万円の減額があったことなどによるものです。

そのほかで、3億4,82万2,000円、プラス10.3パーセントの増額となっておりますが、その内訳は、国民健康保険特別会計へ1億8,200万円、下水道事業特別会計へ1億1,700万円などの各特別会計への繰出金など、繰出金総額で3億3,400万円増額になったことなどによるものです。

以上の歳入から歳出を差し引いた形式収支は4億8,439万1,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源2,681万1,000円と、平成20年度の実質収支2億3,215万9,000円を差し引いた2億2,542万1,000円が単年度収支となり、更にこの単年度収支に財政調整基金1億5,497万円の積立てと、繰上償還額2億7,871万8,000円を加算した額6億5,911万4,000円が実質単年度収支となります。

2款総務費、住用町城地区の字図混乱地区については、筆数518筆、地権者が616人おり、予定としては平成24年度に住用地区県営中山間事業を導入し、字混乱の解消を目指しているが、ほ場整備で整備する採択要件として、地権者全員の同意が必要なため、期間は延びる可能性もあるということです。東京事務所費の観光など受入拡充調査業務315万円につきましては、企業誘致に関して訪問した企業は、平成21年度は73企業、観光関係22社、物産関係18社、情報等33社であります。

企業訪問により何社かは興味を示して、奄美に案内したことはありますが、誘致には至っていないのが現状であります。市税は現年度及び滞納繰越分合わせて15億7,610万5,087円で、収入済額は14億7,345万1,790円となっており、収納率は現年度分が96.81パーセント、滞納繰越分が31.93パーセントで、前年度と比較して1.46ポイント下がっております。法人市民税は調定額が2億4,116万8,300円で、前年度と比較して9,350万円と大きく減少しているのは、金融不況の影響と地元大手建設会社の倒産によるものであります。固定資産税は調定額が17億8,694万3,492円で、収入済額は15億6,348万349円であり、収納率87.49パーセントで、前年度と比較して0.78ポイント下がっております。

3款民生費、生活保護費として44億4,781万6,014円支出されておりますが、被保護世帯は2,087世帯3,036人であり、前年度と比較して21世帯9人の増加となっており、65.25パーセントと1.119ポイント増加しております。全国平均の約4.4倍、県平均の約3.7倍であります。また、世帯類型別に見ると高齢者世帯1,035世帯、母子世帯152世帯、障害者といいますのは精神的な面の世帯224世帯、障害、これは不詳ですね、世帯413世帯、そのほかの世帯263世帯と

なっており、高齢者世帯が全体の49.6パーセントを占めています。

4款衛生費、グリーン監視員を笠利29地区、住用14地区、名瀬地区に監視パトロール員2名を配置し監視を行っているが不法投棄は後を絶たず、回収件数は456件、2万2,110キログラムに上っています。

6款農林水産業費、県営畠地帶総合整備事業の進ちょく状況は、喜瀬浦地区は21年度完了し、あやまる地区については既設パイプラインの漏水に伴う79ヘクタールの排水路整備をしており、屋仁地区は土層改良事業2.88ヘクタール、整地工5.5ヘクタールを実施しており、21年度の進ちょく率は14パーセントであります。

農業委員会の地区別の3条、4条、5条の申請件数は、所有権移転の3条関係が名瀬9件、住用8件、笠利33件の計50件、自己所有転用の4条関係が名瀬10件、住用0件、笠利11件の計11件、他人所有転用の5条関係が名瀬18件、住用0件、笠利11件の計29件、非農地証明は3.255件がありました。

環境と調和した産地育成支援事業については、エコファーマー認定農家に対して個別訪問による濃密指導、技術実証圃の設置、推進会議の開催などにより農業生産活動の取組強化を図り、産地として安心・安全への強化を深めております。エコファーマーの認定数は計59戸で、カボチャ農家50戸、タンカン農家70戸、パッション農家2戸であります。

7款商工費、皆既日食対策費においては、皆既日食での来島者は1万3,000人、経済効果が13億8,000万円と推測されております。マスコミでのPR効果や来島者には奄美の魅力を感じてもらったものと思われ、そのことから一過性でなくリピーターもあると考えております。

8款土木費、まちづくり交付金事業については、商店街での託児施設である子育て支援施設に対し支援を行い、子供連れの来街者や商店街での従業員などの利便性向上に努め、かんも一れプロジェクト実行委員会を組織し、中心市街地の活性化に向けたイベントを開催しました。イベントの内容は、1に商店街皆既日食イベント、2ヤンゴ皆既日食イベント、3島バスの日イベント、4まちなかアート展、5名瀬まち商店塾などあります。末広・港土地区画整理事業において、7億2,552万2,000円が繰り越されておりますが、平成21年、22年度を含めて移転予定が32棟あり、21年度で4棟終了し、今年度9月まで12棟が終わっております、残り20棟についても3月末までの移転契約終了に向けて進めている状況であります。

10款教育費の負担金補助金交付金において、県立大島北高等学校の振興活性化のため、各種補助金として教育振興協議会補助金30万円、北高通学等補助金899万5,850円、内訳通学費58人の703万7,730円、修学旅行費54人の162万円、下宿1人2万5,800円、指導者謝金31万6,320円が支出されており、これらの補助金は必要かという質疑に対し、北高への補助金は学校存続、学校活性化のため必要な補助金であります、修学旅行補助金については北高教育振興協議会でも議論され、平成22年度については半額にされており、平成23年度においては廃止も含めて協議されることになっております。笠利地区の学校給食費につきましては、ここ10年据え置きであり、小学校150円、中学校180円と低料金に抑えられている中、賄い材料に地場産品を少しでも多く取り入れたり、栄養価の高いメニューを工夫したりと、育ち盛りの子供たちに安心で安全な充実した学校給食を提供したいという配慮から、予算執行で歳入保護者負担を上回る歳出、賄い材料費をしておりましたが、合併以前の笠利町においては給食センターが10校2園の学校給食を賄う上で、保護者の負担軽減を図るため一般財源からの繰り入れをしてきた経緯がありますが、合併して一体化を図るという面から考えますと、センター方式と自校方式とはいささか運営形態は違いますが、今後は歳入歳出の均衡が取れるようにしていかたいということでありました。

報告書記載以外にも各委員から多くの質疑がありましたが、省略しております。

以上で一般会計決算審査特別委員会の報告を終わります。なお、質疑がありましたら、他の委員の協力を得て答弁したいと思います。

議長（世門 光君） これから委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

初めに反対者の発言を許可いたします。

日本共産党 三島照君の発言を許可いたします。

15番（三島 照君） おはようございます。日本共産党の三島照です。私は議案第88号 平成21年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定に反対の立場で討論します。

今、市民経済は冷え切っている状況にあります。ここ数年間続いています。私ども日本共産党市会議員団への生活相談の多くは、仕事を探してほしい、働いても生活ができない。生活保護費よりも収入が少ないけど我慢している、もう我慢ができない。子どもが病気しても病院代が払えない。子どもが高校へ行きたいと言っても、生活のために高校へも行かせられない。その一方で、今、多重債務との相談は減ってきてています。それは収入が増えたから相談が減ったのではありません。貸金法が改正されて、一定の収入の30パーセント以下しか貸し出せない、そういう状況になったからです。その結果は今後ますます生活保護受給者も増えてくると思います。

なぜか、政府はこの間、貧困と格差、地方と大都市のこうした格差を是正するために、平成20年以降、幾つかの対策を施行してきました。主なものは地域活性化生活対策臨時交付金、生活支援定額給付金、子育て応援特別手当金、緊急経済対策費、また21年から22年度にかけては、緊急雇用創出人事特例基金事業や緊急雇用の重点分野人材育成事業など、その中で借換えができるようになり、その対策が実施できた結果、本市の財政状況は実質公債費比率で15.7パーセントと、前年よりも1.7パーセントも改善され、経常収支比率も94.3パーセントと改善されています。

しかし、これは、財政の再建のめどは立っていません。監査委員会での意見書でも、財政構造は弾力性を欠いた状態であるというふうに指定されています。先ほどから列挙しました緊急対策や地方への一定の財源配分の中でも、先ほど言いましたように借換えが実施された結果であり、しかしその一方で自主財源が21.08パーセントと前年よりも更に2.42パーセントも低くなっている現状は、これは税金に使い方が市民の暮らしを活性化するために一次産業、二次産業の財政の立て直しに使われているかというと、そういう立場が見えないといわれるゆえんです。それは、私はここ数年指摘していますように、市民税や国保税や、先ほどありましたように税収の滞納のワースト3に建設業やサービス業、一次産業、二次産業が出ていることに施策の転換が求められていると思います。

そういう一方で、そういう状況の中で、21年度決算を見ると決算委員会でも指摘しましたように、先ほどの報告にもありましたように、末広・港区画整理事業費、都市計画費で8億4,613万7,021円の翌年度繰越が出たように、正にこの事業が市民に理解されていない。その予算の使われ方やその一方では随意契約をば21年度は合計額で約15億3,739万6,335円になるなど、その主な中身は委員会でも指摘しましたように、鹿児島市内の情報処理会社に年間8,000万円を超える額が5年間も随意契約され続けている問題、これもさっき報告ありましたように笠利給食センターでは9,300万円もの金額が随意契約されるなど、この税金の使い方、こういう使い方に対して日本共産党市議団は容認することはできません。よって、議案第88号平成21年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定反対の立場を表明して討論を終わります。どうもありがとうございます。

議長（世門 光君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第88号 平成21年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおりこれを認定することに決しました。

暫時休憩いたします。(午前10時21分)

—————○—————

議長(世門光君) 再開いたします。(午前10時45分)

日程第5、議案第89号から議案第103号までの平成21年度各特別会計等決算認定についての15件を一括して議題といたします。

本案に関する委員長の審査報告を求めます。

特別会計等決算審査特別委員会委員長 栄勝正君。

特別会計等決算審査特別委員長(栄勝正君) おはようございます。報告する前に一言申し上げたいと思います。去る10月20日、集中豪雨によりまして亡くなられた方にお悔やみ申し上げますとともに、被災された方に心からお見舞いを申し上げたいと思います。併せて、その後、柳町の火災に対しましても被災された方にお見舞い申し上げたいと思います。当局におかれましても、やれないということじやなくて、どうしたら相談にのってできるかということを懇切丁寧に親切に相談にのってくださいますよう心からお願いをいたします。

それでは御報告いたします。平成21年度特別会計決算等審査特別委員会は、去る10月13日、14日の2日間開催され、熱心な議論がなされました。当委員会に付託されました議案第89号から議案第103号についての15件の主な質疑についての審査結果を報告いたします。

これら15件の議案につきましては、お手元に配付いたしました審査報告書のとおり、いずれも原案どおり認定すべきものと決しました。また、平成21年度奄美市水道事業剰余金処分計算書についても、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において出されました質疑について御報告申し上げます。

まず、議案第99号 平成21年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出の決算認定について当局から補足説明があり、貸付金は新規の貸付者16名と教育奨学生の継続者32名の48名で、貸付金として1,717万円、起業奨学生1名の貸付金として80万円、合計49名分で1,797万円、歳入は合計2,558万8,380円、滞納は2,625万6,820円のこと。委員から滞納者の業種、起業奨学生の件、滞納の件、奨学生の数の件などの質疑がありました。

次に、議案第100号 平成21年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について当局より補足説明があり、と畜場使用料337万4,070円、一般会計からの繰入金437万8,000円で、合計776万1,562円、汚泥処分手数料125万2,050円は、8月から民間業者に処理分、260万2,800円は名瀬食肉組合に委託しているもの。20年度と比較して234頭41万7,060円の減額で、ここ数年減少しているとのこと。委員から1週間の稼働状況、繰入金、地産地消の件、敷地使用料、ヤギ特区の件などの質疑がありました。

次に、議案第96号 平成21年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について当局の補足説明があり、公共下水道全体計画586ヘクタールのうち546ヘクタールの事業認可を受けており、21年度の整備状況は502.3ヘクタールで92パーセントの整備完了。また、処理開始区域内の普及率は98.9パーセント、水洗化率は93.2パーセント、施設の老朽化に伴う維持管理費が増加している。特定保全公共下水道は大笠利地区で平成8年度から21年度末まで全体計画の86.4パーセントにあたる38.9ヘクタールの整備を完了。また、処理開始区域内の普及人口は953名、水洗化人口

は585人で、水洗化率は61.39パーセント。

委員から下水道事業債特別分の件、市債の利子償還の件、修繕費、加入率、資産の貸付けの件、汚水管路の耐用年数の件などの質疑がありました。

次に、議案第97号 平成21年度奄美市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について当局の補足説明があり、普及人口は3,058人、水洗化人口は2,064人で、水洗化率は67.5パーセント、笠利地区において宇宿地区で2億484万円で管路の工事、屋仁地区で5,536万円で管路工事を実施している。委員から大川地区や住用地区の加入の件、住用地区で事業開催のときの説明の件などの質疑がありました。

次に、議案第102号 平成21年度奄美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について補足説明があり、簡易水道事業の住用地区の給水人口は1,578人で20年度と比較して56人減、笠利地区的給水人口は6,495人で、20年度と比較して72名の減、15節工事請負費4億258万2,000円は役勝地区から西仲勝地区までの配水管約2,345.2メートル、笠利、宇宿及び笠利の西部地区配水管2,132.5メートルの敷設工事費、住用地区簡易水道使用量現年度徴収率は96.91パーセント、前年度比1.1パーセントの減、笠利地区簡易水道使用量現年度徴収率は99.14パーセント、前年度比0.86パーセント減。

委員から公有財産購入の件、笠利地区の西部簡易水道の進ちょく率、宇津ダムの件などの質疑がありました。

次に、議案第103号 平成21年度奄美市水道事業会計決算認定について当局より補足説明があり、給水人口2万5,258人、20年度比266人減、簡易水道の給水人口は1万3,393人、20年度比1人増、有収水量は前年度比4万1,670立法メートル減、簡易水道1万2,970立方メートルの増、営業収益の給水収益は消費税抜きで上水道4億8,566万3,501円、簡易水道で2億5,328万4,206円の合計7億3,894万7,707円、前年度比465万6,575円減。平成21年度の収益取支は税抜き収益7億8,362万5,356円、税抜きで総支出は6億6,751万3,623円、1億1,611万1,733円が純利益。平成21年度奄美市水道事業剰余金処分決算書については、当年度末処分利益剰余金は1億9,056万578円で、減債積立金2,000万円、翌年度繰越利益剰余金として処分した。

委員から剰余金の件、給水戸数の件、事業計画、不納欠損、簡易水道水道会計に統合の件などの多数の質疑がありました。

次に、議案第98号 平成21年度奄美市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について、償還金1,903万9,318円は、平成13年度に2億6,500万円で先行取得した旧測候所跡地の元利償還分。委員から保健所跡地、公債費収入などの質疑がありました。

次に、議案第101号 平成21年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について当局より説明があり、12節で役務費不用額27万3,502円は、笠利支所の加入案内を駐在員の協力で戸別配布したため、21年度末の共済基金残高は4,447万8,132円のこと。委員から積立金の不用額の件、基金残高の件、基金残高の目標、見舞い金の件、加入状況の件などの質疑がありました。

次に、議案第89号 平成21年度奄美市国民健康保険事業歳入歳出決算認定について説明があり、歳入総額64億3,474万6,391円、歳出総額67億4,206万3,422円で、差し引き不足額3億731万7,031円で、同額を翌年度歳入から繰上げ充用したこと。保険給付費37億8,038万2,460円、療養諸費32億8,166万7,043円、退職被保険者療養給付費1億4,185万9,396円、退職者に対し7,853件の療養費の給付を行った。高額療養費4億3,856万8,552円、歳入の主な内容は、国民健康保険税10億4,274万2,149円、対前年度比2,425万15円の減、繰入金10億4,060万6,332円、対前年度比1億132万4,943円の減。

委員から不納欠損の件、介護保険の収納率、収納率のペナルティ、集落徴収、はり・きゅう医療機関の一部負担の減免免除制度、他の自治体との比較、赤字対策、ジェネリック薬品、徴収率、特定健診、

広域代表の件など、多くの質疑がありました。

次に、議案第90号 平成21年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について説明があり、笠利診療所は平成21年度から医科・歯科が公設民営で診療を行い、住用診療所は医科が公設民営で歯科が直営で診療を行っている。予算総額は2億1,602万600円、外来収入は1億6,725万873円。委員から外来収入として、外来収入と一般収入で運営しているのかなど、関連した多くの質疑がありました。

次に、議案第91号 平成21年度奄美市老人保健医療会計特別会計歳入歳出決算認定について説明があり、歳入総額2,297万4,786円、歳出総額2,217万2,037円の歳出の主なものは、償還金392万4,224円、平成19年度までの老人医療給付費など質疑がありました。

次に、議案第92号 平成21年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算認定について、歳入総額3億7,272万1,439円、歳出総額3億6,919万471円のこと。委員から葬祭費、滞納者の収納率の件などの質疑がありました。

次に、議案第93号 平成21年度介護保険医療特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額46億2,649万5,585円、歳出総額44億9,712万7,091円のこと。委員から認定調査員の調査の件、収納率、高齢者虐待、特養の待機者、グループホームの件などの多くの質疑がありました。

次に、議案第94号 平成21年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出について、歳入歳出は1,444万8,000円、歳出の主なものは介護保険利用者4人、医療保険利用者133人、延べ回数1,721回、訪問日数は242日、新規利用者は4名で、看護士臨時職員5名、臨時事務職員1名、共済費及び賃金需用費など。委員から来年度以降について基金の残高、訪問看護の利用の件などについて質疑がありました。

次に、議案第95号 平成21年度奄美市笠寿園特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額2億3,217万7,012円、歳出総額2億2,558万8,978円、歳出の主なものは、人件費1億9,111万5,000円、利用者の食材費1,376万6,694円のこと。委員からデイサービス、償還金の件など質疑がありました。

以上で報告を終わりますが、質疑がありましたら、他の委員の御協力を得て答弁したいと思います。

議長（世門 光君） これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

初めに、反対者の発言を許可いたします。

日本共産党 崎田信正君の発言を許可します。

16番（崎田信正君） 日本共産党の崎田信正です。私は提案された平成21年度奄美市特別会計決算認定のうち、議案第89号 平成21年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第93号 平成21年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第103号 平成21年度奄美市水道事業会計決算認定についての3件に反対し、討論を行います。

まず、議案第89号 平成21年度の国保会計についてですが、21年度決算額は報告にありましたように歳入総額64億3,474万6,391円に対して、歳出総額は67億4,206万3,422円で、赤字が3億731万7,031円となっています。これは平成19年度の赤字額6億819万301円は一般会計からの繰入れで解消していますから、平成20年度と21年度の2年間での累積赤字額となります。21年度は国保税の値上げを実施していますが、私は値上げについては21年度予算の

反対討論で、子育て世代の支援策が重視されなければならない時期に、値上げ案はどうしてもこの世代に負担がかかってきます。更に奄美市の現状は、担当者に努力にもかかわらず、いまだにペナルティを回避できる収納率は実現できていませんと述べました。21年度の収納率は87.55パーセントと低下をいたしました。収納率の低下に対して委員会答弁では、対象者が子供の仕送りや家のローンとか増える年代であり、支払う分も増えているということから、徴収が難しいという面もあるかと思うとありました。生活保護世帯の増加が市民の厳しい生活実態を表しております。減免制度の必要性、重要性、更に緊急性がますます浮き彫りになっております。

日本共産党市議団は繰り返し奄美市独自の減免制度の充実を求めてきましたが、その対策は極めて不十分だと申し上げ、決算認定に反対をいたします。

次に、議案第93号 介護保険会計についてですが、21年度決算では歳入が46億2,649万5,585円、歳出は44億9,712万7,091円で、1億2,936万8,494円が22年度への繰越となります。一方、介護保険料を納める市民は、年金天引きの特別徴収は当然100パーセントの徴収率でありますけれども、無年金者や年金が少なく普通徴収となっている方の徴収率は76.33パーセントで、この間76パーセント台という低い状況は改善されておりません。奄美市の所得水準は低いのに介護保険料が高いということは、それだけ生活レベルを更に低下させる要因になっております。各地の自治体では、独自減免で市民生活を支えようと努力している自治体など、参考にできる例はたくさんあります。高齢者の方が厳しい生活を強いられている奄美市でこそ率先して実施すべきであり、介護保険料及び利用料の独自減免制度の創設を強く望みます。

次に、議案第103号 水道会計の決算認定についてです。水道会計は平成19年度決算で1億200万円余り、20年度は1億2,400万円余り、そして今回の21年度は1億1,600万円を超える当初予算を大きく上回り、3年連続1億円を超える剩余金を上げております。特に21年度は予算比44.2パーセントで9,000万円近く超過達成するという超優良経営となっているのが奄美市の水道事業です。その要因はいろいろあり、健全運営を目指す当局の努力は理解するところであります。しかし、自治体は住民の福祉の充実が第一義的な仕事とされており、先ほど申しました国保の収納率の低下が苦しい市民生活を物語っています。水道は生活に欠かせないものであります。企業債による支払利息が大幅に改善されており、地方自治体として市民生活を最優先するという立場で福祉減免の創出を強く求めます。

消費税については生計費非課税が税制度の原則であり、逆累進性の強い消費税は食料品、特に水道料金にかけるべきではないと申し上げ、以上3件の決算認定に反対する討論を終わります。

議長（世門 光君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

採決はこれを分割して行います。

まず、議案第89号 平成21年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第93号 平成21年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について及び議案第103号 平成21年度奄美市水道事業会計決算認定についての3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長報告はいずれも認定すべきものです。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第89号、議案第93号及び議案第103号の3件は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決しました。

なお、議案第103号 平成21年度奄美市水道事業会計決算認定中、剩余金処分決算書についても

委員長報告のとおり、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第103号中、剰余金処分決算書については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号、議案第91号及び議案第92号、議案第94号から議案第102号までの12件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長報告はいずれも認定すべきものです。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第90号、議案第91号及び議案第92号、議案第94号から議案第102号までの12件は、いずれも委員長報告のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

明日9時30分から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。(午前11時17分)

第 4 回 定 例 会
平成22年12月9日
(第2日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1番	師 玉 敏 代 君	2番	多 田 義 一 君
3番	橋 口 和 仁 君	4番	奈 良 博 光 君
5番	戸 内 恭 次 君	6番	平 田 勝 三 君
7番	向 井 俊 夫 君	8番	蘇 嘉瑞人 君
9番	竹 田 光 一 君	10番	竹 山 耕 平 君
11番	伊 東 隆 吉 君	12番	泉 伸 之 君
13番	世 門 光 君	14番	関 誠 之 君
15番	三 島 照 君	16番	崎 田 信 正 君
17番	里 秀 和 君	18番	平 敬 司 君
19番	渡 京一郎 君	20番	朝 木 一 昭 君
21番	奥 輝 人 君	22番	平 川 久 嘉 君
23番	栄 勝 正 君	24番	大 迫 勝 史 君
25番	与 勝 広 君	26番	叶 幸 与 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な
し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 肅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	坂 元 洋 三 君	住 用 総 合 支 所 長	高 野 匡 雄 君
笠 利 総 合 支 所 長	塩 崎 博 成 君	総 務 部 長	松 元 龍 作 君
消 防 長	原 田 俊 光 君	総 務 課 長	前 里 佐 喜 二 郎 君
財 政 課 長	安 田 義 文 君	企 画 調 整 課 長	東 美 佐 夫 君
企 画 調 整 課 参 事	小 浜 忠 弘 君	市 民 部 長	有 川 清 貴 君
税 务 課 長	中 英 信 君	環 境 対 策 課 長	高 崎 義 也 君
健 康 增 進 課 長	嘉 原 孝 治 君	市民協働推進課長	重 山 納 君
福 祉 部 長	福 山 治 君	福 祉 政 策 課 長	重 久 春 光 君
福 祉 政 策 課 参 事	浦 口 一 弘 君	高 齢 者 福 祉 課 長	小 倉 政 浩 君
いきいき健康課参事 (笠 利)	手 島 秀 人 君	産 業 振 興 部 長	川 口 智 範 君

商水情報課長	則 敏光君	紹観光課長	日高達明君
農政局長	田丸友三郎君	農林振興課長	熊本三夫君
農業振興課参事 (笠利)	朝野平三君	建設部長	田中晃晶君
都市整備課長	東正英君	土木課長	砂守久義君
建築住宅課長	大石雅弘君	下水道課長	川上一弥君
建設課長(笠利)	中秀喜君	教委事務局長	里中一彦君
学校教育課長	福永朗君	市民体育推進室長	山名純二君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	赤近善治君	次長 調査係長事務取扱	山崎實忠君
参考兼議事係長	橋本明和君	議事係主査	麻井庄二君

議長（世門 光君） ただいまの出席議員は25人であります。会議は成立いたしました。これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）



議長（世門 光君） 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複するような質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いしたいと思います。当局におかれましても答弁については時間の制約がありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますようにあらかじめお願いしておきます。

通告に従い順次質問を許可いたします。

最初に、市民クラブ奥輝人君の発言を許可いたします。

21番（奥 輝人君） 議場の皆さん、市民の皆さん、すかんまんきや、うがみしょうら。私は市民クラブの奥輝人です。平成22年今年の最後を飾る、そして今年を締めくくる第4回定例会一般質問のちゅんさき1番目として登壇することになりました。1番くじを引き当て、大変嬉しく感じているところであります。今回は13名の質問者で3日間であります。市民の皆さんに分かりやすい、そして納得のいく一般質問を展開していきたいと考えております。質問者の皆さん、私も含めて頑張っていきましょう。

では、あらかじめ通告してあります一般質問を行います。

その前に少々私見を述べさせてください。10月20日に発生しました奄美豪雨災害、犠牲になられた方々と御遺族の皆様に、また被災されました方々に謹んでお悔やみ、お見舞いを申し上げます。一日も早い被災前の元の生活へ、また復旧復興を希望します。さて今回の歴史的豪雨は、百年に一度発生するかしないかの災害でありました。被災状況や被害額ともども、信じられないような状況がありました。

特に住用町や名瀬、古見方、知名瀬、有良、芦花部地区、笠利地区では屋仁や佐仁地区において、甚大な多大な被害が発生したところであります。この豪雨災害を目の前にして、自然の脅威や猛威を実感、そして痛感したところであります。災害が起きて初めて学んだこと、そしてやらなければいけないことを実感したところであります。これを教訓に自然災害への認識を高め、何ごとの災害にも対応対処できる環境整備に努めていきたいものであります。さて、私の妻のふるさとであります沖縄県において、県知事選が11月28日に投開票があり、現職の仲井真氏が再選されました。今回は米軍普天間基地移設が最大の焦点であった。次点で涙を飲んだ伊波前宜野湾市長、両候補とともに公約は普天間飛行場の県外移設であった。得票数は二人合わせて約9割である。しかしながら菅首相率いる政府民主党は、日米合意を推進するという方針に変わらず、あくまでも県内移設、名護市辺野古崎、結局知事選において民主党は独自候補も擁立できず、また沖縄県連の民主党とも意見がかみあわず、自主投票であった。それもそのはず、もとはといえば政権公約に掲げた前鳩山首相の最低でも県外発言、鳩山本人米軍抑止力を勉強した結果、元の案、自民党案と同じ名護市辺野古崎へいとも簡単に方向転換、そして沖縄県民の怒りと不満を沸騰させて辞任、辞任をしたから許されるという問題でもなく、今なお怒りと不満は頂点に達したまま落ちることなく、収まる気配すらない状況であります。今回の選挙で沖縄県は完全に県外移設、名護市辺野古崎は完全にノーを突きつけたのであります。政府与党は、この沖縄県の心と民意を重く受け止めなければならない。仲井真新知事はこの普天間基地問題は国民全体で考え、国民全体で基地を負担すべきとコメントしております。このように最終の結論が出たからには、政府与党は日米合意の名護市辺野古崎を白紙に戻すくらいの強い気持ちで県外移設に向けた取組をしなければならない、またやらなければならぬと強く感じるところであります。是非、沖縄県民そして国民が納得理解できる県外移設、または国外移設を探索していただきたいと強く要請するものであります。今、東アジア近海では尖閣諸島の問題、中国と日本、朝鮮半島の問題、北朝鮮と韓国など、国際間において緊張が走っています。また、国内においても先ほど述べた普天間飛行場問題で、政府民主党と沖縄県に緊張と摩擦が起っている状態であります。どの問題をとっても全面対決の様相がうかがえる先行き不透明なことで

ります。とにかく平和な国へ、平和な島へ、今何が求められているのか、必要なのか、何が不足しているのかを、世界全体で、また国民全体で真剣に考えなければならない時期にきていると思う。今後の進展に注視していく。今年も残すところあと3週間少々となりました。今年は想定外の出来事や問題が多かった年ありました。特に奄美豪雨災害、そして口蹄疫問題など、来年は想定外の問題や出来事が発生しない平和ないい年になっていただきたいものであります。では、前置きが長くなりましたが一般質問に入ります。

1 環太平洋経済連携協定TPP交渉について、①TPP交渉についての所見を伺います。政府は関税撤廃の例外を認めない完全な貿易自由化をめざす環太平洋経済連携協定TPP交渉を、米国、豪州など、関係9か国と協議を開始することを閣議決定しました。農業対策がまとまる来年6月にも参加の是非を判断することと示している。TPP加盟国は現在4か国で、完全な自由貿易を実施している。加盟交渉中の国は5か国、参加を検討中は日本、韓国など5か国とうである。TPP交渉は突然の急浮上の政府提起。菅首相はこれから日本の農業の新たな繁栄を実現する大戦略のスタートと位置づけている。仮にTPP交渉を締結することになれば、本県鹿児島県の農業において関連9品目、砂糖、牛肉、豚肉などに影響が発生することになる。地元紙の報道によれば影響額を試算すると国の算定方法参考による県内の資産額は農業生産、関連産業、地域経済の合計5,667億円の影響が生ずると発表しています。

また、奄美群島で影響が大きいサトウキビの生産は、外国産の砂糖精製等の輸入によって、国内産等の需要がなくなるとして生産額減少率100パーセント等を見込み、サトウキビの生産額で150億円、製糖工場と地域経済が各115億円の計380億円と試算しております。生産牛についても生産額の減少率52パーセントと見込んでいます。養豚、養鶏、その他の作物にも減少率が見込まれると試算をしています。更に農業対策である戸別農家所得補償制度で、農家所得を補償したとしても輸入の急激な増大で生産は減少し、壊滅的な状況に陥ることだけでなく、関連産業を含めた雇用環境も悪化し、地域経済へ深刻な影響を与えると考えられる。このように、農業、農村、地域にとって、非常事態となるのは必至であると予想される。今回のTPP交渉についての所見を伺いたいと思います。

次からの質問は発言席から行います。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 皆さん、おはようございます。TPP問題、いわゆる環太平洋戦略的経済連携協定につきましては、正にただいま奥議員がお話しになったとおりであろうと思います。関税の撤廃により、輸出産業である工業製品、また輸入品目である農業を中心とした問題等々含めて、あらゆる問題が想定されます。そのような中で、11月9日に関係国との協議を開始することを柱とした経済連携の基本方針を閣議決定したところでございます。その骨子の中で、貿易の自由化により大きな影響を受ける農業強化については、首相を議長とする農業構造改革推進本部を設置し、来年6月を目指して基本方針の決定、同10月を目指して基本的な支援策を盛り込んだ行動計画を策定することとしているようでございます。

仮にTPPに参加した場合、アジア太平洋地域の自由貿易圏の構築を目的に例外なき関税撤廃を行うとしていることから、我が国の農業振興や地域経済のみならず、農業を主産業としている本県にとっては危機的な影響を及ぼすことが懸念されます。特に種子島、奄美群島、沖縄におけるサトウキビ産業については、その特異性から壊滅的な影響を受けることが懸念されます。特にサトウキビは本市の基幹産業として地域経済への波及効果が大きいことから影響も大きく、今後も国の動向を関係機関と連携を図りながら注視してまいりたいとかんがえているところでございます。

21番（奥 輝人君） 市長、ありがとうございました。今の政権与党さんはですね、やはりこの環太平洋のTPP交渉については、本当に前向きで取り組むという方針を示していて、本当不安ばかりであります。政権公約の中でもありました食料自給率の40パーセントから60パーセントへという、その言葉は何だったのか。もしそれがなった場合は15パーセントにまで落ちるということも試算されている

中ですね、その国内の農業GDPも関係しますけど、それも踏まえてですね、政権公約の内容と本当、矛盾しているのではないかという思いもしているところであります。また、今言われたGDPに関してもですね、約1.5パーセントが第一次産業であり、あと98.5パーセントが第一次産業の中に犠牲を払っているという、ある大臣からの発言もありました。この農業とか漁業とかに対する本当の真摯な思い、気持はなくですね、簡単に農業はもう農業、第一次産業はもう切り捨ててもいいんだというような発言さえ見受けられてですね、本当に私たち農家は、本当、ショックを隠せないような形であります。ほんの一握りだからといって、切り捨てるべきではないということで、鹿児島県やら沖縄県のこういったサトウキビ産業、畜産産業ですね、目のあたりにして理解して、農家と意見を交換しながらですね、政府は進めてもらいたいという気持ちが大きいにあります。本当に拙速な対応、参加には、本当、私は歴然として反対をしていきたいと思います。

次にですね、②の戸別農家所得補償制度や関連産業の今後の状況についての所見を伺いたいと思います。政府は閣議で国内農業の強化策を検討する農業再生本部を設置しております。農業再生本部は、来年6月までに農業対策の基本方針をまとめる予定であります。それを受け政府はTPP参加への環境が整ったかどうか判断するとしております。農業再生本部は国際競争力と国内の農業生産力安定を図るために、戸別農家所得補償制度を拡充、そして作付面積を拡大する農家を優遇する規模拡散の導入などを掲げているようあります。奄美群島の農業は、基幹作物のサトウキビを中心に、生産牛、果樹、野菜で生計が成り立っております。その根幹が大きく崩れることとなるわけであります。そして農業を戸別農家所得補償制度で補償されたとしても、農家は納得できるのか未知数であります。情報によりますと、専業農家は戸別農家の所得補償制度で賄うことはできるけど、兼業農家に関しては、これは補償できないという、そういう情報等も流れています。今また、関連産業はどうなるのか、今までどおりの補償等経営ができるのか、疑問であります。例えば、サトウキビは製糖工場や運送業、またJAと連携をし、生産牛においては肥育農家、食肉処理場など、JAと連携をしております。

いわば生産から販売まで連動しているわけであります。このように戸別農家所得補償制度の拡充や関連産業の補償など、動向に不透明な点、疑問点なことが多いようあります。この点についての所見を伺いたいと思います。

農政局長（田丸友三郎君） ただいまの御質問にお答えをいたします。戸別所得補償制度や関連産業の今後の状況についてございますが、国におきましては抜本的な農業対策として戸別所得補償の拡充が柱になることが有力視はされておりますが、仮にTPPに参加をした場合、戸別所得補償制度で農家所得を補償しても、議員おしゃられるように外国産の急激な輸入の増で国内生産は減少することが懸念されます。また、関税収入を交付金に充て、生産者と製糖企業を保護しているサトウキビ産業は、農家への戸別所得補償制度だけでは成り立たないため、この制度の適用は難しいものと考えられます。更に関税が撤廃され、現在の仕組みが崩れれば、すべて外国産に変わることが懸念されます。このようなことから、TPP交渉にあたっては、国内対策を先行的に実施し、万全な対策を講じることが急務であると考えているところでございます。

21番（奥輝人君） ありがとうございます。やはりですね、今関税のことについてちょっと伺いたいんですけれど、やっぱりサトウキビの場合は305パーセントという関税がかけられております。私たちのサトウキビ作物はですね、製糖会社に搬入して、そこから製糖会社から今後は企業のほうに砂糖ということで販売しております。自分たちのところには富国製糖さんからはトン当たり1万6,320円の国からの交付金プラス富国製糖さんからの原料代ということで、約4,000円が入り、2万円で生産農家はトン当たり確保しているところであります。外国から来る砂糖は約2万円ぐらいで日本の企業に入ってきております。その関税、そこに関税がかけられてですね、308パーセントということですので、約7万円近くが関税ということになっております。その関税ですね、国からの交付金、またはサトウキビの助成やら補助金、生産対策費などに充てられているということでありますので、この関税が

なかった場合、本当に外国産からどんどん入って来ると、入ってきて、自分たちの鹿児島県、沖縄県のサトウキビの砂糖ですね、砂糖はもう必要じゃないと、そういうたった懸念も伺えます。先ほど局長のほうからも話があったようにですね、本当に今後、苦しく厳しい条件に陥るのは間違いないと考えております。またですね、牛肉のほうも、やはり同じような系統で38.5パーセントの関税がかけられていると。今、枝肉相場ですね、約1,700円前後で取引されておりますけれど、この枝肉相場を対象にした場合でも、やはり1,000円ぐらいの安い牛肉がもうどんどん入ってくるということで、私たち生産農家もですけど、肥育農家もやはりこういった安いのが入ってきたことによって、本当に勝負ができるのか。今、牛の場合でもですね、オーストラリアに行けば日本の技術とか、日本の技術者が向こうに行って、いろいろ指導していると、日本の牛肉とあまり変わらないいい牛も育ててあげているという情報も流れていますので、そういうことを勘案した場合ですね、本当に農家所得補償制度だけでやっていけるのかも疑問であります。財政がない中でですね、農家戸別所得補償制度をどこまでが本当に保証されるのかも疑問点ということで、不安だらけであることは、もう皆さんも御承知のとおりと思いますけど、今後の動向は、本当注視していきたいと考えています。

それで3番目の質問になりますけど、TPP交渉へのですね、反対への決議についての所見を伺いたいと思います。このように奄美群島の農業は、そして農家、農村はTPPを締結されたら大打撃、そして疲弊へと進むに違いない。全国各地においてですね、農業者や農家、JAさん、また全農、農業者会議等が大がかりな反対運動を展開しております。鹿児島県においても県議会では異例の臨時議会を開催し、拙速な協定参加に反対するとの意見書も全会一致で可決しているところであります。また、沖縄県、宮崎県、熊本県、北海道など、議会で反対意見書も可決されている状況であり、更にその輪は拡大中であります。このような中ですね、この奄美市のTPP交渉への反対への決意についての所見を伺いたいと思います。

農政局長（田丸友三郎君） 国におきましては、来年6月を目途に参加、不参加の判断をする考えが示されていますが、極めて短期間で早期妥結のみを優先させるようなことは、我が国の食と農の将来に重大な禍根を残しかねないと懸念をいたしております。TPPについては、食料自給率向上につながる具体的な制度設計が急務であり、国会で十分審議するなど、国民合意が取れるまで、時間をかけて検討することが重要であります。我が市といたしましては、TPP参加につきましては、関係機関と連携を図りながら、拙速に参加しないよう慎重な対応を取っていただくような反対のメッセージを発していく必要があるものと考え取り組んでまいりますので、議会の皆様方におかれましても行政とともに御協力をいただきますようお願い申し上げます。

21番（奥 輝人君） ありがとうございました。やはりですね、拙速な参加に反対をするということで、やはり国民の皆さんとの意見を聞きながらですね、このTPP参加が本当にいいのか、悪いのかを線引きをしていただくまでは、議論をしていただきたいという思いがありますので、是非反対ということでお願いをしていきたいと思います。また、ありがとうございました。もうTPPについては以上で終わりたいと思います。

次にですね、2番目の奄美市豪雨災害についてを伺いたいと思います。①安全対策について、アについてです。アですね、緊急避難場所の確認についてであります。今回の奄美豪雨災害はですね、想定外の災害がありました。今回のように突然ですね、突発的な災害、例えば地震やら洪水、火災などは突発的な災害だと思います。また、そうでない想定される災害、例えば台風とか、津波などは想定されるわけでありますが、このような災害においてですね、各地区、各集落ごとに緊急避難場所はもう指定されているのか伺います。また、住民に緊急避難場所は周知徹底されているのかを伺いたいと思います。

総務部長（松元龍作君） お答えをいたします。

議員も御承知のとおり、本市には災害時に市民が避難するための指定避難所を指定をしてございます。

その設置数といたしましては名瀬で30か所、住用で17か所、笠利で38か所、全体で85か所となっております。設置個所といたしましては、各集落や地区ごとの公民館、または集会所、それから大人数を収容することができる学校の体育館も指定をいたしているところでございます。市民への周知の方法といたしましては、奄美市のホームページや出水期、梅雨時期の前の広報紙に掲載をして、避難場所の確認をお願いしているところでございます。周辺部の地区につきましては、住用、笠利地区につきましては、その避難場所については十分承知をされていると思いますが、特に名瀬地区市街地の地区で、周辺場所が知らされてないところがございますので、まだ周知徹底ができておりませんので、今後も避難場所の周知徹底には努めてまいりたいと、このように思っております。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。今の避難場所の指定については、85か所あるということでお分かりました。各施設ですね、公民館等、生活館等などが、また学校とかがその場所であるかと思います。今、突然に起きた想定外の災害とかもあります。そこが今回は洪水が起きましたけど、低いところでのそういうた避難場所などがあると思いますので、そういうた安全が保たれるのか。津波であれば高いところに行けば、どうにか安全が保たれると思いますけれども、そこらあたりのですね、線引きですよね、災害によっての線引き等のも周知徹底させるべきではないかと思いますけど、そこあたりはどう思われるのか伺いたいと思います。

総務部長（松元龍作君） 議員がおっしゃいましたように、災害には地震、津波、台風、大雨などいくつか種類がございます。災害の状況によっては、またそれから規模によっては避難場所がその機能を失ってしまうこともあろうかと思います。今回の豪雨災害でも、いくつかの避難所が床上まで浸水する状況が発生しました。このような状況の中では、市民の皆さんのが安心をして避難することができませんので、今後は災害に応じた一時的な避難を含めた避難所の見直しを再度図ってまいりたいと考えております。

また、現時点での避難所は市が所有する公民館とか、体育館とか、公的な建物がほとんどでございます。指定する場所は、例えば津波のときは高い民間のビルへの避難など、広く市民の事業所の皆様方とも協定ができる協定などを結んで、その災害に応じた避難場所の選定を今後はさせていただきたいと、このように思っております。

21番（奥 輝人君） 分かりました。本当、避難場所についてはですね、例えば節田集落においてもですね、節田の生活館とか、あと、学校節田小学校が避難場所ということで、一応指定されております。

先ほど言われた津波になればですね、アマミコ神社の高いところに避難するんだよとか、そういうこともやっておりますので、各地域、集落においてですね、そういうた災害にあわせた見直しといえなければいけないんですけど、ちゃんと安全が確保できる場所を指定できるようにですね、周知徹底を図っていただきたいと思います。

次にですね、イの危険区域の避難訓練についてでありますけど、各集落、各地区ごとにおいてですね、万全を図る上で自主防災訓練など、自主的な活動が行われていると思います。それについて伺いたいと思います。また、自主訓練などのされていない集落というのを、指導についてですね、今後の在り方にについてをちょっと伺いたいと思います。

総務部長（松元龍作君） お答えをいたしますが、現在奄美市では名瀬の地域で18団体、それから住用地区で4団体、笠利地区で26団体の計48団体の自主防災組織が結成をされております。この自主防災組織の活動の一環として、消防団の方々が中心となりまして、現在防災防火訓練などを行っているところでございます。また、訓練の際の指導につきましては、大島地区消防組合の職員の方々が行っておりまして、市の職員としては直接そこには指導はいたしておりませんが、各自主防災組織で避難訓練を行うなどの場合には、必要経費として最大2万円の補助金という形で自主防災組織の避難の訓練ができるように、現在活動の助成をいたしているところでございます。

2 1番（奥 輝人君） 今回の災害ですね、自主避難やら、自主防災組織等がですね、活かされたことは、災害等で活かされたことは何か。また、不備等があったのか、また問題、課題等があったのか、そこあたりをちょっとお聞きしたいと思います。

総務部長（松元龍作君） 今回の豪雨災害で、住用地区、名瀬地区において、笠利地区もそうでございますが、冠水や土砂災害により各集落の地区が分断される事態が至る所で発生をいたしております。

その中で、自主防災組織のある集落では、地域による炊き出しや住民の避難誘導を行ったと伺っております。また、全域では集落の多くが床上浸水したにもかかわらず、いざというときは地域内にある老人福祉施設の方々を真っ先に避難させなければならないという思いから、皆さんの結いの精神で全員を無事に避難させたと伺っております。これも常日ごろからの防災訓練の成果だと思っております。ただ、問題点につきましては、奄美市内にでの自主防災組織率がまだ低いということがございまして、災害時にすぐ連携が取れる組織の結成や強化が今後の課題だろうと、このように思っております。

2 1番（奥 輝人君） 分かりました。次にいきたいと思います。ウの防災無線の運用についてあります。今回の雨は前日から降り続いておりました。しかし、当日は集中豪雨になるとはだれも予想はしておりません。大雨洪水警報やその他の警報が発表された場合ですね、すぐに防災無線での対応が必要であると思います。今までどのようになっていたのかを伺いたいと思います。

総務部長（松元龍作君） 本市におきましては、市の総合防災計画の中で、大雨洪水警報が発令された場合には、情報連絡体制を取り、職員が参考することになっております。また、その時点では防災行政無線をはじめ、エリアメール、今回の非常に役に立っております地域FM、こういったもので、このような情報伝達手段を使いまして、市民への周知を行っております。ただ、今回の場合は防災無線が光ケーブルの寸断によりまして、3地区それぞれ分散してしまったということがございまして、同時に通報できないということがございましたので、今後はその辺が問題点になってくるんじゃないかなと思っております。

2 1番（奥 輝人君） 分かりました。今までではもう本当、防災無線の課題等も出ましたけれど、今後はですね、やはり自家発電等をですね、電気の遮断された場合ですね、自家発電とかもやはり必要じゃないかなという思いがします。今回の住用地区においてですね、こういった自家発電等は・・・作動はできたのか、できなかったのか。その状況等はどうだったのかをちょっと伺いたいと思います。

総務部長（松元龍作君） 自家発電機につきましては、各支所ごとに配置をいたしております。実際今回の災害で住用総合支所では自家発電機が稼働をいたしまして、停電があるとそれまでの間、電気の供給を行うことができたところでございます。設置場所につきましても、前の水害の体験もございますので、高いところに発電機を置きまして、支障がないようにいたしておりますところでございました。今回に、発電機については十分対応ができたと、このように思っております。

2 1番（奥 輝人君） ありがとうございました。それではですね、エの消防団の活動について伺いたいと思います。消防団の活動についてはですね、今回の奄美豪雨災害においては突然の突発的な災害に対応するために、消防団の活動が重要となってくると思います。消防団には人の生命、財産、そして集落、地区を守る任務があります。そのために日ごろか研さんに、訓練に精を出しています。このような中、今回の災害で初動活動はどうだったのか、また、自主活動はどうだったのかを伺いたいと思います。

消防参事（原田俊光君） お答えいたします。消防団の初動活動と自主活動についてお答えをいたします。

消防団の初動活動につきましては、消防団長、各方面隊長の指示に基づき、早期に管轄する地域の警戒調査等を行っております。また、自主活動につきましては、各分団において地域住民の避難誘導、高齢者などの救出、浸水防止のため土のう積みや消防ポンプを活用した排水作業など、人的被害の防止や家屋などの被害防止のため、長時間にわたり活動していただきました。改めてこの場をお借りいたしまして感謝を申し上げたいと思います。特に今回のように、同時多発的な豪雨災害においては、地域になくてはならない存在でございます。更に災害対応後はボランティアとして被害の大きい住用町を含め、全域での復興応援にあたっております。

21番（奥 輝人君） ありがとうございました。消防団というのは、本当、ボランティア活動であり、その災害時には、本当、最前線ですね、活動活躍するのが消防団の任務だと思っております。先般、消防団の忘年会等もありました。その中ですね、奄美市消防団は永久に不滅であると言ったのが奄美市副市長の福山敏裕さんであります。その言葉が頭に焼きついて、今後の消防団の活動が、本当、嬉しく感じたところであります。私も消防団に入っております。この中にも、蘇君も入っていると思いますので、消防団に今後も期待をしていただければ、本当、消防団も活発な活動をしていけるものかなと思っております。頑張っていきたいと思います。消防団については、本当、頑張ってくれたと私も感じているところでありますので、これで終わりたいと思います。

次にですね、オについてでは、安全第一のまちづくりについてであります。これを教訓に改善策はどのように考えていくのか。また、自主防災組織や防災協力委員が設置されているが、今後の期待について伺いたいと思います。以上2点をお願いします。

総務部長（松元龍作君） まず、改善策についてでございますが、今回の豪雨は想定以上の災害となりまして、多くの方々が被災をいたしております。その中で、消防手段の確保や、災害時の要援護者対策など、多くの課題が山積みであると認識をいたしております。その中でも、防災意識の向上とそれに伴う資機材や人材の確保を含めた各地域における防災力のアップは、最重要なことと考えております。そのためには、先ほど申し上げました自主防災組織の組織化の推進や強化が必要だと考えております。ちなみに、特に一番組織がされておりますのは笠利地区でございます。99パーセントされて、やがて100パーセントになろうといたしております。住用地区が約40数パーセント、名瀬が一番低くて27~8パーセント、ですので低いところの組織率の低いところの組織率のアップが今後は必要だと、このように思っております。また、市としましては、自主防災組織の設立時に、資機材の整備費用として10万円の補助を行っており、各地域における備蓄や防災の機材の確保に活用していただきたいと思っております。また、集落ごとの防災訓練や避難訓練も積極的に推進をいたしまして、地域と行政の両面から安全で安心できるまちづくりを行っていきたいと思っております。それから、自主防災組織や防災協力組織への今後の期待と要望ということでございますが、奄美市では現在地域見守りネットワーク支援制度という名称の災害時要援護者への支援を進めております。これは通常の見守りから災害時の避難支援などを各集落や各地域で行っていただくものです。そのためには市では地域内での見守りが必要な方の、現在把握を行っており、その情報を地域の皆さんで共有する流れとなっております。今回の災害で市内の至る所で床上浸水などの災害が発生をいたしました。このようなときに行政や消防団員で対応できることには限りがございます。大切なことは、身近な人たちがお互い意識をし合って、助け合う共助の精神だろうと思っております。先ほども申し上げましたが、実際各地域で住民の皆さんが協力し合って、お年寄りたちを避難させたというお話しを伺っておりますが、このようなことをより確実なものにするためにも、是非、自主防災組織や自治会などの積極的な地域見守りネットワーク支援への参加を願いをいたしたいと思っております。また、そのための周知広報を今後やっていきたいと思っているところでございます。

21番（奥 輝人君） ありがとうございました。本当、奄美市の安心・安全を守るためにですね、自主

防災組織とまた、今回奄美警察署のほうからの防災協力員の委嘱等もありましたので、また、奄美消防団等連携をしながらですね、災害が発生したときの対応、対処がスムーズのできるような体制作りをやつぱり構築していかなければならぬのかなという思いがしておりますので、是非、奄美市全域でですね、こういった災害に対応できるようなまちづくりに尽くしていただきたいと思います。次にいきたいと思います。②のですね、農業品目の被害状況についてに移りたいとおもいます。今回の災害でですね、露地野菜、または施設野菜ですね、あと牛やキビ、果樹の被害状況についてであります、どのような状況だったのか。また、全滅された作物等はあったのかを伺いたいと思います。

農政局長（田丸友三郎君） 御質問にお答えをいたします。今回の豪雨災害におきまして、農作物関係では、約1億1,000万円程度の被害が発生をいたしております。被害状況を各作物ごとに申し上げますと、露地野菜につきましては、秋カボチャやダイコン、キャベツなどを中心に土砂や水が流入したほ場につきましては、ほぼ壊滅状態となっております。また、流入がなかったほ場につきましても、長期間の降雨により病気が発生をし、被害を受けております。施設野菜につきましては、キュウリやトマトなどを中心に、同様の被害を受けております。畜産につきましては、住用地区や名瀬地区の肉用牛生産農家におきまして、草地への土砂流入や表土の流出による飼料作物への被害や、貯蔵中の粗飼料である500キログラム程度のロール200個が濁流に流されたり、冠水により腐敗する被害なども発生しております。また、名瀬地区の養鶏場が水没をし、鶏が水死する被害も発生しております。果樹につきましては、タンカンやポンカンなどを中心に、土砂の流入や冠水による実の落下や枝の折損が発生をしております。サトウキビにつきましては、今年植え付けた夏植えの一部で大雨による苗流出及び土砂流入による苗埋没の被害等が発生をいたしております。

21番（奥 輝人君） 被害状況等が作物ごとに示されましたけれど、この対策ですよね、本当、農家としては収入がなくなり、また生産量がなくなったということで、厳しい状況であろうかと思います。今後ですね、生産再生に向けての取組はどのようにしていくのか。また、生産量の確保ですね、カボチャ、抑制カボチャといいますけれど、そこあたり、作物ごとにですね、生産量の確保は今後見込まれるのか等、伺いたいと思います。

農政局長（田丸友三郎君） お尋ねの今回の豪雨災害の農作物の生産、再生に対する支援対策といしまして、奄美市農作物豪雨災害支援対策事業及び県の事業の農業農村活性化推進施設等整備事業により、堆肥、肥料などの購入や耕運などに要する経費の約2分の1の助成を行っております。また、自力で復旧できない大きな農地災害を受けた農家に対し、農地の災害復旧支援事業を実施しております。特に被害の多かった秋カボチャにつきましては、農協からの支援策として種子代の助成や資材代等の引き落としを来年5月から6月の春カボチャ代金の精算時に行うなどの支援を行っております。地主につきましても災害関係の農業制度資金と合わせて、農協単独の災害対策支援資金の貸付など支援措置も行っているところでございます。生産量の確保はできるのかとの御質問でございますが、ダイコン、キャベツなどの野菜類につきましては、蒔き直しなどによるある程度の量は確保できるものと思っております。しかし、秋カボチャにつきましては、被害後の植え付けができないため、生産量については大幅な減少が見込まれます。併せて、今収穫期を迎えるポンカンや、2月に収穫されるタンカンについては、収穫量は大幅な減少が見込まれます。

21番（奥 輝人君） 分かりました。本当、被害があった農家に対する支援等が、この前の新聞等でも掲載されたおりました堆肥の助成、あと種子代の助成とか、支援がなされていたところであります。本当、そこらあたりを大いに活用してですね、農家の皆さんのが今後また再生できるようなシステムができるように、また取り組んでいただきたいと思います。

それではですね、この件について品目ごとの見舞金についてでありますけれど、先ほど局長からの答

弁でもありましたように、支援等はされております。しかしながらですね、被害の大きい作物に対しての見舞金ですね、その見舞金等はできないのかをちょっと伺いたいと思います。

農政局長（田丸友三郎君） 議員御指摘のとおり、農家の方も今回の豪雨災害により多大の被害を受けていることは承知をいたしております。今回、農家への見舞金が支給できないかとの質問でございますが、今回の支援策を行う際、先ほど申し上げました支援策を行う際に、見舞金としての支給はできないかなどの検討も行ったところでございます。しかしながら、他産業との関連、個々の農家の被害金額の算出が難しいこと、再生産の推進のため前向きの支援が必要だということを勘案して、今回の支援策については再生産に対する支援として実施することとしたところでございます。以上のことによりまして、公費としての見舞金の支給は難しいものだと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

21番（奥 輝人君） やはり壊滅的な被害が起きたカボチャ等においてはですね、今言われたように交付金は支出が難しいということでありましたけれど、今全国から義援金等が寄せられていると思いますので、その義援金等を活用することはできないのか。そこまでちょっと伺いたいと思います。

福祉部長（福山 治君） 議員御指摘のとおり、多くの方々も今回の豪雨災害により多大の被害を受けていることは承知をいたしております。義援金からの支給はできないかとのお尋ねでございますが、12月6日に開催されました義援金配分委員会で義援金の支給対象は人的被害と住家被害に限定し、床下浸水一部損壊まで拡大して支給するということで決定をいたしましたので、そういうことで御理解をいただきたいと思います。

21番（奥 輝人君） とっても残念でありますけど、今年は口蹄疫の関係ですね、畜産農家には奄美市から見舞金等が支給されていて、農家の皆さんは本当、助かったものであります。やはり住用地区や名瀬の古見方地区ですね、あの辺におかれましては被害がもう本当に壊滅的でありますので、部長さんの言われたように、ちょっと厳しいという面もあるのであればですね、再度また検討していただき、そういった壊滅的な作物に対しての義援金からの支出ができる方向でですね、また、協議でもしていただきたいなあと思います。それでもうこれは終わりたいと思います。

またですね、住用地区においてですね、牛の関係で、私も見て來たんですけど、先ほど局長からも説明がありましたように、牛の飼料ですね、餌がロールがですね、200玉ぐらい全部流されてしまい、本当、牛の餌がなくなったという情報ですね、私も行ったところでありますけれど、こういった牛の餌がやはり高騰して農家さんは購入草で今対応をしているということであります。また、草地畑も土砂で表面、埋まってしまって、草も取れないと、草が取れないもんだから、購入草しかないと、購入草もトン当たり換算したら約6万ぐらいという、多大な金額であります。そういうことを踏まえてですね、草も取れない、そして餌は流されてしまった。本当、何も、牛は毎日餌を食べなければならない動物でありますので、そこあたりを勘案してですね、やはりそういった被害の大きかった農家等には何らかの支援ができないのかを協議していただきたいと思いますけど、どうでしょうかね。

農政局長（田丸友三郎君） 今回の災害による飼料作物に対する市の支援策につきましては、他の作物と同様に畑の再生産に向けた支援策として、耕運、飼料作物の種子代の助成を実施しております。お尋ねの粗飼料につきましては、笠利子牛競り市に参加している購買者がJAを通じて被災農家、龍郷で2戸、名瀬で2戸、住用10戸を対象に、乾燥草のオーツヘイ1戸当たり平均200キロ、全体で400トンを無償で提供をしております。

21番（奥 輝人君） 分かりました。実は、笠利の畜産農家のほうもですね、やはりそういった被害を報告を受けて、やはり自分たちの草をですね、住用のほうまで運んで、助けているところもあります。

やはり牛というのは、先ほど言ったように、毎日が食べなければならない動物ですので、やはり牛農家も厳しい面がありますので、どうか、農家同士で協力しながらですね、やっていく場面もあると思いますけれど、行政のほうからも何らかの支援をしていただきたいと、考えていただきたいということを要望して終わりたいと思います。

それではですね、次にですけど、③の笠利地区の被害状況についてであります。笠利地区の被害についてですけど、あのですね、楠野地区と川上地区の崩落災害の復旧の見通しについてを伺いたいと思います。この路線はですね、笠利地区の西海岸を通る生活路線であります。生活と密着して、早急の復旧が望まれております。楠野地区と川上地区の今後のですね、復旧の見通しについて伺いたいと思います。

建設部長（田中晃晶君） 議員お尋ねの両地区の災害箇所につきましては、県道佐仁赤木名線の災害でありますので、大島支庁にお伺いをしました。ちょっと来週13日からでございますが、13日から22日までの災害査定があります。それを終えまして年度内、来年の3月中になりますが、工事発注を行い、それで今のところ23年度中の完成を見込んでいるというふうにお聞きをしております。

21番（奥 輝人君） 23年度中の完成を見込んでいるという答弁がありました。そういうことで、次の④のほうになりますけれど、双方のですね、復旧工事の概要についてであります。地元地区、地元の地区住民の要望を聞いてみますとですね、楠野地区においては今まで何回もですね、この法面の強化工事を進めてきているにもかかわらずですね、大雨のたびに大小の崩落が発生しているということで聞いております。住民の要望を聞くとですね、こういった大小の崩落が発生するということで、湾岸への海岸のほうへの取付道路を要望しているという話も聞きました。そういった工法について、もし分かれば示していただきたいと思います。またですね、川上地区においてはですね、これもまた住民の要望ではありますけど、吊り橋方式を採用していただきたいとか、今の迂回路を全面整備して、安全な道路にしていただきたいという要望等も聞いているところであります。この2か所のですね、今後の工法を聞きたいと思います。

建設部長（田中晃晶君） 楠野地区とそれから川上地区の災害の概要でございますが、楠野地区につきましては、延長が約64メーター、それから土量として約4,200立方の崩落と道路上に変状が見られる地滑り区間であるということであります。この箇所につきましては、11月の20日から現在道路の仮復旧のために土砂の除去工事を行いまして、ほぼ終了しております。しかしながら、この区間が地滑り区間でありますので、ただいまボーリング調査の解析結果によって、対策工法及びそれから仮設、仮の復旧ですね、通行を含めまして検討をするということであります。次に川上地区につきましては、延長が約78メーターにわたりまして、道路が全幅が崩落しております。これにつきましては、11月の2日に旧道を利用して迂回路として整備をし、通行しているところであります。これも両地区ともでございますが、この地区の本復旧につきましては、従来の盛り土工法によって実施する予定だというふうに伺っております。

21番（奥 輝人君） 分かりました。それでは一刻も早くですね、生活と密着している道路でありますので、復旧されることを期待したいと思います。

それではですね、ウの件、最後になりますけど、ウのその他の災害箇所の復旧の見通しについて、これは笠利地区でありますけど、県道、市道、いろいろな箇所があろうかと思いますけど、今後の見通しについて伺いたいと思います。

建設部長（田中晃晶君） ただいまも申し上げましたが、笠利地区で発生いたしました災害につきましては、国道及び市道で15か所の道路災害がございました。その本格的な復旧につきましても、来週の先ほど申し上げたように、13日から22日までに実施されます国土交通省の災害査定を受けまして、早

期に着工完成をさせる予定で、今、ただいま準備を進めているところでございます。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。最後になりますけど、今回の奄美豪雨災害、本当に想定外でありました。この想定外の災害ですね、本当、来年も発生しないように、また、奄美市が安全で安心なまちであることを祈念し、また、皆さんも来年もいい年であるますことを祈念しまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（世門 光君） 以上で市民クラブ奥輝人君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時30分）



議長（世門 光君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き一般質問を行います。

次に、公明党与勝広君の発言を許可いたします。

25番（与 勝広君） 皆さん、こんにちは。座席番号25番の公明党の与勝広でございます。この度の奄美豪雨におきましては3名の方がお亡くなりになり、また大変多くの奄美市民の皆様が被災されました。この場をお借りいたしまして改めて心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。また、名瀬柳町におきまして、火災において罹災された皆様方も、一日も早く元の生活に戻れますように、心よりお祈りを申し上げます。

さて、奄美豪雨水害から1か月半以上が経ちました。被災者の多くの皆様は、まだ心の傷が癒されていない。そしてまた、まだ復旧の目途が立っていない方々もいると聞いております。どうぞ当局の皆様方におかれましては、被災者の相談を真摯に受けとめ、最後の一人になるまで復旧、復興の目途が立つまで、真剣に取り組んでいっていただきたいと、このように思っております。

さて、菅内閣も支持率が30パーセントを切りました。共同通信の報道によりますと、今民主党内からもSOS内閣といわれているようでございます。支持率が下落し、危険水域に迫ったSOSということもあります。そのイニシャルにも意味があるようでございます。SOSのSとは、尖閣問題のS、Oは小沢問題、そして最後のSが支持率低下、あるいは仙石問題と、正にSOS内閣であると、このように思います。

今年は坂本龍馬が脚光を浴びました。龍馬の言葉の中に、世の人は我を何とも言わば言え、我が成することは我のみぞ知るという有名な言葉があります。この言葉は、龍馬の世間の風評に微動だにしない気迫と信念が込められていると思います。私は言葉はある意味その人が普段使っている、そしてまた普段思っていることがとっさのときに出てしまうものだと思っております。今回の菅内閣の閣僚の失言などは、正にそのいい例であります。

さて、朝山市長、市長は昨年の12月の7日の初登庁以来、1年と2日、ちょうど1年が経過をいたしました。市長は先の市長選挙で市民の皆様と九つの約束、マニフェストを行っております。あのときの初心の気持ちを常に忘れることなく、これから2年目という形に入りますが、しっかりと市長の目指すマニフェストを実現していただきたいと思います。

それでは、通告にしたがいまして質問をさせていただきます。

まず1番目の市長の政治姿勢についてであります。来年度予算への取組についてでありますけども、毎年議会において予算審査、決算審査が繰り返し行われております。とりわけ決算審査を受けて当局が次年度の予算へどのように取り組んでいるのか。また、それが反映されているのかをお尋ねいたします。

次からは発言席から行いますので、どうぞ御答弁をよろしくお願ひいたします。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

総務部長（松元龍作君） 与議員にお答えをいたします。新年度平成23年度の予算編成方針についてでございますが、私どもの職員に通知をしてあります予算編成方針において、要求前に各部課長、計画調整担当による部内査定を実施するなど、3支所が連携をして部内の事務事業の統一性と整合性を図ることといたしております。2番目に、事務事業を総点検し、歳入歳出両面にわたる徹底した見直しや、新たな歳入確保策の検討を行うなど、あらゆる方策を講じて財政健全化に向けた予算要求をすることといったしております。3番目に全事業について目的達成度、市民に事業手法及び費用対効果等から徹底的な見直しを行いまして、量から質への転換と事業の効率化による経費削減を務めることなど、先ほど申しましたように各課に通知をいたしたところでございます。当然のことではございますが、決算審査等での御指摘は、次年度の予算要求にも反映されるべきものであり、現年度及び新年度において改善が図らなければならぬものであると認識をいたしております。現在、財政課のほうでは今月の17日から各課ヒアリングに向けた準備作業を進めており、現段階では予算要求の内容も把握できていない状況でございますが、各部、各課においては決算審査等の指摘事項が改善された予算要求がなされるものだと考えています。

25番（与 勝広君） 今総務部長から答弁ありましたけども、私は毎年の予算編成で、私なりに疑問を感じている点は、この予算編成の際に職員の皆さんがそれぞれの部・課において、どれだけの1年間で予算が計上され、またそれがどのように使われているのか。有効的に使われたのか、無駄がなかったのか。そういう認識のもとに予算編成が行われているのか。決算審査を議会で承認してもらうのだけが目的じゃないのかなと、そういうふうにさえ、言葉は悪いですが、感じられることもあります。そのような意味において、各部・各課においての予算編成の取組について、再度総務部長のほうからお願ひいたします。

総務部長（松元龍作君） 各部・各課のことでございますが、総務部を例に取って申し上げますと、総務部の予算編成は新年度の先ほど申し上げましたような予算編成方針に従いまして予算要求前に必ず部長による部内査定をいたしております。また、その部内査定時に支所間における事務事業の統一性、整合性、事業における先ほど申し上げましたような費用対効果、経費削減などが図られているかなど、それぞれチェックをして確認をいたしております。要求内容は各課において予算編成方針を順守した要求内容を計上しております、決算審査、先ほどおっしゃったような決算審査のそういう指摘事項、新たな予算編成時には盛り込むようにというふうにして指示をいたしております。各他の部や課におかれましても、同様の取り扱いをいたしておりますので、御理解いただくようよろしくお願いを申し上げたいと思います。

25番（与 勝広君） 今、決算の指摘事項という言葉がありましたけども、本市は平成18年の3月20日に合併して、来年3月でちょうど5年目となります。合併当初、3地域の均衡ある発展という最重要な課題の一つとして声高に言っておりました。しかしながら、まだまだ3地域の均衡ある発展とはほど遠い、言い難い矛盾点も決算審査等で指摘されました。決算審査委員長の昨日の報告の中でも、若干触れていましたが、例えば、今回の決算審査で笠利地区の学校給食で本来受益者が負担すべき食材費に公費が充てられていたり、あるいは幼稚園の保育料や入園料の問題など、決算審査で指摘されたその項目というのは、次年度の予算編成にどのように反映されようとしているのか。どのように議論されたのか、御質問いたします。

教育部長（里中一彦君） 御指摘のありました笠利地区の学校給食への公費負担につきましては、決算審査で御指摘を受けたこともあり、来年度の予算の取組につきましては、歳入歳出の均衡が図られるよう、歳入に応じた歳出予算の計上を考えているところでございます。

次に、幼稚園の保育料につきましては、名瀬地区と笠利地区とは月額保育料の差が大きく、また年次

的な調整ですむものかなど、更なる検討が必要となっております。更には保護者の同意や地域の理解、周知の期間などに時間がかかるものと予想されますので、今しばらくの期間をいただきたいと考えているところでございます。

25番（与 勝広君） 先ほども冒頭で申し上げたように、合併してもう5年になります。今その幼稚園の保育料、入園料、例えば名瀬では保育料が6,100円、入園料が6,000円、笠利では2,000円、入園料が笠利ではなしと。5年にもなるけども、まだこれからどういう形でやっていくのか。また、当事者とのいろんな意見交換会も必要でしょうけども、この5年間結論的に言えば、本当に3地域の均衡ある発展、やはり税金というのは、3地域の市民に対して、公平・公正・平等、これが原則であると。しっかりとこのことを期限を決めて検討していただきたいと思っております。

その他、または正すべき項目はまだ各課や各部においてあると思います。議会で予算審査、決算審査、繰り返されます。何のための決算審査なのか。本来ならば、それぞれの部署においてまだ調整している項目、そしてまだ是正されていない点などを聞きたいところであります。同僚議員のほうからも同様の質問がありますので、今回は割愛させていただきます。

続いて2番目の、市役所職員の意識改革について質問をさせていただきます。今回の奄美豪雨においては、市長を先頭に職員の皆様も不眠不休ともいべき被災者に対して、献身的な対応をしていただきました。多くの被災者から私のところにお詫びの電話をいただきました。しかし、その反面、また被災者から職員に対する不平不満、憤りの声も私のところに寄せられました。今回の水害を通して改めて職員の対応と資質の温度差を感じることでした。当局は今回の職員の被災者への対応について、どのように評価しているかお伺いいたします。

総務部長（松元龍作君） 今回の豪雨で名瀬・住用・笠利3地区、それぞれが被害を受けました。とりわけ住用地区はその規模がそれまでに経験したことない甚大なものでございました。住用在住の職員にも自ら被災しながら、地区の災害対応や被災者の支援にあたった者もおります。住用支所の職員だけでは対応しきれないということで、名瀬市所からは住用出身の職員のほか、避難所の運営にあたる職員として毎日20数名の職員が応援にあたったところでございます。また、被害調査にあたっては、笠利支所からも30名近く応援が駆けつけてくれました。職員一体となって誠心誠意に対応にあたったものと考えております。しかしながら、議員御指摘のような対応のまずさや至らなさがあつたところでございますが、私どものほうにもそのような苦情があつたのも事実でございます。こういう災害時だからこそ、職員力が試されるものだと思っておりますけれども、そういう先ほどの苦情やそういうことがたくさんございましたものでしたら、改めてお詫びを申し上げたいと思っております。また、今後も職員にその時点の災害の状況が、非常に余裕がなかつたかもしれません、こういう時だからこそ、懇切丁寧な対応が必要でなかつたのかと、大いに反省しているところでございます。

25番（与 勝広君） 今回は、通常の市民との対応とは違つて、こういう緊急災害時の対応でしたので、職員の皆様も常日ごろとは大分違う事態が生じたので、このような対応もあったかなと思います。よく市役所改革といわれますが、市役所改革とはしばり職員の意識改革、また資質の向上の延長線上に市役所改革があると、このように思っています。第二次行政改革実施計画の中にも、接遇マナーの向上、またホスピタリティー、親切の向上ということもうたっておりますので、しっかりと平時の対応も大事ですけれども、そういうことも想定したお互いの議論を深めて、市民に対する接遇の在り方をしっかりと今後も検討していくいただきたいと、このように思っております。

そこで、いろいろな今回、職員の対応や接遇の在り方などについて質問させていただきましたが、そこでそういうものを総括して職員採用の在り方について、提言をさせていただきたいと思います。職員の採用については、従来の枠に加え社会人枠、いわゆる特別枠を取り入れるべきだと、私は思っております。社会経験のある、また民間企業、あるいは地域において専門的な分野で秀でている者などを採

用枠として確保する。そうすることによって職員の触発並びに即戦力として使える人材を確保できるのではないかと、そういった方が市職員として働くということは、市民の暮らしや生活を肌で感じている人たちが職員として働いていけるならば、お互いの職員同士の触発もしっかりとできるのではないかと、このように思っております。こういった新しい枠での職員の採用法について、どのような見解をお持ちなのか、お願いをいたします。

総務部長（松元龍作君） 職員の採用につきましては、従来年齢制限が25歳まででございました。それを年々引き上げまして、社会人で経験した方も是非入っていただくよう、今年の採用試験からは30歳に引き伸ばしたところでございます。その結果として、今回発表させていただきましたが、合格者の中には数名、現在仕事についていられる方もいらっしゃいます。先ほど、御指摘ございました特別枠でございますが、定員適正化計画を今策定をしつつございます。その中で、見直し策の一環といたしまして一般枠と別にキャリア枠というものを検討いたしていくことにいたしておりますので、十分その辺にはこたえられるのではないかと、このように思っております。

25番（与 勝広君） 今、総務部長から答弁がありましたが、キャリア枠を作っていくたいと。やはり、これまでのような採用法から脱却して、そして本当に新しい形で職員も、また市政も生まれ変わって、これからは今までのような上から目線で、市民の皆様に対する行政運営というのは、もう終わりにしなければ、本当に部長もおっしゃるように、市民と一体となった改革はできない、このように思っております。

続いて3番目の質問に移ります。本年度を振り返り、市長の推進してきたマニフェストの進ちょく状況、成果についてお尋ねをいたします。市長は、私が冒頭述べたように、昨年の市長選挙において多くの市民の皆様方から支持を受けました。その中で、市民の皆様に対して九つの宣言、市民の皆様との政策のお約束をしております。その進ちょく状況及び成果について御答弁をお願いいたします。

総務部長（松元龍作君） マニフェストの進ちょく状況及び成果をということでございますが、市長選に際しまして元気な奄美市を築いていくために、マニフェストにおきまして九つの大きな柱を掲げさせていただきました。産業活性化宣言、都市宣言、観光交流都市宣言、長寿子宝の島宣言、行財政改革宣言などなどございます。また緒についたばかりではございますが、取組の一端を申し上げますと、産業活性化においては、何よりも雇用の創出が早急に取り組むべき課題であると認識をいたしまして、国・県で創設された提案型の緊急経済対策事業を県下に先駆けて企画提案し、2億7,000万円の事業費を確保したことは、200人を超える雇用者の拡大に結びついております。これに加えましてIT企業の育成を図る観点から、インキュベート施設整備事業を平成23年度奄振事業の非公共において要望しているところでございます。観光交流においては、横浜ベイスターズの秋期キャンプの実現に向けて積極的に取り組んだところでございます。この結果、多くの市民、群島内外からの野球ファンが本市に集い、プロの野球選手との交流を図る新たな機会が創設されたことに加えまして、今後地域へ大きな経済効果を及ぼすものだと考えております。長寿子宝の島におきましては、子育て支援策として乳幼児医療費の無料化、障害児保育事業を実施して、安心して子供を育てる環境づくりを図りました。行財政改革におきましては、自立的な自治体経営を目指すとして、第二次奄美市行政改革大綱及び実施計画を策定いたしまして、積極的かつ計画的な行政改革を進めております。また、財政健全化といたしまして、平成21年度一般特別会計の決算が4億9,678万円の黒字を計上し、市債残高も対前年度比10億円余りも減少するなど、着実に健全化に向かっているところでございます。更に、市民に奉仕する市役所のために、市民が多く訪れる市役所1階フロアを明るく、市民が利用しやすい市民サービスの充実にも努めたところでございます。これら市長が掲げた公約の主なものにつきまして申し上げましたが、しかしながらまだ十分とはいえませんので、今後とも皆様の協力を賜りながら、元気な奄美市を目指して精一杯頑張ってまいりたいと考えておりますので、議員の御理解をよろしくお願い申し上げます。

25番（与 勝広君） マニフェストの進ちょく度もなかなか市民に対しても数字的にも公表はしにくい部分はあります。しかし、着実にそれが実現できているということを何らかの形で市民の皆さんへ通達する、お知らせをするという方法もしっかりと検討していただきたいと思っております。市長が22年度の施政方針の中で、このように言っております。市政の主人公は市民であるとの認識のもと、市民の皆様とともにより住みよいまちづくりに向け取り組み、誠実に市長としての職責を果たしてまいりたいと言っております。私はこの理念は大変立派なことであると思っております。しかし、この市長の思いと職員の思いが対峙するようなことがあっては、市長の目指す改革はできない、このように思っております。どうぞそのことも忘れることなく、市長と一緒に市職員の皆様も全力を上げて、これからまた更に頑張っていただきたいと思います。

続いて4番目の広域行政について質問させていただきます。広域行政については、今後避けて通れないのが地方分権の推進、少子高齢化の対応、厳しい財政状況など、周辺町村との連携による広域行政の運営は喫緊の課題であり、この奄美本島の1市2町2村が生き残っていくためのキーワードであると、このように思っております。広域行政の構築を今後どのような形をしていくのか。奄美市総合計画の基本計画の中にも明記してありましたが、目指すべき方向がまだまだはつきりしておりませんので、当局の見解を求めます。

市長（朝山 穀君） 与議員にお答えいたします。実は私は奄美市長であると同時に広域事務組合の管理者という立場にもございます。その観点からもお答えさせていただきたいと存じます。

広域行政に対する見解については、奄美群島振興開発事業のより効果的な実施や、世界自然遺産登録に向けた啓発活動など、広域的課題に適切に対応するには、群島内市町村間のつながりの強化、それが最も重要と考え、総合計画においては広域市町村圏の連携強化と広域行政の新たな展開の2項目を掲げております。奄美群島は外海離島という環境の中、1自治体のみが行う施策で現在の社会情勢へ対応していくことは困難なことと感じております。特に離島では島単位での生活圏を形成いたしておりますので、行政域を越えた連携が必要であり、そのためには大島本島については一つの地域として共通認識をもって今後の施策を進めていく必要が高いものを考えております。奄美群島においては道路、港湾や空港など、社会基盤の充実は図られてまいりましたが、大島本島を一つのエリアと考えると、まだまだ十分とはいえないと考えております。また、近年、発達している情報通信技術を活用した新たな産業の創出や、豊かな自然、固有の文化や他者を思いやる精神性など、島のよさを生かした交流人口の拡大など、これから取り組まなければいけない課題が多くございます。本市をはじめとする群島内市町村においては、いずれも行財政改革を更に進めなければならない状況に変わりはございません。今後は事務処理の共同化など、行政分野においても広域的な体制を構築することでより効果を発揮するものと考えております。特に申し上げますと、全体の問題であります自然遺産登録については、名瀬市から職員を派遣をいたしております。また、平成23年度末には現在あります市町村会、議長会が閉鎖をし、広域行政として一体となって今後奄美の諸問題に取り組むという組織の変更等も考えられております。加えて、昨年から今般にいたる予算、国の予算において、一般交付金化などなど含めて、大変予算上の問題においても共通認識について非常にまだまだ私どもの共有し得ないものがございます。したがって、国との連携、県との連携は、やはり予算という最も大切なものとして、今後やっていかなければいけない共通の奄振法の中における個々の問題も抱えております。したがって、今後は広域行政、とりわけ広域事務組合の強化を図っていくということは、我々12市町村にとって喫緊の課題であるということを認識いたしておりますので、そういう意味を含めて、今後広域行政を更に進めていく所存でございますので、どうか議会の皆様方におかれましても御指導、御協力賜りますようによろしくお願いを申し上げたいと存じます。以上であります。

25番（与 勝広君） 今、市長のほうからも広域行政の果たす役割と課題をしっかり見すえられた発言

がありました。今後の連携強化も含めて、しっかりと鋭意頑張っていただきたいと、このように思います。

それでは続きまして2番目の奄美豪雨災害についての質問に移らさせていただきます。①と②と一緒に質問させていただきます。

この度の奄美豪雨災害の教訓はどのように考えているのか。また、その教訓を今後どのように生かしていくのかお尋ねをいたします。

2点目は、今後の公共工事の在り方についてありますが、最近では日本各地においてゲリラ豪雨に象徴されるように、突発的な集中豪雨が頻繁に起こっております。今回の奄美豪雨のような集中的な豪雨は、今後近い将来起こりうることだと思っております。このようなことを想定した公共事業の在り方を考えていかなければならぬ、このように痛感しております。これから公共事業の在り方について、どのように考えるか御答弁をお願いいたします。

総務部長（松元龍作君） 今回の集中豪雨につきましては、想定以上の災害となりまして、多くの方々が被災をいたしております。その際、情報手段の確保や災害時要援護者対策など、多くの課題が山積をいたしていると認識をいたしております。特に、通信手段は各支所との連絡に関しまして途絶した場合を想定しておらず、住民の安否確認に手間取ってしまいました。また、避難勧告の具体的な基準も設けておらず、結果として避難勧告の遅れを指摘されております。そのような点からの、確かな通信手段の確保と避難のための避難マニュアルを作成し、住民への迅速で的確な周知を行わなければないと痛感をいたしておりますところでございます。併せて、安全であるはずの避難所が浸水をするなど、改めて避難所の見直しも行っていこうと考えております。本市いたしましては、今後通信情報の確保の強化のために、衛星携帯電話を各支所に設置する予定をいたしております。また、併せてハザードマップと避難マニュアルを作成し、自主防災組織の組織化の推進、充実を図りまして、地域と行政とか力を合わせて災害に備える災害に強いまちづくりを行ってまいりたいと、このように考えております。

建設部長（田中晃晶君） 議員おっしゃるように、近年国内各地におきまして突発的な集中豪雨が頻繁に発生をし、被害をもたらしているように思っております。御質問のこれから公共事業の在り方でございますが、まず今回の10月20日の豪雨は、予想をはるかに超えた集中豪雨により起きた災害だというふうに認識しております。このような想定外の豪雨に対応する公共施設の整備を行うとすれば、まず計画雨量などを含めた設計基準の見直しが必要なのかなというふうにも考えております。その結果、施設規模が大きくなるということも当然ながら予想されます。そうなりますと、予算面はそれから完成までに相当の期間を要するということが想定されると思っております。これらのことから、今後はハードによる整備対応だけではなくて、情報伝達などのソフト面を含めた整備の在り方を国・県と連携を図りながら、災害に強いまちづくりを進めてまいる必要があるというふうに考えております。

25番（与 勝広君） 今後のこの公共事業の在り方については、具体的な答弁はありませんでしたけれども、ハードだけではなくソフトを含めたものも国や県と連携を取りながらという回答にとどまりましたけれども、しっかりと今回のこの災害をきっちり精査して、その上でしっかりと検討を進めていっていただきたいと、このように思っております。

今回の集中豪雨で、大規模な土砂災害が至る所で発生いたしました。山の土砂崩れに関しては、山の表面だけのところもありましたが、山の表層、表土層だけではなく、深い岩盤部から崩れているケースも目につきました。いわゆるこれを深層崩壊といつておりますが、これにあたるかどうかは分かりませんが、私なりには深層崩壊ではないかなと、このように思っております。この深層崩壊が大規模災害につながる可能性が高いと思います。今回の災害を機に、この深層崩壊の調査を行うべきだと思いますがいかがですか。

建設部長（田中晃晶君） 深層崩壊につきましては、国土交通省が今年の8月に報道発表いたした経緯がございます。その中で、学術的にも未解決の部分が多い深層崩壊につきましては、土木学会などとの連携を図りながら調査研究を進めていくとともに、可能な対策の検討を進めるということがございました。我々としましては、そのように国の成果を待つと申しますか、その資料等を得ながら、県と国と連携をしながら、進めていくものだというふうに思っております。

25番（与 勝広君） この深層崩壊予備軍ともいえる箇所が、私はかなりあるのではないかなど推測しておりますが、我が党の秋野公造参議院議員が本日も参議院の災害調査で来島されておりまして、今回で3度目の被害調査を、また現地視察にあたりますが、その秋野参議院議員から内閣府に12項目にわたる質問趣意書出しました。その中に、深層崩壊調査を奄美で行っているかという質問に対して、国土交通省の答弁は過去の深層崩壊の発生事例等の情報をもとに、奄美地方を含めて日本全国の深層崩壊の相対的な発生頻度を推定する調査を行っているという答弁をもらっております。国は調査をしたといつております。先ほど8月に可能な限り検討を進めると、国土交通省がという話がありましたけれども、もし国が調査を行っているんであれば、その関係自治体に対して、こういった調査報告があったものか、なかったのか、お伺いいたします。

建設部長（田中晃晶君） 県及び市町村にその調査があったかという御質問であれば、国・県からの報告はございませんでした。

25番（与 勝広君） 報告がないとしても、この深層崩壊についてはきちんと再調査をしていただくよう、行政側からも市からもお願いすべきであると思います。

3番目の住用地区、古見方地区等の今後の展望について質問させていただきます。

今回の水害で激甚指定を受けた住用地区以外、奄美市における古見方地区下方地区などを含めて、さまざまな形で修復、復旧工事をしていくかなければなりませんが、小手先の復旧工事ではなく、この際ですから将来の展望をもったまちづくりをしていかなければならないと思います。今後、どのような展望をもっているのかお尋ねをいたします。

総務部長（松元龍作君） 今回の豪雨災害におきましては、農村地域の住宅や農作物など、多くの被害が集中いたしております。現在原形復旧に努めていますが、住民からはやはり今後の浸水被害や生活再建に対する不安の声が聞こえております。議員御指摘のような小手先の復旧工事だけではこうした不安をぬぐい去ることはできないものと考えております。今後、今回の災害につきましては、十分な検証が必要だと思っております。その検証作業を進める中で、全体の課題の把握を努めるとともに、集落単位においても詳細に課題を把握して今回の災害の教訓を糧に、災害に強い農村地域の整備につながるよう、早急に取り組みたいと思っております。ここで具体的な事がらについては申し上げられませんが、十分検証いたしまして、先ほど申しましたような、それを課題として今後のまちづくりをしていきたいと、このように思っております。

建設部長（田中晃晶君） 今、総務のほうからお話ありましたのが、根本的というか、基本的でございます。私、建設部長といたしましては、議員がおっしゃるように各集落の一部には河川よりも低い一角等があり、豪雨になりますとその低地部において排水不良等により、どうしても冠水をするという状態が発生をしておるということも把握しております、私どももその対応に苦慮しているところでございます。根本的な解消となりますと、先ほども申し上げましたが、事業費やその相当の施工期間を要するということ等もございまして、やはり総合的な検討が必要であるというふうに思っております。その整備方針が出るまでの間、既設の排水施設などの維持管理に重点を置きながら、有効な対処方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

25番（与 勝広君） 将来の展望をもった集落のまちづくりに、多少時間をかけてでもいいですから、しっかりと行っていただきたい。その地域から住民がいなくなる恐れもあると思います。そうなると、奄美市の目指す総合計画に逆行するのではないかなど、現に住用の住民が他の地域に引っ越すような状況も起きております。今回の水害を契機に、しっかりととした地域の将来展望を定めて、魅力あるまちづくりを目指して取り組んでいただきたいと、このように思っております。

続いて4番目の救援物資の配給と管理についてであります。大変多くの市民、また全国の方々の善意で現金並びに救援物資をいただきました。被災者の皆さんも全国各地からの真心の救援物資に、大変な恩恵を受けることができました。しかしながら、災害1か月半以上経っておりますが、まだ救援物資も残っております。その救援物資が今後どのように使われるのか、あるいはどのように保管されるのかお尋ねいたします。

福祉部長（福山 治君） 今回の豪雨災害では、市内はもちろんのこと、全国各地の個人及び企業から多くの救援物資が届けられました。その主な内容は、主なものは飲料水、レトルト食品、生活必需品、衣類等でございました。担当課では避難所開設時には食料品を中心に、各避難所の要請に応じた物品を届けておりましたが、11月15日以降は米、タオルケット、洗剤など17品をセットにして被災した世帯ごとに配布しております。今回、救援物資の量も相当数となり、最も多くの被災者が避難されていた住用町の体験交流館の保管スペースも満杯状態となつたため、急きょ大島支庁より名瀬保健所の施設を借用いたしまして保管場所として活用いたしました。最後まで残されていました救援物資のうち、衣料品につきましてはチャリティバザーにかけるなどして売上金を義援金へ繰り入れるなどの方策の一つと考えられますので、今後検討していくたいと考えております。

25番（与 勝広君） 11月の22日に住用町の嘱託員会より大島支庁長に地域防災センターの設置を求める要望があったようですが、今回のこの救援物資の物流拠点というのを是非作っていただきたい、その物流拠点を中心にしっかりととした防災体制をとっていただきたいと思っております。その後、さまざまな形の救援物資については、私のところにもいろいろ苦情等もありましたけども、しっかりとまたそこは管理もされて、今後、そういうチャリティーなどもあるということですので、しっかりとしていただきたいと思います。

続いて災害ごみについて質問をさせていただきます。

今回の水害で想像をはるかに超えるごみが排出されました。クリーンセンターの職員も休日返上で出勤している状態がまだ続いておりますが、今回は災害ごみということで、ほとんどが分別されずに持ち込まれております。また、事業所のごみも一部災害ごみとして扱われましたが、今後の災害ごみの基準及びマニュアルを作り、非常時に備えなければならないと思いますが、この度の災害ごみの受入状況も含めて、答弁をお願いいたします。

市民部長（有川清貴君） 議員御指摘の事業所ごみについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で事業所みずからが処理することになっております。このことは災害時であっても同じであります。しかしながら、この被災ごみの中には一部明らかに事業所から排出されたであろうと思われるごみもありました。今月2日の地元新聞で報道されたように、ドラム缶、機械工具のほか、自動販売機、業務用冷蔵庫等の事業所系と思われるごみが災害ごみ置き場に捨てられているのも事実であります。本来、自ら処分するところのごみを災害に便乗して廃棄するものがいることは、大変残念であります。ごみをごみを呼ぶことがあるため、そのようなごみも放置するわけにいかず、処理しなければならないと考えております。あまりにもひどいものは警察や保健所と連携し、廃棄物処理法の罰則の適用も視野に入れ、対応してまいりたいと考えています。平成16年10月20日に台風23号で被災した兵庫県豊岡市から、災害廃棄物処理記録のメールもいただきました。今回の災害後のごみ処理について有効に活用させてい

ただきました。また、被災後早い時期から県や環境省、九州地方事務所の担当課から多くの情報をいただき、適正なごみ処理に努めてきたところであります。一方で、豪雨被災後の台風の接近の報道で、収集されたごみの早急な処理に追われ、効率的なごみ処理のためには反省するべき点も多くありました。正にマニュアルの必要性を痛感しているところであります。今回の災害を次に生かしていくよう進めてまいりたいと存じます。

最後に被災ごみの受入状況ですが、平成22年11月末で約1,500トンの被災ごみが名瀬クリーンセンターに搬入されております。現在も搬入が続いており、最終的には約1,800トンの被災ごみ量がなるだろうと想定しておるところでございます。

25番（与 勝広君） 今、心配しているのがクリーンセンターの耐用年数、延命の問題もあります。そうなると、これからごみの分別の細分化、前回の議会でごみ袋の有料化等も出てきましたが、こういうやはり突発的なものになると、そういう市民の暮らしや生活も本当に大変だけども、やはりそういった部分の施設管理運営等についても、やむを得ないのかなというのも痛感しておりますが、でもしっかりとマニュアルを作成して、少しでもクリーンセンターが延命するような方向性を導いていただきたいと思います。

続いて6番目の住用総合支所の建設及び職員の配置についてであります。住用総合支所も水害の大きい被害を受け、どうにか復旧作業も終わり、業務を再開しておりますが、住用支所の今後の建設計画があるのか。また、職員の配置は現況のままでいいのかお尋ねいたします。

総務部長（松元龍作君） 住用支所の建設計画につきましては、現在奄美市庁舎検討委員会で住用のみならず笠利・名瀬を含めた3支所の今後の整備構想について御議論をいただいている最中でございます。検討委員会には各地区から5名ずつの参加をいただき、それぞれ支所の視察を行い、各支所の現状や今回の豪雨災害を受けての課題を踏まえ、建設の是非についてそれぞれ意見を出し合い、御議論をいただいております。したがいまして、住用支所の建設計画につきましては、現在議論中の庁舎検討委員会の提言や、今回の災害などを十分に踏まえ、今年度中には市としての整備方針をまとめる予定ではございます。しかるべき時期に議会のほうには御報告もさせていただきたいと思っておりますので御理解をお願いいたします。

25番（与 勝広君） 今回の水害では、住用総合支所、住用診療所、住用分駐所などが一番被害に強くなければならぬ場所が被害を受けるなど、強いて言えば、生命と財産を守らなければならぬ心臓部の3か所が自分の所の水害で地域住民に対する初動が遅れたことも否めない事実であると、このように思います。それについて見解を聞きたいところですが、後々、他の議員からもあると思いますので、次に移ります。

3番目の福祉行政についてであります。1番2番3番とまとめて質問をさせていただきます。

8月27日に奄美和光園の将来構想を考える将来検討委員会が開かれました。実は今年の2月8日に民主党の衆議院議員の川内氏が和光園を視察して、和光園の医師の定員不足課題や問題や、皮膚科外来の一日も早い再開を期すという、この二つの項目について要望を受けて帰っております。私の認識不足では大変すみませんので、その後、民主党もしくは川内議員からそれらの2点について進展状況か、そういう報告があったのか、まずお伺いいたします。

2点目の予約制バス運行を実施できないかという点であります。少子高齢化や過疎地域の拡大が進む中、移動手段がない高齢者を中心とする買い物弱者が増えております。最近では中山間村ではなく、市街地近郊の団地にも広がっております。こういったことなどを踏まえて、このような買い物弱者に対して予約制バスの運行を実施できないか、また、交通手段の提供はできないものかお尋ねいたします。

続いて3番目の市民後見人の育成についてでありますが、認知症や傷害などにより判断能力が十分でない人のための権利や財産を守る支援者、いわゆる青年後見人の利用促進を図るための親族以外の市民

による後見人の育成は、これからますます重要になってくると思います。判断能力のないお年寄りの財産窃取が目的の訪問販売をはじめとする悪徳商法が社会的に問題になりつつあります。こういったようなことなどを踏まえて、高齢者を守るためにも、市民後見人の育成は重要な課題であると思いますが、3点合わせて質問いたしますが、時間が5分しかありませんので、短めに答弁をお願いいたします。

市民部長（有川清貴君） その後につきましては、具体的な報告はありません。皮膚科の外来診療の再開に至っていないのが現状であります。

産業振興部長（川口智範君） 予約制バスの運行、いわゆるデマンド交通については、平成21年県の委託を受けまして奄美市及び龍郷町の共同で北部地域公共交通活性化計画の調査を実施いたしました。この調査では、島内の移動ニーズに対応した持続性の高い地域公共交通の在り方とその推進方策について明らかにすることを目的としております。その中に、一部の限られた地域においては路線バス利用者が減少していることから、デマンド交通への移行も提案されております。しかしながら、その一方では地域住民から現状の路線バス運行の存続も強く要望されております。このような調査結果を踏まえまして、効率的かつ効果的な公共交通施策を展開するために、今後更に地域住民、利用者や事業者などとの連携協力を深め、需要や必要性を分析した上で事業実施の可否について検討してまいりたいと思っております。

福祉部長（福山 治君） 今おっしゃいました平成12年4月の介護保険制度の廃止に伴って、介護サービスの利用が措置から契約へと移行いたしまして、認知症など判断能力が不十分な方の財産管理や法律行為を代行する成年後見制度も同時に施行されております。その成年後見制度の中で、市民後見人としてのシステムづくりには、一般市民が法律に基づく貢献活動を適切に行うために、権利擁護の概念やそれを生かす技術を習得する必要があり、十分な研修体制、また市民後見人の活動を支援する体制や後見活動が適正になされることを監督する体制の整備など、課題も多くあると考えております。現在、本市の成年後見制度は確立されてはいませんが、社会福祉協議会が行っている認知症高齢者などで判断能力が十分でない方への福祉サービスの利用手続き援助、日常的な金銭管理などを行う地域福祉権利擁護事業の活用支援を行っております。今後、成年後見制度の活用が図られるように積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

25番（与 勝広君） この和光園の将来構想については、厚生労働省の基本的な考えは、あくまでも地元自治体独自で将来構想を想定してもらい、確定してもらい、国としては策定することはしない、関与しないというスタンスは今も崩れていませんので、私たち奄美市が本当に真剣になって取り組んでいかなければならない問題だなど、このように思っております。

最後、まとめになりますけれども、今回の奄美豪雨は、大変つらく悲しい出来事でしたが、私たち奄美の先人から引き継がれた結いの精神がまだこの島に大きく根付いていたことが私たちの誇りであり、君が憂いに我は泣き、我が喜びに君は舞う、この精神で奄美の復旧、復興のため、行政と市民の皆様とともに、よりよい地域づくりができる最大のチャンスととらえて、共々に頑張っていきたいと、このように決意して私の質問を終結いたします。

議長（世門 光君） 以上で公明党与勝広君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前11時45分）



議長（世門 光君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

日本共産党三島照君の発言を許可いたします。

15番（三島 照君） こんにちは。日本共産党の三島照です。一言所見を述べます。10.20奄美集中豪雨災害で被災された皆さん、一日も早い再起を願うとともに、亡くなられたお二人の方々には、心から御冥福をお祈りいたします。御家族の皆さんにお見舞い申し上げます。また同時に、10月の26日、柳町の火災に遭われた皆さんにも、心からお見舞いを申し上げます。この度の大災害の中、昼夜を問わず復旧に全力で頑張っていただいたボランティアの皆さんや、市職員の皆さんには心から敬意を表するものです。私は先の10.20奄美の集中豪雨は史上かつてない、だれも予想すらしなかった総雨量となりました。打つ手がなかったとした、当初言いようがないと言えばそれで終わりです。天災では済まされないのでしょうか。そこから何を教訓として最小限の被害で抑えるかが、私たち議会も行政も市民も、三者が今この場にいる私たちが考えるべきことではないかと思います。今まで必要以上に山や海や川を、手を加え過ぎたのではないか。例え、奄美の各集落、回ってみると、ほとんどの集落が海や川の周りをコンクリートで囲いされて、今回のような集中豪雨が降れば、集落や畠に降った雨水が川や海へ流れないので、そのまま各集落がプール状になってしまっている。知名瀬や佐仁や山間や、また西仲間、城辺りの集落などがその典型ではなかったのかと思っています。偶然ですが、調査に入った九州大学の先生も、海と山が接近したこの奄美では、土砂災害と河川対策を同時に考える必要があるのではないか。そして自然を守りつつ山と川と海の一体的な対策を進めてほしいと語っています。そこで、この大災害に直面して、奄美市当局として、今回のこの教訓をどう受けとめておられるのか。市長及び各部長の見解を求めます。

あと発言席へ戻ります。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 皆さん、こんにちは。それではさっそく三島議員にお答えさせていただきます。もとより午前中から災害に関することについては、多くの議員の皆さんから御発言が、御質疑がございました。今回の集中豪雨は、想定以上の災害となり、多くの方々が被災いたしました。市、特に総務部局といたしましては、全体把握のための通信手段の途絶という問題が発生をいたしました。これは通常使用しております民間の電話のみならず、奄美市独自でつながっております光ケーブルの途絶などにより、平成20年度に統合いたしました防災行政無線にも影響が出ました。そのため名瀬から住用・笠利への防災行政無線による同時放送ができませんでした。市といたしましては、今後通信情報の強化のために、衛星携帯電話を各支所に設置することで通信確保を行う予定でございます。また、今後は防災行政無線のデジタル化を図り、各総合支所から全地域へ妨げることなく放送ができるように整備を進め、そして安全・安心と同時に初期の情報を把握するように努めていきたいと思います。また、安全であるはずの避難所が床上浸水に見舞われるなど、改めて避難所の安全性を再点検しなければならないものと思っております。集落が孤立した場合の対策として、ヘリコプターによる応急対策が極めて重要であると痛感いたしました。離島における災害救助、救援、海難事故対応に対応するために、ヘリ搭載型巡視船の配備の要望活動を更に強く行ってまいりたいと考えております。このことにつきましては、先の奄振法の延長についての12市町村からの要望として申し上げているところでもございます。併せてハザードマップと避難マニュアルを作成し、自主防災組織の推進、充実を図り、地域と行政とが協力して災害に備える災害に強いまちづくりを行ってまいりたいと考えているところでございます。

市民部長（有川清貴君） 市民部からの今回の豪雨災害についての教訓をどう受けとめたかについてお答えいたします。

ボランティア派遣について、今回の豪雨災害では、社会福祉協議会と共同でボランティアの受付、登録、派遣を行い、改めてボランティアの必要性を実感いたしました。ボランティアのニーズの把握調査や登録範囲、派遣の仕方などを取り決め、ボランティアが組織的に活動できるように、関係機関等と協

議を重ねていくことが必要だと感じております。

災害ごみの処理で特に感じた課題と問題点は、まず廃棄物の一時保管場所、仮置き場ですね、の確保が必要だと感じました。大量の災害ごみが発生し、一度にクリーンセンターへ搬入ができないため、廃棄物一時保管場所の確保が必要でございます。災害時とはいえども、可能な限りごみの分別が必要であると思います。

防疫体制についての教訓ですが、今回の豪雨災害に対しては、住用地区をはじめ、名瀬・笠利地区の広範囲にわたり防疫策を行ったが、消毒液の在庫の確保が必要であると再認識したところです。災害が発生した翌日には注文をいたしましたが、届くまでに4、5日要したので、ある程度の在庫は常日ごろから確保したほうがよいと痛感いたしました。

福祉部長（福山 治君） 福祉部におきましては、災害対策本部の設置と同時に避難所を開設し、食料の供給、避難所生活に必要な物品の調達、運搬を職員一丸となって取組をいたしました。また、全国各地からの義援金の問い合わせや救援物資の申し入れについても丁寧な対応に努め、多くの義援物品の受け入れを行ってまいりました。今回の災害は、合併により地域が三方に広がり、被害地域、被災個所も分散した上、被災者数、避難所の開設期間の長期化など、誰もが経験したことのない対応の連続でございました。このような状況下において、体験交流館や住用地区から要請のあったらうそく、懐中電灯、寝具類が品切れ状態となり、配布までに時間を要したケースもございました。また、名瀬地区では名瀬勝公民館が水没して、避難所として使用できずに、被災者への物資が均一に届けられない事態も生じました。今後の課題といたしましては、いかなる災害にも対応できる避難所の確保、3地区の支所ごとに最低限の備蓄も含めて必要な物資が適切に供給することができる体制の構築が必要であると感じたところでございます。

産業振興部長（川口智範君） 先の豪雨で本市に未曾有の被害をもたらしておりますが、産業振興部所管で、産業振興部で所管しております商工観光関連施設の被害は9億円を超えております。全庁一丸となって災害復旧に取り組む中、産業振興部といたしましては災害に強い情報通信体制の重要性を改めて思い知らされたところです。また、災害発生直後について、民生安定のため、各対策の応援部隊として産業振興部の職員は活動いたしております。この際、一部職員に負担が過重になったのではなかったかなということで反省をいたしております。今後は、応援体制について詳細に計画をしていくべきじゃないかと感じております。併せまして、今後は先ほど申し上げた災害に強い情報通信の整備促進はもとよりでございますが、復興に向けた雇用対策、落ち込んだ観光客の回復に向けた取組を取り組んでいきたいというふうに考えております。

農政局長（田丸友三郎君） 今回の災害では、多くの農林道が崩落や決壊を起こしている中で、巻き込まれた方がいなかつたことは幸いであります。今回、水路・河川周辺の耕作地に大きな被害が集中しておりますが、電気・水道・ガスなどのライフラインや道路復旧とともに農地災害の復旧にあたっては、早期復旧に努めてまいりたいと考えております。今回のような水没や河川決壊等の大規模災害の緊急時への対応は、非常に難しいものがあります。今後は日ごろから農業施設、いわゆる農道・林道・水路などの管理を通して、災害時に備えてまいりたいと考えておりますので、今後ともそのような形で努めてまいりたいと考えている次第であります。

建設部長（田中晃晶君） 建設部といたしましての見解を申し上げます。今回の集中豪雨は、時間131ミリ、日雨量601ミリという、想定外の降雨量があったことが主なる原因で災害が起きたと認識をしております。このことで、建設部が管理いたします施設に甚大な被害が及びました。一つに市道や河川への土砂崩落などにより決壊をし、通行が全面通行止めになった。交通が全面通行止めになったということ。二つに河川の氾濫などによりまして、水道及び下水道施設が冠水し、また崩土によって被害を

受けました。これらのこと等がございまして、電気及び電話、携帯電話もそうですが、不通となりまして、現場の状況把握ができなかったことが復旧に多くの時間や日数を要したものだというふうに思っております。

次に、今回災害で改めて感じたことにつきまして申し上げます。一つが急傾斜地対策や砂防ダムの整備と代替道路の必要性やトンネル効果が大きかったと思っております。二つに河川・水路の維持管理の強化の必要性を感じました。三つに水道・下水道施設の自家発電機などの強化と、並びに準備が必要だというふうに感じております。四つ目に河川・水路などの排水施設の設計基準、計画雨量等の見直しも必要じゃないのかと思っております。このようなことから、改めてインフラ整備の重要性を知った次第であります。

教育事務局長（里中一彦君） この度の集中豪雨によりまして、教育委員会所管の施設も甚大な被害を受けました。学校校舎、体育館及び住用公民館の冠水、教職員住宅の冠水、奄美体験交流館のボイラー室の冠水などでございます。私どもがこのような大災害の中で、第一に対応しなければならないのが児童・生徒の安全の確保でございます。今回は、3地区で一人だけが人もなく、全員が無事であったということが一番安堵をしたところでございました。また、通学路の安全が確保できない状況の中で、臨時バスを運行し、子供たちが安心して通学できたところでもございました。今回の災害において、通信網の不通、道路のがけ崩れや冠水などにより、学校と連絡体制の確保ができず、一時は児童・生徒の安全確認をはじめ、被災状況の早期把握が難しかったところであり、せめて各総合支所間の通信手段について整備が必要ではないかと考えているところでございます。

総務部参事（原田俊光君） 消防としてお答えいたします。今回の豪雨災害は台風の常襲に慣れている島民をもってしても、初めての体験と思われます。道路の冠水やがけ崩れなどの土砂災害による出動不能となる交通障害、続出する集落の孤立、頻繁な助けを求める119番通報、固定電話や携帯電話網の途絶などの状況下において、同時多発災害が発生し、応援部隊を要請しても相当な時間がかかる中、消防が対応しなければならない限界を感じた豪雨災害がありました。また、過去の水害と照らし合わせ、まだ大丈夫ということで、早期の自主避難を行っていないために、地域の消防団や住民等により多数の災害弱者といわれる老人や施設入居者が救助されている現状を考えますと、自主避難の重要性を更に啓発してまいりたいと思います。一方で、地域の情報を把握し、いち早く対応できる地域住民等による避難誘導や救助の促進を併せて図ってまいりたいと思います。課題といたしまして、冠水した住用消防分駐所の検討と、それから防災機関との連携による救助や搬送体制の確立、道路が通行不能となる現場への出動態勢への検討、状況の把握や指揮に不可欠な通信機器の整備、消防団とのさらなる連携強化、他町村との応援体制の強化、ゴムボートなど水防用資機材の配備等を図り、安心・安全なまちづくりを備えるとともに、これからも初動活動を迅速に行ってまいりたいと思います。

笠利事務所長（塩崎博成君） それでは、今回の豪雨を経験をしまして、笠利総合支所としての教訓等について感じた分について申し上げさせていただきたいと思います。

まずは、今回の豪雨については床上・床下浸水、道路のがけ崩れなど等による主幹幹線道路が寸断をされたということで、復旧するまでに数日間要しまして、完全に孤立をする状況にございました。そのようなことから、名瀬地区への道路が通行止めになったということで、特に名瀬地区の病院へ利用される方への対応に苦慮したところでございます。今回は名瀬海上保安部の巡視艇、あるいはヘリをお願いをいたしまして、透析患者を搬送をしていただいたということもございました。それから、情報通信手段が完全に途絶えたという状況にございまして、各集落の被害の状況の把握ができなかったということをございました。そのようなことから、まず感じましたことは、駐在員と連携を取っていく職員の配置、集落担当職員とでも申しましょうか、このような形の体制づくりも必要なかなという感じをしたところでございます。それからもう1点は、特に10月20日の豪雨の日には、複数の集落から各家庭への

浸水防止というようなことで土のう設置の要請もございました。そのようなことに対応するための自主防災組織の充実強化という部分も感じたところでございます。そのようなことから常日ごろからの災害に備えての体制の充実の必要性を強く感じたところでございます。

住用事務所長（高野匡雄君） 住用では、道路、電気、水、通信手段などのあらゆるライフラインが寸断、また、沢からの土石流、河川の氾濫による家屋の崩壊や床上・床下浸水、支所の被害による住民生活への影響など、全域が災害に巻き込まれてしまいました。そのような中、名瀬から救助に向かっていた消防と海上保安部の潜水夫がいち早く途中まで来ておりましたので、昼間のうちに支所に着きました、その後、警察、翌日には自衛隊と、他の部隊などが入って来まして、その中でうまく連携が取れたことが混乱期をいち早く乗り切れた要因になっているのではないかとも思います。また、集落や地域で培われた人間関係結いの精神は、災害発生時の避難確認とか、後の炊き出し、片付け等で十分生かされたものではないかと思っております。住用町の場合、山、川が多く、地形的な特徴もありますが、災害に弱いという部分を一面持っております。今現在、いろいろな課題が論議されており、また国や県においても取組がなされているところであり、とにかく災害の起こりにくい、災害に強いまちづくり、また災害が起きた場合に、被害を最小限に抑える体制づくりなどに向け、国や県と連携して一つずつ取り組んでいきたいと思っております。

15番（三島 照君） 私は今、各担当部局からの総括、教訓を出していただいたのは、非常に重要な皆さんのが受けとめがあったことを、改めて認識しました。そういう中で、恐らくこれからもヘリコプターや巡視船などの体制、笠利や消防でもいわれました。やっぱり道路などが寸断される中ですね、交通手段のない、しかも山・川の多いこの奄美で、ヘリコプターの配置等も含めた防災の体制組織が必要ではないかというのを感じて、感じましたし、併せてやっぱり各集落ごとの地域ごとのね、私は何回か自主防災組織の問題については、指摘もしてきましたけど、そういう準備体制が今回の教訓を教訓として置いておくだけじゃなくてね、そのためにこれは、今日言われたことは全部議事録で永遠に残りますから、是非それを教訓にこれから予算の組み方、含めて検討していただきたいということがあります。

そして、もう1点、これはこれからは私が感じた教訓です。一つは例えば旧国道や一般道路の在り方においてですね、県道として下の道が整地されたためにですね、今度は市へ回された一般道ですね、市道、こういったことの整備、今回も城の出口で通行止めになったわけですが、例えばあれが旧国道、山の上のね、道路が整備されてたら、ひょっとしたら通行止めしなくても行けたのかなという思いもありました。しかし、今回は上もつぶれたということですから、そういう点では厳しいことですけど、そういう点でここらの問題でいくつか指摘したいと思うのは、もちろん土木の、土木課からも農政からもありました。今回の先ほど住用からありました。今回の農地や集落などの被害の多くは、沢や川が溢れて、谷川や山から流れ出た土石流ね、西仲勝周辺も同じことで、こういうことが一気に溢れた土砂が集落へ流れ込んできた、集落の河川を埋め尽くしてしまったという状況から見たときに、先ほどもありましたけど、日常的な農林道の整備、河川や集落周辺の沢から流れてくる小さい谷川などの点検整備、こういったことがされてたら、もう少し集落やらの被害が、農地の被害が救われたのではないかというふうに感じているんですけど、どうでしょうか。そこら辺についての見方みたいな、私はそういうふうに感じたんですけど。

建設部長（田中晃晶君） 議員御指摘のこともあるかとは存じます。ただ一つ申し上げておきたいことは、旧国・県道の維持管理につきましては、我々は通行止めになったような箇所をそのまま放置しているような感じはいたしてはおりませんでした。それで御質問の道路の整備管理の今後の道路整備の管理の在り方ですが、先ほど申し上げましたが、10月の豪雨により法面崩壊や路肩の決壊が発生いたしまして、通行止めになった路線が数多くございました。先ほど申し上げたようにほとんど想定を超える異常な豪雨による、豪雨によって被災したものというふうに考えております。市道の管理に、維持管理

につきましては、開発公社さんと年1回の道路伐採と、それから日常的に道路パトロールを実施するほか、定期的に年4回程度土木課と開発公社合同で道路パトロールなどを行いましてあります。また、市職員や町内会長など、道路に異常があった際に情報の提供などもお願いをしているところでございます。台風や大雨時には、道路の点検を実施しているとともに、住民からの通報などがございますので、それに早急に対応を図ってきておるというふうに思っております。また、今回のことでの手当が必要な箇所につきましては、今現在も迅速に実施をしているところであります。

15番（三島 照君） 私がそれを感じたのは、まず一つはですね、これは県の管轄かどうか分かりませんけど、城のトンネルをこっちから行けば出た、詰まったところですね。あそこにあれだけの三面張の川が流れているということは、私は週に2、3回、必ずあそこを走っていますけど、一度も感じたことない。そのまま山の傾斜だと私は思っていたんです。師玉議員に聞いたら、師玉議員すらもあそこにあんな川が流れて、道路の下を暗きよで流れているいうのを知らんかったというぐらいですよね。正に起ころべくして起きた、上から流れてきたあの大きな土石流は、そのまま川、暗きよの中へ入らずに、上に流れ出て、あの山にあたって止まると、みんな。そういう点では、県の管轄か分かりませんけど、そういうものが放置されている。もう一つは、先ほど砂防ダムの件、言わされました。私は砂防ダムは必ずしも安全とは思ってませんので、なぜかといえば、その後で和瀬トンネルを出た右側に和瀬の上に砂防ダムがありますよね。あれは何の役にもたっていませんよね、もう。もう砂防の上まで土がたまつて、木が生えてますから、ここから見たら、川がそのまま山につながっているとしか見えないぐらい、要するに堆積した土石流が、一切搬出されてないということなんですね。そういう点でですね、そこ辺を考えたときに、私は先ほどから皆さんから出た、それぞれの教訓というのは大事な教訓だと思いますから、是非気を緩めずに取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、被災者支援の在り方の問題です。私は今回も要望にも、日本共産党としても入りました。というのは、畳が入るということで家は生活できる世帯がいっぱい出てきます。そして床上といえども、床下であっても畠が濡れたり壁が湿ってくれれば膨張して、住めない状況が生まれてくる。そういう点で基本的にはそういう損傷として扱うものであるということを感じていましたし、そういう点で見かけによる建物の見かけだけで判断せずに、住めるのかどうか判断してほしいということを言ってきました。そして、そういう共産党の申し入れに対しても、市長は当然のこととして慎重かつ弾力的に判断をして対応してまいりたいというふうに答弁されました。これは私は先ほど、先日の各義援金の配分委員会でも提案してきたところですが、再度この場でですね、配分委員会での決定事項みたいなのを、全市民にも知りたいという意味で答弁を求めたいと思います。

福祉部長（福山 治君） 今回の集中豪雨災害に対して、被災直後から義援金また救援物資等が全国各地、各方面から寄せられました。奄美市としては、義援金、救援物資等を寄せていただいた方々の思いが、一日でも早い復興を願っているということと、被災者においても早急に現金を必要にしている状況にあることから、被災住家に住民登録をしている世帯主に対して、11月15日から一律5万円を、県並びに市町村でつくる基金から被災者生活支援金として1世帯に20万円を11月19日から支給いたしました。なお、本来であれば義援金配分委員会を設置してから配分すべきところではありますが、先ほど申し述べたようなことから、緊急的な措置として義援金を配分させていただきましたので、御理解をお願いいたします。

それでは先日開催されました奄美市義援金配分委員会で、次のとおり決定いたしましたので御報告をさせていただきたいと思います。

義援金は鹿児島県より配分予定の1億1,521万円と奄美市分の1億1,110万5,574円の総額2億2,621万5,574円を支給しようとするものでございます。支給対象は、人的被害と住家被害とし、対象となる建物は住家と店舗事業所、住家については空き家は対象外となり、居住の実態があれば支給対象とすると。それから床下浸水、一部損壊も対象といたします。これについても居住の

実態があるものに限るということでございます。また、施設入所者に対する見舞金も支給をするということでございます。配分方法につきましては、名瀬市街地については福祉政策課での義援金給付とし、それ以外の地区については各地区公民館等で支給する予定であります。対象者に対しては、事前に支給日時等について文書により通知したいと考えております。配分時期は、今月の20日からとし、義援金の募集期間は平成23年3月31日までとなっています。

以上のようなこととなりましたので、御理解をお願いしたいと思います。

15番（三島 照君） これからも義援金の配分方法については、第二次分としても検討していく必要があると思いますので、改めてそれはそのときにお聞きしたいと思います。

次にですね、私はこの災害で、むしろ一番今苦しんでいるのは、高齢者と子供たちではないかと思っています。恐らく今言っても、皆さん笑われるかも分かりませんけど、私はあの10月20日以降、11月の20日ごろまで、ほとんど毎晩ぐらい夢を見ました。被災の現場の夢、水に流されている人の夢、子供が怖くなつて教室に縮こまっている夢など、恐らくこれは今もなお多くの方がそういう状況にいると思うんですよ。そういう点で、1点はこの間、高齢者に対するケアの対応などをですね、どのようにされていて、またこれから先ほどのいろんな課題も含めて、どのように対応されようとしているのかという点が1点と、先ほど言いましたように、私は子供たちは口にこそ、言葉にこそ出さなくても、いろんな意味で恐らく悩みながら苦しんでいるところがあると思うんですよ。そういう子供たちの精神的ケア、これを学校などでも含めて、どういう対応をされているのか。私は1点は、例えばこの心を聞き出そうと減らしてもらおうということを思えば、例えば先生たちが子供たちに子供たちが最近見た夢は何ですかとかね、今一番最近感じたことは何でしょうかとかいうことを、作文に書いてもらったりとか、いろいろしながらその心を開かせる方法はあると思います。そして、私が夢を見なくなつたのは、勝手な個人的な問題ですけど、11月の20日に、21日に娘の結婚式があって、京都へ帰つて、そこで何か気分がちょっと入れ替わつて、それ以後、本当に夢見るのが少なくなりました。ただ、夕べまた、これを、今日のことを考えてかしらん、何か夢を見ました。これは恐らく私は私一人じゃなくて、あの恐怖やいろんなものに見舞われたね、特に高齢者や子供たちにはあるんじゃないかなと思っています。そういう点で、高齢者への対応とこれからそこら辺をどうケアしていこうとされているのか、子供たちへのケアの、どういうふうに考えておられるのか示してください。

市民部長（有川清貴君） 私のほうでは、高齢者の精神的ケアについての観点から御答弁申し上げます。

健康増進課におきましては、災害時の保健活動といたしまして、県、各医療機関及び近隣町村の支援をいただきながら、被災者の救援活動のみならず避難生活による健康障害、ストレス対応の啓発活動及び被災者個人への支援も合わせて行いました。具体的な支援内容といたしましては、避難所生活によつて起こりうるエコノミー症候群、心のケアに関する健康相談、各集落避難所への医師、看護士による巡回相談も実施いたしました。特に被災による健康被害を受けやすい高齢者につきましても、関係職員による状況把握及び個別支援を行っています。また、去る11月24日から26日の間、県及び市町村保健師28名で心のケア対策及びその他の疾患の重症化防止を目的として、住用地区全世帯の780世帯を対象に健康調査を実施いたしました。その結果、417世帯の方と面接することができました。詳しい調査報告結果につきましては、現在集計中でございますが、訪問を通して見えてきたことは、災害後に血圧が高くなった方、不眠になった方、災害の夢を見る方、当時のことを思い出し涙ぐまれる方など、被災程度にかかわらず多くの方々に被災による心身への影響があり、今後の支援が急務であると感じているところです。今後の支援策といたしまして、国の緊急雇用創出事業の豪雨災害被災者等メンタルヘルス事業を活用いたしまして、被災者への自宅や施設に個別訪問をいたし、心身の状態の把握を行い、精神的なケアが必要な方に関しましては、関係機関と連携を図りながら、継続的な支援を行う一方で、メンタルヘルス講演会も実施し、市民全体の心のケアに努めてまいりたいと考えております。

教育長（坂元洋三君） 各学校の具体的な取組について、議員御指摘の子供たちの精神的ケアの御質問にお答えしたいと思います。

まず、各学校の具体的な取組としましては、被災直後に担任等による家庭訪問を実施したり、管理職みずからが避難所となっている体験交流館を訪問したりするなど、児童・生徒の心身の健康状態の把握に努めました。教育活動が再開後も、毎日の丁寧な健康観察の実施や、担任等と養護教諭との情報の共有化、保護者との連携を行い、児童・生徒の心身の健康状態の把握とそれに応じた支援に努めてまいりました。実際、議員御指摘のとおり、体調不良を訴える児童・生徒や、保健室で養護教諭の教育相談を受けた児童・生徒がいたことの報告も受けております。市教育委員会としましても、市のふれあい教室相談員の派遣、あるいはまた県教育委員会との連携、スクールカウンセラーの派遣を計画いたしましたが、ふれあい教室相談員やスクールカウンセラーの派遣については、各校長からの要請がなく、実際の派遣は見合わせたところでございます。一方で、児童・生徒の心のケアの充実のために、市養護教諭研究会では、鹿児島大学から講師を招へいしてカウンセリングに関する研修を行いました。今後も同研修会では心のケアに視点を当てた研修を計画しております。議員御指摘のとおり、児童・生徒の精神的なケアは、短期的な視点と中・長期的な視点で対応していくことが大切であります。1月の2月の市教頭・校長研修会においても、児童・生徒の心身の健康状態の把握と、それに応じた支援が継続的になされるよう指導してまいりたいと思っております。

15番（三島 照君） 高齢者も含めて精神的ケアいうのが、目に見てどうですか、ああですか、言われて、あそう、ああや、こうやと簡単に言えるような状況でもないんでね、本当の心を開かれる手立て、教育の中でも是非検討していっていただきたいということをお願いしておきます。

もう一つ、この中で感じました先ほどからの総括の中でも自主防災会やボランティアの問題が出ました。私はボランティアの問題、1点だけ言っておきますと、今回の救援活動の中で、多くのボランティアの参加があったと思いますが、その対応に多くの問題が教訓として表面化してきたと思っています。

困ったことということで片付けずに、今回、ボランティアに参加した皆さんを、ボランティア協会みたいな形ですね、本当に民間のNPOの皆さんらとも相談しながら、組織していくのかいうのは、今回のこういう事件、の中で、ボランティア当初は市民協働推進課が受け付けたりしながら、途中で社協に委託されて、社協の現地ボランティアセンターができました。ところが、いっぱい作業が見えるのは明らかであるにもかかわらず、電話したり、行けば、いや、もういっぱいですと言って追い返された10人、15人とか、5人とかいう方々が何回か、私どもの事務所にも電話がかかってきました。行つたけど、もう要らないと帰されたとかね、結局はこういうボランティア活動に慣れてない証拠ではないかと思うんですよ。そういう点でこの教訓の一つとして、そういった対応がして、市として社協などとも相談しながら、そういうのを目指すことができないかどうか聞かせてください。

市民部長（有川清貴君） まず、回答する前に多くのボランティアの活動をされた方々に深く感謝を申し上げます。ありがとうございます。

ボランティア組織設立についてお答えします。今回の豪雨災害では、社会福祉協議会と共同でボランティアの受付、登録、派遣を行い、改めてボランティアの必要性と重要性を実感いたしました。議員御指摘のとおり、ボランティアを組織化し、災害が発生したときに迅速かつ効率よくボランティアを派遣できるよう、体制づくりが重要であると深く認識しております。今回のこの豪雨災害を教訓に、社会福祉協議会と連携しながら、ボランティアの組織設立ができないか協議してまいりたいと存じます。具体的には、社会福祉協議会が日常的に登録を行っている一般ボランティアと、奄美市が推進する自主防災組織との役割分担等を明確に、今回の反省点でもありますが、ニーズの把握調査や登録、派遣に仕方などを取り決め、ボランティアを組織的に活用できるよう整備できないか、協議してまいりたいと考えております。

15番（三島 照君） 被災支援の問題では最後に農政の問題でお聞きします。激甚災害になったことと山林や農道、水路などの公共的施設以外の災害復旧費が40万円以上の工事費だけでなく、13万円以上の極めて小さな小災害も含めて、復旧工事の災害になると聞いています。すなわちについては、個人の所有財産で復旧工事の申請にあたって農家の負担があるのかないのか。また、あるとすればどの程度の負担金なのか。それと、近隣の大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町での負担金が分かっていたら示してください。

（「すみません。農政局へ質問の通告がきていませんので、ここではお答えできかねるんですが」と呼ぶ者あり）

再度お聞きします。

議長（世門 光君） 三島議員、通告してありますか。

15番（三島 照君） 市長に最後にお聞きします。私が調べた範囲では各町村もそれなりの対応をしてきているというふうにお聞きしています。例えば宇検。大和村、宇検村、瀬戸内、龍郷、いずれの町村も負担金は取らないと聞いていますし、龍郷町も10パーセント負担金をかけても、後で減免をするということをお聞きしています。大体、この農地改良のあれでは、私がいろいろ聞いて思っている範囲で、総額にしても1,000万円から1,500万円ぐらいの試算ができるんではないかと思っています。奄美市はもっと早くそういう減免や負担金は要らないとの方針を打ち出して、農家が安心して意欲をもって農業に取り組めるようにすべきではないかと思っています。先日も住用の土石流の入った農地やらを名瀬勝やら回ってきました。そういう中でですね、農地を耕す耕運機やトラクターなどの農機具も被害を受けていますし、農家の心情を察しても、情けある農政を展開してほしい。そういう点で奄振でも農業や観光情報などの3分野を進めていくとしている中で、農家に農地離れ、離農が進んだら何のための政策か分からぬ。そのように思っています。そういう点で、13日から国のヒアリングも始まると言っています。市長はもっと早くそういう決断をすべきだと思っています。農家負担をなくすために市長としての決断と答弁をお願いします。

市長（朝山 毅君） 通告はありませんでしたが、三島議員には特にお答えしたいと存じます。

農地災害については、災害の2分の1を通常国が持つ。農地については個人でありますから、あの2分の1、いわゆる半分は個人が持つというのが通常の形であります。しかしながら、奄美市においては100分の5を個人の負担にするというのが通例になっているわけであります。しかしながら、今回のような災害は初めてでございました。合併をして当初、笠利町においては100分の5をいただきました。住用町では100分の100、負担はなかったというふうに記憶があります。したがって、今回の私どもの踏襲しておりますルールからいきますと100分の5を御負担いただきたいというふうなことではありますが、この災害については激甚災害の指定を受けました。通常災害の場合は40万を超える部分について、先ほど言った2分の1ずつの割合。激甚災害に指定されると、恐らく9割近く、はっきり分かりませんから、これから査定が始まりますので、かさ上げなると思います。したがって、この100分の5についてどうするかということについては、今数値を細かく洗っております。同時に今議員がおっしゃった13日から査定が始まることに相成ります。農地災害については、先般6億9,600万円ほどを専決し、皆様方にお願いをしたところでございます。したがって、この数値がどのような数値になるかということを検討し、そしてやはりこの件については、午前中の奥議員の質問も関連するものであろうかと存じます。今回の場合は水害ということでございましたが、その水害による農地、農家の被害というものが甚大だったということも私なりに見聞を深めているつもりでございますので、その中で検討をし、結論については追ってさせていただきたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

15番（三島 照君） 是非、農家などの期待に添える決断を期待してお待ちしています。

次に、まちづくりの問題に入ります。中心市街地活性化協議会が民間で発足しました。その現在の進ちょく状況等について、簡単に示してください。

産業振興部長（川口智範君） 中心市街地活性化基本計画への協議会からの意見についてですが、市は中心市街地活性化基本計画案を作成し、中心市街地活性化協議会の意見を求める必要がございます。そのために協議会において現在討議を行っております。実質的な作業は住宅福祉部会、交通業務部会、観光商業部会の三つの分科会に分かれて、より詳細な議論をしていただいております。具体的には市街地の整備改善のための事業、都市福利施設を整備する事業、居住環境の向上のための事業、商業活性化のための事業、総合的かつ一体的に推進に関する事業に関してその実施時期、実施主体、事業内容の可能性、具体的な事業内要、補助事業等の検討を行っております。分科会での検討結果が、今後協議会に報告され、更に協議会の場で検討が重ねられるものだと考えております。協議会の進ちょくにもよりますが、豪雨災害等により会議が開けない状況もございましたので、これまでの計画の12月末までに意見をまとめていただくというのは、若干遅れるのではないかと思慮をしております。しかし、本市から国への申請につきましては、3月末までには事前の調整は終えたいというふうに考えております。

15番（三島 照君） 申請までには間に合うということですね。

次にいきます。ちょっと②の質問については、ちょっとまた今日時間がありませんので、③を先にいきます。旧たから屋跡地の賃貸借契約についてですけど、今回たから屋跡地の店舗の賃貸借契約は、行政が民間店舗を借りて、それを民間へ又貸しするということになっています。これはこの間のいろんな説明会においても、行政としては借り店舗のあっせんなどはしませんという中で、こういう状況が起きてきたということで、前回お聞きしましたので、深くは聞きません。今日は、一番心配されているのは、本人も名指してええということですから名指しで言います。東京堂さんが現在の契約を3年契約で平成25年3月まで契約ということになっています。しかし今の状況では、25年3月までに再築をして移転できるという保証がありません。そのときにですね、現在の家賃の43万1,000円は、だれが払うのか。これは期限が切れた後は東京堂さん本人が支払うのか、引き続き奄美市がこれを負担していくのか。万が一市が払うとした場合は、その予算はどの項目から出てくるのか、示してください。

建設部長（田中晃晶君） まずは個人名での答弁につきましては、権利者のプライバシーの問題と、今後事業の進ちょくにおきまして関係権利者との施工者との信頼関係を考慮しますと、差し控えさせていただきたいと思いますので、基本的な考え方について答弁申し上げます。もともと自分の建物で商売をなさっており、家賃が初めから発生していない本人の移転補償につきましては、その家賃については含まれません。市が支払うことになります。契約期間を超えた場合は、市の借店舗の運営費が増えることになりますが、短くなった場合にはまた減ることになります。

議長（世門 光君） 以上で日本共産党三島照君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時30分）

————— ○ —————

議長（世門 光君） 再開いたします。（午後2時45分）

先ほどの三島議員の発言の中で、個人名が出ましたので、議事録から削除しますので御理解をお願いいたします。

引き続き一般質問を行います。

無所属竹田光一君の発言を許可いたします。

9番（竹田光一君） こんにちは。無所属の竹田光一でございます。質問に入る前、まずこの度の豪雨災

害にお亡くなりになられたお3名の皆さんに対し、心から御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族の皆様にお悔やみ申し上げます。また、柳町の火災で罹災された方々にも心よりお見舞い申し上げます。併せて被災されたすべての皆様方に心よりお見舞い申し上げます。今後は一日も早い復旧復興を願い、もとの平穀無事な生活に戻れる日を願うばかりであります。当局におかれましても、復旧復興に向けて最善の努力をお願いをいたします。今回の未曾有の豪雨災害を経験し、改めて自然の力の強さ、大きさを認識したと同時に、想定外、あるいは備えあれば憂いなしなどの言葉の意味を実感いたしました。今後の防災に対する計画及び考えは、想定外、あるいは備えあれば憂いなしを柱に見直す問題が多く発生いたしましたし、改善のための大きな課題を突き付けられた災害であると考えます。災害発生直後から、復旧のため多くのボランティアの皆様による復旧作業、いまだに全国各方面から寄せられる義援金、この全国の皆様のありがたい真心を一日も早く被災者にお届けできるように、特段の御配慮をお願いいたします。

さて、第4回定例会一般質問にあたり、市長の政治姿勢についてを主題に質問をいたします。朝山市長は、奄美市第2代目市長として2009年12月に就任され、市政を担い1年が経過します。現在、年度の途中ではありますが、就任1年という節目にあたり、その間を振り返っての思いと、2年目に向か、あるいは新年度に向けての考え方まずはお伺いをいたします。

次から発言席で行います。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 私が奄美市町に就任いたしまして、早くも1年が過ぎまして、一言で申し上げますと、慌ただしくあつという間に過ぎたというのが実感でもございます。ましてや、ちょうど1年を過ぎなんとするときに、このような災害を経験し、本当に私にとって大きな試練であると同時に、今議員がおっしゃったように、災難は忘れたころにやってくるという教訓を戒めながら、今一層の自戒の念を持ちながら、2年目に向けてしっかりとやらなければいけないと、改めて気を引きしめ、そして市民に付託にこたえるべく努めていかなければいけないと考えているところでございます。

まず、1年目を振り返りますと、私は市民の皆様と信頼を構築しながら、住みよいまちづくりをとの思いを抱き、市長に就任いたして1年過ぎました。就任前から、長引く景気低迷など、地方の閉塞感の打開を図るために、従来の手法にこだわることなく、変えるべきものは変えていくという思いを持ったうえで、先人が築き上げてきた地域の歴史や経緯を尊重し、更に行政の継続性も確保しながら、これまで以上に市民との対話を重視し、市民と行政との距離感が縮まるような雰囲気づくりに努めてきたつもりでございます。また、私個人はもちろん、各地にございます奄美出身者のネットワークを活用させていただき、奄美のPRにも努めてまいりましたつもりでございます。この間、多くの市民の皆様からお力添えを賜り、職員とともに適切な市政運営が図られてきたものと考えております。この1年間を振り返りまして、平成22年度当初予算に向けて、乳幼児医療の無料化など、私が掲げた公約実施に向けた予算の計上、東京の東武百貨店で開催されました第2回奄美の観光と物産展での奄美のPR、その他米軍普天間基地徳之島移設反対運動、口蹄疫問題など、思い起こせば本当に様々なことがございました。

先に特に先の奄美豪雨災害において、奄美市全体で発生した過去経験のしたことのない未曾有の災害、奄美市において2名の尊い命を奪い、多くの市民が家屋の浸水などによる避難生活を強いられました。その爪後はいまだ深く残っております。先の見えない状況が続く中、私も災害発生当初から本庁舎に設置された災害対策本部において、刻々と変化する状況の中、市民、職員の安全確認など、事態の対処に全力を尽くしてまいりましたつもりでございます。御不幸ではございましたが、それでも地域に根付く結いの精神が息づく本市では、各集落において老人の方々などを地域で避難させるなど、地域コミュニティーが色濃く残っていることに感動を覚えたのも事実でございます。また、横浜ベイスターズの秋期キャンプが実現できましたことは、交流人口の拡大という公約の一つの成果であったんではないかと感じております。この結果、多くの市民、本島内外からの野球ファンが本市に集い、プロの野球選手と交流を

図る新たな機会が創出されたことに加えて、今後地域へ大きな経済効果を及ぼしていくものと期待をいたしているところでございます。来年に向けて、私が市政を担うにあたり、明るく元気な奄美市を築いていくために掲げさせていただいた公約を、市民の皆様のお力添えを賜りながら、着実に実行、実現させるべく、精一杯頑張ってまいる所存でございますので、議員各位の皆様方の御支援と御協力を切にお願いする次第でございます。

9番（竹田光一君） 今の市長の答弁によって1年間の思いと、また次年度に向けてのそれぞれの思いというものがよく理解をいたしました。そこで市長は、新時代への奄美市まちづくりとして産業振興をはじめいろいろな制度の拡充、充実及び改革推進の実現のための大きな9項目の宣言をされておられます。

まず申し上げたいことは、市長の宣言は任期中の目標であり約束であると理解しておりますが、もちろん1年目であろうと、実現可能なことはしっかりと約束を果たす。実際実現し、成果が出ている政策も多くあることも事実でありますが、一朝一夕でことが進むということでもないと思いますし、将来しっかり実現のための道筋をつけることも重要であると考えます。そこで、市長の9項目の実現のためにには、私は考えますのは、やはり人口が増えるということ、定住及び交流人口の増加が不可欠であろうかと考えております。将来の基本構想にもありますが、定住人口目標5万人、交流人口目標45万人実現に向けての当局の具体策を伺います。

総務部長（松元龍作君） 先の議会で議決をいただきました基本構想におきまして、10年後の人口5万人、交流人口45万人、それから総生産額1,400億円という目標を達成するための、目標達成する数値目標を掲げさせていただきました。その目標を達成するための具体策といたしまして、市長が市政を担うにあたり、マニフェストにおいて掲げさせていただいた九つの大きな柱がその具体的な策だと、このように思っております。特に地域外へ向けた取組、人を呼び込む施策がまずは重要になることから、マニフェストにおける産業活性化都市宣言、観光交流都市宣言、奄美の営業マントップセールス宣言などの推進に努めてまいりたいと考えております。御質問の具体的な施策といたしましては、雇用機会の拡大を図り、情報産業の支援につながるインキュベート施設の整備、交流人口拡大を図る世界自然遺産登録の推進、今秋、この秋実現いたしました横浜ベイスターズの秋期キャンプをはじめとするスポーツアイランド構想の推進、外貨獲得に向けたアンテナショップを拠点とした奄美ブランドの販売促進、来年の3月に予定されております奄美福岡便の直行便の開設、更には農産物のブランド化に向け、光センターなどを備えた選果場の整備などにより、実現に向けた取組が図られることになるものだと考えております。

9番（竹田光一君） よく分かります。この取組をですね、なお一層しっかりと取り組んでいってもらいたいと。少子高齢化、あるいは人口流出による人口減の問題等々、人口対策を図るということについては、かなりハードルが高いのではないかと思われます。その中でもやはり人が物を生産するわけあります。人が、人口が増えることによって生産が高まる。そのことがいわゆる地域の活性化、経済効果にもつながるということでありますので、今後しっかりと取り組んでいただきたい。

次に進みますが、これと一体となる考え方、問題ということで引き続きお尋ねをいたします。市長の奄美の営業マントップセールス宣言について伺います。島を売り込むために6項目上げてございます。私の通告の3番であります。1から6まで上げてありますが、この6項目をしっかりとセールス展開することによって、すべてではないにしろ、ほぼ奄美市の振興を図れるぐらいの項目だろうと考えます。そこでこれまでの取組状況及び成果、そして今後の計画を6項目、簡単で結構です。順次お示しいただきたい。まずはアンテナショップを拠点に奄美ブランドの販売促進から始まってですね、6番目の販路促進活動のため出身者による100人応援団実際にについてまで、簡単で結構ですのでお示しいただきたいと思います。

産業振興部長（川口智範君） まず1点目のアンテナショップにつきましては、テナント料をはじめ多額の維持経費がかかるなどの問題があり、本市におきまして従来型のアンテナショップは今設置しておりません。しかしながら、先ほど市長からお話しもありましたように、東武百貨店池袋店において第2回奄美の観光と物産展を開催し、奄美群島内の特産品の注目を集めることができました。郷土出身者の方はもちろん、首都圏の方々にも大きなPR効果を上げることができました。これも期間限定型の一種のアンテナショップだと私どもは考えております。また、特産品の販売、観光PRや奄美の食材を取り入れた商品の提供などを行っていただけたアンテナショップ的機能を持つ店舗に協力依頼を行うよう、現在作業を進めているところでございます。そういう意味におきまして、アンテナショップではありませんが、ブランドの販売促進、奄美ブランドの販売促進についての成果は徐々に上がってきているものだと認識いたしております。

2点目はちょっと飛ばしまして、3点目の伝統産業大島紬の再生の件でございます。本場奄美大島紬の取組状況ですが、従来通りの反物販売も継続しながら、小物、バッグ、アクセサリーなど、洋装需要品の製作や販売も重要だと考えております。御案内のとおり、11月19日から3日間開催された奄美西陣コラボレーション展におきましても、両産地の商品を取り入れたファッショングッズ、インテリアなど、多くの新商品開発が行われ、数多くの優秀作品が生み出されております。今回の催事が今後の和装産地再興への足がかりになるものと大きな期待を寄せているところでございます。また、補助事業で外国人に向けての製造工程などを組み入れたPR用のパンフレットやDVDの作成、また試着用本場奄美大島紬の製作などを計画しておりますので、新たな需要の掘り起こしにも期待をいたしているところでございます。今後、他産地のコラボレーション展の実施など、販売戦略の拡大、本場奄美大島紬の需要喚起、業界の再起につながる企画展開など、今後とも産地組合と連携し、伝統産業を本場奄美大島紬の再生に取り組んでまいりたいと考えております。

4点目の黒糖焼酎についてですが、昭和38年から本市が主催する物産展や鹿児島県の主催する大鹿児島展、また11月1日の本格焼酎の日などを通じて全国に販売促進やPR活動を行っております。また、本年度は5月の9日、10日の黒糖焼酎の日に、奄美黒糖焼酎飲もうデイを開催し、奄美でしか作れない奄美黒糖焼酎を全国にPRするとともに、地場産業の振興に努めております。全国には多くの奄美黒糖焼酎ファンがいらっしゃいますし、本場奄美大島紬とともに、奄美を代表する地域ブランドでもありますので、業界とも十分な連携を図りながら、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

5点目の企業誘致のための企業訪問につきましては、企業誘致や仕事誘致はもとより、観光振興や特産品の販路拡大など、産業振興全般にかかる観点から実施しております。併せて、情報格差の是正など地域の課題解決などの観点からも訪問させていただいております。朝山市長が就任以来、各種出張の折、情報関連企業や製造、観光関連企業など、幅広く訪問させていただいておりますが、そのような中で横浜ベイスターズのキャンプ誘致や役勝、崎原地区への携帯電話基地局設置、あるいはクルーズ船の誘致などが実現したところでございます。これからも出身者の皆さんをはじめ、多くの方々の協力をいただきながら、企業に足しげく通い、人脈の構築や情報の発信収集に努め、島の活性化につなげてまいりたいと考えております。

最後に、100人応援団についてでございます。奄美ふるさと100人応援団は、全国各地で活躍する奄美市及び奄美出身者や奄美にゆかりのある方々を応援団として認定し、本市との連携を図りながら特産品の販路拡大や観光PR活動、あるいは企業誘致、仕事誘致を行っていただくことを目的としたしております。取組状況でございますが、第2回奄美の観光と物産展開催時に、東京奄美会の幹部の方々と、また先月には東京奄美市連合会等へ内容説明を行うとともに意見交換などをを行い、郷友会の皆さんから活発な御意見をいただいております。10月に予定しておりました関西地区での意見交換会は、豪雨災害時期と重なりましたので延期いたしましたが、今後関西、中部、北九州地区などで大鹿児島展の開催時期に合わせて意見交換を進めてまいりたいと考えております。今年度中に郷友会の方々の御意見をお聞きしながら、具体的な取組を確定いたしまして、23年度には認定など具体的な作業を進めて

まいりたいと考えております。

農政局長（田丸友三郎君） それでは前後いたしましたが次に②の農産物生産拡大を図り、高付加価値ブランドの創出についての御質問にお答えいたします。

来年度計画をいたしております奄美大島果樹選果場整備によりタンカンを中心とした果樹の一元集荷、選果による出荷基準の統一と、販路拡大を図るとともに、生産拡大を図る計画であります。また、本年度実施しております各品目の成分分析、更に来年度から策定予定の島外販売戦略計画に沿って高付加価値ブランド化の推進を図ってまいりたいと思います。

9番（竹田光一君） はい、分かりました。私はこれをお聞きした意図というのが、一つは午前中の質問でも議論されておりましたけれども、環太平洋経済連携協定TPP、自由貿易協定FTA、世界貿易機関WTO問題などの国際的な大きなうねりの中であります。そのことによって奄美の農林水産業に対する影響が危ぐされているところでありますが、更なる生産拡大及び流通体制の確立が急務ではないかなど、こういう思いからお尋ねをいたしました。同じく大島紹に再生も黒糖焼酎の販売促進拡大についても同じことが言えるのではないかと思います。これからは今まで以上に商品開発、低価格・高品質の製品、作物の生産をし、生産者自身も顧客要求にこたえられるようにビジネス感覚を養い、なお一層のブランド力を高める対策が急務だと思います。そこで、地場産業製品のセールス及び企業誘致のためのセールスの拠点づくりとして、これは提案にもなるかと思いますが、東京事務所の機能強化を図る必要はないか。これまでの議会でも議論がされております。奄美市だけの事務所ということでなく、奄美本島、奄美群島の事務所という位置づけで、奄美10市町村から人的及び予算の応分の負担をし、事務所の機能強化を図り、奄美大島セールスの拠点として年間を通じて、九州・関西圏・関東圏を含めて展開することが必要ではないかという思いがいたしますが、見解をお尋ねします。

総務部長（松元龍作君） 東京事務所の機能強化とのお話でございましたが、現在、東京事務所は職員は、本市からの職員が1名、それから開発基金からの出向職員が1名、地域活性化推進員が1名及び臨時職員が1名、計4名体制で各省庁との連絡調整、それから関東圏各郷友会との連携に努めておるところでございます。加えて本市のみならず、広く奄美群島全体の市町村の拠点的な役割として活躍されていることは議員御承知のとおりでございます。これらを踏まえまして、議員の御質問の島を売り込むための一つの拠点機能が東京事務所に追加された場合、重点的に取り組むためにも人的、物的両面が課題となってくることだと思います。その場合、島は奄美群島全体に及ぶこと、事務所が広く奄美群島市町村から活用されていることなどから、本市のみならず奄美群島のスケールメリットを生かすためにも、是非とも広域的な取組が是非必要になってくるのではないかと考えるところでございます。今後、機会あるごとに関係首長さんに東京事務所の広域化について協議をさせていただきたいと考えておりますので、議員の御指導を賜りたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

9番（竹田光一君） 東京事務所は以前というか昔から、我々群島の中央への陳情の窓口拠点として大きな役割を果たしてきたということですが、最近、陳情の在り方というのも変わってきてているというような思いがいたします。そこで、陳情の窓口と、もちろんそれも含まれますが、これからは奄美を売り込む、売り出すと、拠点としてできればアンテナショップと一緒にとなった事務所機能ということも必要ではないかなという思いがしております。そのことについて、産振部長の見解でもあればお伺いした。よろしいですか。

産業振興部長（川口智範君） 議員御提言の部分につきましては、私も同感でございます。と申しますのは、近々には群島全体が国立公園化、その次には世界遺産登録というお話しがございます。それを見えた場合には、群島全体で観光、あるいは物産をどのように売り込んでいくのか、このような視点での

議論が必要になってくるものだと私どもも感じております。そういう意味において、広域事務組合でのいろんな議論、観光担当課長等を含めた議論等を今後進めてまいりたいと思いますので、今しばらく時間をいただければと考えております。

総務部長（松元龍作君） 先ほど申し上げましたように、東京事務所の広域化を図る観点から申上げますと、今の平川町の場所でいいのかどうかという論議もあろうかと思います。また、アンテナショップを併設してまいりますと、当然それだけの敷地を持ったところが必要になってまいります。その辺もあわせまして、今後広域化の中で十分検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

9番（竹田光一君） 是非前向きに検討を続けていただきたいと、このように要望しておきます。これはもう要望をいたしまして、答弁は結構です。

奄美観光大使についてであります。現在220数名の観光大使がおられると思いますが、それぞれの方がそれぞれの分野の第一線で活躍された、また現役として活躍されている方々でもありますし、奄美を宣伝される貴重な財産でもあろうかと思います。そこで大使の皆さんからの提言なりを直にお聞きする場を、あるいは機会をつくって更なる連携の構築を図るべきではないかと思いますので、これは要望しておきます。例えば、大きさになるかも分かりませんが、奄美観光大使サミットということで、関西圏、関東圏でそういう場が持たれれば、なお一層意義があるものではないかなと、このように思いますので、群島奄美市の市長として、また群島広域事務組合の管理者として、是非リーダーシップを発揮していただきたいというお願いをさせていただきます。

では次に移ります。高齢者の生活支援対策ということで通告してございますが、この高齢者の生活支援ということについては、大変幅が広いわけでありますけれども、今回私は1点だけ取り上げさせていただきます。高齢化社会に伴う現象として、近年限界集落という問題が言われておりますが、これまでの議会でも議論がありました。奄美市には限界集落といわれる集落は今のところ存在しないとの当局の見解であったと記憶しております。それとまた、最近になって限界集落の問題と一体でもある都市部でも起こりうる問題として買い物難民という新たな問題が出ております。このことに対する見解を伺います。

福祉部長（福山 治君） 全国的に少子高齢化や過疎化などの社会情勢の大きな変化に伴い、高齢者が住民の半数以上を占め、社会的共同生活の維持が困難になっている限界集落や、買い物への移動手段など、日常生活に不可欠な機能の弱体化などで、買い物が困難な状況に置かれている高齢者の問題が出てきている地域があることは承知をいたしております。本市においても、郊外の大型店舗等の進出により、市外地域内での買い物客の減少などで、商店の経営が困難になってきている状況が出ております。そのような中、今後地域内での商店がなくなると、車等で移動が困難な高齢者等が買い物ができなくなり、いわゆる買い物難民と呼ばれる方々が出てくることへの危惧をしていらっしゃるところでございます。

9番（竹田光一君） 今、答弁がありましたように、新聞報道でありました全国の、これは経済産業省の調査ということでありますが、60歳以上の約3,000名を対象にした内閣府の調査結果として新聞報道されておりました。今、暮らしで一番不便に感じる点についての設問に対し、日常の買い物であるとの回答が16.6パーセントを占めた。全国で約600万人の、いわゆる買い物に困っているお年寄りがいらっしゃるということから、限界集落といわれるのは、過疎化した集落でありますけれども、この問題が一番悩ましいのは、都市部といわれるところでも起こり得る問題。これはこれから超高齢化社会に入るといわれる中ですね、避けては通れない問題ではないかという思いがしております。そこで、国が商店街の衰退、交通手段不足によって日常の買い物が不自由になっている高齢者層の買い物難民に対する支援ということで、買い物難民支援制度というのが打ち出されております。今後のこの制度に対する対応、対策の考えをまずお伺いします。

産業振興部長（川口智範君） 買い物難民支援制度についての御質問の件ですが、国は買い物弱者支援事業として先月制度の公表と事業説明会の開催を知らせてきております。市町村、商工会議所、商工会などへの情報提供がなされたばかりでございます。制度の内容といたしましては、高齢者や商店街から遠い地域などで買い物が不便な方々や地域に対し、商店振興組合や商工会議所、商工会、NPO、あるいは法人格を有する民間事業者などが買い物弱者支援事業を活用し、事業を実施するものでございます。その活用事例といたしましては、商店のなくなった周辺集落で行うミニスーパー事業、スーパーと商店街が共同で取り組む共同宅配事業、NPOなどが御用聞きを行い、スーパーの商品を配達する事業、農業者等が小売事業者と協力して運行する移動販売者事業、スーパーが自治体と協力して運行する買い物支援バス事業などを想定しているようございます。この事業は、平成22年度の国の補正予算として計上され、補助率は3分の2、補助の限度は1億円となっているようございます。本市におきましては、今後集落等で商店が維持できない状況に陥っていないかどうか、あるいは市街地で買い物に窮する方が増えていないかなど、状況をまずは把握させていただきたいというふうに、この状況把握がまず必要じゃないかと私どもは考えております。また、中心市街地活性化基本計画には、商店街が実施する買い物宅配サービス事業が計画されております。しかし、国の補助制度が創設されたばかりであるため、事業の詳細部分が分からぬ点もございます。国等への確認と事業者の実現性を確認しながら、より効果的なアドバイス等ができるように努力してまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いをいたします。

9番（竹田光一君） この報道でありますのは24日から、11月24日から公募を始めたと書いてありますが、今現在奄美市で、今部長の答弁では調査をするということであります、具体的に応募される方とか、商店とか、あるんですか、ないんですか、今現在ですね。

産業振興部長（川口智範君） 今現在、そういった応募の事業者等については承知いたしておりません。したがいまして、できるだけそういった部分、この制度そのものを紹介していくことによって応募する事業者をできるだけ多く、買い物難民といわれる方がいないように、私どもとしては努力していくべきだと考えております。

9番（竹田光一君） 是非、早急にですね、調査をしていただきたい。これはこのことが新たな経済、新たな産業の創出とか、既存の商店も、お店もですね、活性化につながるものだという期待が持てるわけであります。1億円を上限に3分の2を補助することですから、これは大変大きいものがあろうかと思いますのでですね、早急に調査をして、こうった制度を先取りするという形で当局の努力をお願いをしておきます。

次に最後でございます。特別養護老人ホーム笠寿園の民間移譲についてお尋ねをいたします。笠寿園は御案内のとおり昭和55年設立以来、旧笠利町内において唯一の老人福祉施設であり、高齢者が安心して生活できる拠点として町営で維持運営し、そして奄美市となり現在に至っております。開設当初から高齢者を抱える家族や高齢者が家族と離れて暮らしている家族にとって、在宅介護が困難になったときの最後の頼みの施設としての心の支えでもあります。30年を経過し、老朽化とともに建て替えが必要な状況の中、住民サービスの向上と行財政効果を検討し、民間譲渡の選択をしたことに対しての一定の評価を私はしたいと思います。ところで、笠寿園には財政調整基金なるものが存在したと思うますが、現在高はどれぐらいでしょうか。また、それはどういう処分をするつもりでしょうかお尋ねをいたします。

福祉部長（福山治君） 笠寿園の現在の基金の残高についてお答えをいたします。今回の補正において基金積立金額を2億1,197万4,000円の増額補正を行い、平成22年度の基金積立額は2億1,

711万6,000円となります。平成21年度までに積立済みの3,428万6,000円と合わせまして、2億5,140万2,000円の積み立てとなる予定でございます。活用の方法でございますが、22年度末で奄美市特別養護老人ホーム事業財政調整基金を廃止して、当該額を一般会計に帰属させるという予定でございます。

9番（竹田光一君） 分かりました。では次にですね、市長にお伺いします。この提案ということで、含めてお尋ねをしますが、この基金の処分の手順や決まりなどがあるとは思います。これから元気な老人を増やし、元気な奄美市をつくるためにも、この基金をもとにして、あやまる公園地内に本格的な公認グラウンドゴルフ場をつくったらどうかと思いますがどうでしょうか。これはこれまでの一般質問でもグラウンドゴルフコース建設の議論がありましたけれども、あやまる園地内でコースができればという思いであります。本格的な認定グラウンドゴルフコースができると、全国から大会誘致もでき、来島者も増えることで、地域の活性化も図られ、また奄美市内の高齢者の楽しみ場所が増えることで、高齢者が元気になる。医療保険、介護保険にも好影響を与え、奄美市が元気になると思います。また、北大島の観光拠点という位置づけで最も適した場所でもあります。私は以前にも申し上げましたけれども、表玄関の奄美空港から以南のほうは、都市部の名瀬もあることから、自然に人の流れができます。しかし奄美空港から以北は人の流れを生み出すためには、の対策が必要であります。このことからも、あやまる公園にグラウンドゴルフコースをつくるということは、大変大きな効果が出ると思うがどうでしょうか。

市長（朝山毅君） 竹田議員にお答えいたします。本市が合併する際の市町村建設設計画にあやまる園地を含んだ以北がさびれることないように、新市においてはといいわば条文がございます。これは何を想定するかといいますと、当時あやまる荘については、老朽化のため壊しておりました。したがって奄美10景といわれるあやまる園地において何ら人を留めるような施設がない。これを再生していくことがやはり北地域の活性化につながるというふうなことを含めて、奄美市合併当初、笠利地域の問題提起として、いわば市町村計画に盛り込んだわけであります。その後、新市においても実施計画等々において、あやまる園地の活性化についての議論がなされてきたと私は思っております。今回、笠寿園の財源が2億5,100万円相当もあり、これを財源をどのような演出をするかということについては別の問題でございますが、やはりあの地域を発展させ、そして奄美10景としての位置づけをし、北大島地域がすたれることのないような環境をつくっていくためには、議員のおっしゃった計画というものは御提言というものは大変有効な提言であると、私自身思っております。なお、これはまだ実現を見ていないうけであります。それらのことが予算化されると、やはりその財源をもって何らかの形に充てるという方法もございますので、笠寿園が長年の営業実績によって培ってきたこの財源は、どのように使うかはまた会計処理は別にいたしまして、あやまる園地並びに北大島地域の活性化、またすたれることのないような地域づくりについては、一つのグラウンドゴルフ場ということもアイデアとして、選択肢としてすばらしい御提言ではないかと思っているところでございますので、我々当局において検討させていただきたいと存じます。

9番（竹田光一君） 是非、当局におかれまして前向きに検討していただきたいと、土盛海岸からあやまる、そして用岬、佐仁、屋仁、赤木名という一つの線としての観光拠点というのも見込まれるわけでありますから、どうか前向きに検討していただきたいと思います。

最後になりますが、私は市長の1年を振り返ってと、また、2年目、新年度に向けてということで質問をさせていただきましたけども、市長の情熱を持ったこのマニフェストに掲げてある、この実現のためにはですね、やはりサプライズ人事ということになろうと思いますけれども、そういう人事含めでですね、大胆な機構改革が必要じゃないかなと、このように思っているわけであります。いかにしてこ

の奄美を売り込むかと、今回の豪雨災害によって不幸にしてですね、全国にこの奄美というのが名前が発信されたわけでありますけれども、これをですね、逆転の発想とも言うべきでしようから、とらえて、今後ますますこの国際的な流れの中に追いついていくためにもですね、なお一層の努力が必要ではないかなという思いもいたしております。そして、従来のやり方だけでなくてですね、斬新なアイデアというものが需要ではないかと。私は個人的な持論としては、このことは奄美を売り出すためには、やはり仕掛け的な立場の人間、外部から招へいも必要ではないかなという思いもしておりますので、そういったことも含めてですね、今後当局の皆さんのお努力を期待し、私の質問を終わります。

議長（世門 光君） 以上で無所属竹田光一君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後3時30分）



議長（世門 光君） 再開いたします。（午後4時00分）

引き続き一般質問を行います。

民主党戸内恭次君の発言を許可します。

5番（戸内恭次君） 市民の皆さん、議場の皆さん、こんにちは。私は民主党の戸内恭次です。初めに先の豪雨水害でお亡くなりになった方々の御冥福を心からお祈り申し上げます。同時に水害や直後の火災で被災された皆様の御心痛をお見舞い申し上げます。今回の災害によるせめてもの教訓は結いの心の大切さがありました。被災体験者の話を聞くたびに、地域住民の勇敢な行動や昼夜を問わず復旧に尽力された市長をはじめ、市職員、ボランティアの皆さん及び関係機関の御活躍に敬意を表するものであります。私はかねてから世界一高齢者に優しいまちづくりを提唱しております。今回の災害を受けて、奄美が誇る精神風土で結いの心が、このまちづくりの核になる部分ではないかと考えています。今、市民グループによって、格安航空運賃を実現するための署名活動が行われておりますが、このことが実現いたしますと、日本はおろか世界中から世界一高齢者に優しいまちを目指して訪問者が溢れることを夢見るものであります。このようなことが奄美でも雇用力をつけ、奄美の活性化につながるものと考えます。

さて、日本を取り巻く世界情勢は大きく動いており、国のかじ取りは厳しさを増すばかりです。多くの国民が不安に感じていることは、菅総理の支持率低下を見ても分かるところです。民主党も今や逆風の中ではありますが、国民生活第一の原点に返って、政権運営にあたってもらいたいものであります。

それでは、最初の質問に移らせていただきます。局地激甚災害指定について、その適用の範囲をお尋ねいたします。

次の質問からは発言席で行います。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 本日最後の一般質問になりました。先刻来すべての議員の皆様方が今回の豪雨災害についての御質問等がございました。戸内議員には、角度を変えて今回の災害の局地激甚災害とはということについて、御答弁させていただきたいと存じます。

局地激甚災害とは、ある一定規模以上の地震や台風など、著しい被害を及ぼした災害が地域を限定し、被災した地方公共団体の災害復旧事業等に特例措置等の財政援助を行うものであり、被災の早期復旧を支援するものであります。例えば公共土木施設災害復旧事業では、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が当該市町村の標準税収入額の50パーセントより多かった場合には、政令で指定され国庫補助率が約90パーセント程度にかさ上げされる仕組みとなっております。今回の奄美豪雨は平成22年10月18日から10月25日までの豪雨について激甚災害の指定を受けました。適用対象地域は公共土木施設災害復旧事業等は奄美市の一部、旧住用村、大和村、龍郷町、農地等の災害復旧事業等は奄美市、大和村、瀬戸内町、龍郷町であります。適用すべき措置の内容は、まず一つに公

共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助、いわゆる国庫補助のかさ上げであります。2点目に農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置、これも国庫補助のかさ上げでございます。三つ目に諸災害債に係る元利償還金の基準財政需用額への参入など、いわゆる元利償還金の公共土木施設災害に関する基準財政需用額に算入するものでございます。激甚災害は、災害救助法とは違い、原則直接的には被災者個人に適用されるものではなく、被災した地域や自治体に適用されるものであるというふうな規定でございます。御理解をいただきたいと存じます。

5番（戸内恭次君） ありがとうございました。今のお話で被災された個人に適用されるものではないというところははっきりいたしました。後については2番目の通常災害と激甚災害の補助率及び事業費の比較についてというところで理解ができるんじゃないかとおもいますので、その件についてお尋ねいたします。

総務部長（松元龍作君） 本市の災害復旧、通常災害でございますが、に係る被害につきましては、先の専決予算で報告させていただきましたとおり、歳出は農業施設関係で14億3,000万円余り、林業施設関係で6億1,000万円余り、土木施設関係で27億4,000万円余り、その他施設で6億4,000万円余りの計54億3,000万円余りとなっております。更に避難所、炊き出し等の災害救助費約5億5,000万円余りを含みますと、総額61億6,000万円余りでございます。一方、歳入は国庫補助金、県支出金、諸収入等で48億1,000万円余りとなり、市負担額一般財源ですが、13億5,000万円余りでございます。平成22年11月25日に公布された平成22年10月18日から同月25日までの間の豪雨による鹿児島県奄美市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令によりまして、本市は激甚災害の指定を受けることとなりました。このことによりまして、先ほど市長も申し上げましたが、災害復旧事業の国庫補助のかさ上げなど、特別の財政援助等を受けることになっております。公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助によりまして、公共土木施設、社会福祉施設、公立学校施設等については、明確に補助率を示されておりませんが、補助率は90パーセント程度にかさ上げされる見込みでございます。農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置によりまして、農地、農道や水路などの農業用施設及び林道についても補助率は90パーセント程度にかさ上げされる見込みでございます。災害復旧事業の補助事業に係る補助率につきましては、被災個所により今後順次災害査定の中で決定されていくものでございまして、現時点においては市費の負担額の特別かさ上げによる減少額を提示できない状況でございます。来年の3月補正予算において確定した財源等の説明をさせていただきたいと思っております。

次に、財政上の影響についてでございますが、災害による市債につきましては、災害復旧に係る補助事業債の交付税措置が95パーセントであり、今後の財政運営の影響は少ないのでないのではないかと考えています。ただし、先の専決予算でも申し上げましたとおり、財政調整基金を5億5,100万円取り崩しております、基金残高は約2億9,000万円となっております。激甚災害認定による補助率のかさ上げなどで生じる市の負担額の減少分については、可能な限り基金のほうに積み戻しを考えいかなければならぬと思っているところでございます。

5番（戸内恭次君） 財政調整基金から5億5,000万円約、市の持ち出しということで、今調整をされているということでした。私が聞きたかったのはですね、事業費の通常災害と激甚災害の比較ということであったんですが、これについてはカットいたします。私、今回たくさんの質問事項を持ち出しておりますので、答弁は簡潔にお願いをいたします。向井議会運営委員長から特に指摘を受けておりますので、どうぞ御協力をお願いをいたします。

次、3番目の老人ホーム等設置条件の見直しについてでございますが、私が大変悲しい今回の事故でございましたけれども、これはただ単に自然災害ばかりでなく、これは人災という反面もあると思います。というのが、設置する場所がですね、一度水没した地帯であったところに設置しているとか、ある

いは裏に川があつたり沢があつたり山があつたりというような、そういうことで従来の建築基準法では指摘されていなかつたかもしませんが、こういうことで今回の教訓として、そういう水による被害のこととも今後の老人ホーム設置等についての基準として見直しが必要ではないかと思うんですが、御答弁いただければと思います。

福祉部長（福山 治君） 簡単にお答えを申し上げたいと思います。老人ホーム等の設置許可は、国・県などで設置基準を定めて、県のほうで認可を行っておりますので御理解を賜りたいと思います。

5番（戸内恭次君） ありがとうございました。次、4番目、住用総合支所の在り方についてでございます。これも平成2年にですね、水没した経験があるにもかかわらず、同じような失敗を今回繰り返しているということでですね、これも自然災害でもありますけれども人災ではないか。しかも大事な書類等、パソコン等が1階部分にあってということで、私が提案をしたいのは、この施設を移動するということも同時に、またそれができるまでの間はエレベーター等を設置してですね、高齢者が上り下りできるように、2階のほうに一般の受付をされたらどうかと、1階のほうを会議室、面談室等に利用していただいて、万一の時にですね、安心しておれるように、2階のほうにそういう市民の受付の場を持ってきたらどうかということを提案したいんですが、いかがでございましょうか。

総務部長（松元龍作君） 現在の1階部分の窓口再開につきましては、住民の皆様から一日も早くそこで事務の再開をしてほしいということでございましたので、私どもの以前の水害の教訓といたしましてなるべく低いところではと思っておりますけれども、今後の庁舎の検討委員会の中で、どのような庁舎にするかも今から決められてくることでございますので、その中では是非検討をさせていただきたいと思っております。現在の窓口の事務再開につきましては、今回の災害から教訓によりまして、早期避難、人材やパソコンなどの情報機器等でございますが、できるような避難マニュアルを作成いたしまして、災害時に対応してまいりたいとこのように思っております。

5番（戸内恭次君） 次の質問にまいります。5番目です。西仲間地区における排水ポンプ設置等による保全対策についての提案でございます。今回の水害、川の氾濫というよりもむしろそういう低い地域であったということが大きな問題であります。今後、これほど大きなことはしばらくは起きないにしてもですね、やはり小さな水害というのはあり得ると思うんで、そういう意味で、排水ポンプというのは、例えば川内等でもですね、利用されているという話を聞いております。ですからこれほど大きな水害に役立つか分かりませんが、しかし、水没しやすい地帯でございますので、早急にこういったことをですね、整備する必要があるんではないかと思いますが、いかがですか。

総務部長（松元龍作君） 今回の災害につきましては、各沢からの土石流の流入や、それから河川からの氾濫、それから冷川という庁舎の隣にございますが、その川からの増水と、そういうものが低地に全部集まつたものでございます。したがいまして、排水ポンプでそれがそこの所に出て、果たして効果があるものかどうか分かりませんが、これは県のほうにお尋ねをいたしましたところ、今後の河川氾濫対策等については調査を行うということでございました。それから昨日の本市の選出の県議会議員のほうから、質問、同様の質問がございまして、そのときに県のほうからは十分河川対策をしていきたいということでございますので、その中で十分考えさせていただきたいと、このように思っております。

5番（戸内恭次君） ありがとうございました。6番目の通信手段の整備については、与議員の質問でですね、回答をいただいております。衛星携帯の設置をされるということで、これはいいことであるし、是非やってほしいと思います。付け加えますと、FM放送のほうですね、大変活躍をされたということで注目を浴びておりますが、そのFM放送に対する援助ですとか、あるいは宇検村では各戸に防災ラ

ジオですか、そういうことを設置をしているということで、奄美市もこの際、そういう各戸に防災ラジオを配布するというようなことなんかも大きな改善点になるんではないかと思うんですが、その点、いかがでございましょうか。

総務部長（松元龍作君） 今回の災害では特に地域FMの非常に助けをいただきまして、情報網が通信施設が寸断されている中で、大変災害情報を送り出すことができました。非常に私どもも感謝を申し上げております。これも昨日の県議会でもございましたが、地域FMがもし充実を望むのであれば、県としても協力をしたいと、これはまたその自治体の前向きな姿勢を反映させていただくということでございましたので、是非、私どもの地域FMの今後の充実については協力をさせていただきたいと思っております。また、議員が御指摘の防災のラジオについては、今ここですぐすぐ答弁はできませんが、非常に有効な手段であるとこのようには考えております。

5番（戸内恭次君） 分かりました。7番目、被災者の生活支援の施策についてです。これは先ほどの三島議員への回答で、回答をいただいておりますので、割愛をさせていただきます。

2番目の下水道事業についてでございます。下水道解釈、法の解釈についてですね、昨年6月議会でですね、その解釈の仕方について議論をしたところでございますが、お陰さまで当事者名は申し上げませんが、ようやく市の協力もって下水が引けるようになったと、長い間大変な苦しみをしていたけどもということを当事者の方が話しておりまして、その点については感謝したいということで、市のほうの対応をですね、喜んでおりました。そこで、同様なことがありますね、あり得ると思うんです。私も別に2例を知っておりますが、それは地権者の同意が得られずに、いまだに汲取り式で生活をしているという状況でございます。そこで、この解釈についてですね、奄美市だよりの中でも紹介申し上げましたけれども、地権者の同意を必ず必要とするというふうに市の答弁がございましたけれども、今回はその答弁を覆していただけるということで理解してよろしいでしょうか。

建設部長（田中晃晶君） お尋ねの下水道法第11条、排水に関する受忍義務の解釈についてお答え申し上げます。

下水道法第11条にはこのようにあります。排水設備を設置しなければならないものは、他人の土地または排水設備を使用しなければ、公共の下水道に流せることが困難であるときは、他人の土地に排水設備を設置し、また設置した排水施設を使用することができるとなっております。ここでいう流入させることができない物理的な場合で、最も損害の少ない場所、または箇所及び方法を選ばなければならないというふうに考えます。今おっしゃる、私が聞いていることの地形をと申しますか、場所を事例として申し上げるとすれば、前面と側面には公道があります。公の道があります。この公の道はそれぞれ道路管理者がおりますので、道路の専用許可申請をする方法があるというふうに考えております。また、市といたしましてはこのような我々の解釈から市の条例どおり土地所有者の同意が必要というふうに考えております。

5番（戸内恭次君） ということは、今回非常に市のほうも柔軟な対応で下水が敷設できるであると、当事者も喜んでおりますし、私の方も一歩前進をしたなど、市ちゃんと分かってくれたなど、私は理解をしていたんですが、私、今の話ですと分かっていないというふうに思うんですが、やはり同意が必要だというように固執されるんですか。

建設部長（田中晃晶君） ですから、私どもが言っておりますのは、その下水道が流すことが困難のある場合という、この困難という解釈でそのようなことを申し上げているところであります。

5番（戸内恭次君） いずれにしても地権者が同意しなければ下水が引けないところは、困難な所だとうふうに理解しているんですが、だから地権者の同意がいるのか、いらぬのかということの議論をしているわけでございまして、どうしてそういうふうに、今回の場合は、事例を申し上げますと、地権者に、地権者がなかなか連絡が取れないということで、市のはうもいろいろ工夫された、努力されたんですが、連絡取れないということで、事前に通告をするということで、一つの階段というか、ステップを踏んで、そして県有地もありますので、その県の了解も得て、そして工事が始まっているわけでございますが、そこをどういうふうに説明していただけるんですか。

建設部長（田中晃晶君） そのような形で申請をし、やっておられるのであれば、何ら問題はございません。

5番（戸内恭次君） 本当によく議論がかみ合いません。ですから、その同意は必要だけれども、私なりに解釈しますが、地権者の同意は必要だけれども、連絡が取れないから一方的に事前通告をして、同意があつたものとして見なすと、しかしながら、基本的には、その同意が必要だという、そういうふうな理解の仕方でよろしいんですか。

建設部長（田中晃晶君） どのように申し上げればよろしいのでしょうか。やはり、この条例、それから法律、その他ございますが、困難だという解釈の仕方に、私はあるということで、そのおっしゃる、おっしゃるというか、その場所等について詳細に申請の図面等を見ることによって、またより詳しいと申しますか、より正確な判断ができるものだと思いますので、私、この本会議場のこの中では、法律の中の先ほどの困難という解釈と、それから私どもの条例で持っております、やはり人様の土地に、仮にですよ、人様の土地にあるとすれば、それは同意がいるでしょうということを申し上げているわけで。

5番（戸内恭次君） 確かに部長がおっしゃるとおりね、一般的に言えば、人の土地にね、勝手にそれは工作をしたりするということは、それはいけないことですよ。それははつきりしていますよ。しかし、法律の中で、今部長がおっしゃられた法律の中で受忍義務があると、それだけ普及活動をしなさいという意味の法律なんです、これは。ほったらかしていたら地権者はですね、立ち退き関係もあるわけですから、なかなか協力してくれない。それはもう当たり前の話なんです。ところがそこで法律でわざわざ受忍義務というのを制定してあるわけですね。これはそういう他人の土地を使わなければ下水が通せないというときは、その地権者は被害が一番少ない方法で通すと。そこまで懇切丁寧に法律ができているんですよ。そういう法律の目的である下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共水域の水質の保全に資することを目的とするというふうに目的をつくっているわけですね。ですから、できるだけそれに沿ったような法の解釈をしていくというふうにしないとですね、今のように言わいたらなかなか、あとまた、その土地を、他人の土地を使わなければ、通らなければ下水が引けない、相談はしたけれども、地主はオーケーを出さない。そういう人を私は2例知っています。そしてまた、そういうことをどんどん進めていかなければ、今回の豪雨水害で久里町でもあったそうですが、冠水をして汚物が流れたと、そういう被害が起きているわけです。そういうことがあるにもかかわらず、いまだにそういう解釈の仕方をされるんですか。

建設部長（田中晃晶君） 再度申し上げますが、流入させることが困難なこと、この部分だと思いますので、もう一度申し上げます。周辺の地形とは、地形やそれから袋路など、その宅地の状況からですよ、そういう状況があって、そして他人の土地を通らなければ流すことができない。このことについては、そういうような物理的な場合には、という意味ですよ。そういう状況下にあれば、当然この受忍義務は生じますと言っています。

（発言する者あり）

だから、物理的な場合はということです。

5番（戸内恭次君） 非常に分かりにくいんですが、それでは分かりやすいように、排水、排水設備工事申請書というのがございます。この中にですね、所有者確認ということで家屋所有者の欄と土地所有者の欄と二つあるんです。他の自治体に聞きましたら、家屋土地別々の欄をつくっているという自治体もあります。ということは、土地を借りている人が建物所有者、借りて建物を建てている人が、家屋をするに家屋所有者が印鑑を押して申請もできるということ。奄美市の場合は、これは二人とも書かなければ申請を受け付けないということになっているんですが、それについて解釈をどうされますか。一人でもいいというふうに訂正していただけますか。それともやはり二人同時でなければいけないというふうにされるんですか。

建設部長（田中晃晶君） 今、議員が申し上げたように、奄美市下水道条例第6条であります、その中の規則の第3条の中に、今お示しのような書式がございます。

5番（戸内恭次君） ですからその条例というのは、法律に基づいて条例をつくるわけです。だから法律が別個の申請の仕方を要求しているにもかかわらず、条例でありますと、その条例の作り方がおかしいということもあるんじゃないですか。法律よりも条例が優先するんですか、お答えください。

建設部長（田中晃晶君） この条例の改定その他に、その他の申しますか、その根幹にかかるものにつきましては、今ここで1建設部長がどうだこうだということについては、申し控えさせていただきます。

5番（戸内恭次君） この問題は6月議会でも議論しましたし、それからあとにですね、私は下水道の局のほうにも行ってですね、その話もしております。そういう流れの中で、しかも今回質問をするということも事前にお知らせをしてあるにもかかわらず、その基本的なところをね、まだ調査されていないというのはどうも納得できないんですが、じゃあ、話を元に戻しまして、地形等によって地権者が受忍しなければならない義務があるということは、今認めておりますね。ですから、じゃあ、その場合に限つて地権者の同意はいらないというふうになるということもよろしいですか。お答えください。

建設部長（田中晃晶君） この11条の解釈をするにあたり、そのように解釈をできると思います。

5番（戸内恭次君） 分かりました。なかなかすっきりとした返事をいただけないんで、私が整理をいたしますが、所有者の同意をいらない場合もあると、奄美市は同意をいらない場合もあると、そういう方向で、今回は答弁をされていると私は理解をいたしました。

それでは次まいります。今の私の理解で間違ってないですよね、どうぞ。

建設部長（田中晃晶君） 流れさせることが困難な場合という解釈であります。

5番（戸内恭次君） 同じような回答でございますので、私の質問、私の解釈に対して異議を言われませんでしたので、私はそういうふうな解釈をしたということで、部長のほうも苦しい答弁でございますので、次に移ります。

国有地、県有地の利用についてでございますが、私は正に法律に基づいてこういう下水敷設についてですね、やる場合、国有地、県有地というのは、当然利用できるものだと思っているんですが、その点について見解をお願いします。

建設部長（田中晃晶君） お尋ねのように、下水道法第11条の受忍義務がつきましては、国・県道であ

れ、適用されるものと考えております。

5番（戸内恭次君） 話はむしかえしますが、国・県は受忍義務があるのに、個人の所有者は受忍義務を認めてないような答弁というのは、矛盾しているんですけどね。そこはもうこれ以上言いません。

次、今後の下水道普及活動についてです。先ほど申し上げましたけれども、地権者の同意がなくてですね、なかなか汲み取り式から転用できないという、実際にかわいそうな人たちがまだ中心街にもですね、点在するわけですね、おられるわけですね。その付近について、今後の普及活動についてはどう取り組まれるおつもりですか。

建設部長（田中晃晶君） 今後の下水道普及活動についてお答え申し上げます。

下水道の普及活動につきましては、毎年9月の10日、下水道の日というものが定めてございます。この日を中心に広報紙やそれから排水設備の指定工事店業者などの協力も得ながら、まだ接続されていない方への接続についてのお願いや、それからその際のチラシの配布とか、それからPR活動、更には職員等によります戸別訪問等を実施しているところであります。今後もこのようない活動を行いながら、普及促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

5番（戸内恭次君） 積極的に普及活動されておられるということでございます。しかも大事なことは戸別訪問をされておられるということでございますので、是非、その普及活動の中で戸別訪問というものを重要視していいただいて、説得をしていただきたい。しかも法律の中には下水道を引くためのお金が必要な方には、市が貸してもいいよと、それをまた市が貸した場合は国がまた手当をするよというような法律があるんですが、そこまでの突っ込んだ活動というのはされる予定はございませんか。

建設部長（田中晃晶君） そのようなこともこれにつきましては、処理開始の告示から3年以内に改造工事を行うものというふうになっておりますので、このことを含めて当然お知らせをしながら、事業促進に進めてまいりたいというふうに考えております。

5番（戸内恭次君） 3年以内にというふうなことなんですが、もう数年、数十年経っていますよね。そういうことで果たして額面どおりというか、その文言どおりやっていいものかなと、もっと突っ込んだ普及活動をするべきではないのかなというふうに思いますが、そこは是非お考えいただきたい。本当に水害等ですね、こういう人たちがひやひやしながらという表現がいいのかどうか分かりませんが、水が、雨が降るたびに大丈夫かなと、かわいそうですよ。そういう意味では是非精神衛生上もよくありませんので、積極的に下水道普及に頑張っていただきたいと思います。

次、公共事業入札について。

議長（世門光君） ちょっと待ってください。傍聴される皆さん、御静粛にお願いします。じゃあ、どうぞ。

5番（戸内恭次君） よろしいですか。指名の公平性についてでございます。今回ですね、大水害で公共事業は不幸な事故ではございましたけれども、公共事業は増えてまいります。そういう災害の入札問題についてですね、一般的に建友会に入っているとこの指名があるとか、そういうことではないとは思うんですが、そういうことであれば、第二建友会でもつくってやろう、頑張ろうかとか、いろいろですね、議論をしている人たちもおります。そういうことで、この指名制度というのはですね、指名というか、その入札というのはそれは指名された人たちが入札するわけですから、だれが入札するか分かりません。しかし、指名というのは公平であってしかるべきですね。そういうことで、建友会の皆さんには今回の災害でも本当に献身的にボランティア活動をされておられるし、そういう意味では大いに敬服する

ところでございます。そういうことでですね、なかなかこの問題は持ち出しにくい問題ではございますが、しかし一般的にいえばその指名の公平性というのは保たれなければならないということがございます。そういうことで、この指名の公平性についてですね、お尋ねしたんですが、いかがでございますか、その指名の公平性ということについて。

総務部長（松元龍作君） 議員の御承知のとおりでございますが、本市では公共工事の指名入札に際しましては、奄美市建設工事の入札参加者の指名基準等に関する要綱に基づき入札参加資格者の指名を行つております、公平・公正な指名をいたしております。御理解をいただきたいと思います。

5番（戸内恭次君） 指名をするときに、指名をする、指名をだれにするかということで、委員会が設立されて、あって、そこで決めるという話でございますが、その委員のメンバーというのはどういう人たちがメンバーになっているんですか。

総務部長（松元龍作君） 委員長に副市長、それから総務部長、それから建設部長、それと産業振興部長、それと企画調整課長、それから検査官室のメンバーでございます。

5番（戸内恭次君） そうやってみると全部市役所職員ばかりでございます。審議会とか、いろんな委員会がございますが、外部から学識経験者ですとか、そういう知識が深い者とか、いろいろあるいは市長が任命する者とかですね、そういう方たちを入れながら委員会というのをよくつくるんですが、この指名委員会だけはどうして内部的な形でされるのかお答えいただきたいと思います。

総務部長（松元龍作君） 民間委員の方をということでございますが、本市では奄美市建設工事入札者指名のための資格者推薦委員会規定に基づき指名推選委員会委員を定めておりまして、その中で第3条第8項におきましてその他市長が特に必要と認めた者というのがございますが、しかしながら先ほども申し上げますとおり、本市の公共工事の指名の在り方については、十分に公平性が保たれていると考えておりますので、現時点におきましては現在のような指名の在り方でいきたいと考えております。

5番（戸内恭次君） おっしゃるとおり公平性が保たれておれば、私たちの私の耳に数人の人から話しが入ってくるわけでございますが、そういう話しではないとおもうんですけども、市長、いかがですか、その公平性の問題について、もう少しオープンに委員会というものは組織すべきじゃないかと思うんですが、役所内部だけですとなかなか見えないし、見えるということは必要ないかもしれません、本当にどういう流れで指定されているのかということについて知りたいということもありますが、その付近を公平性についていかが考えでございますか、お答えください。

市長（朝山毅君） お答えいたします。私もささやかであります、職制をとおして指名委員会等を垣間見たことがあります。本市の指名委員の選考並びに指名にあたる要綱について、私は遵守すべきものだと思っております。一方的な見方によって第三者を入れるということもいろんな協議会等にはございます。しかしながら、こういう失礼な言い方をすれば損害、発生するかもしれない利権、発生するかもしれない中において、民間とは申しませんが、第三者を入れるということは、やはり情報の遵守、公務員としての秘密の遵守等ということを考えていった場合、今までいいんではないか。同時に第三者を入れた公共工事の指名委員会というのが、私の知る限りどの地方公共団体もないのが実情であります。そのようなことから、私は今まで個々の委員が責任と自覚を持って透明性・公平性であるという公務員としてのしっかりした責任に基づいてやっていただければ、それでよしと私は思っております。

5番（戸内恭次君） 副市長にも同じように公平性についてちゃんとやっているというようなお答えをい

ただけるかどうか、よろしくお願ひします。

副市長（福山敏裕君） 先ほど来、総務部長も申し上げておりますように、私たちは指名の要綱にのつと
り公平・公正に指名を行っているものだと思っております。

5番（戸内恭次君） 次の質問にいきます。緊急雇用事業についてでございます。これは種類、緊急雇用
事業というものに種類ですとか、あるいはその公募の在り方、契約の在り方ということについてなんで
すが、お答えをお願いします。

総務部長（松元龍作君） 緊急雇用創出事業の実施においては、各団体への周知につきまして、本市とし
ても公平性の観点から必要なことだと認識をいたしております。その上で、緊急雇用創出事業に関する
契約については、基本的には事業の特性や地域性に応じて関係団体へ周知を行った上で適正に対応して
いるものと認識をいたしております。緊急雇用創出事業は、失業者に対して次の雇用までの短期に期間
に、就業機会を提供し、生活の安定を図ることを目的とした事業であり、特に最近の本市の雇用状況を
考慮し、あくまで雇用の確保を念頭に置きながら個別の事業を計画し、実施してきたところでございま
す。本市としては今後も個々の事業の特性、地域性に応じた周知を行い、関係団体等と連携しながら雇
用の確保創出に努めてまいりたいと考えております。

5番（戸内恭次君） ありがとうございました。次、5番目の島おこし課、対策課、あるいは活性課と言
ってもいいと思うんですが、こういった提案も市民グループからきていると思うんですけども、実は
これは先ほどの竹田議員の質問と似ているような感じがいたします。斬新的な大改革をしたらどうですか
という、先ほど竹田議員からの話もございました。こういった島おこしという特別のチームをつくって、
10人ぐらいのですね、特別のチームをつくってその特別なチームがこの奄美、この奄美市をどう
したら活性化できるのかということを考えていただく、そしてまた、その企画を実行する部隊、その実
行する部隊は先ほど話しがございましたけれども、東京事務所ですね、それを中心に、今4名おられる
ということなんですが、そういった人たちにもっと人員を増やしていくということで、斬新な機
構改革の一つとしてですね、こういうことを具体的に長い間一部市民からですね、声を出しているわけ
でございます。これはなぜかと申しますと、皆さん、企画部、産業振興部、いろいろそれぞれのポジシ
ョンで市役所職員、頑張っておられますけれども、従来の流れをですね、やった上での改革でとてもと
ても市民が考えるような納得いくような改革はできないと、市民みずから考えている。ですから、今まで
のようないわゆるいろんなつながりのあるものではなく、純粋に10人なら10人で、チームワーク
よくですね、この奄美を活性化するために真剣に考えてもらう。市長のほうの災害はありますし、お付
き合いはあるし、いろいろお忙しいでしょうから、そんなことを考える暇はないというのは私も理解で
きますので、そういう意味では新しい基礎をつくって、みずから思っていることをですね、やっていく
と、そういうことになるんではないかなということで、先ほどもグラウンドゴルフをあやまる岬につく
つたらというような話もありましたし、あやまる岬開発についても奄振の予算もあるということでござ
いますけれども、そういうようなことで、いろんなアイデアがまだまだ出てくる可能性は十分あります。
そういった問題も含めて、この奄美がですね、奄美がどうしたら生きのびていけるか。正に生きのびて
いけるかどうかという、そういう瀬戸際に立っているわけです。そういうのが一般の人々の感覚です。
その付近はよく分かっていただきたい。皆さんは国・県・市の市民の税金をどう市民のために生かすか
ということを、税金の使い方を一生懸命考えておられる。ところが我々はお客様に頭を下げて、資金
を稼いで、従業員の給料、生活に充てると。そして税金を払う。全く立場は逆です。集金したお金を使
う人たち、それとお金を稼いで税金を納める立場の人たち、そういうようなことですね、全く発想が逆
というか、違うと思うんです。温度差があると思うんです。ですからそういう意味で先ほど言われてい
るような斬新な機構として、提案がございますので、10人ぐらいの部所をですね、つくっていただく、

真剣にこの島の活性化を考えていただきたい、こう思いますが、市長いかがでござりますか。

総務部長（松元龍作君） 議員の御提言は島全体で群島全体を売り出していって外貨を獲得するというイメージだと思っております。奄美の物産や伝統文化などの資源を売り出す戦略の構築や実施に向けての情報収集、研究、そして実行する体制づくりや、その一つの大きな課題だろうと、私どもはそのように思っております。併せて、1単位市町村でやれないことは、やはり先ほども申し上げましたが広域行政のほうでどうにか全体でやっていけないかということでございますが、このような課題の解決に向けて、現在国の直轄事業におきまして、奄美群島の観光物産を一元的にコーディネート、あるいはプロモーションする、これは仮称でございますが、奄美群島観光物産公社の設立が今検討されております。この観光物産公社における役割といったしましては、企画、広報、マーケティング、特産品開発などが検討されており、議員の御提言を具体的にするものではないかなと考えております。この公社が設立され機能することで、群島内行政と民間を含めた一元的な情報集約や研究が可能となり、規模、質ともに更に高度で効果的な戦略が構築実践できるものと期待するところでございます。現在の厳しい経済情勢を顧みますと、これらの新たな取組についても1自治体の取組としてではなく、本島や群島という広域的な課題ととらえ、広域事務組合の機能強化を図りまして、できるだけ速やかに推進していく必要があると認識をいたしております。

（「いいでとす」と呼ぶ者あり）

5番（戸内恭次君） お話しを伺っていますとね、やはり従来の発想の延長線ですね。公社問題にしても。私が申し上げているのは、そういった公社を動かすための装置を、この奄美市の中につくったらどうですかということですよね。その公社はですね、確かに市の職員が入ったり、いろいろやるかもしませんが、開発公社の発想に近いんですね。なかなかそういうことでは斬新的な発想ですとか、方向というものは生み出せないんじゃないかなと。それだったら紹観光課もありますし、それで私は十分やっていけるはずなんですが、やはりそういうものではなくて、奄美市がですね、奄美市がそういう開発公社も動かす、全国の、先ほどから言われている全国の、いわゆる奄美大使、そういった人たちも動かす。そういうことをですね、企画立案する部所を純粹にこの奄美市がつくる。何も群島全部の話ではないです。奄美市の方で優秀な職員がいる奄美市ですね、しっかりとそれだけの人員を集めてやることによって、この奄美市が活性化すればいいわけです。おのずから郡民は活性化するわけですから、そういう意味でもっとですね、もっと真剣にその付近はとらえていただけないものかなあと。開発公社は開発公社、あるいは観光公社は観光公社でいいわけですよ。そういった両方の公社、いろんな組織を動かす装置として別の組織をつくるということが大事だというふうに考えているわけです。そこまでやらないと、この島はもう救われないと、そこまで悲願を持っているということでございますが、4月から是非そういう開発公社は開発公社、公社組織は公社組織でいいわけですが、奄美市として力強い方向づけをしていただけないかということなんですが、市長、どうですか、是非やっていただきたいと思います。

市長（朝山 毅君） 組織がまたものが純粹に動いていくためには、人・物・金、これが三要素といわれます。奄美群島には確かに大きな製造業を産むような資産はあまりございません。金も各自治体、それほどないような非常に厳しい財政状況です。しかしながら、議員がおっしゃるように人という財産は、今日にいたるまでいたであろう。したがって苦しい自然、財政環境の中から、これまで各自治体はじめ、多くの人材が奄美が排出されたであろうという思いがいたしております。

（「簡潔にお願いします」と呼ぶ者あり）

そこで、話のゆっくり聞いてください。あなたの一方的な意見だけ聞くと、先ほどの意見もしかり、条例を守り、その条例に基づく要綱をつくって我々は動いているわけであります。当然、その場に法律があります。その前に憲法があります。一方的に解釈しないでゆっくり聞いてください。

そういう中において、組織体制はノーマルにここまでまがりなりにもノーマルといいません、まがり

なりにいきました。屋上屋にならないように人材がその場にいることを一つ一つしっかりと、私なりに見届けながら、組織のことも考えて今後あなたの意見を参考にしながらやっていきたいと思います。

5番（戸内恭次君） ありがとうございます。是非参考にしていただいて、奄美がすばらしい島だといえるように、また奄美市が夢のある島だといえるように、是非お力添えをお願いいたします。

次、質問にまいります。低航空運賃を求める運動について、我々は市民グループでやっておりますが、署名活動をやっております。これでスカイマーク本社ですとか、あるいは県庁、国土交通省へ陳情に行きたいということでやっておりますけれども、奄美市としても御協力いただいていると思うんですが、そのことについて質問させていただきます。

産業振興部長（川口智範君） 議員御指摘のとおり、低航空運賃につきましては長年にわたり、行政も取り組んできた大きな課題でございます。離島航空路線は観光など交流人口の拡大という側面だけでなく、離島住民の生活にとって欠くことのできない重要な公共交通手段の一つです。公共交通機関としての航空会社に何よりも求められているのが安全・安心でございます。その上で、継続的で安定的な運航がまずは求められているんじゃないかと、私どもは基本的に考えております。こうした条件をクリアした上で、運賃の低減化を図っていくべきものだと考えております。奄美路線を加えた離島航空路線は、残念ながらそのほとんどが赤字路線で、1民間業者の負担においてのみ存続維持できる路線ではないものだというふうに考えております。この認識に立ち、また奄振法での奄振法改正時の付帯決議も踏まえまして、今年度も離島行政懇談会や鹿児島県市長会などにおいて奄美市提案で運賃の低減化のため各種の要望を行っております。要望の内容といたしましては、交付税措置を伴った離着陸料、航空燃料税、航空機に対する固定資産税といった公租公課の軽減や、離島に手厚い運航費補助制度の拡充を関係機関と連携して、国対し要望いたしております。また、ジャックに対しては、魅力ある商品づくり、あるいは経営の効率化などを株主として求めております。これらのこと実現していく中で、離島に運航するすべての航空会社が低航空運賃での運航ができるように、今後とも取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

5番（戸内恭次君） 時間がございません。すみません。末広・港土地区画整理事業でございます。おがみ山ルート関連ですが、住民との話し合いをする日にちについて、何らかの連絡がありましたか。その日にちがあれば、なければないということでお答えいただきます。

建設部長（田中晃晶君） おがみ山ルートに係る地元住民の意向聴取につきましては、事業主体であります大島支庁にお聞きしましたところ、現在災害復旧等に今全力を上げており、当面住民の意向を聴取する仕事については、引き続き検討中であるということでございました。

5番（戸内恭次君） 次、仮換地問題でございます。仮換地指定について異議申し立てをした地権者、人数、内容等、市の対応についてお答えください。

建設部長（田中晃晶君） この行政不服審査に基づく審査請求が、鹿児島知事あてに提起されるという制度がございますが、今、県のほうからと申しますか、情報からは数名あるようですが、（「何名ですか」と呼ぶ者あり）

書類の不備などで、書類の不備などで請求人とやりとり中ということで、正式的には2名きております。これらを受けまして、地権者の方と審査請求書の副本が送付されてまいりました。この審査請求に対する弁明書を先月の中旬に提出したところであります。この2名の地権者の方の県の採決を待っているというのが、今状況であります。それと、審査請求の内容についてということでございますが、現在審査中であること、また個人の土地に関する事でありますので、差し控えさせていただきたいという

ふうに考えております。

5番（戸内恭次君） それでは、仮換地の朝日通りからですね、以南のほうは仮換地指定となっているんですが、以北ですね、それについて何か具体的な答弁できることがございますか。

建設部長（田中晃晶君） ただいまの仮換地指定のことにつきましては、現時点では区域内の103筆のうち85筆52名の地権者の方に通知をしております。仮換地の指定率としましては82.5パーセントとなっております。今おっしゃる未指定に場所につきましては、事業の進ちょくにあわせまして、順次通知してまいりたいというふうに考えております。

5番（戸内恭次君） 仮換地指定を受けたものの、従来の自分がここで生活をして生きていこうという場所から移されることによって非常に被害を被るという人が実におられます、実際に。そういう人たちを無視してやらずに、できるだけ意見を聞いてですね、やっていただきたいと思います。事業の緊急性という、この区画整理の緊急性のことについてであります、これについてはもうお答えいただくということではなくて、この災害ですね、この奄美市の財政も大変厳しくなります。確かにいろいろ国・県から補助もございますけれども、基本的には奄美市がお金を出さなきやならない事業なわけです。ですから100パーセント補助というのはほとんどない、95パーセント、80パーセント、いろいろお話しがございましたけれども、そういうことで私はこの区画整理事業は早急に凍結をしていただきたい。そうしてもう少しじっくり高齢者が楽しめるまちづくり、観光客が喜べる奄美らしいまちづくりをするために、今このまちづくりを凍結していただいて、しっかりと議論をしていただきたい、このようにお願いを申し上げます。

議長（世門 光君） 以上で民主党戸内恭次君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日、9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後5時00分）

第 4 回 定 例 会
平成22年12月10日
(第3日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1番	師 玉 敏 代 君	2番	多 田 義 一 君
3番	橋 口 和 仁 君	4番	奈 良 博 光 君
5番	戸 内 恭 次 君	6番	平 田 勝 三 君
7番	向 井 俊 夫 君	8番	蘇 嘉瑞人 君
9番	竹 田 光 一 君	10番	竹 山 耕 平 君
11番	伊 東 隆 吉 君	12番	泉 伸 之 君
13番	世 門 光 君	14番	関 誠 之 君
15番	三 島 照 君	16番	崎 田 信 正 君
17番	里 秀 和 君	18番	平 敬 司 君
19番	渡 京一郎 君	20番	朝 木 一 昭 君
21番	奥 輝 人 君	22番	平 川 久 嘉 君
23番	榮 勝 正 君	24番	大 迫 勝 史 君
25番	与 勝 広 君	26番	叶 幸 与 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 肅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	坂 元 洋 三 君	住 用 総 合 支 所 長	高 野 匡 雄 君
笠 利 総 合 支 所 長	塩 崎 博 成 君	総 務 部 長	松 元 龍 作 君
総 務 課 長	前 里 佐 喜 二 郎 君	企 画 調 整 課 長	東 美 佐 夫 君
企 画 調 整 課 参 事	小 浜 忠 弘 君	市 民 部 長	有 川 清 貴 君
環 境 対 策 課 長	高 崎 義 也 君	健 康 増 進 課 長	嘉 原 孝 治 君
国 保 年 金 課 長	倉 井 則 裕 君	税 务 課 長	中 英 信 君
福 祉 部 長	福 山 治 君	高 齢 者 福 祉 課 長	小 倉 政 浩 君
いきいき 健康課 参 事 (笠 利)	手 島 秀 人 君	産 業 振 興 部 長	川 口 智 範 君
商 水 情 報 課 長	則 敏 光 君	紹 觀 光 課 長	日 高 達 明 君
農 政 局 長	田 丸 友 三 郎 君	農 林 振 興 課 長	熊 本 三 夫 君

産業振興課長（笠利）	伊地知 辰夫君	産業建設課長（住用）	澤 修平君
建設部長	田中晃晶君	都市整備課長	東 正英君
土木課長	砂守久義君	建築住宅課長	大石雅弘君
水道課長	義岡 出君	教委事務局長	里中一彦君
住用地域教育課長	山下隆光君	笠利地域教育課長	島名亨君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	赤近善治君	次調査係長事務取扱	山崎實忠君
参考兼議事係長	橋本明和君	議事係主査	麻井庄二君

議長（世門 光君） ただいまの出席議員は26人であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）



議長（世門 光君） 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。

最初に、通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、新奄美 師玉敏代君の発言を許可いたします。

1番（師玉敏代君） おはようございます。新奄美の師玉敏代でございます。

平成22年第4回定例会の開会に当たり、一般質問に入ります前に、一言申し述べたいと思います。

10月20日の奄美集中豪雨により、3名の尊い命が犠牲となりました。遺族の方々の無念はいかばかりかとお察しいたします。御冥福を心からお祈り申し上げます。また、災害に遭われました皆様にも、心からお見舞い申し上げます。そして、柳町の火災の被災者に際しましても、心からお見舞い申し上げます。一日も早い復旧と日常の生活に戻れますよう、心から願っております。

今回の災害は、私たちに多くの教訓を残しました。自然の猛威の前ではなすすべのない非力さ、このような災害でいったいどこが安全な場所か分からない状況でした。山、道路の地滑り、どこまで上がるか分からない濁流の水位、奄美大島全体に及ぶ甚大な災害に、多くの人々が各地域・各所に避難を余儀なくされました。余儀なくされ、一夜を明かしたことと思います。携帯も固定電話もつながらず、家族の安否が確認できず不安な中、数知れないボランティアの手助け、地域住民の自然の助け合いの行動、連携、真心に多くの方が救われた数日間でした。住用町の学校や保育所、託児所の子どもたちも、学校、保育所という施設の1か所で安全を確保できたことは、最悪の事態で最善の状況であったと思います。職員の皆様も、10月20日から一息つく間もなく、地域住民のためにご多忙な毎日を過ごしていると思います。今しばらく地域住民の皆様とともに、健康に十分気をつけられ、踏ん張っていただきたいと思います。

では質問に入ります。見上げる山々は、各所各地域で地肌をあらわにし、いつでも今でも崩落してもおかしくない状況が随所で見受けられますし、道路や橋の陥没、各地域、各集落の裏山が崩れ、山水を排水する水路や川が土砂や砂利、石で埋め尽くされ、二次災害を住民は恐れています。そのことを含めまして、本市の2級河川、準用河川は土砂がたい積し、危険な状況にあります。また、原形復帰は進んでいるのか、くまなく調査し、改善しているのか、お示しいただきたいと思います。

次からの質問は、発言席にて行います。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

建設部長（田中晃晶君） おはようございます。議員御指摘のとおり、今回の豪雨災害によりまして、県管理の2級河川、市の管理の準用河川、普通河川及び水路などにおきまして、多量の土砂が流入いたしまして、河川水路の埋没状態が発生をいたしました。御質問の2級河川についてでございますが、管理する大島支庁にお伺いしましたところ、現在河川のたい積土砂の調査を今実施中であります。その結果を元に優先度の高い河川からたい積土石の土砂除去を実施していく予定であるということをお聞きしております。

次に、市が管理いたします河川水路などの土砂除去につきましては、順次ただいま土砂除去の作業を行ってあるところであります。住用地区におきましても、やや復旧が遅れてる河川等もございますが、随時作業を進めてまいりますので、御理解賜りたいと存じます。また、今後も定期的に河川のパトロールなどを行い、集落内の水路などの土砂たい積等につきましても、速やかに土砂除去を行ってまいりというふうに考えております。

1番（師玉敏代君） では、速やかに調査をしてですね、やはり2級河川は住用で言えば住用川、役勝川、川内川、山間川、そしてあの金久田川とあります。県が管轄ということで、県との調整、県との話し合いもあると思います。一番国道沿いとかですね、やはりあの幹線道路というのは確かに目にできます。私が知ってる限りでは、各集落のもちろん住んでる見里もです、川内も城も、そこで見ることはやっぱり裏山ですね、もともと集落の水源地としてたところが沢があるんですね、小さな。その水路が昨日もありましたけど、三面張りの水路とか、その集落を排水するそういったところが土砂なり、もう大きな大木で詰まってるんですね。やっぱり一番は私はやっぱりこういう小さな集落の点検、嘱託員会などですね、やはり点検をしていただいて、また自分でできること、またお互い助け合ってできること、また行政の力を借りなければいけないというところが多々出てくると思います。是非ですね、そういうところをですね、耳を傾けていただきたいと思います。

住用には、先ほども申し上げましたけど、三大川と言われる役勝川、川内川、住用川とあります。役勝川はですね、平成2年の災害後に多分平成4年から役勝河川の拡幅工事を進めております。そしていまだにまだ完了はしておりません。そしてその拡幅工事のお陰だと私は思いますけど、平成2年の災害に比べまして、上役のほうが中役が災害が少なかったと思います。一番その役勝住民の願いますことは、下役のほうにすべてのその上からの土砂が流れてきて、そちらも集落の沢からの土石流もたくさんありました。そういう中で、拡幅工事とともにですね、河床を下げていくという掘削ですね、しゅんせつ工事をしていただきたいと住民は願っていますので、その辺はいかがでしょうか。

建設部長（田中晃晶君） 議員御指摘のマングローブ等の東城内海等につきましては、調査を今やってるところでございまして、御指摘の2級河川である住用川、それから川内川、役勝川の河口に当たりますので、県のほうにお尋ねしましたところ、今後河川の氾濫対策等については、今おっしゃるようなことも含めまして、調査を行い、その結果を得て対策を検討するということでございました。

それと先日の県の県議会におきまして、土木部長が、奄美の河川の整備状況につきまして協議をなさっております。奄美の本島につきましては、整備率が49パーセントと低い状況にある。そのことから、現在の改修計画に基づいた整備も着実に進めていくというような御答弁もなさっているようありますので、それでそのようなことを踏まえまして、私どものほうもそれに向かって一緒に整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

1番（師玉敏代君） はい、どうぞよろしくお願ひいたします。その辺はいろいろ自然環境のその辺のことを配慮して、平成4年から今やがて18年になりますけど、その辺は考慮して、なかなか工事は進まないということもあると思います。しかしながら、このように同じような目に住民は被害に遭りますので、やはりこの辺のことは抜本的対策の一つとして考えていただきたいと思います。

では次に、住用川の役勝川の合流地点のマングローブ原生林の湿地地帯、そして川内川の下流、その内海ですね、東城の内海、マングローブもあります。そちらが土砂が堆積して川床が高くなっていると私は思っております。上流から流れる土砂の長年のたい積が水位を上げ、幾度も災害をもたらしている原因だと私は思っております。土砂たい積の調査と並びにしゅんせつ工事を要望してあるところですが、いかがでしょうか。

建設部長（田中晃晶君） 議員御指摘のようなことも十分に推測されることでございまして、先ほどと重なりますが、県のほうでも現状の調査を行って、その結果を得て対策を検討するということでございます。

1番（師玉敏代君） 私は小学校、中学校と住用の石原と、そして見里集落で生活しておりました。その内海の河口部、川内川、旧見里橋から飛び降りて、飛び込んで泳ぐことができたような状態だったんですね。そして私のもう30になる甥、姪もその頃飛び込んで、内海の河口部のあそこで泳いでいます。

それが今はできないんですね、土砂がたい積して。サン奄美の前もこのような多量の雨が降らなくても冠水を何度も度かしております。

やはりこの原因は、私は長年の土砂のたい積がこのような結果を招いたのではないかと、私以外、地域住民も思ってます。やはりどこに行っても、私は今回の産業経済委員会で29日視察もしましたけど、下方、上方、そして住用地区、笠利地区にあると思います。どの川も2級河川、準用河川と言われる、また各水路も皆さんが言う寄り洲という地域の方がおっしゃいますけど、川の機能をなしてないんですね、今。当然またこの災害も招いた結果ですけども、やはりこういったところもですね、やはり年に1回でも定期的にたい積を取ると、土砂を取ると。

また、私は昨日三島議員が言いましたように、あの城の入口にあのような三面張りの水路があるというのは知りませんでした。もちろん入口ですので歩くこともありませんが、草で覆われて生い茂って、いろんなものが詰まっていたんではないかと思います。やはりああいうふうにあらわになると、私たちも、あ、ここは土が詰まってるなど、草が生い茂ってるなど、危険だなというのが分かります。やはりそういった地域の中で必ずそのような水路なり、川がありますので、その辺をですね、是非担当部署はやはりすべて見るのは大変ですけど、地域住民の皆さんに促して、そういう集落点検も私は一番大事な対策、水害に対する対策ではないかと思っていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、3番、住用の庁舎、消防、診療所の合同庁舎の整備についてお伺いいたします。石原の住民は、上流に位置するマングローブ原生林の水の氾濫から、住用川の下流でプール状態になる。東城の内海も、以前は見里橋から飛び込むことができる深さがありました。川床が高くなり、記録的な大雨でなくとも冠水する状況は何度も見てきました。被災に遭った住民は、性懲りもなく辛酸を嘗めつくし、同じ目に遭う、このような調査は今後土石たい積の調査は必要だと思いますし、2メートル以上の冠水は尋常ではありません。原形からどれだけ高くなったか住民は知る必要がありますし、そしてその改善策が必要だと思います。地域の特性、成り立ちはそこに住んでいる、長年住んでいる住民が変化を感じています。これを抜本的対策の一つとして取り組んでいただきたいと思います。

すいません、次に住用支所、消防分駐所、診療所の合同庁舎整備について質問いたします。集中豪雨で住民の救助、支援に核となった初動体制を取らなければならぬ陣頭指揮を取るべき住用町支所、中央公民館、消防、そして日頃から住民の診療に携わる診療所が渦流にのまれ浸水しました。大規模的には二度目の浸水です。農協も郵便局も同じです。住用支所が12月1日より窓口を再開、診療所が12月下旬再開予定、消防分駐所も今は何事もなかったかのように日常業務に職員は従事しています。喉元過ぎれば熱さを忘れるのではなく、災害の教訓を生かすのであれば、是非住民の拠点となる住用庁舎、消防、診療所の安全な合同庁舎の整備をすべきと考えますが、いかがですか。

総務部長（松元龍作君） 師玉議員にお答えをいたします。住用支所の整備につきましては、昨日も御質問で答弁したとおりでございますが、現在奄美市庁舎検討委員会でそれぞれの支所の整備の在り方について検討をしてるところでございます。御質問の住用地区では、浸水被害を大きく受けた西仲間地区に支所や診療所並びに駐在所、近くには分駐所、こういうような公共施設が集中しております、今後の防災に対する各施設の在り方が重要な課題であることは十分認識をいたしております。

また、先月11月22日には、住用町の嘱託員の皆様から、住用地区地域防災センター整備に関する要望書を受けております。このようなことから、住用支所の庁舎整備につきましては、庁舎検討委員会の提言に加えまして、特に今回の災害体験を今後に生かすべく、住民の安全性の確保、非常時にも機能を発揮できる各種施設の在り方、更には地域防災拠点施設の必要性等も十分に勘案しながら、整備計画を検討してまいりたいと考えております。

1番（師玉敏代君） 是非前向きに検討していただきたいと、よろしくお願ひいたします。

平成2年の台風19号の大水害、今回の水害と住用町の皆さんは十分に学習いたしました。その後も大雨が降る度に、先日も大雨洪水警報が発令されました。そのような状況の中で、不安と言うより恐怖

で横になって眠れない、嫌なあの状況が頭をよぎります。何も危険は現在のところ回避していません。状況は何一つ変わっていない。その中の今の日常業務の再開であることを肝に銘じ取り組んでいってほしいと思ってます。

次に、平成2年の浸水水害も、以後も大雨の度に水に脅かされている西仲間、石原、城地区のかさ上げ、都市計画整備事業についてお伺いいたします。これらの集落は道路より低く、今回も地域の高いところは浸水を免れています。先ほどの住用支所、診療所、消防も道路より低く、水のたまり場になっています。大水に不安のない環境整備は大事だと思います。都市計画整備について要望するところです。当局の見解をお示しいただきたいと思います。

建設部長（田中晃晶君） 議員お尋ねの住用町の西仲間、それから石原、城地区のかさ上げについてですが、都市計画事業ということで限定して申し上げる御質問だとすれば、この3地区につきましては、都市計画の区域外でありまして、都市計画事業による事業の導入はできません。ただ、ソフト事業も今後ですが、ソフト事業も含めまして、総合的に検証をし、他の事業等で対応できないかどうかも検討する必要があるというふうに考えております。

それと、これも昨日の県議会においてのこの地区についての土木部長の答弁がございますので、それまで紹介させていただきます。今回氾濫した住用川につきましては、降雨の規模、氾濫状況を踏まえ、河川の整備や宅地のかさ上げなどを総合的に検討して、必要な対策を進めていきたいと。それに合わせました、それに合したハード対策も併せて、河川の情報提供などソフト対策も推進をしてまいりたというふうな答弁もやってるようでございます。以上です。

1番（師玉敏代君） では、県の見解も私たちは11月30日に、これまでの4項目については、11月30日に与県議を御同行いただきまして、会派新奄美でこの4項目については県のほうに要望書を提出しております。この件につきまして奄美市にも改めまして私たち新奄美のほうで要望書を提出したいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

この集落はですね、はつきり言いまして、低地にあると言うより、どんどん道路が高くなってきた。特に消防、元々は低いところにあったんじゃないんですね。道路がどんどんかさ上げになって、西仲間集落も役場から言えばどんどん高くなってるんですね。集落がもうどんどん低地にあったんではなく、国道がどんどん整備されて道路が高くなってるんですね。

そういう状況というのも背景がありますので、やはりその地域のどうしても今のようにだからといって堤防を高くすると、そこがまたプール状になるわけとして、やはりこれも私は今まで申し上げました四つの案件もありますけど、やっぱりこれも今後抜本的な対策として、長期間する長い目で取り組んでいかなければいけないんですが、先ほどの建設部長の答弁もありましたように、県のほうでも、この辺には要望を出してありますので、市と県でどうかいい方向にいきますように御検討をお願いしたいと思います。

では次に、特別養護老人ホーム住用の園の移転地確保についてお伺いいたします。住用地区介護保険の認知症、高齢者グループホームわだつみ園と特定養護老人ホーム住用の園は、現在地でのサービス提供は困難とし、新設の奄美市有地への移転改築を検討しております。わだつみ園は来年の3月頃、住用の園は2年後の早い時期の再開を目指すとしていますが、移転地の確保等が話が進んでいるのか、あるのか、現段階での状況をお聞かせいただきたいと思います。

市長（朝山毅君） おはようございます。それでは、今師玉議員から御質問のあったことについてお答えいたします。今回の豪雨災害により、特別養護老人ホーム住用の園が被災をされまして、現在の場所での再開は困難であると。したがって、新たに建設を住用地域の方でしたいという旨の要望書が上がってきております。当方といたしましては、やはり住用地域の介護並びに養護等を守っていただくために、引き続いて住用地域において再開をしていただきたいという旨のことをお話申し上げております。

そのようなことから、市としましては、国の災害復旧事業での査定で、移転建設が認められましたら、移転先として住用地区での早期再建に協力をしまいりたいと考えておるところでございます。なお、わだつみの園につきましても、やはり住用地域の福祉行政に努力をしたいというご意向でもございますので、わだつみの園についても、そのような形で市として協力をまいりたいと考えておるところでございます。以上であります。

1番（師玉敏代君） 住用地域内ということではありますが、全くその今の段階ではその候補地と言うんですかね、その場所は明確ではまだないということですか。

市長（朝山 毅君） 議員もよく御存知でいらっしゃると思いますが、御本人の求める面積、そして種々の条件から申し上げまして、旧住用地域において開発いたしました摺勝地域を再開の場所としたいという旨の固有名詞をもって要望書が出されております。

1番（師玉敏代君） はい、ありがとうございます。やはりあの住用の園はですね、最近デイサービス、そして宅配サービスが始まっています。この40日間ですね、お年寄りはどこにも行き場がなくって大変寂しい思いをしておりました。この間から再開して、ああ、住用の園やワキヤ、ウチュンキャドウタカラドち喜んでおりました。やはりお年寄りが着替えてバッグを持って出かけるというのは、出かける場所があるというのは、とっても生きがいづくりであり、お年寄りの日課でもありますので、やはり特に今のところ各地域に入所者が分散しております。

また、その人たちはほとんど住用地域の老人の方ばかりです。一日も早くですね、やはり住用の地に落ち着きたいと願っていると思いますので、大変時間もかかりますし、先ほど申し上げましたように面積、場所、いろいろと今回ははつきり申し上げまして、人里離れたところで、やはり先ほど言いました合同庁舎並びにそういう弱者の施設、そういったところが本当にうまく連携を取れる、一早く救助できる、といったことも私は一番場所が大事ではないかと思っております。摺勝地区の近くということで候補が上がっているということですので、その辺はまだ私もその辺は環境もいいと思いますので、是非その話で進めていっていただきたいと思います。

次に自治会、集落の自主防災の強化と防災通信システムの整備についてお伺いいたします。自然災害には、今回の集中豪雨による災害、台風による風水害、地震、津波など予測を予定できない自然災害があります。今回の水害、災害を通して、行政としてのお考えを御見解をお示しいただきたいと思います。

総務部長（松元龍作君） 今回の災害につきましては、私どもも非常に甚大な被害が出ておりまして、初動体制がなかなか行政のほうも消防においても取れませんでした。その際において一番必要なのは自治会であり、また、自主防災組織であり、その地域力の必要性を痛感したところでございます。こういうことを認識した上で答弁をさせていただきたいと思っております。

現在、奄美市には48の自主防災組織が組織をされております。自主防災組織とは、もう議員も御承知のとおり、地域内の住民が相互に協力し、防災に努める組織でございます。小規模な災害であれば行政が救助活動を行うこともできるわけですが、今回のような大規模な災害では、自主防災組織が重要な役割を果たすと言われております。しかし、自主防災組織の組織率は低く、笠利地区では99パーセントとなっておりますが、昨日の答弁で私名瀬地区の防災の組織率を27.8と申しましたが、23パーセントでございますので、訂正をさせていただきたいと思います。名瀬地区では23パーセント、住用地区でも41パーセントで、決して高い組織率ではないと言える状況でございます。市といたしましても、今後も自治会、町内会へ呼びかけを行い、また、広報誌も活用しながら、自主防災組織の結成を促進し、防災力の強化を目指してまいりたいと、このように考えております。

その際に、笠利での組織率が99パーセント、約、もう100パーセントに近いわけですので、笠利の組織のノウハウですか、といったものを生かしながら、特に名瀬市街地の組織と、それから住用地

区の組織率の向上に努めていきたいと、このように思っております。また、通信システムにつきましても、今回非常に甚大な被害を受けまして、私どもの防災行政無線もいろいろ使えませんでした。そういうことも踏まえまして、今後そういうような情報通信網の整備にも努めてまいりたいと、このように思っております。

1番（師玉敏代君） 今後この災害を通してですね、いろいろな情報通信網、いろんなシステムが改善されていくと思います。私は今回その被災に遭った住用町に住んでいることから、やはりどのような、市長も申し上げましたけど、想定外のことは起こり得るわけですね。やはりどのような手段をとっても防げない、そういう状況も起きてくると思います。やはりその中で私が一番感じたことは、もちろん行政の初動体制はもちろんです。でも、そこに住んでいる地域住民の一番の連携、初動体制であると私は思ってます。

今回、中央公民館の中でもですね、隣の託児所の子ども、いろんな方がそこに避難されました。一番ですね、どんな暑いときでも、水に濡れた後は体温を逃がし、寒い思いをするんですね。その中で中央公民館で避難された方がカーテンを取り、ピアノに敷いてあるカバー、黒と赤のですね、そのカバーをくるんで寒さを忍んだと。やはりこれからですね、やはり原始的ではありますけども、やはり各集落のですね、公民館のですね、備蓄、備蓄にもいろいろあります。できれば毛布、そして発電機、そういうふた水ですね、そういうものが整備されれば私はいいと思ってますが、やはりこういったものはそんなにお金もかかりませんし、もしかしたら集落でできることかも知れませんが、その辺はいかがでしょうか。備蓄についてです。

福祉部長（福山 治君） その災害があった際に、必要な毛布とかそういうものについてはですね、我々も検討したいということで考えてはいます。ただ、今、今回の災害で非常にこう対応がしづらかったのが、いわゆる今言うた毛布がなかなか手に入らなかつたということでございます。その点につきましては、今度今回この総括をした段階でですね、3支所単位にでも何とか備蓄倉庫ができるのかということは、何らかの建物を利用してそういうことで考えていただきたいと考えております。

1番（師玉敏代君） 先ほど申しましたように、どこが安全か分からぬ状況というのは結構あるんですね。ここは大丈夫だってとこなんかどこもないんですね、今は、私から見れば。山もあり、川もあり、崩れもあるし、水の氾濫もある。だけど最低限の私たち見里集落は今回水もありましたし、電気もありましたし、その中で体験交流館という目の前に避難所がありました。その連携で炊き出しを17日間婦人会の皆さん一生懸命取り組んでくださいました。やはりこれもまたまですね、見里集落が電気も水もあったと。当然ガスはありますから、おにぎりもできますし、おみそ汁も作ることができました。やはりそういう中でできるときにやれる人がやれることを一生懸命やればいいと私は思いますけども、やはり最低限の行政が避難所と決めてるところですね、そういうところには最低限ね、賞味期限とか使用期限とかもありますけども、やはり電気があつたらどうにかなる、水があつたらどうにかなると思いますので、その辺の備蓄もですね、嘱託員会や自治会、やはりこれは今回住用地区を中心として各地區ありましたけど、全体の災害の教訓としてですね、やはり今すぐできることなので、それは取り組んでいただきたいと思います。

20年前に水害にあって、今度は22年、次20年後ということは何の約束もありません。来年あるかもしれませんし、今の状況であれば、大雨がちょっと降ったら何回でも災害は免れないと思っています。やはりこの地域住民の取組というのが、本当に一番力強く、一番最大限發揮できると思いますので、この辺をしっかりと嘱託員会と自治会とその辺を皆さんの方へ促進していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それとですね、昨日の質問にもありましたけど、今回のですね、通信網の遮断によって情報が入らない、安全が逆に伝えられないといういらだちを住民にとっても不安を募らせる出来事でした。その中で

コミュニティーラジオ、あまみFMに多くの人が助けられ、励されました。また、市当局もどこよりも心強かったと聞いております。市と昨年防災協定を締結され、笠利と住用に中継局を開設していますが、まだ鮮明に聞こえない地域が、住用でも多々あります。特に屋外では聞こえるんですね、車の中とかは。だけど、室内の中では聞き取りにくく、大変難聴なところもあるんですね、住用も。そういう改善策はどのように考えておられるのか。このラジオというのも、暗い中でラジオ、人の声が聞こえるというのは、とっても安堵するんですね。不安の解消になります。こういったことも私は難聴時の解消も大事だと思いますけど、何かお考えがあればお示しいただきたいと思います。

総務部長（松元龍作君） 議員おっしゃりますように、今回の災害での一番我々が最初初動の時に苦労したのは、情報が全く入らなかつたということでございます。その点に関しましては、地域住民の皆さんに今の現状を伝えるためには、地域FMディさんの力は非常に大きかったものだと認識をいたしております。

そうでございますが、今回我々のところで今現在計画をしているのは、今の防災行政無線をデジタル化していくこということでございます。デジタル化ということは、双方向システム、要するに支所から本所へ、本所から支所へ両方に音声、文字、それからデータ、いろんなものが送れるというシステムでございます。そういうものには監視カメラなども付けることもできますので、オプションで付けることもできますので、そういうものを整備して、まずは図りたいと。

それから併せて、先ほど申されました地域FMの難聴地域の解消につきましては、昨日の県議会の答弁でも、県としても是非協力をていきたいということでございましたので、私どもも県と一緒にになって、難聴地区の解消に努めていきたいと、このように思っております。

1番（師玉敏代君） はい、ありがとうございます。是非ですね、やはり行政間、行政と消防、地域と行政、その連携をですね、取れるのも、こういった体制が必要だと思います。また、その初動体制のですね、マニュアル作成というのも、私はやはり大事ではないかと。とにかくその時になると、確かに自主防災のね、組織も私も大事だと思います。いざという時にはパニックになるんですね、どんな人でも。要はお隣さんですよね。私たちもお隣さんを助ける。そういうところが精いっぱいだと思いますし、やはり行政としてもですね、やはり初動体制のマニュアル、特に救助に係る消防、分駐所ですね、各地域の。そして行政との連携、そしてその核となる皆さんのが一番安全でなければ、こういった指揮が取れないということをですね、是非認識いただいて、総合的な防災システム体制をですね、整備していただきたいと思います。

では次に、被災企業の緊急雇用対策についてお伺いいたします。今回の豪雨で失ったものは多いです。家屋の損傷、家財の損失、乗用車、田畠の冠水による被害、農作物に土砂や石の流出で手が入れられない状況は、既に行政は周知のところです。また、その被災者に対する災害支援を行っているところですが、住まいも職場も災害に遭い、働く場を失った方もいます。復旧のめどが付かないまま10月20日から収入が閉ざされた方々もおります。先に住用の園職員に対する緊急雇用対策を講じています。迅速な対応に感謝しております。住用町の人口の流出を未然に防ぎ、働く場を提供してくださったことは、次の課題、仮の事務所の設置、そして体験交流館のデイサービスの開所と解決してきたものと思います。指定管理者サン奄美が管理する加工センターの被害も甚大であり、浸水2メートル5センチという中、すべての加工機器、冷凍庫など何も使用できず、ストックしていたものもすべて失い、開業できずにいます。年内にも開業できるよう機械設備は設置されると聞いておりますが、それまでの収入がない従業員に緊急雇用対策ができないか、お伺いいたします。

産業振興部長（川口智範君） 今回の集中豪雨により全域が大きな被害を被っております。ことに住用町における被害は大きく、耕土や農地、住家はもちろん事業所も例外ではありませんでした。今なお業務が再開されてないところもございます。このような中、本市としましては、業務休止、継続にかかる

らず、災害復旧資金利子補給補助金や被災者生活支援金の適用など一日も早い操業再開に向けた手立てや支援策を講じてまいりたいというふうに考えております。

市の指定管理施設である奄美市農産加工所、奄美市住用地区特産物販売所につきましては、来年1月中をめどに業務再開ができるよう、加工機器などの整備を急いでおり、従業員の方々の休業期間の短縮に努めているところでございます。御指摘の住用の園のような件ですが、緊急雇用は、あくまでも失業者に対する制度であり、これを奄美市住用地区特産物販売所の休業者に適用するのは大変難しいものがありました。一応努力はいたしましたが、難しい面があったということで御理解をいただきたいと存じます。

1番（師玉敏代君） 住用の園の職員は、解雇したということで、その失業ということで当然そのような対策が取られたと思いますね。やはり解雇となると、職安でも短期で早急に失業保険料がいただけたりすることもあります。自己都合退職ということになると、また違うんですが、退職されてない、失業していないということで、この緊急雇用対策ということは受けられないということですね。では他に何か支援対策はないでしょうかね。

産業振興部長（川口智範君） 議会の皆様から言われますように、支援をするためにはどうすればいいということで、いろいろ検討いたしましたが、現在の各種制度では見当たらない、見当たらなかつたというのが、率直な現状でございます。ただ、平成22年度現在導入しております、サン奄美のほうで導入しておりますふるさと雇用再生特別基金事業につきましては、本来であれば事業が廃止、停止すべきものですが、何とか県の指導を仰ぎながら、事業が継続できるように今措置を講じているところでございます。今申し上げたのは、サン奄美のほうで9人の雇用者がいるかと私ども思っております。うち3人は、今申し上げたふるさと雇用再生特別基金事業で3名は雇用しておりますので、残り6名分の対策をどう講じるかという部分だろうというふうに、私どもとしては今認識いたしております。

1番（師玉敏代君） 今回の災害はですね、人的、そして住家、住んでいる、居住している住宅、そして車、農作物、それ昨日の話もありましたけど、肥料、飼料、多岐にわたる被害がいっぱい出ております。今回のようなやはり職場も失い、家も浸水にあったり、もう本当にワンヤフィアガリキレンドちゅうそういう人がたくさんおりました。今回その中で私自身個人的ですけど、生姜を作っていて、2メートルの浸水にも遭いながら、12月5日から生姜の収穫をいたしております。収穫をして出荷するということは当然ですが、自然災害というものが、農業をする人に対しては、とってもこれが一番の自然災害との戦いであります。今回この5、6年台風らしい台風も来てません。水害もありませんでした。豊作が当たり前でもなく、また、豊作の人もおれば不作の人もおります。病害虫に苦しむ人もおります。このように、自分の働く場も失う人もいます。

今回の災害は、多くの被害をもたらし、皆さんの生活を本当に脅かしております。日本全国の各地から毎日というほど市長の下に義援金が、真心が届いております。この被災者に対する全国の皆さんのお気持ちは、被災者に対して一日も復旧してほしいという思いの私は真心だと思っていますし、義援金だと思っています。今回配分委員会も一応終わりまして、昨日の話では人災、住家に対する支援等決めております。義援金も3月31日まで締め切り、たぶんその後配布委員会もまた行われて、その後の義援金に対する行方を決めていかれると思いますが、私は一応線を引くのも大事だと思います。そうしないと示しがつかないし、前に進みませんし、年内に被災者の皆さんにお見舞いが届けられないという状況もあります。やはり今度ですね、3月31日までまた長いんですが、それから見えてくる被災者、そういう人をたくさんいると思います。その被災者に対してまんべんなくこの気持ちが届きますように、私のお願ひしたいと思っております。

次に、支援制度の情報周知の徹底と期限についてお伺いいたします。被災者に対する支援制度が多数あります。既に期限を打ち切られたもの、更に延長したもの、まだまだ支援制度を見込まれ、期限がは

つきりしていないものがあります。すべてをこまめに災者に周知することは容易ではないと思いますが、支援制度、情報周知の徹底と期限についてお伺いいたします。

総務部長（松元龍作君） 今回の豪雨災害で多くの市民が被災をなされました。市といたしましては、住民税や介護保険料の減免など、また国や県の制度で市町村が窓口となって、住宅応急修理や支援金の配布を行っております。各支援制度の中で国や県の制度である災害救助法や、被災者生活再建支援法などは、期間が限定されております。申請制度であります住宅応急修理の受付けは、もう既に終わっております。しかしながら、今回の災害が余りにも大規模で、多くの被災者がいらっしゃることから、市独自で行っている減免などの支援制度に関しましては、納期限1週間前までとなっている申請期限を変更いたしまして、12月末まで受付けを続けてやってまいりたいと考えております。市民への周知につきましては、広報誌や防災無線などを活用して、引き続き広報活動、広報周知を徹底していきたいと考えております。

1番（師玉敏代君） 様々な支援制度がありますし、その後期限を延長したりしております。農作物の被害の助成については、11月19日で締めておりますが、その後延長があったんでしょうか。

農政局長（田丸友三郎君） 今回の豪雨災害による農地災害復旧や、農作物の生産再生に対する支援制度の情報周知について御答弁を申し上げます。奄美市全体としての広報につきましては、地元新聞社2社に支援制度の記事を掲載いたしております。11月の24日と25日でございます。併せて、市のホームページの掲載を実施しております。まず地区別に申し上げますと、名瀬地区におきましては、農村地区の公民館等を巡回いたしまして、支援制度の広報、り災証明の受け付けなどを実施いたしております。

また、併せて、町内会長、自治会長宛てに制度の広報を依頼をいたしております。住用地区におきましては、嘱託員を通じ、農地災害関係事業、農作物関係支援事業のパンフレットの全戸配布、11月14日に行っております。更に、周知徹底のため、全集落での放送を行っております。また、奄美市農作物豪雨対策支援制度のパンフレットを全戸配布をいたしております。笠利地区におきましては、駐在員会、12月1日でございますが、制度の概要について説明をし、地区での広報を依頼しております。この結果、本市で把握しておりました農地の被害件数、当初は258件でしたが、申請手続きではり災証明発行が279件、農地災害復旧申請が241件受け付けられており、情報の周知につきましては、十分なされたものと考えております。

次に、支援制度の期限につきましてでございますが、農地の災害復旧関係事業につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたように、補助事業につきましては、11月19日を申請期限として受け付けをしております。また、激甚災害に指定されましたことによりまして、13万から40万円未満の災害復旧事業につきましては、機械借上げ等で対応を考えており、12月末をめどに現在も受け付けを行っております。農作物関係につきましては、災害に対する緊急支援であることから、12月24日を農協などへの申請期限としているところでございます。以上です。

1番（師玉敏代君） 先ほどの11月19日の締め切りということで、私も屋外受信機で周知をなさっているのを聞きました。それは2、3日前にありました。当局のほうも大変忙しくて、2、3日前に放送したと思いますけど、やはり農家の皆さん、私も前も申しましたけど、各地区に離散していました、その情報を聞かなかつたり、その気持ち的にもう農業をやりたくない、もうもうもう畑にも行きたくない、見たくもないと、今回ですね、研修を受けたり、8反のカボチャを作り、私の知ってる人も、今回は3反に大幅に作って、ちょうど授粉時期ですね、カボチャの場合は。そういう時期にすべてをやられた。もう見にも行きたくない。そういう中でその情報を聞かなかつた方も多々いると思うんですね。

やはり期限というのは、やはり当局側の事務上の問題もあると思いますし、県との絡みもあると思いますが、できればですね、やはりその辺の情報というのは、したほうがいいわけですから、やはりそれ

を少しでもですね、期限をなるべく追って、やっと皆さんとこの窓口にきてその書類を書く人もいると思しますので、やはり懇切丁寧、親切に、できればお年寄りが多いですね、特に窓口の。自分の畠の筆の番地も分からぬで来て、大変この間1月6日の日は窓口を見ましたけど、職員が大変困惑しておりました。自分の字図が分からぬとか、それでなかなか書類上進まないという問題も多々ありました。相手が結構年よりも多いこともありますので、できれば窓口対応は親切に、そしてできれば書けないところは書いていただくぐらいの気持ちで私は取り組んでいただきたいと思います。

それとですね、やはり今回の県の災害見舞金については、私は臨時議会でも質しました。その所得の問題は云々としましても、県としましても、居住の確認できる、こういった用紙が来てるんですね。居住証明届書、これを3か月以上そこに住んでいるという証明、そこに区長さん、民生委員、隣人の方の証明がいただければ、そこに公共料金の証明を付ければ、県の災害見舞金もいただけるということになったというのを聞いております。そして更に、義援金の対象にもなると聞いております。ただ私が言いたいのは、県の災害見舞金で3か月以上という意味が分からぬんですね。例えば転勤の皆さん、県の皆さんも転勤しますけど、今日住んで、明日災害に遭うということもあるんですね。3か月以上というのは選挙権じゃあるまいし、何で3か月以上にしたのか私は分かりません。やはりそこに昨日の福祉部長の答弁の中で居住という実態があれば、それを証明できればということを聞きましたけど、実際はこれが出来てるんですね、この用紙が。これになった人は県のもう見舞金もいただける、若しくは義援金も対象になる。だけど、これに対象にはならないが、住んでいるという実態があれば義援金が受けられる。この辺がまだはつきりと明確に分からぬとこがありますけども、この辺の説明はいかがですか。

福祉部長（福山 治君） 今議員がおっしゃられたように、居住の実態があればということで、生活支援金の見舞金も、それから義援金も同じような取り扱いをするということで決まっております。ただ、あくまでもその住民票を根拠にということですうつと言っていたのは、住民票イコール居住の実態があるということで、本来法の目的がそういう目的であります。ところが、現実的には、住民票はあっても住んでいない、それから住民票はなくとも住んでいる、いろいろございます。

そういうことで、これを補完するものとして居住の実態があるという証明書があれば、それは支給ができるという解釈でやろうということで動いてますので、ただ、住民票があっても、今度は空き家になって住んでいないということであれば、これは逆に出せないということも御理解いただきたいと思います。まず居住の実態があるかどうかということの判断で進めて行うということでございます。

1番（師玉敏代君） 居住実態というと、田舎に行きますとですね、家財道具はあると。あって、そして病気にかかったり、入所したりして、子供のとこに身を寄せたりしている家も結構あるんですね、田舎は。じゃあ、そこをじや誰かがこの空いてるみたいねって言ったら貸せない家なんですね。だから、私も居住実態というのが、当然分かります。そこで公共料金などが使って、週に1回ぐらいそこに来て農業する人もいます。

どこまでが証明できるのか、私もいろいろな住民の皆さんから相談を受けるもんですから、実際に入所してる方は、入所という形で義援金が出るということも聞いていますけども、こういったその辺の判断というのは、当然地域にいらっしゃる嘱託員とか民生委員の方が証明されればということになると思います。その辺は、でも私はこういう書類をですね、3か月、これは消して、もう居住実態があるということを認めますという証明書に替えていただければ、その判断は行政の方でしていただきたいと。その方が窓口もしやすいと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。いかがですか。

福祉部長（福山 治君） その3か月という文言にこだわるものではございませんが、様式がそういう形で出回ってるということですので、昨日その3か月という文字を消すように指示をいたしております。

1番（師玉敏代君） はい、ありがとうございます。この私はこれを見てですね、住所がなくても、ここに居住しているという証明ができるということを一早く、一人でも住民の皆さんに喜んでいただきたい。本当にそうして年の瀬を、本当に新たな気持ちで迎えていただきたいという気持ちで進んでおりました。この話を聞いて少しほっとしたところでございます。今回は災害見舞金、義援金の窓口対応、これからだと思います。日本全国の善意がまんべんなく行きわたるよう周知徹底をよろしくお願ひいたします。今回は集中豪雨のみの質問でしたが、災害に遭われた地域の問題ではなく、いつでもどこでも起こり得ることと肝に銘じ、自然の警告にどれだけ最小限の被害にとどめるか、その対応対策でしかありません。ボランティアの皆さん、真心の善意に応えるためにも、一日も早く日常に生活、農業、職場復帰ができますよう、復旧の手立てをお願いいたしまして、私の一般質問は終わります。

議長（世門 光君） 以上で新奄美 師玉敏代君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。10時45分再開いたします。（午前10時30分）



議長（世門 光君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き一般質問を行います。

次に、新奄美 多田義一君の発言を許可いたします。

2番（多田義一君） 議場の皆様、市民の皆様、おはようございます。新奄美の多田義一でございます。まず初めに、10月20日に起きました豪雨被害でお亡くなりになった2名の方々の御冥福を心からお祈りを申し上げます。また、被災された皆様には、心からお見舞いを申し上げるとともに、早く元気を取り戻していただき、力強い地域づくりに取り組んでいただきたいと思います。議会、市当局ともに今後のまちづくりを支え、災害に強い地域づくりを推進していきたいと思います。

さて、今回の豪雨は、私自身も初めて身の危険を感じるほど大変な大雨であり、水の力がこれほどまで強いものかと思い知らされる一日であったと思います。この間、休む間もなく対応していただいた市職員の皆さん、本當にお疲れ様でした。今後とも真心での対応をお願いしたいと思います。私もボランティアとして古見方地区、住用地区にお伺いいたしましたが、多くのボランティアの方々が、朝から夕方まで頑張っていました。特に若い人たちが多く参加していたのを記憶しております。改めて島の結いの力を見た気がして、力強く頼もしくも感じました。また、支援物資や多くの義援金など島を思う市民と出身者、奄美に縁のある方々の思いも見えたようにも思います。この思いを大切にして、一日でも早く元の奄美に戻れるよう取り組んでいただきたいと思います。

それでは質問に移りたいと思います。豪雨災害についてであります。今回道路の寸断や河川の決壊など被害が多く出たわけでありますが、復旧の見通しはどうになっているのか、お伺いいたします。

次の質問からは発言席から行います。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

建設部長（田中晃晶君） 今回の被害箇所の復旧につきましては、昨日も申し上げましたが、本格復旧については、来週の月曜日からになりますが、来週13日から22日にかけまして、国土交通省の災害査定を受けます。その事業の決定後、23年の1月以降には工事を発注をいたしまして、早期に着工し、完成に努めたいというふうに考えております。

2番（多田義一君） 本当に至るところでの爪痕っていうのがいまだ多く見られて、片側通行であったりですとか、やはり場所によっては、その住居地域に近い部分で、また、雨が降る度に市民の皆さんもやはり怖がってる地域もありますので、一日も早いやはり復旧工事、着手していただきたいと、このように思います。

それで次のイの質問なんですが、このう回路ですね、う回路、今回国道がほぼ全域で遮断されたという部分で、やはりそのう回路の重要性というのが今回改めて浮き彫りになったように思いますが、車が1台通るスペースを何とか空けていただいたという状況で、あちこちのう回路というのは、通れるようにはなったんですけども、実際に大型車両が通れなかつたという部分で、すごく大きな影響をこの奄美本島全域でやはり問題となったのも実情であるので、このやはり大型を含めたう回路という確保は、今後かなり重要なことになってくると思いますが、そのう回路の確保について何か御見解があれば、お伺いしたいと思います。

建設部長（田中晃晶君） ただいま議員御指摘のように、今回の災害で国道、県道が被災をし、そのう回路を確保するために応急工事により被災した市道の崩土の一部を取り除くことで、普通車の通行については確保できたものだというふうに考えております。おっしゃるように、大型車の通行可能な状態にするためには、時間を要した箇所もございました。今後特に国・県道が被災した場合に備えまして、う回路となる路線の現地調査を行いまして、段階的に整備を図っていく必要があるものかというふう考えております。

2番（多田義一君） 確かに重要な箇所というのは幾つかあると思います。例えばクリーンセンターの路線だったり、火葬場ですね、であったりとか、それ以外にもその医療廃棄という中間処理施設がやはり山のほうにあって、ここが通れなかつたと。車がですね、入れなかつたってなったときに、病院に置いとけないものをずっと置いとかないといけなくなると。これはもう衛生上も良くないですし、法律的にも義務付けられてるものなので、やはりそこの辺も考えていきながら、今後道路のその拡幅工事というのも視野に入れて、う回路の確保はしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、次のウの質問なんですが、今回私自身も実は災害、その20日の日ですね、ちょうど和瀬と朝戸の間で少し立ち往生してしまいました、ようやく朝戸のほうから市内の方に抜けさしていただいて、そして今度は国道に入ってくると、永田橋交差点のところも30センチぐらいはおそらく水があつたと思います。その道路を通てるサイドですね、両サイド、久里、石橋、あそこももう中道も通れない状況ですね。それでそのまま僕は走って、今度は入舟です、入舟、金久町は屋仁川が氾濫して、あのウエストコートも水が入りました。あの辺地域一帯ですね、グリーンストアさんも入ってましたね。かなりの場所でやはり市内は災害に強かったといえども、今回多くの課題であつたりとか、が見えてきたと思いますが、そういう中で、おがみ山バイパスは今工事が見合わせてるような、県のほうですね、止まってる状況ではありますが、改めて今回の災害を含めて、おがみ山バイパスの必要性をどのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

建設部長（田中晃晶君） 議員御指摘のように、今回の豪雨被害では、山岳部の道路で崩土や路肩決壊が数か所発生をいたしました。仮復旧に先ほど申し上げたように、相当な時間を要したことや、平地でも路面冠水によって車の通行ができないような事態が発生したことから、改めてそのような災害時における幹線道路はもちろん、代替道路の重要性を改めて認識したところでございます。また、知事のコメントでもございましたが、今回トンネルの効果は大きかったものというふうに考えております。

特に住用地域においては、崩落や土砂流出によりまして、道路が寸断され、通行不能になったことがございましたが、その際、そのことと和瀬トンネルや、それから三太郎トンネルが整備されていたために、孤立状態が短く済んだのかなあと、そのようにも感じているところでございます。これらのことから、おがみ山バイパスの早急な整備は必要だと強く思ってるところでございます。市といたしましても、今後とも引き続き県へおがみ山バイパスの早期着工、早期完成を要望してまいりたいというふう考えております。以上です。

2番（多田義一君） やはり今回本当に市内からどういう形で大和方面、当然住用、宇検、瀬戸内方面、この道路が寸断された時に、恐らく大変な状況が起きるのかなあという気がしてなりませんでした。特にやはり僕の中では弱い地域というのは、この名瀬から朝仁に抜ける時、朝仁のトンネル、う回路が止まつたらどうするんだろうと。この2地区というのは、僕は危険性はすごく高いと思うんですよね、今からのもしかすると台風であったり、また、来年、再来年雨が降った時におそらくそういうことも起き得る箇所だと思うので、そうなってくると、やはりその後の市のこの計画、建設計画というのが大変重要になってくると思いますので、基本構想の中に三儀山バイパス、仮称でしたけども、入ってましたね。そこの辺も含めて、今後検討をしていただきたいと強く要望したいと思います。

それでは次の質問なんですが、水害で学んだことと、大雨に対する対策とありますが、これは多くの同僚議員のほうから質問がありました、再度この2点まとめてお聞かせ願いたいと思います。

総務部長（松元龍作君） 今回の水害で学んだことということでございますが、特に通信手段の確保について、非常に私どもも大変でございました。今回の集中豪雨は、通常使用している民間が使用している固定電話や携帯電話が使用不能になりました、奄美市独自でつなげている光ケーブルの途絶なども発生をいたしました。そのため、災害時に最優先される住民の安否確認に大変手間取ってしまいました。更にはリアルタイムな災害情報を伝えることができませんでした。また、一時的な道路の冠水や土砂災害の発生によりまして、消防や消防団による救助活動にも大きな影響を与えることとなりました。

このことによりまして、防災の要である情報伝達には、防災無線や携帯電話でなく、いろいろな方法手段を活用して、確実に伝達をする手段の確保が必要であると改めて認識をいたしたところでございます。更には、災害から身を守るために、先ほど申し上げましたが、なかなか私ども行政ができない面もたくさんございます。その点もございますので、共助の精神と地域の連携、そして災害に対する心の備えも必要であると感じたところでございます。いずれにいたしましても、今後検証していくかなければなりません。検証は緻密な検証をいたしませんと、十分な対策ができませんので、国・県、更には防災センターなどの協力をいただきながら検討していきたいと、このように思っております。

今後の大雨に対する対策でございます。御質問いただいております避難場所を含めた検討ということでございますが、今後の大雨に対する対策としては、ハード事業による災害に強いまちづくりはもちろんのことございますが、地域の皆さんによる防災活動への積極的な働きかけも行ってまいりたいと考えております。これは大雨だけではなく、地震や台風といった他の災害にも共通して言えることであり、この防災活動の中で地域内での危険箇所や、資機材などの足りないものを把握することが、災害に備えるためにも必要な一つでございます。

市といたしましても、地域内での防災力を高めるための自主防災組織の設立と、その強化に現行の市単独補助金を更に活用していきたいと考えております。また、今回の災害で避難場所が床上浸水する事態が発生をいたしました。こういうことを考えまして、今後は大雨や他の災害状況に応じた安全な避難場所の見直しもしていかなければならないと、このように思っております。

2番（多田義一君） 今回やはり現地に行って、市民の皆さんから多く話を聞くと、高野所長はそういう話を聞いてると思いますが、実際にこの情報網が寸断されてしまったと。その安否確認がなかなかできなかったとするときに、多くの方が言われてましたのは、住用の職員が少ないと、その当時ですね。人事交流というのは確かに必要ですけども、その地域を分かってる方がもう少しいたら良かったんじゃないかなあという部分は多く話を聞かれましたので、これも今後の少し課題なのかなあと思ったりする部分でもありますので、全体的にとらえて、一つ一つ解決していかないといけないのかなあと思います。こここの部分はまた少し部内のほうでも検討されてほしいと思いますが、その辺どうですか、所長、もし部長、所長どちらもいいです。

住用事務所長（高野匡雄君） 確かに合併してから事務の統合などで住用の職員減っておりますけれども、

通常の台風とか予測できるときには、住用出身の職員は支所待機で対応してたところでした。

今回の場合は、確かに急な出来事でありましたけれども、事前にあのような災害になるとは想像もしておりませんでしたけれども、ちょっと警報が長引いておったこともありますし、雨が続いていたこともありましたので、本庁のほうに事前に支所の職員を住用に回してくれという要望は11時半前に、20分から25分の間にやって、一応対応は本庁と連携を取って整える予定でしたけれども、結果的に崖崩れのほうが先に起きて、支所まで徒歩でたどり着いた職員などもたくさんおりまして、その後警察、消防も入ってきましたし、とりあえずもその対応は取れたんですけども、ああいう予測できない事態でのこともありましたので、その辺は今後考えていく必要も、ちょっと難しいことですけども、検討の課題だと思っております。

総務部長（松元龍作君） 職員のことにつきましては、ただいま定員適正化計画の中で適正な職員の数を今調整をいたしております。それで本庁、それから笠利、住用、それぞれの支所の人数につきましても、今現在検討しているところでございますが、事務量とかそういうものを勘案しながら、今後また検討させていただきたいと思っております。

適正化計画につきましては、後日皆様のほうにはまた発表させていただきますので、その中でお示しをさせていただきたいと、このように思っております。

2番（多田義一君） 確かにその市職員としてとらえた時に、全体のやっぱり枠の中での事務量であつたり、それぞれの支所の仕事量というのもありますので、当然本庁に集中してしまうというのは、これは当然のことですが、今回の災害によって何を学んだかという部分では、やはりその地域にその何と言うんですかね、職員を一人ずついて、担当がいるぐらいの形が本来は一番いいんだろうなと思つたりするんですよね。そうした時に、やはりそこからも見えてくるものというのがあるのではないかなと思いますので、その全体の計画の中プラスそういう防災面のその組織づくりまで考えた上での適正な職員の配置というふうに動いていただけたら大変有り難いと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、次の質問ですが、各関係機関との連携という部分で、それがうまく機能していたのかどうかという部分を少しお聞かせ願いたいと思いますが、今回改めて見てみると、やはり警察の方、海保、自衛隊、消防、市、県、またここに今回の災害の場合は国まで関与してくるほどの大きな災害であったわけですが、この辺を踏まえて、連携はどのようにになっていたのか、その辺をお伺いしたいと思います。

総務部長（松元龍作君） 今回の集中豪雨では、名瀬総合支所の総務課に当時の10月20日の10時40分に災害対策本部を設置をいたしました。その対策本部には、大島地区消防組合、奄美警察署、奄美海上保安部、陸上自衛隊、名瀬測候所、大島支庁等の関係機関の職員に集まって対策を講じたところでございます。その中では、各関係機関が所有しております情報の共有化を図りながら、災害に対する対応策をそれぞれの立場から判断をして連携を取りながら、災害復旧、救助に当たっております。このことは、昨年実施しました奄美市総合防災訓練の成果の現れだと思っております。

ただ、被害の非常に大きかったことで、初動期におきまして、やはり情報通信網が遮断されたことから、多くの情報が錯綜していたのは事実でございます。また、住民からのたくさんの要望等が多く寄せられましたことから、指示が重なったり、全体的に指揮命令系統が乱れたこともございましたが、再度の情報見直しなどで解消したところでございます。いずれにいたしましても、災害の甚大さもございますが、緊急事態に対応できていなかったことは大いに反省すべきだと考えております。今後これらのことも踏まえた上で、先ほど申し上げましたが、今回の災害を十分に検証して対策を講じてまいりたいと、このように思っております。

2番（多田義一君） やはり多く聞かれたのが、その機関によっておっしゃることが違ってたと。いったいじやあどこの言うことを聞いたらいいのかというのは、やはりこれは当時聞かれた話で、僕も一つちょっと質問と言うか、どうなってるのか、この指揮系統ですよね、指揮系統がその市に権限があるのか、若しくはそれとも鹿児島県とかその辺の話がやはり優先されるのか、そこの辺は実際どうだったんですか。

総務部長（松元龍作君） 本市におきます災害に対する指揮権につきましては、災害対策本部長であります奄美市長でございます。そこからすべて命令を出すことになっております。県はあくまでも我々と情報との機関でございまして、相談機関、それからいろいろ指導機関でございますので、あくまでも市においてのトップは朝山市長ということでございます。

2番（多田義一君） それが本来あるべきですよね。そうあるべきですよね。やはりその部分は全体的にその県の職員の皆さんにも把握をしていただくという必要性は僕はあるのかなあと思ったり、その現場単位でですね、この市の見解と県の見解がこうお互いぶつかり合ってしまったということも僕はあるように聞いてますので、そこの辺の意識付けというのは僕は重要だと思いますけど、いかがですか。

市長（朝山 毅君） 議員にお答えいたしますが、当初この災害について先刻来申し上げておりますように、道路や情報網、肝心なインフラが途絶いたしました。したがって、市においては市の状況をまず速く把握するということで、災害対策本部を設置いたしました。総務課のほうにやったわけでありますが、その間、今、各関係機関、測候所はじめ海保、警察、県の職員、そして国の職員、自衛隊等と市の3階の総務部の場所でやった、災害対策本部が約1週間ほどございました。

したがって、情報が入るにつれ、隣の龍郷町であり、大和村であり、宇検村であり、瀬戸内町、大島本島全体が被害に遭っているという状況下の中において、私も県に強く申し上げて、これは県として把握していくかなければいけないのではないかと。我々のこの狭あいな場所においてそれぞれの役所の皆さんにお集まりいただいて、情報を共有するのはそれはいいことであるけれども、やはりそのセクションにおいてのやはりしっかりした対策を講じていくためには、県が窓口になって全体の把握をしていただくということが私は望ましいということを申し上げました。

したがって、約1週間後において大島支庁の4階にその対策本部を設け、県としての対策本部を設け、また、国としては国交省の地域整備局からの職員並びに国交省からの職員、そして環境省からの職員、国と県と分けた形で対策本部を作っていました、情報を共有しながら、この災害に当たっていただいたというふうな経緯がございまして、議員がおっしゃるように初動体制において私どもも戸惑いがあり、情報の交換がまだスムーズにいかなかつた点、そして災害対策本部が時折、旧名瀬市のほうに集中いたしまして、やはり事務作業等に錯綜を要し、それがやはり指示命令系統に異論を残したこと也有ったのではないかというのが、その災害当初1週間の私の反省でもございました。多田議員のおっしゃるところはもっともであろうかと思います。以上です。

2番（多田義一君） 実際にやっぱり起こらないと分からぬ問題というのは数多くあると思います。その中での本当に今回は問題提起がいろいろあった部分だと思いますので、この災害を教訓に、やはり力強い行政、で防災その組織づくりというのをやっぱり強固に進めていく形を取っていかないといけないのかなと思いますので、そこの辺はまだ今後の課題として、各関係機関との密な連携というのは、これはもう日頃からないといけないかなと思ったりもしますので、そこの辺もまた取り組んでいっていただきたいと思います。

続いて防災マップの今後の在り方とありますが、これはもう前日の一般質問等でも出てきて、見直しを図っていくということであったので、これは少し割愛させていただきたいと思います。

続いて観光に与えた影響という部分でございますが、やはり今回は様々な分野で影響が出て、特にそ

の観光団体、観光客、多くのキャンセルが相次ぎ、災害報道がまた多くこの全国的ななされたために、イメージ的に少し観光という部分でのマイナスな部分もあったのではないのかなと思いますが、その観光に与えた影響と、また今後の支援策というのがあれば、お示しいただきたいと思います。

産業振興部長（川口智範君） 10月20日の豪雨による住家や道路などへの被害もございましたが、観光面からはおっしゃるように、ツアーや個人旅行のキャンセルなども目立っており、御指摘のとおり、一種の豪雨災害だと私どもも思っております。特に豪雨があった10月は日本青年会議所九州地区大会や、グランドマザー国際会議イン奄美など島外から多数の方が参加する大きなイベントが行われる予定でございました。災害直後であったため、受入れが困難な状況であり、やむを得ず中止となりました。

併せまして、連日奄美の被災状況が報道される中で、道路被害による交通アクセスの不安などから、11月、更には12月まで宿泊施設のキャンセルが出ている状況でございます。このような状況の中、11月初旬に奄美大島観光協会が、日本航空やその他の関係協力団体の支援の下、羽田空港及び東京有楽町のJALプラザにて「頑張ろう奄美、元気です奄美」をスローガンに、緊急観光キャンペーンを実施いたしております。

また、11月28日には、奄美空港にて日本エアーコミューター主催の7年ぶりとなるJACフェスティバルが開催され、「きばりんしょろ奄美」を応援メッセージとして、豪雨から復興しつつある奄美大島のイメージを外部へ発信いたしております。今後もこのようなイベントへの積極的な協力及び豪雨によって観光へ与えたダメージを一日でも早く払しょくするため、今年度中に予定されております県の観光物産展などに参加する際には、「元気です奄美」をアピールしていくことなど、観光関連団体と連携し、奄美大島全体として豪雨イメージからの改善につながるような活動をしてまいりたいと考えております。

来年度につきましては、従来からの懸案でございました福岡直行便が実現します。また、九州新幹線の全線開通に伴う全国都市緑化フェアが開催されます。これらを一つの契機として、奄美への誘客につながるような効果的な取組を県や関係団体と連携を取り実施できるよう、今現在努力を続けているところでございます。こうした取組が観光交流人口の拡大、観光業界の活性化につながるものだと認識しておりますので、今後とも御指導よろしくお願ひいたします。

2番（多田義一君） ありがとうございます。常日頃から観光立島ということで、観光客、また、交流人口の拡大というのは、懸案事項であったことですね。それに輪をかけて今回この災害というものがあり、観光というスタートラインからすると、少しマイナスから今回は始めないといけないという作業であるわけですから、来年度というのは、僕はちょっと勝負時なのかなって思ったりするんですよね。その勝負時に、やはりどこまで今回行政として観光団体のバックアップができるのかという部分が大きな課題であり、来年度のテーマになってくると思いますので、力強い支援と今まで皆さんが努力してきた部分もすごく有り難く分かりますが、極端なことを言うと、来年は倍ぐらいやらないと追いつかないような気がするので、是非その辺も念頭に置かれて、力強い支援をお願いしていきたいと思います。

続いて、これも昨日の答弁で少し理解できたんですが、来年度の予算編成に与える影響という部分で、それほど影響はないというお話ではありましたが、その財政調整基金の埋め戻しの部分が課題なんですね。そこの辺、簡単でいいですので、お願いしたいと思います。

市長（朝山毅君） ただいまの多田議員の御質問のとおりでございますが、奄美豪雨災害に係る予算について、去る11月26日に行われました臨時議会一般会計補正予算第4号において約67億円相当を専決させて報告をいたしたところでございます。今回の災害では、財政調整基金を5億5,100万円ほど取り崩しております。したがって、基金の残高は約2億9,000万円となっております。ただ激甚災害に認定されたことにより、補助率のかさ上げがあります。したがって、市負担額の減少が可能であろうかと存じますので、可能な限り財政調整基金へそれらを積んでいきたいというふうに思ってところでございます。

また、来年度の当初予算編成における影響についてでございますが、先の専決予算において災害関係の経費は概ね予算計上いたしておりますので、次年度の予算編成には特には問題はないんではないかと考えております。しかしながら、今回の災害を含め、緊急時に備えた基金は必要不可欠でありますので、今後の財政運営の中でいかに財政調整基金を確保していくかが、今後の課題であろうと考えているところでございます。以上であります。

2番（多田義一君） はい、ありがとうございます。確かに影響は少ないかもしませんが、財政調整基金という要は切り札的なものが減ってしまってることは、これはまたこれで大変ちょっと不安な部分もあるかと思いますので、まずその埋め戻しが優先されることなのかなあと思いますので、是非その辺はできるできないと今の段階では何とも言いようがないと思いますが、取り組んでいってほしいと思います。

それでは次の質問ですが、今回、先程来、先般からもありましたが、FM放送の重要性というのが改めて今回認識されたとこだと思います。これに伴いまして、やはり多くの方から聞かれるのは、そのインターネット、島ブログってあるんですが、このブログの中でボランティアの呼びかけであったりとか、これは恐らく市民団体での啓発活動だと思うんですけども、これによって多くの方が救われたという話を各地域でやはり多く聞かれます。そういう状況下で、このFMやインターネットの活用と課題というものがあれば、お示しをいただきたいと思います。

総務部長（松元龍作君） 今回の災害では、議員おっしゃいますように、通信手段が遮断をされまして、被災地の住民に対して情報提供を行うことや、被災地での情報を入手することは大変困難な状況でございました。その中で被災地の状況をブログで島内外に向けて発信いたしておりましたインターネットや、被災地の情報をリアルタイムに提供することができましたラジオというのは、かなり有効な情報手段でございました。特に停電が発生した被災直後の住民にとって、電池で起動するラジオは心強い味方になったといろんな方面から伺っております。そのことから、ラジオ等が災害時に強いと改めて認識をいたしたところでございます。

市では昨年の5月にあまみFMさんと災害時の放送協定を締結いたしましたが、ラジオのみならずインターネットなどの他の情報伝達手段においても活用しなければならないのではないかと思っております。ただ、先ほども申し上げましたが、あまみFMさんの場合は難視聴地域がまだ数か所ございます。これの解消がまずは先決ではないかと、県議会のほうでもそういうふうには協力をしていくということでございましたので、私どもといたしましても、難視聴地域の解消に向けて県とともに努力をさせていただきたいなど、このように思ってます。

2番（多田義一君） はい、ありがとうございます。確かに難視聴地域があるというのは、今後大きな課題になると思いますので、まずはそこの解消が急務かなと思います。がしかしながら、このFM放送局にしても、このインターネットの会社にてもそうですけども、民間の会社であり、当然ながら常に存続していくかどうかという保証はどこにもございません。その中で今回大分この存在価値というのが上がったように思いますので、今後力強いこの支援と言いますか、それはいろんな支援の形があると思いますので、またそれをうまく有効活用していきながら、できれば長い間、やはりこの地域に根差したFM放送局として頑張っていただけるような環境づくりというのは、皆でやっぱり取り組み、考えていく必要があると思いますので、その辺も少し来年度からですね、考えていく必要があるのかなと思います。よろしくお願いしたいと思います。

次に、率直に世界自然遺産登録に向けて、奄美本島全域で取組を行っているわけですが、今回奄美市の中でも、特に希少性の高い地域、住用、古見地区ですね、古見地区が豪雨で災害に多く遭ってるわけですが、実際この登録に与える影響というのが今回あるのかどうか。で、また次の質問まで一緒に聞きますが、生態系の調査、また被害などどれほどあったのかという部分がお分かりであれば、お示しいた

だきたいと思います。

市民部長（有川清貴君） 議員御承知のとおり、現在国や県など関係機関と連携して、世界自然遺産登録に向けた取組を進めておるところでございます。世界遺産登録への要件は、人類共通の宝としての地史を反映して、独自の進化を遂げた固有種や依存種などで構成される生態系、その価値が開発など人為による悪影響を受けていないなど、完全性の条件を満たすこと及び保護担保措置であると認識しております。

今回の奄美豪雨は、自然のプロセスの一環であり、豪雨により自然が何らかの影響を受けているとしても、世界自然登録に向けての悪影響を及ぼすものではないと認識しております。今後も自然保護施策の推進、あらゆる分野の施策における環境配慮の実施等により、関係機関と連携を図りながら、世界自然遺産登録に向けたふさわしい地域づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

続きまして、生態系の被害ですが、生態系の被害については、住用地区を中心として、各地区で増水、土砂崩れ等が発生したため、一部において植物が流出しております。今回の豪雨においては、奄美群島さんご礁保全対策協議会が緊急に行ったさんご群集への影響について調査を行っております。奄美市内では三つのポイントで調査し、外洋に面した笠利町佐仁地区、住用町和瀬地区は、豪雨災害後の台風14号のうねりにより泥土が流れ、さんごへの被害は少ないとのことでした。しかし、住用町トビラ島陸側では、概ね70パーセントのさんごが白化しております。さんごに多大な影響を与えており、今後も継続的な調査が必要であると認識しております。

また、生態系についての調査ですが、11月から来年3月までの5か月間において、住用地区や金作原地区を中心に、生物多様性詳細確認調査事業を実施しておりますので、その調査において生き物リストや生き物マットなど作成し、環境学習に役立てるとともに、崖崩れ等の場所も把握してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

2番（多田義一君） 今の答弁を聞いて、少しほっとしました。世界自然遺産登録に向けての影響はないということでいいですね。僕は少しその辺も気になって、こうここまで今気運が少しづつ高まりつつ中で、ああいう災害というのは、もうどうしても避けられないものであります。そういう登録に向けての支障を来すような場所だったりとかあると、すごく今後どうなのなかという不安があったので、今回は多くの人からそういうお話を聞いて少し質問をさせていただきましたが、それでまた、生態系の調査などは、詳しくはまた今から始めていく、で今回海に関してはさんごをやったが、住用地区では70パーセントが白化していたと。この再生というのは、事業として今後導入していく予定なんですか、さんごの再生とかというのは。これはもう調査して終わりなのか、その辺今の段階では答えようがないですね。分かりました。じゃあ、結構です。

このさんごの再生も、やはり奄美ならではのものだと思いますので、できればそのさんご礁の再生などにも力を入れていっていただきたいと思います。

それでは、次の安心・安全について質問させていただきますが、今回私がなぜ和光バイパスの件を質問させていただくかと言いますと、実はバイパスの通りに街灯が設置されているのは知っています。分かってますが、今回豪雨災害の少し後ですね、自転車と歩行者が正面衝突をしてます。そこでやはりその歩いてたほうが大きな少しけがをされて、まだいまだに病院のほうで入院されてるという状況ですね。

こういう状況で、再度その安心・安全の観点から、その明かりであったり、その環境であったりという僕は調査はちょっと必要じゃないのかなと思ったりするので、あえて今回和光バイパスという名称を付けて質問させていただきますが、実はそれ以外にも、暗くて危ない地域というのは、この奄美市全体で多く存在するのが実情で、特に多く聞かれるのは、佐大熊の湾岸の道路ですね。あそこは皆さんも通って御存知だと思いますが、すごく暗くて、でも暗い中でも、歩行者はかなり歩いてます。そういう状況下で、もし無灯火の自転車などが通ると、また同じような事故が起こりかねない場所なので、今回あ

えて質問させていただきますが、まず和光バイパスの和光側のその街灯について質問させていただきたいと思います。

建設部長（田中晃晶君） 議員御指摘のその和光側の明かりにつきましては、ただいま御案内のように、17年から7基設置をしております。いまだに暗い箇所があるということでございますれば、改めまして市内全域について調査を行い、検討してまいりたいと思います。また、その中で、国県道に関する先ほどのことにつきましては、やはり管理者であります県のほうにも、県大島支庁のほうとも協議をしていきたいというふうに考えております。

2番（多田義一君） はい、それはもう本当に願いをしたいと思います。再度の検証と、そしてもうその佐大熊においては、皆さんも御存知だと思いますが、あの橋の周辺に学生がどんどんたまってきてます。たまりだして、歩く方からものすごい人の声が聞こえると。でも、人はどこにも見当たらぬんですよ。見当たらぬ。というのは、橋の下にいるんですよね。でその周辺が暗いがために、こう集まる要素を作っちゃってるんですよ、どんどんどんどん。

そういう環境の中で、やっぱり歩いている人たちというのは、夜遅い時間にそういう声が聞こえるとやっぱり怖いですよね。というものもあって、防犯対策の面からしても、やっぱり必要だと思いまし、安全を確保するという部分でも、向こうの路線というのは確実に必要だと思いますので、これは是非早急に対応していただきたいと思います。

続いて、笠寿園についてであります、まずもう率直に、この落札額についてどのような見解をお持ちか、お聞かせ願いたいと思います。

福祉部長（福山 治君） 笠寿園の敷地の入札において2億2,101万9,000円という金額での落札となりました。このことは、奄美市立特別養護老人ホーム笠寿園移譲先選考委員会において慎重に検討を重ね、選考を行い、選定した3法人による入札の結果であり、これも財政的にも安心してお任せできる法人であることの証であり、また、笠寿園の運営に対する深い想いによる応札額であるものと考えております。当該社会福祉法人におきましても、笠寿園を引き受け、3施設の運営を行うことでスケールメリットを生かした効率的な運営を行うことができ、介護サービスの向上が期待できるものであると考えております。

2番（多田義一君） まずじゃあ、ちょっと順を追って話をしたいと思いますが、まず平成22年5月21日、議会のほうで全員協議会で民間へ譲渡するということの説明がございました。この当時は無償譲渡というお話でしたね、この当時は5月21日です。その後、土地は売却、建物は無償という部分で、最低が6,000万円ということを設定されたというふうなお話を伺いました。そういう経緯があり、で進んでいった先が、その6,000万という土地の譲渡、売却ですね、に対して入札とはいえ、やがて4倍近い金額がこの2億2,101万9,000円ですかね、で入れられてるわけですけども。

僕はこの、そもそも、この始まるゼロから始まったものが2億になって、でこれは普通の土地とかの入札であれば僕は何ら問題はないと思うんですよね。問題ないと思うんですが、これはもう部長は御存知だと思いますけども、あえて読ませていただきますが、社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定により設立された法人で、公益性が極めて高く、営利を目的としない民間の法人ということがこれは法律的にもうたわれているんですよね。営利を目的としない法人です。その営利を目的としない法人が、実際この2億2,100万という金額で落とした場合、当然ながらこれは回収しないといけないわけですよね。もう当然必然的に。僕も自営業してるので分かります。投資した分は確実に回収しないと成り立ちません、絶対にですね。

で考えると、純粋に考えると、今までこのある一定の金額で、当然これはすぐすぐ触れるもんでもないんですけども、何らかの僕は無理が出てくるんじゃないのかなと、その法人さんがですね、今後。そ

いう危険性も僕はこう含まれているような気がして、どうしてもならないんですよね。その辺のまたお考えというか、あれば少しちょっとお聞かせ願いたいと思います。

福祉部長（福山 治君） 選考をした3社、3事業所いずれが取ってもおかしくないような状況であります、これは事業所が自らの判断で決めた金額でございます。それは当然事業をしていく上で、経営の中で当然出せる金額、この金額を出して経営が行き詰まるとか、そういう金額を無理して出すということはあり得ないと私は考えています。ですから、その事業所のその経営を継続できるその範囲内において出された金額だろうと思っております。

2番（多田義一君） 確かにそのとおりなんですね。だと思いますけども、僕がさっき言った社会福祉法人とはという部分がどうしても引っ掛かると思うんですよ。それを分かりながらですよ、行政の立場として、今まで行政が運営していたものを、しかもこう社会福祉法という中で営利を目的としないと。公益性が非常に高い。でこれが第1種社会福祉事業という部分ですよね、売却があったのは。なんですが、それを踏まえた上で、確かにこう入札に参加した会社というのは、大丈夫な内容を入れてると思いますけども、この何と言いますか、普通の入札、土地の売買、建物の売買とは全く違う次元での話なので、そこの辺を僕はちょっと何かやっぱり少し引っ掛かると言いますか、確かに部長がおっしゃったとおり、運営できる自信がなければその金額ではまず入れないと思います、確かに思います。

ただ、それが6,000万が4倍強になって、市としてはそれは財政的にいいわけですよね。いいと思うんですよ。ただ、それがこうすんなり何て言いますか、うまく回っていけば今後問題はないと思うんですけども、もし万が一、もし万が一です、万が一今後の運営に支障を来す可能性がないとも言えない僕は思うんですよ。そのときに、じゃあこういう状況下を作ったのはどこなのかというと、これは誘導してしまったわけですから、早い話。最初無償でした。そこの辺の話をちょっとじゃあ。

福祉部長（福山 治君） 正確に今手元に資料がございませんが、最初土地を無償で出すという話は1回もした覚えはございません。無償でるのは建物と、そこに入っている動産と。そして土地については有償の貸付けを最初検討しておりました。それを土地を譲渡するという形に変えたということでございます。ですから、無償ということについてはちょっと問題があると思います。訂正をお願いしたいと思います。

2番（多田義一君） 今分かりました。確かに僕は今少し勘違いしました。結局建物は無償譲渡、土地は貸付けという話でしたね、最初ね。でしたね。これはちょっと訂正させてください、お願ひします。その貸付けというお話から、6,000万円の売却になり、で6,000万円の結局入札から最終的には2億幾らになっていたといったという過程はすごく分かれます。が、どうしても僕の中ではこの社会福祉法人という部分が、ちょっとやっぱり気になるところで、ましてやこれが地域のやっぱり福祉にすごく大きな影響を及ぼす部分なので、今後その辺も注視してもらいたいながら、例えばもう向こうはもう民間に譲渡したからということではなく、やはりその地域の声というのを今後ともやっぱり吸い拾いながら、その指導なり、そこは適切に今後ともやっていくわけですよね。管轄としてはどうですか。

福祉部長（福山 治君） 社会福祉法人のその養護老人ホームの監督権と指揮監督権は県にございます。今後そういうことにおいては、その指揮監督は県の要綱に従って県が毎年監査を行いますので、適切に行われるだろうと思っています。

それと私どもがこれを公募をする際にですね、笠利町内でなければ建替えはダメですよと、建てる際にはもちろん今の土地を含めてでございますが、建て替えるとしても、笠利町から出てはいけませんと。それからもう一つは、今臨時で雇用されてる50名近くの方ですね、その方々を正式に採用していただくというようなそういう諸々の条件を付してはございます。それが着実に今実行されようとしてますの

で、今後その正式に採用された職員として、また介護に対してサービスが向上が期待できるものということで理解しております。

2番（多田義一君） 今後やはり僕が心配だったのが、やはりこの営利を目的としないという部分がどうしても僕の中では引っ掛かってしまって、営利を目的としない団体が2億2,000万円というものが、すごく僕は大きく感じて、これがひいてはその笠利、旧笠利地区でのその福祉などに影響を与えやしないかなと、すごくその辺が心配だったので、監督責任は県にあるとしたときも、やはり譲渡、譲渡というか、売却して、で今回の経緯に至ったという部分ではやはり市も関与してる話なので、是非その地域の皆さんとの声というのを今後やっぱり拾っていきながら、いい形での運営ができるように見守っていかないといけないと思いますので、その辺は努力をされて、今後笠利町の福祉の向上のために、是非奄美市の福祉向上のために頑張っていただきたいと思います。

それでは次の質問に移りますが、横浜ベイスターズのキャンプについてであります。今回豪雨災害の後でしたので、実際前半の盛り上がりからすると、後半はどうしても影をひそめてしまって、あまり大きくこう喜べないような状況であったと思いますが、実際今回の成果と今後の課題など見えたりするものがあれば、是非示していただきたいと思いますのと、後は経済効果がいかほどあったのかという部分をお示しいただきたいと思います。

産業振興部長（川口智範君） 横浜ベイスターズの秋季キャンプは、10月30日から11月18日までの20日間にわたって行われました。キャンプの実施に伴い、横浜ベイスターズ奄美協力会を設立し、企業、団体会員が82団体、個人会員が57人の皆様にご協力をいただいております。その上で球団への支援、協力を行いました。キャンプ参加人員は、監督、選手、スタッフなどを合わせて100名余でございます。内訳は監督、コーチ、選手が80名、フロントスタッフが20名余りであります。

キャンプ期間中は、概ね好天に恵まれ、観客数も約4,600名に及び、その中には少数ではありますが、島外からの見物客も見受けられました。この他多くのマスコミ陣が帯同しており、全国紙のスポーツ新聞、テレビ局をはじめ、神奈川県の地元新聞やテレビ局も取材を行っておりました。また、事前に多くのキャンプに関するニュースが発信され、名瀬運動公園の設備の紹介が多数あり、この記事を読んだ実業団、大学、海外プロ野球チーム、旅行エージェントから多数のスポーツ合宿の問い合わせが現在もあります。スポーツアイランド奄美を宣伝するいい機会でもあったと思っております。

キャンプ期間中は、球団主催による地元の子供たちとのふれあいとして、11月7日に子ども野球教室、施設の慰問を、11月12日には宿泊しているホテルの食事会場に子どもたちを招待しての食事会などもいたしております。住用町で被害に遭った子どもたちも笑顔で参加していました。被災直後の市民に元気と勇気を与えていただいたものだと感謝いたしております。

名瀬運動公園の施設に関しましては、多少の改善要望はございました。受入れ体制を含め、概ね好評価をいただいている結果、来年も秋季キャンプで来島するというお話を伺っており、本市並びに協力会といたしましては、更に横浜ベイスターズの皆様に満足できるおもてなしを計画いたしたいと思います。併せて、今後更なる信頼関係を横浜ベイスターズとは築いてまいりたいというふうに考えております。

最後に、経済効果についてでございます。荒い試算ではございますが、ソフト部門において球団関係者やお客様の滞在費用並びに協力会の予算などから、約9,000万円と試算いたしております。また、名瀬運動公園整備に伴う経済効果が6億円の合計6億9,000万円と考えております。なお、横浜ベイスターズの秋季キャンプに伴い、新聞、テレビでの奄美報道については、全体像を調査しておりませんので、PR効果については未知数でございます。ただ、相当額の効果があったと考えられております。沖縄県の久米島の例で申しますと、東北楽天ゴールデンイーグルスがキャンプを行った際には、マスコミのPR効果は、概ね27億円と試算されてるようでございます。以上でございます。

2番（多田義一君） 僕も11月7日ですね、子どもの野球教室に子どもと一緒に行かせていただきましたが、やはり小学校、中学校会場を分けてかなり多くの子どもたちが参加してて、で終わった後に子どもたちにやっぱり聞いてみると、初めてこうプロとの練習接することができて、すごい自分たちも何かプロを身近に感じることができたと。でこういう機会今までやっぱりなかったので、今後継続的に続けていただければ、こう地元の高校の学生の確保など奄美のPR、経済効果にもつながると思いますので、是非来年度からも継続してやっていけるような形で、皆さんに取組のほうをお願いして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（世門 光君） 以上で新奄美 多田義一君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時30分再開いたします。（午前11時40分）



議長（世門 光君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

16番（崎田信正君） こんにちは。日本共産党の崎田信正です。10月20日の豪雨災害では、3名の方が亡くなり、多くの公共及び私有財産と農作物に大きな被害を出し、床上浸水などの被害をはじめ、道路も至るところ寸断されるなど、日常生活に大きな支障を來しました。この災害は、奄美市のみならず、奄美大島全域に広がりました。被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い通常の生活に戻れることを願ってやみません。

日本共産党は、10月27日は赤嶺政賢衆議院議員を団長とする調査団を組織をし、松崎真琴県会議員も調査団の一員として奄美入りいたしました。多忙な中、調査団に丁寧に対応いただきましたことに感謝を申し上げたいと思います。また、日本共産党奄美地区委員会には、全国各地島の内外からお見舞いと励ましの言葉とともに心温まる義援金が寄せられております。この義援金については、全国各地から被災を受けられたすべての人たちに対して寄せられたものであり、奄美市ではなく大島支庁のほうに届けさせていただきました。この場をお借りをいたしまして、皆様方の真心に対して厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。また、災害復興に動き出している最中、柳町で大火事が発生しております。幸い人命が失われることはませんでしたが、焼け出された人には心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、政治に目を向けますと、今、国民は自然災害とは別に、大きな政治災害に飲み込まれようとしてしまうような状況が目の前に進んでおります。昨年自公政権が国民の大きな批判を受け、民主党政権が誕生いたしました。日本共産党は、新政権に対しては、良いものには賛成、悪いものには反対、問題点は正すという建設的野党の立場で臨んできました。しかし、現在の政権では、賛成できる良いものはありません。自民党返りとも言うべき状況になっております。今自治体に求められるのは、自然災害から住民の命と財産を守るとともに、国民生活を破壊する国の悪政から住民生活を守るしっかりとした防波堤の役割を果たすことあります。今回の私の質問も、その立場で行うものであり、当局の住民生活をしっかりと見据えた答弁をお願いしたいと思います。

それでは通告に従って順次質問を行います。まず、豪雨災害についてであります。今回の豪雨災害では、災害救助法による見舞金や、いろんな助成制度など最大限活用し、一日も早い再建を願っております。しかし、被害は大きく、再建も容易でないと思いますが、行政として取れる手立ては100パーセント活用されるようお願いをしたいと思います。それと同時に、二度とこのような災害はあってはならないと思いますが、今回の災害を教訓に、もっと支援を充実できないかとも感じておりますので、質問したいと思います。いろんな対策が現在講じられているところであります、まず最初に、担当者の皆さん方のご苦労に敬意を表したいと思います。豪雨災害については、もう既に同僚議員がいろんな角度から質

間を行っております。私は各種の減免制度についてお伺いをいたします。

減免制度等の内容については、既に企画調整課が発行した奄美市だより臨時増ページに掲載をされております。通告では、市民税と固定資産税、水道料金と下水道料金、国民健康保険税と介護保険料についてお伺いをすると出しております。この他にもいろんな減免制度がありますけれども、まず市県民税、固定資産税では、減額、免除の期間が納期末到来分となっておりますが、特別徴収の市県民税は、6月から来年の5月まで毎月が納期になっているかと思います。10月20日の災害の場合、10月分から翌年の5月までが対象になると理解していいのでしょうか。また、固定資産税は5月、7月、12月、2月の年4回の納期となっておりますが、12月、2月だけが対象となるのか、お伺いをいたします。

更に、水道料金、下水道料金の減免についてですが、私も例規集を見てみましたけれども、漏水などで通常の使用料を超えた場合の対策は見つけることができました。しかし、災害減免の規定は見つけられませんでした。しかし、先ほど紹介した奄美市だより臨時増ページでは、11月分の水道料金及び下水道料金を免除しますとありますが、11月だけに限ったのはなぜでしょうか。低所得者や被害の大きさによっては、生活再建がすぐすぐには困難な場合も考えられます。その場合、期間を延長することも必要ではないかと思いますが、御見解をお伺いをいたします。

次に国民健康保険税、介護保険料は、市県民税などと同じく納期末到来分を減額又は免除しますとなっております。特に国保税については、所得割額のみとなっておりますが、低所得者が加入する国保制度は、もともと所得割のない人が多いのではないでしょうか。世帯割、均等割も対象とした制度に改めることが必要だと思いますが、いかがでしょうか。介護保険料の場合は、納期末到来となれば、前期と後期では介護保険料の徴収額が違っております。どう対応されるのか、お伺いいたします。また、年金天引きとなってますが、その対応についてもお願いをいたします。

以上ですが、次からは発言席で行います。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

市民部長（有川清貴君） 市民部管轄の部分の答弁をしたいと思います。市税減免制度の充実の必要性ということで御質問でお答えします。まず、今回の災害で罹災された市民の方々への市民税の減免申請事務状況についてお答えします。現在減免申請の手順としては、減免対象者の漏れがないようにと、また、該当者が複数の課を訪れる手間を省くということで、減免の総合申請書を総務課で受け付けて、その申請書を関係する課に回覧をして、該当者についてはそれぞれの担当者が申請書等を添付して、総務課で一括して該当者へ郵送するという手順を行っております。

その中で市民税につきましては、現在約130件余りの対象者へ申請書を発送しております。減免の内容については、災害を受けた納税者の損害の金額が居住する住宅等の価格の10分の3以上で、前年中の合計所得が1,000万円以下の方が対象となります。減免の割合についてですが、罹災状況によって異なりますが、減免対象期間については、規則に基づき罹災を受けた当該年度の納期末到来分が減免対象となっておりますので、議員のおっしゃるとおり、市県民税、特別徴収なんですが、減免対象期間は10月から翌5月までが対象と理解しております。普通徴収については、3期と4期が対象期間です。現在減免対象者の申請漏れがないようにということで、新聞や広報誌等、また、駐在員等を通じて制度の周知徹底を図っているところでございます。

続きまして、固定資産税についてお答えします。今回の災害で床上浸水以上の被害を受けた家屋につきましては、市民税と同様に総合申請書により固定資産税の減免を行っているところでございます。総合申請書が出されていない場合でも、罹災調査等で被害が確認できる家屋に対しましては、同じように固定資産税の減免を行い、減免漏れがないように努めているところでございます。減免件数は12月3日段階で255件となっております。固定資産税につきましては、所得による減免の区分ではなく、被害の程度に応じた割合で減免を行っているところでございます。減免の期間につきましては、議員御指摘のとおり、固定資産税の納期が5月、7月、12月、2月となっておりますので、納期末到来の12月、

2月の2期分の固定資産について減免を行っているところでございます。

続きまして、国保税の減免についてお答えします。本市の国民健康保険税の減免制度について、所得割額のみでなく、世帯割額、均等割額も含めて減免が必要ではないかとの。

あ、すいません、間違えました。失礼しました。減免制度は必要だ、重要ではないかということですが、国民健康保険税の減免については、所得割額のみとなっておりますが、国保加入者は、所得割額のない方が多いと思われる所以、世帯割額、均等割額も含めた減免が必要ではないかと思っております。以上でございます。

建設部長（田中晃晶君） 奄美市水道事業では、御案内のとおり、今回の豪雨災害で被害を受けられた方の支援策の一助としまして、11月分の水道料金及び下水道料金の免除をいたしております。

また、罹災者だけではなく、避難所となった各集落の公民館などについても、免除を行ったところでございます。御質問のなぜ11月分に限ったかということの件でございますが、11月分の料金は、豪雨災害に遭った10月分の使用水量で課金をしております。罹災者が災害後に被災家屋など清掃のために水道水を使用し、料金が通常の月よりも高くなることが考えられることなどから、11月分としたところでございます。

次に免除期間の延長が必要ではないかという件でございますが、水道事業では、これまで火災や風水害で罹災された方に1か月の料金免除をしておりましたので、今回も災害の免除期間も、火災減免など同様に1か月としたところでございます。しかしながら、御指摘のとおり、今回の未曾有の災害では、生活再建の相当な日数も要することだというふうに思われますので、検討した結果、免除期間の延長についても、現在前向きに検討しているところであります。

福祉部長（福山 治君） 介護保険料の減免制度につきまして御説明をしたいと思います。介護保険料は、御承知のとおり、一番新しくできた保険料の制度でございます。したがいまして、その根拠といたしまして、奄美市介護保険条例というのと、奄美市介護保険条例施行規則というところで減免の制度が作られております。今回の豪雨災害で被害を受け、減免対象に該当した場合には、その災害発生の翌月から1年以内に納期の末日の到来する保険料について、損害の程度に応じて減免するという規定になっております。

次に、お尋ねの介護保険料の場合、納期末到来ということで、前期と後期では介護保険料の徴収額が違っているがと。それに対してどう対応されるかということでございますが、前期と後期は仮徴収という制度で、やむを得なくこういう制度になっているわけでございますが、その違ったその金額であっても、納期末到来と、それで確定した税額でございますので、納期末到来のその税額について対応をするということでございます。

それから、年金天引きとなっているがというその対応についてということでございますが、年金天引きとなっていますのは、いったん普通徴収に変更いたしまして、納期末到来分を減免を行うという手続きになります。以上です。

市民部長（有川清貴君） 先ほどの国保税の件ちょっと勘違いしていました。所得割額のみでなく、世帯割額、均等割額も含めた減免が必要ではないかということでしたが、被災者の所得状況を考えますと、厳しい状況について十分理解できますが、減免の拡充については、保険運営の厳しい状況もありますので、この検討課題とさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

16番（崎田信正君） 減免期間ということですが、納期末到来分ということになればね、仮に災害が2月とか3月に発生すればですよ、ほとんど適用にならないということになりますね。この減免制度というのは、もともとは生活再建を願って、少しでも手助けをしようということで設けられている制度ということになればですね、ほとんど機能しないような決め方ではね、やっぱりこの趣旨に合わないんでは

ないかと思いますので、生活再建を願っての制度と考えれば、さっき介護保険の場合言わされましたけれども、災害発生から1年とか、そういうふうな実効性のあるようなものに改めるべきではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

市民部長（有川清貴君） 議員御指摘のとおり、減免対象期間の変更については、財政的な問題もあり、また、規則等を含め関係部署との協議も必要でありますので、今後の検討課題とさせていただきます。よろしくお願ひします。

16番（崎田信正君） 水道料金などは前向きに検討するということですから、是非いい内容で検討されるようにお願いをしたいと思います。

それからもう1点、前払い、1年分まとめて払ってしまっては、当然その分の返納があるのかと思いますが、どのように対応されるんですか。国保税、介護保険料ですね。

福祉部長（福山治君） もう本来の在り方としては、減免は全納をした者については適用しないというのが大原則でございます。ただ、減免を受けまして調定、いわゆる賦課更正を課税の更正という手続きを取りますと、当然そこに差額が発生するということでございますので、それをもって還付という形を今回手続きで取りたいということでございます。

16番（崎田信正君） じゃあ、きちっとなるようによろしくお願ひいたします。

それから、国民健康保険の一部負担金の減免についても、奄美市だよりでは載っております。これについて、以前から一般質問でも取り上げておりますけれども、今回激甚災指定の大規模災害ということで、制度の紹介では病院での一部負担金が減額又は免除されますというふうに書いてあります。

しかし、以前問題にしたのは、奄美市のホームページでは、申請は療養の給付を受ける前に行わなければなりませんので、詳しくは各総合支所、国民健康保険担当課までお問い合わせくださいというふうにホームページには記述されてるんですね。今回の災害では、住用の場合はその総合支所そのものが被害を受けており、住用診療所の野崎先生は、急きょ避難所となっている体験交流館の片隅にですね、仮設診療所を開設をして、被災者の診療に献身的に当たられているわけです。ここで改めてご苦労に敬意を表したいと思いますけれども、今回の災害に当たって、この制度はどのように適用されるのか、お伺いをいたします。

市民部長（有川清貴君） 国民健康保険の一部負担の減免については、災害に伴う国民健康保険の一部負担金の減免に関する事務処理要領では、申請は療養の給付を受ける前に行わなければならないとあり、本市で定めた要領では、申請した日の月の初日から有効と定めてあります。今回の災害の状況を踏まえて、申請を行うことが困難であった方には、後日申請していただき、災害が発生した10月1日から12月31日までの期間とし、既に一部負担金を支払った対象者につきましては、後日市のほうから償還しております。これから医療機関に係る分につきましても、減免証明書を提出すれば、一部負担金を減免することができるようになります。

16番（崎田信正君） それでは、知名瀬なんかでも床上浸水があってね、近くの病院に診察を受けてるという場合もあるうかと思いますが、そういった医療機関への徹底とかですね、それはきちんと今なされているんでしょうか。

市民部長（有川清貴君） されているものと思っております。

16番（崎田信正君） じゃあ、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、市長の政治姿勢についてですが、このTPPですね、環太平洋連携協定についてですが、昨日奥議員が質問されておりますが、市長は大きな被害が出ることを認めつつも、その対応については、連携を図りながら注視していきたいというものでした。菅総理、首相はですね、市場開放は避けられないとして、農業の発展と両立をさせることを改革の建前としておりますが、日本農業に壊滅的打撃を与えるTPP参加と、日本農業の発展とは両立しません。

12月1日に全国町村長大会が開催をされておりますね。そこで特別決議が採択をされ、政府に対しTPP反対を明確に表明すると宣言をしております。当然のことだと思いますけれども、この特別決議の内容を見ても、注視していきたいなどというあいまいな態度表明ではなくてですね、今明確に反対を表明していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

市長（朝山 毅君） TPP問題については、議員御案内とのおり、環太平洋地域における関税をなくした貿易体制を構築していくこうという形になっております。その品目については、工業製品、農業製品、あらゆる我々にかかわる生活必需品に該当していくんではないかというふうな思いがいたしております。ETPはじめFTAなどについては、個々の農産物等についての自由貿易の問題であります、このTPPについては、大変大きな問題をはらみ、しかも、人的交流まで含めてということになってまいりますから、日本国内はもとより、その地域において格差のある実態の経済社会において、やはりこれは大変な大きな問題であろうと思います。

まして、本奄美群島においても、サトウキビの問題等々含めて、やはり特に農家製品等については、大きな問題があろうかと思いますので、県においても、また、農業立国と言われる北海道等々においても、そのような形でありますので、当然そのような状況下において、我々も反対の意思をはっきりしたいと思っているところであります。

16番（崎田信正君） 正に日本の農業を形作るものですから、是非反対の立場で、今表明されましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、医療福祉政策についてお伺いをしたいと思います。厚労省は、8日、8日ですね、後期高齢者医療制度廃止後の最終案をまとめたと報道されております。今日の地元新聞にも書かれてありました。その内容は、既に検討の段階でマスコミ報道では、10月26日付け毎日新聞は、自公政権最後の厚労相、舛添要一厚労大臣ですね、舛添要一参議院議員が、2008年9月に公表した見直し試案に瓜二つと指摘をし、10月29日付の朝日新聞は、姥捨て山と批判された構造自体は温存されると報道するなど、ひどい内容です。来年の通常国会に法案を提出することを目指しており、高齢者の医療費について負担増を伴わない解決策はないということまで明記をし、75歳以上の大多数が加入することになる国保の運営は、都道府県が運営しております。

これは都道府県運営ということは、いろいろ問題を含んでおり、私は反対をいたしますけれども、今日は現在1割に据え置かれている70歳から74歳の医療費の窓口負担を、新制度導入後5年かけて段階的に2割に引き上げるというものがあります。少ない年金で毎日を過ごす高齢者の方が多くあり、介護保険料なども普通徴収の収納率が低い現実が、高齢者の生活実態を表しております。この影響についてどうとらえているのか、お伺いをしたいと思います。

市民部長（有川清貴君） 議員御承知のとおり、国におきましては、医療制度改革の一環として、平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まっているところでございます。このことに併せて、国民健康保険制度におきましては、70歳以上74歳までの高齢者受給者証を有する受給者の自己負担額を10分の2と改定されたものであり、制度の導入とともに、受給者の激変緩和を図るため、10分の2の負担を期限を設けて10分の1の負担として運用がなされているものでございます。

この制度が廃止され、負担が倍増した場合についての御質問でございますが、平成21年度の奄美市国保の一般被保険者の70歳以上74歳までの医療費費用額は約8億7,956万6,000円と

なっております。荒い計算ではございますが、仮に1割が2割になりますと、奄美市におきましても、先ほどの金額の1割約8,795万6,000円の増額になると思われます。今後国において予定されている医療制度改革等の推移を見守りながら対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

16番（崎田信正君） こういう改悪案がですね、これは後期高齢者医療制度、これは民主党も総選挙前には即時廃止へということを言っていたわけですが、それは公約どおり守られていないということと、今度出てきた案が、それより悪くなるような状況になります。そこから市民の暮らしをどう守っていくのかということが、これから大きな課題になっていくかと思いますけれども、しっかりととした対応をお願いしたいというふうに思います。

次に、子宮頸がんワクチン接種の促進についてです。6月議会でワクチン接種の奄美市の現状と、接種を促進するために費用の助成を求めて質問をいたしました。この時は奄美市での接種状況はないということでしたが、この要因に接種費用が高額だということも一因に挙げられました。私はその対策として、公費助成を実施する自治体が増えていることを紹介をしております。今回国のはうでそういう実態もあったのかと思いますが、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特別交付金として、子宮頸がんなど三つのワクチンの助成が予算化をされたと聞いております。これを受けて、1人当たりの接種費用はどうなるのか。奄美市ではどのように対応しようとしてるのか、お伺いをいたします。

また、今回の交付金制度というのは、平成23年度末までの限定となっておりますけれども、おかしいと思うんですね。子宮頸がんの発生は、この年度の子どもたちに限定されるものでは当然ありません。継続した事業としていくことが必要だと思いますが、御見解をお伺いをしたいと思います。

市民部長（有川清貴君） 平成23年度に市の助成を実施するか、また、1人当たりの接種はどうなるかということでございますが、国から対象者補助率等が示され、対象者は13歳から16歳まで、補助率は市町村が助成したものに対して2分の1を補助することになっております。それを受け、県の説明会が近々開催されることになっております。本市といたしましても、子育て、少子高齢化対策としての効果は十分認識しているところでございますので、財政当局とも協議して対処してまいりたいと考えております。1人当たりの接種費用につきましては、助成する額によって異なってまいりますが、通常3回受けるとして4万5,000円程度必要となりますので、半額助成するとした場合で2万3,000円程度になると考えております。

また、国は支援を平成23年度で終了すると言っているが、その後の支援体制についてということですが、もし仮に、本市において平成23年度に助成を実施した場合、24年度以降どのようになるのか、大変気掛かりでございます。現在この子宮頸がん予防ワクチン接種費用の助成については、県内の多くの市町村で実施する方向で検討していると伺っております。そのことからも、連携して県を通して引き続き国で助成していただけるよう、要望してまいりたいと考えております。また、定期予防接種として実施できないかも、全国市長会等も通じて要望してまいりたいと思っております。

16番（崎田信正君） これは新しい制度ですので、是非全員がワクチンを受けられるようにいろいろ手立てを取っていただきたいと思いますが、これは県の補助というのではありませんか。何か県議会であつたように思いますが、県の助成。

市民部長（有川清貴君） 国の助成でございます。

16番（崎田信正君） これは国は今度初めて交付金をやりましたけどね、他のところでは県が助成をして、全額補助するとか、そういったところも出てきてるんですね。今13歳から16歳ということですから、中学1年生から高校1年生までが対象ということになりますけれども、これも高校2年生、高校

3年生までというふうに独自で助成をするという自治体も増えてきております。23年度以降も継続して実施されることと、それと対象者はやっぱり広げていくということも含めて、今後大いに検討していただきたいというふうに思いますし、国だけじゃなく、県に対しても助成を求めるべきだと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、今度この子宮頸がんワクチンだけじゃなくて、他の子どもの肺炎球菌ワクチン接種についても、補助が助成が出されるようになっておりますので、こちらのほうも促進されるように、いろいろ手立てを講じていただきたいということを要望して、次の質問に移ります。

次、介護保険ですけれども、介護保険制度では、支援者はサービス対象外との計画があります。どう対応するかについてお伺いをしたいと思いますけれども、この介護保険制度というのは、私が旧名瀬市議として議会に送り出していた2000年度より始っております。お年寄りの尊厳にも関わり、生存権としても重要なものですから、誰もが安心して利用できる制度にしたいという思いで、毎議会と言っていいほど介護保険問題を取り上げてきました。それは発足当時から欠陥が明らかで、走りながら改善するとした政府の対応でありますけれども、改善どころか改悪の連続となっているのが、これまでの経過だったと思います。また、利用者本位の制度に改善するためには、声を挙げることが必要だと。声を挙げ続けることが必要だと。それは介護事業所に従事する人たちの待遇が悪いということで、国の方も介護報酬を引き上げて、賃金の引上げなど図ろうというのは、正にそういった運動、声があつて改善、十分な改善ではありませんけれども、そういう方向に動き出したからだと思います。

ですから、いろんな機会で、繰り返しこれは取り上げることは、私は重要だと思っておりますので、またかという思いがあるかも分かりませんが、させていただきたいと。

そんな中ですね、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会が、11月25日に利用者への給付削減と負担増を列挙した意見書をとりまとめました。民主党政権は、これも来年度通常国会に法案を提出する意向を示しているということであります。このまま座して待つようなことになれば、2012年度から軽度者が切り捨てられ、在宅生活が困難になることが予想されるだけに、広くその改悪の内容を市民に知らせ、改悪させない世論と運動が大切であり、自治体としても、市民生活を守る自治体本来の業務をしっかりと果たすことが求められるものと考えております。質問通告では、支援者はサービス対象外との計画があるが、どう対応するのかとしておりますけれども、改悪の内容はこれだけではありません。意見書が示している負担増給付減の内容は、本当にひどいものだと思います。

7点ありますので、紹介をしたいと思います。一つは、要支援者を介護保険サービスの対象から外す。二つ目は、年間所得200万円以上の人の利用料を2割に倍増する。三つ目は、施設の居住費を軽減する給付の支給要件に資産や家族の負担能力を追加する。四つ目は、施設の相部屋の居住費を月5,000円値上げをする。五つ目は、ケアプランを有料化し、要介護者は月1,000円、要支援者は月500円を負担する。六つ目は、軽度者の利用料を2倍に倍増する。七つ目が、軽度の要介護者を介護保険サービスの対象から外すというものであります。介護保険発足当時の理念は本当にどこにいったのかと言いたくなるひどいものでありますけれども、市民生活の厳しい現状は、生活保護が増え続けていることからも明らかであり、奄美市としても、市民生活を守る立場で、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますが、これらの改悪の意見書がとりまとめられたことにどう対応するのか、御見解をお伺いをいたします。

福祉部長（福山 治君） 介護保険、国においては、平成24年度から始まる第五期介護保険事業計画に係る社会保障審議会介護保険部会で意見の集約が行われております。先ほどおっしゃいましたように、要支援者、軽度の要介護者に係る給付については、今後更なる高齢化の進展とともに、介護給付が大幅に増大していくことが見込まれており、重度者や医療ニーズの高い高齢者に対して給付を重点的に行い、要支援者、軽度の要介護者に対する給付の効率化と効果の向上を図ることが適当か否かを検討する必要があるとしております。

その意見には、生活援助などは要支援者、軽度の要介護者の生活に必要なものであり、加齢に伴う重

度化を予防する観点からも、その給付を削減することは適切ではないという意見と、介護保険制度の給付の対象外とすることや、保険給付割合を2割に引き上げるなどの方策を考えるべきであるとの意見もあります。なお、要支援者、軽度の要介護者へのサービスの在り方については、保険給付の効率化、重点化の観点のみならず、重度化の防止、本人の自立を支援するという観点から、その状態に合った保険給付の在り方について、今後更に検討する必要があるともしています。

いずれにしましても、現段階では流動的なもので、今後更に議論が進められるとのことであり、本市としては、今後の審議状況を注視していきたいと考えております。

16番（崎田信正君） 確かに流動的だと思います。その流動的だというのは、やっぱり国民の批判が強いからなんですね。このままこんなことを実施されるとですね、大変また大きな運動が出てくるということにならうかと思います。これは民主党のほうも、高齢者医療改革ワーキングチームというのを作つて、これは南海日日新聞、12月9日の記事でありますけれども、民主党もいろいろ揺れ動いてるようであってですね、ケアプランの有料化はしないように求めるとか、そういう動きもありますので、是非大きな運動でですね、国民のためにならない改悪は阻止をするということと、それから市民の暮らし向きを考えたときに、これはするなということについては、いろんな全国の市長会とかいろんなところでもですね、意見をとりまとめてもらって、いい内容で改善されるように、改悪じゃなくて、行政としても取り組んでいただきたいというふうに思います。

この先ほどの医療改悪の問題と、介護保険の問題も、まだ議案として出されてないですよね。出されてないけれども、あえて取り上げるというのは、自然災害の場合ですよ、自然災害の場合は、今の人類の力ではその地震とか台風とか大雨というのは、発生を止めることはできないんですね。発生した時にどう対応するのか。どのように発生するのかという予測はして、被害を最小限に食い止めようということですけれども、冒頭述べましたように、これは私はもう政治災害だというふうに思っています。これはそういう改悪がなされてから手立てを取るのではなくてですね、こういう改悪をさせない、つまり、地震は発生を止められないけれども、こういう改悪は止めることはできるんですね。それで被害を出さないと、最小限に食い止めるんじゃなくて、出さないということができると思いますので、今こんなふうに取り上げてですね、世論の喚起を待ちたいと。

また、我々も世論と一緒にになって運動を進めるということでやっていきたいと思いますので、行政のほうも市民の暮らしを第一にと日頃言われてるわけですから、そういったところも含めて、大いに取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいというふうに思います。

次に、市営住宅の政策についてです。まず、使用承継は配偶者だけでなく、同居家族も認めるべきではないかということでありますけれども、市営住宅の使用承継については、以前は住居名義人の同居家族3親まで認められていたのですかね。これが平成17年の通知で、住居名義人の同居者である配偶者及び高齢者、障害者等で、特に居住の安定を図る必要がある者に改められているようですが、今どのように対応されているのか、奄美市の現状についてお伺いをいたします。

現在親子であっても、使用承継が認められない状況にありますが、所得水準の低い奄美市の現状では、民間の家賃の負担に耐えられない状況があります。生活保護でも、これまで単身者の住宅補助は2万4,200円まででしたけれども、今は3万1,500円まで認めるようになっております。このことは、市営住宅を出て民間の賃貸住宅では生活が厳しくなる事態を想定したことだと思いますけれども、このように居住の安定を図る必要がある者として、所得の低い人も当てはまるものと考えますけれども、御見解をお伺いしたいと思います。

建設部長（田中晃晶君） 市営住宅の入居承継につきましては、議員御承知のとおり、入居承継が認められる者は、現に居住をしている配偶者及び高齢者、障害者などで、特に住居に安定を図る必要がある者となっております。この定義につきましては、60歳以上の高齢者、身体障害者、精神障害者、知的障害者、親子世帯、父子世帯、多子世帯及び子育て世帯となっており、以上に該当しない世帯にあっても、

戦傷病者、原子爆弾被害者、それに生活保護受給者、引き揚げ者、ハンセン病療養所の入居者など及びDV被害者につきましても、やむを得ない特別な事情として単身の場合であっても、入居の承継を認めておるところであります。住居の移住の安定を図る必要がある者の中には、低額所得者に含まれていないう方の御質問ですが、入居承継に係る承認を厳格化した経緯といたしまして、長年にわたり同一親族が居住し続け、入居者及び非入居者の間に公平性を著しく損なってきた実態等がございました。真に住宅に困窮する低所得者に対して、市営住宅が供給できるよう運用指針の改定にやったものであります。

なお、親子であっても、入居承継ができない世帯につきましては、一定期間において転居をお願いしていますので、御理解をいただきたいと思います。

16番（崎田信正君） 平成17年の通知ということで、まだ最近なんですね。まだ4、5年しか経っておりません。それまではそういう状況で認められてきたのが、いわばこういう条件になっているというのが、さつき公平性ということがありましたけれども、これもともとはいろいろ公営住宅に全国ですよ、申し込んだ時に、ここは申込順になっていますけれども、抽選でりますよね。その抽選が20倍とか30倍とか高い状況なのにということで、ずっと同じ家族で住み続けるというのはどうかということが発生になっているようですけれども、これ20倍とか30倍という高率になっている現状事態がおかしいんですね。要するに、市営住宅、公営住宅が少ないからということだというふうに思います。

それで市営住宅の必要性は、その面からも明らかだと思うんですが、そういった意味では次に空き家待ちについてですが、今住宅の入居申し込みというのは、2か所まで申し込みができるということで、重複はあろうかと思いますけれども、10月1日現在で1、189世帯とホームページには出ております。この空き家待ち状況の解消に向けた対策についてお伺いをしたいと思います。

これまでにも取り上げてきたものでありますけれども、空き家待ちの実態は改善されておりません。例えば平成19年8月6日現在の名瀬地区の空き家待ち世帯は1,069世帯という数字でしたから、先ほど申し上げた1,189世帯という状況は改善どころか、増加をしている、つまり悪くなっているのが現状であります。奄美市としてこの状況をどうとらえているのか、解消に向けた対策は考えられているのか、お伺いをいたします。

建設部長（田中晃晶君） 市営住宅の空き家待ち状況についてでございますが、名瀬地区では現時点11月ですが、685世帯の方が空き家待ちをしております。現状の現在の状況につきましては十分認識をしておりますが、来年度策定予定でございます住宅マスタープランの中で空き家待ちなどの状況等も現状把握として、現状把握を含めまして調査を行い、将来の住宅整備計画を作成して、総合的に検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、空き家になっている市営住宅の状況のことでございますが、名瀬地区では39か所の空き家がございます。ただし、その空き家の中には、老朽化に伴い使用不能の住宅が17戸ございます。それと私有、私の荷物の置き去り等によって、使用できない住宅も4戸ほどございます。この荷物の置き去り、それにつきましては、悪質な滞納者同様に、法的措置によって対処しております。今年度は2戸の強制執行を済ましておる状況で、現在も1戸の方に法的措置の手続きを行っておるところであります。今後とも悪質滞納者及び行方不明による荷物の置き去り世帯につきましては、法的措置を取り対処しまして、真に住宅に困窮している低額所得者に対して、市営住宅が提供できるように努めてまいりたいというふう考えております。

16番（崎田信正君） 今の荷物の置いたままというのは、これから質問しようとするところだったんですが、先に答弁いただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。新しく市営住宅685世帯が待つてると、空き家待ちですね、待つてるという状況の解消に向けては、来年総合的に検討したいというのが答弁でしたが、もちろんエレベータ付きとかですね、今障害者、高齢者であっても、3階、4階で住んでいるという状況もありますので、そういうことも含めて検討されると思いますが、新しく市

営住宅を建設するということになれば、やっぱり財源的にはいろいろ厳しくなるのかなということがあるんですね、各地の自治体に広がっているのが、民間の住宅の借上げなどによる市営住宅の提供です。

朝仁新町のほうでも、旧NTTの住宅が1棟そのままロープを引っ張ってですね、空き家になってるというところもあって、それはどんなふうに活用NTTがしようとしているのか分かりませんが、例えばそういういたところも含めてですね、借り上げ市営住宅というのは、全国で広がっている内容ですが、当局はどのように検討されているのか、されるのか、お伺いしたいと思います。

建設部長（田中晃晶君） 民間住宅の借上げ等につきましてのことございますが、市営住宅の提供についてのことございますが、既存の民間住宅の借上げとなりますと、すべてが単独費ということになり、市への負担が大きいものと考えられます。先ほど申し上げましたが、このことにつきましても、住宅マスタークリアの策定の中で再度検討してまいりたいというふうに考えております。

16番（崎田信正君） 次に補修費管理ですけれども、これも今まで取り上げられてきた問題です。畠替えの要望は非常に強いと思うんですね。過去に名瀬市の時代ですけれども、古くなった住宅では、戸数何棟か決めて順次的に対応してきた時期があったというふうに春日のほうですが、聞いておりますが、なぜ中断になったのか。これから対応、対策についてお伺いしたいと思います。

建設部長（田中晃晶君） 議員御指摘のように、平成9年度まで旧名瀬市におきましては、年次的に市営住宅の畠替えを実施しておりましたが、平成10年度以降は管理条例に入居者の負担とする旨の規定が定められましたことを受けまして、入居者の負担となったものでございます。前の前入居者は、畠替えを終わった後に退去していただいて、その後新しい入居者が入居するということになっております。また、入居者が提出する契約書、受け書ですが、には退去時には畠替えを行うという旨の項目もございます。以上のことから、生活上で消耗するものにつきましては、今後とも入居者の負担において対応していただきたいというふうに考えております。

16番（崎田信正君） 平常な生活で畠が悪くなった場合ね、特にいろんなことでこう破損したとかいうことじゃなくて、通常生活で畠が傷んでくるという場合は、25年、30年なればそうなるんですね。その時に名瀬市の時にはやっていたということですが、改悪されたということになりますけれども、これはもう今日時間ありませんから、またいろんな機会では非住んでる人たちの要望をきちんと聞いてですね、対応できるようにまたお願いをしておきたいと思います。これはまた次の機会で取り上げていきたいと思います。

あと労働雇用問題についてです。就職氷河期時代と言われておりますけれども、奄美市の現状をどうとらえているのかということでお伺いしたいと思います。高校生や大学生が、卒業間近にして就職が決まらない状況が報道されております。奄美でも就職が厳しく、働きたくても働く場所がないという状況は慢性化しており、一向に改善の気配は見られません。日本高等学校教職員組合の佐古田博副委員長は、青年の雇用を守り、高校生の進路を保障することは、日本社会の未来にかかる重要な課題、就職を希望するすべての高校生の願いを実現することが、社会の責任ですと話されております。正にそのとおりだと思います。健全な社会を目指すためにも、重要な課題だと思います。

県で緊急雇用対策が取り組まれておりますけれども、あくまでもこれは緊急の対策であって、対策事業が終了するときに現状が改善してるか不透明ではないでしょうか。更に奄美の場合は、働いていても収入的には厳しく、若者が家庭を持ち、子育てできる環境がない状況ともなっています。奄美の将来を考える上でも重要であり、この状況をどうとらえているのか、御見解をお伺いしたいと思いますが、失業期間の長期化が懸念をされ、国は平成21年度補正予算で緊急人材育成支援事業を創設しましたが、この支援事業の実施状況と成果についてどう評価されているか、お伺いをいたします。

二つ目に、労働者の実態調査の実施は必要ないかについてですが、これまでにも取り上げてまいりま

した。しかし、実態調査をやりますということにはなっておりません。当局として、このような調査の必要性はどのように認識されているのか、お伺いをいたします。小樽市はですね、小樽市内の企業における従業員の雇用実態を把握するため、賃金をはじめとする労働条件を調査し、労働条件の改善、労働力の確保、定着を図るための資料とすることを目的に、実際に行っております。塩尻市でも、塩尻市内事業所の労働条件等の実態を把握し、行政上の基礎資料とすることを目的とするものとして、いずれも平成21年度に実施をされております。小樽市や塩尻市でこのように実施されているもので、奄美市でも是非実施をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

産業振興部長（川口智範君） 議員おっしゃるように、若者が家庭を持ち、子育てできる環境の実現については、私どもも同感でございます。そのために今何よりも優先されるべきは、雇用の確保、仕事の確保だと認識いたしております。国の数字でございますが、大学生などの就職内定率などを見ますと、大変厳しいものがあろうかと思っております。併せて、奄美群島内での高卒者の状況でございますが、9月末現在高校生の内定率は37.7パーセント、昨年度より2.2ポイント微増でしたが、不況のあおりを受け、特に県外からの求人が昨年比679人減と大幅減少が顕著であるようでございます。このように、高校生の就職難は大変厳しい状況だというふうに認識いたしております。

こうした状況を踏まえ、その対策として、就職希望者と地元企業との出会いの場として、群島内でただ一つの企業ガイダンスを雇用開発協会主催で毎年実施いたしております。3年前からは、新卒者対象のガイダンスをこれまでの企業ガイダンスとは別に開催しております。地元企業の新卒者採用の大きな機会になっているかと思っております。また、県の助成等を受け、ふるさと再生雇用事業や、緊急雇用対策事業などを活用し、全庁一丸となって雇用の確保に取り組んでいるところでございます。おっしゃいますように、こうした短期的な取組だけでは、どうしても限界があるものだと私どもも認識しております。そこで中長期的な取組が必要ですので、現在策定中の奄美市総合計画基本計画の中で、今回は特に雇用確保の節を設け、雇用問題、その上で労働環境の改善に取り組んでまいりたいと存じますので、議員の御理解よろしくお願ひいたしたいと思います。

次に、緊急人材育成事業の実施状況と成果についてということでございますが、実施主体であるハローワークにお聞きしましたところ、平成21年9月以降、緊急人材育成支援事業による訓練が開始されております。内容といしましては、パソコン実務、パソコンジョブスキル取得、パソコン会計実務等々でございます。今回特に障害者自立支援スタッフ養成などの訓練も実施しております。全コースで定員を上回る受講希望者があり、訓練受講者は200名を超えており、このことでございます。

議長（世門 光君） 以上で日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。2時45分再開いたします。（午後2時30分）



議長（世門 光君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。

社会民主党 関誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、こんにちは。私は社会民主党、社民党の関誠之でございます。まずもって、今回の豪雨災害でお亡くなりになりました3名の方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様、また、名瀬柳町での火災に遭われた皆様に、心からお見舞いを申し上げます。また、一日も早く日常生活を取り戻せますよう祈念をいたします。

さて、今回の豪雨は、水害の恐怖をさまざまと見せつけたのではないかと思います。被害の甚大であった住用地区では、10月20日今までに経験したことのない時間雨量が1時間131ミリ、午前10時からの3時間で354ミリの連続雨量が観測され、入所者2人が水死したグループホームわだつみ苑は、濁流がわずか20分で天井に届いたとの証言もあります。このような状況下、被災地を中心に多くの携

帶電話基地が冠水し、崖崩れでケーブルが切断され、数日間携帯電話や光ケーブル通信が完全にダウンいたしました。また、NTT西日本によりますと、固定電話の不通も最大で1万1,418回線に達したが、携帯電話が回復するよりも早く5日間でほぼ復旧したことです。このように、災害時に有効とされていた通信手段が完全にダウンしたことで、被害情報や安否情報等の把握がままならない下、関係者の不安、いらだちは想像に難くありません。しかし、災害弱者の安全確保が万全であったか。行政の避難勧告、指示のタイミング、誘導方法や避難場所など多くの事項を改めて奄美市防災計画と突合し、総点検する必要があると考えております。

奄美の豪雨災害で、県現地対策本部は、11月26日現在被害状況を全壊家屋22棟、半壊581棟、公共施設などの被害額は115億6,800万円、うち奄美市の被害は全壊6棟、半壊339棟、一部損壊11棟、床上浸水62棟、床下浸水351棟と発表しております。予想もできない豪雨による未曾有の災害ではありましたが、奄美市の職員はもとより、関係機関の対応と連携が早く、今までの災害にない速さで復旧が図られ、復興の道を歩んでいることは、大いに評価をし、衷心より厚く御礼を申し上げたいと思います。しかし、反省する面も多くあり、国、県、自治体はそれぞれの立場で総括し、今回の教訓を生かして、島しょ地域における水害マニュアル等が作成され、全国に発信はできないものかと考えております。このことに対する関係機関の更なる御協力をお願いを申し上げ、質問通告にしたがい、順次質問をさせていただきます。

まず、奄美豪雨の災害について質問要旨の（1）の奄美市地域防災計画にある震災応急対策の活動体制の確立と、初動の応急体制、事態定期の応急対策、社会基盤、インフラの応急対策について、特に反省すべき点と今後の対策についてお伺いをいたします。お示しいただきたいと思います。

次の質問席から発言席から行います。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

総務部長（松元龍作君） 関議員にお答えをいたします。奄美市防災計画は、震災対策及び一般災害対策の対応について計画をいたしております。第1章の活動計画の確立につきましては、今回の豪雨が未曾有の大災害でしたが、早い段階で市長を本部長とする災害対策本部を設置し、対策に当たったため、概ねスムーズにできたと考えております。ただ、情報伝達体制におきましては、今議員もおっしゃいましたように、固定電話、携帯電話又は光ケーブルの切断により、特に住用地区の状況が把握できないうございました。多様な情報伝達手段を考慮されていなかったことは、大いに反省しなければならない点であり、今後、情報伝達手段体制を含めて検討課題にいたしております。

第2節の初動期の応急対策の広報及び避難の勧告、指示、誘導におきましては、短時間での記録的な豪雨による冠水、土砂災害による情報通信網及び道路の寸断により避難勧告の発令基準を設けていないことや、避難誘導マニュアルの未作成が反省すべき点だと考えております。対策をいたしましては、情報通信手段の確保が第一と考えております。今回、衛星携帯電話を導入し、情報の収集及び伝達体制の確立を図り、関係機関の協力を得て、避難勧告の具体的な発令基準及び避難誘導マニュアルを作成し、初動期の応急対策を迅速に対処できるようにいたしたいと考えております。

また、救助、救急につきましては、道路の寸断により孤立しました住用地区及び笠利地区では、自衛隊、海上保安部、県消防、防災ヘリコプターと連携をいたし、空路及び海路での救助、救出を行ったものであります。また、災害発生時以後、初動期におきましては、昨年11月に実施いたしました奄美市総合防災訓練を生かしまして、災害対策本部での情報収集は関係機関、消防無線及び警察無線などによる情報の共有を行い、対策を協議したところでございます。以上でございます。

14番（関 誠之君） 次に、（2）の復旧復興、ア、イについて、今後の対策についてお伺いをいたします。今後、アの公共土木施設等の災害復旧に関して、災害査定や復旧事業の作成、実施に必要な技術職員の増員、国・県職員応援や派遣などが考えられるが、その対応はどのように考えておられるか、お

答えをください。

また、(イ)の被害者支援について。支援金の配分は、先ほどの答弁で理解をいたしました。次の被害援護資金貸付金や住宅資金の融資が今現在どのような状況にあるのか。何名、どれぐらいの人が申込みをしているのか、お示しをいただきたいと思います。

建設部長（田中晃晶君） 今回の公共土木災害査定につきましては、奄美市でも笠利、住用、名瀬3地区におきまして実施をされます。建設部では部内の職員を動員し、災害査定に当たる計画でございますので、県職員等の派遣要請については行っておりません。

福祉部長（福山 治君） 国の、国・県の支援制度の災害援護資金としての借入れの申請、貸付けの申請でございますが、現在2名が申請を行っております。

建設部長（田中晃晶君） 今手元に資料がございませんので、また後で報告いたします。

14番（関 誠之君） 災害が起こって、初動期、また、この事態が安定をして、それからの復旧復興、時系列的に今少し聞いたわけですけれども、初動期、安定期についてはいろんな議論があったと思いまして、少し割愛をいたしますが、私は平成18年の9月9日に奄美市地域防災計画、これについての安心・安全なまちづくり、危機管理体制について質問をさせていただいております。その際に、防災情報システムの整備はどうなっておるのかということでお伺いをいたしましたところ、全国瞬時警報システム・ジェイアラートの整備を図り、あらゆる災害にも対応し得る情報システムの構築を図ってまいりますという答弁がありました。

そして、災害時要援護者避難プランの制定はされているのかということで、この答弁が、国の避難支援ガイドを踏まえ、関係機関と連携を取り、取り組んでまいりたいと。そして、住民への被害状況や、いわゆる広聴広報体制がどうなっているかということ、備蓄問題、仮設のトイレ問題、そして自主防災組織についても、現状を質したところ、地域の需要に応じて自治会、町内会、集落など単位とした自主防災組織の結成を進めているという回答をいただいたわけですけれども、この防災システムの整備、また、これは先の9月議会でもやりましたが、災害時要援護者の避難プラン、私も10月の21日は19日に沖縄において、21日に戻ってまいりまして、名瀬に入れず、笠利のほうの実態を見させていただきましたが、本当に職員が一生懸命になって、前肥田港からいわゆる透析患者を送る姿を見ておりました。

しかし、やはりそこで問題になったのは、通信手段が遮断をされたために、紙でその要援護者のものを持ってないわけですよね。ですから、誰がどこにどういう透析の患者がいるかと。コンピュータの中にはあるんですけども、そういうような状況で、非常に大変な思いをしたんではないかというふうに思っております。この辺については、平成18年の9月9日ですから、もう4年にならんとしておりますが、どういう取組がなされたのか。今日もいろいろお答えをしておりますが、検討します、それからというような答えが多いんですけども、それから4年余り経つておるわけですよ。そういうことについて何かありましたら、お答えいただけますか。

総務部長（松元龍作君） 通信システムの関係につきましては、確かにジェイアラートのシステムを導入することといったおりましたが、これにつきましては、国から衛星を通じまして、災害情報を送られてくるものでございまして、今回のように情報が来ましても、私どものほうから情報発信ができる今状態でないという今回の災害でございましたので、その辺についてはちょっと大いに反省しなければなりませんが、確かに私どもといたしましても、携帯電話は常に通じるものだという安心感と言いましょうか、そういうものを余りそこに偏った思い込みがあったのだろうと、これは大いに反省しております、先ほども申し上げましたが、今後は衛星携帯電話を配置をいたしまして、そういう情報通信がこう

いう大災害の場合でも送れるように努力はしていきたいと思っております。

併せまして、その各地域の被災者の状況を知り得るためにも、自主防災組織の確立に向けては、先ほど申し上げましたように、笠利町では既に99パーセント、住用では41パーセント、名瀬はまだ23パーセントですか、非常に少ないわけでございますが、今後も自主防災組織の結成に向けては、今後も更に努力をしていく必要があろうかと思っております。それから、要援護者の避難の場合でございますが、これは今からちょっと先に質問がございますので、そこでもお答えを申しますが、私どものほうでは、一応見守りネットワークとこういう支援制度を作りつつございますので、若干まだ時間はかかりますけれども、その辺で頑張ってみたいと、このように思っておりますので、御理解をお願いいたしたいと思います。

14番（関 誠之君） 私が申し上げたいのは、非常時のこととは日常にやっておかないと、非常時になつた時には間に合わないということで、普段の仕事であれば、少し時間があればそれをクリアしていくというようなことも考えられますけども、そういったことでは非ですね、今回の災害を教訓に、この通信網の問題は解決をしていただきたいと。もう一つ、県のほうで奄美大島情報通信体制等検証事業というのをやっておるようですから、是非ここにですね、当奄美市の意見も出しながら、十分なものを作つて置いていただきたいということをお願いを申し上げたいと思います。

先ほどの災害援護資金の貸付金等住宅資金の問題はですね、なぜ出したかと言いますと、今現状2人ということですよね。ここで先ほど申し上げたとおり、かなりの家屋が被害を受けておるが、なかなか貸付金ですから返さないかない。そしてまた、3パーセントの利子も付いてるように聞いておりますんで、そういうことで本当の意味のこの支援のものになっているのかどうか。そういうものを点検をして、国や県に要望していかなきやいけないのかなというふうに思いますので、是非福祉のサイドで検討方お願いをいたしたいと思います。

次に、この（3）番目の先ほどからありましたが、要援護者の問題はいいとして、住用の園の職員の雇用対策について。特に住用の園職員が65名いらしたようですが、デイサービス、配食サービス、これらが開始をされて、そこで働くようになった方もいるようになっておりますが、この入所サービスが2012年の早い時期に再開ということですから、ここまで職を失う可能性があるわけですから、この辺について奄美市として雇用対策をどのように考えておるのか、お伺いをしたいと思います。

福祉部長（福山 治君） 今回被災されました特別養護老人ホーム住用の園が休止されたことで、職員の方が職を失うということになりましたので、失業された職員の雇用対策として、一般会計の災害復旧費の専決予算の中で29名分の職員の雇用の確保を12月から図り、また、今補正予算で県の緊急雇用創出事業を活用いたしまして、3名の雇用をお願いしてるところでございます。それ以外にも大島支庁、県大島支庁のほうでも10名の方の雇用を各施設等に委託すると聞いております。

14番（関 誠之君） 雇用保険が出るからということかもしれません、先ほど申し上げたとおり、職員が65名というふうに聞いております。それで今の数字を足しますと25名が雇用されるということで、それはそれとして大変ご苦労なさつるなというふうに思いますが、このあと40名ですね、がどのような形でこの年末を過ごされるのかですね、それを含めてお願いできますか。

福祉部長（福山 治君） 数字はですね、今回専決で組みましたが29名に今補正予算で3名で32名でございます。この数字はですね、解雇される予定の数と合致しております。この件につきましてはですね、最大限のいわゆる住用の場所から60何名の雇用がなくなるということを懸念いたしまして、この方々を何とかして活用したいということで、各施設にこの分散、住用の園から分散していったところのメンタルヘルスとかそういうところで活用して、再建築がなるまでの間、何とかこうつないで、住用の元に戻れるような環境を作ろうということで、こういうことで県も国も一緒になって頑張っていただ

いた結果だということで、これで雇用から漏れる人は一人もございません。

14番（関 誠之君） 雇用から漏れる方が一人もいませんということですが、ちょっとさっきの足し算間違えまして、12月というのを29名を12とやりましたんで、トータル52名ですか、その全体で今言われたのは。12月の補正で29名、それに大島支庁が15名に、あと3名としますと52名。あ、65になるんですか、65なんですか。

福祉部長（福山 治君） 最初向こうで雇用されていた方は約62名ぐらいでございます。その中で即訪問介護につきましては再開をいたしております。そこで必要な人間は雇用は継続ということになって、それからその後にデイサービスの開始、それから宅配給食の再開ということで、雇用がそれ以外のところについては継続して雇用されるということで、解雇の予定者が32名いらっしゃいましたので、その32名をこちらで計上したということでございます。

14番（関 誠之君） はい、よく分かりました。わだつみ苑については、どういうふうな形になってるか、もし把握しておれば、教えていただけますか。

福祉部長（福山 治君） わだつみと、把握と言いますか、中身ははっきり聞いたわけではございませんが、母体が片一方は徳州会と片一方は医師会でございます。その避難された方々をそこで増床という形でやってますので、そこで継続して雇用がされてるように話は聞いておるところでございます。

14番（関 誠之君） 雇用的には問題ないのかなと、今の答弁で理解をいたしましたんで、是非この12年の早い時期に再開ができるように、また、わだつみ苑は2011年11月再開というふうにお伺いしておるんですが、そういったことにですね、積極的に支援をしていっていただきたいというふうに思っています。

4番目の1990年の旧住用村の役場、これが浸水をしたが、生かされなかつた要因と、庁舎の今後は聞いたんですが、庁舎検討委員会というのはいつ頃までに結論を出すのか。それを受けいつ頃どういう状況が行政として生じていくのかですね、そこまでちょっとお聞かせいただけますか。

総務部長（松元龍作君） 1990年の旧住用村役場の浸水が生かされなかつた要因ということでございます。当時の被害状況を見ますと、住用川、役勝川の氾濫によりまして、西仲間、石原、役勝集落で多くの家屋が浸水被害を受け、また、道路においても、国道を含む多くの箇所で崖崩れなどの被害を受けたものでございます。この台風19号災害を踏まえまして、住用村時代にはいろいろ防災行政無線の設置や、発電室を中2階に、無線室を2階など上げた努力はいたしておりますが、そもそも根本的なものは、やはり氾濫した川の改修か、若しくは庁舎を別のところに建て替えるのか、それとも庁舎を改修して下駄をはかせてかさ上げをするか、いろんな方法がありました、いずれもそれぞれの条件に満たされずに、今でも河川の改修などは引き続き対策をいたしておりますが、そのような状況で今回の災害が再度起きてしまったということだろうと考えております。

それから庁舎検討委員会の件につきましてですが、概ね来年の2月に最終答申をいただく予定をいたしております。財源的に合併特例債を利用しないと、なかなか庁舎は建てられませんので、3庁舎も含めまして27年度、合併特例債がある間にどうにかしなければならないだろうという議論は、現在のところ進行をいたしております。以上です。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。これは提案ですが、地域防災センターの要望が来ておるということありますが、それに併設してですね、今回の災害を風化させないため、災害のメモリアル館とでも言いますか、そういったものを設置をしてですね、観光に来られる方にも、この災害

を伝えていくというようなことも必要かと思いますので、回答は要りませんので、提案をいたしたいと思います。

水害の最後ですけども、西仲間、石原地区、内水災害というふうに私は呼ばせていただきますが、そのメカニズムの解明と対策について、是非専門家を含めた原因調査委員会ですか、仮称ですけども、そういうのを設置をして、今後の防災対策に生かしていただきたいというふうに思うんですが、その辺のことについて見解があれば、お聞かせをいただきます。

総務部長（松元龍作君） この水害のメカニズムの解明ということでございますが、非常に難しい問題で、専門家でないとなかなか分かりにくいとは思いますが、私どもとしては、土砂崩れより河川の越水と長時間降水による土壤雨量の飽和、河川の氾濫などが主な原因だろうと思います。もちろん現状の低地であるということも大きな原因ではございますが、今回は想定外の雨量でございましたので、そういうことになったのだろうと考えております。

今後の対策につきましては、奄美市だけではなく、奄美大島本島5市町村全体での検証が必要であると考えておりますので、先ほど議員もおっしゃいましたような県のほうで奄美大島情報通信体制等検証事業を12月補正でかけられるということで、委員会もできるようございますので、その委員会とも協力をしながら、専門家の御意見も聞いた上で対策を立てていきたいと、このように思っております。

14番（関 誠之君） ゼひ専門家を含めたですね、ややもすれば行政は、どこの箇所が何か所崩れて被害が幾らで、そして復旧費が幾らということはありますけれども、根本的になぜこの水害が起ったのかということをこの専門家も含めてやはり検証することが将来必要じゃないかと。将来における対策として必要じゃないかと思いますので、ゼひそういうことをお願いをしたいと。

最後になりますが、やっぱり今回の災害を教訓にですね、この地域防災計画をですね、きちんと検証をしていただきたいと。検証委員会とでも言いますか、そういうのを立ち上げて、もちろんその奄美市防災会議条例に倣ってですね、会議は作るとなっておりますが、本当に皆さんお読みだと思いますが、今回読んでやはり体験をして、そこに追加するということは、いっぱい出てきたというふうに思っておりますんで、ゼひお願いをしたいと。その件について何かコメントがあれば。

総務部長（松元龍作君） 確かにおっしゃるように、今回の災害を体験しまして、この地域防災計画とそぐわない面がいろいろ出てきております。したがいまして、その中で地域防災計画の中でそれぞれ総務班、建設班いろいろ分かれています。そこでいろいろの今回の災害での問題点を洗い出しをいたしまして、この地域防災計画と突合して、改正るべき点は改正をさせていただきたいと、このように思っております。

14番（関 誠之君） はい、ゼひお願いいたします。

時間がございませんので、主題の2に、平成23年度予算編成についてであります。市長の財政認識ですね、現在。市長の財政状況の認識と財政運営の基本的考え方、また、平成23年度当初予算で特に指示したことがあれば、そのことについてお知らせいただきたいと思います。

市長（朝山 毅君） 財政については、先日来いろいろ申し上げているつもりであります、現在の奄美市の財政状況に対する認識につきましては、来年度の予算編成でも触れておりますが、まず、これまで取り組んできた行財政改革の推進及び平成20年度以降の普通交付税の伸び等により、合併当初と比べて財政状況はかなり改善はされてきたものと認識いたしておりますが、現在の財政状況の好転の要因は、本市が行財政改革の推進に取り組んできた結果に加えて、普通交付税の増額と、国の経済対策によるところも大きく、他の自治体よりも著しく改善してきたということではないと認識いたしております。

また、国の財政状況は、特に厳しい状況にありますし、今後地方交付税総額の確保は、先行き不透明

あることに加えて、合併 10 年後の平成 28 年度以降、普通交付税は段階的に一本算定となり、最終的には、現在より年間で約 12 億円ほど減少するのではないかということが試算されております。このような財政状況を踏まえ、財政運営の基本的な考え方につきましては、今後とも必要な行財政改革を推進しながら、安定的な財源を確保することが肝要であると考えております。

その中で基本的な財源を担う市税が、ここ数年景気の低迷等により減収が続いております。これらの自主財源を確保するためにも最も重要なことは、農林水産業をはじめとした各種産業の振興による地域雇用の確保と、市民経済の活性化であろうと考えているところであります。平成 23 年度の当初予算編成方針では、以上のことなどを踏まえ、昨年度に引き続き財政健全化の継続と、地域の雇用確保及び経済活性化の両課題に取り組むものであることを念頭に置いて編成に取組を通知をいたしたところでございます。

以上、御理解いただきたいと存じます。

14番（関 誠之君） 認識は私ももうそのとおりだというふうに思います。ただ、気になることがありますて、先ほどの報道にもよりますと、2011年度の地方交付税のいわゆる特別加算をしていた 1 兆 4,850 億円、これが財務省から削減を要求されておるということありますから、ぜひ全国市長会とかそういう中でですね、やはりこの地方交付税の意義と重みを訴えていただきたいというふうに思います。やはり何と言つても、一般会計、特別会計の 38 億円の起債枠を守りながら、今言った状況が出てきたというのはそのとおりだというふうに思つておりますので、よろしくその辺のところはお願ひをしたいというふうに思います。

2 番、3 番を合わせて質問いたします。いわゆる予算の特別枠 5,000 万、これに期待できる施策、また、特別枠を改善する点はないかということで、一つ提案を申し上げれば、各課の自主研修グループというのをやっぱり立ち上げていただいて、そういう研修グループの中で競い合って、市民のための施策をどう作っていくか。また、そういうものをレポート化して、年に一度ぐらい今評価委員会ごときものを作つてですね、評価をしていただいて、そこにはインセンティブ的な予算、いわゆる良かつたのに対してはそれを更に高めていくような、例えば旅費とかいろいろあると思いますが、そういう予算は組めないのかということ。それと 3 番目の過疎債によるソフト事業の新規継続、これについて、たまたまこの補正予算にこの過疎債の事業計画出ておりますが、どうも従来のソフト事業の財源移替え的なものが多くて、新規の提案が少ないように思つますが、その辺の新規ソフトの事業案は何本ぐらいあるのか、お示しをいただきたいと思います。

総務部長（松元龍作君） 地域の活力特別枠についてでございますが、先ほども申し上げましたように、安定的な自主財源の確保のためにも、農林水産業をはじめとした各種産業の振興による地域雇用の確保と、市民経済の活性化が重要であることを先ほど市長が申し上げましたとおりでございます。これらの施策を展開するために、地域の活力特別枠 5,000 万円を設けたところでございます。平成 22 年度の特別枠も同様の趣旨で設けておりますが、その内容は子育て支援、雇用対策、産業の活性化、教育環境の充実など幅広い分野で事業を選定をいたしました。

しかしながら、全体的に見て、結果的に子育て支援など福祉分野の比重が高く、産業の活性化に関する施策が少なかったような感じはいたしております。平成 23 年度の予算編成作業は、これからでございますが、産業の活性化に限らず、地域雇用の確保と市民経済の活性化につながる施策を数多く選定できるように努めてまいりたいと思っております。

それから、職員提案型のことに関しましては、議員のおっしゃるとおり、これから将来の一括交付金化に向けて、職員の企画政策立案の向上のためにもぜひ必要なことではないかと思っております。近年この職員の提案が非常に少ないのが気になっておりますので、ぜひそのような点からも、職員の提案をどしどし受けていければと、それを触発するような何か制度ができましたら、そういうことも考えてみたいと、このように思つております。

それから、過疎債のことのございますが、議員御承知のとおり、平成21年度末で期限切れを迎えた過疎地域自立促進特別措置法が改正されまして、平成27年度まで期限が延長されております。今回の改正を受けまして、本市におきましても、過疎地域自立促進計画を策定して、今議会に上程をいたしているところでございます。この過疎法及び過疎計画に基づく過疎対策事業債は、元利償還金の70パーセントが交付税措置されることから、本市におきましても、法律の要件に該当する事業については、他の起債に優先して活用してきたところでございます。更にお話にありましたように、今回の改正の目玉の一つとして、自治体ごとに算定された限度額内においてソフト事業に過疎債が充てられるようになったことで、今後施策を進めていく上で様々な事業展開の可能性が高まるものだと思っております。議員御指摘のように、現在の過疎債の利用事業については、非常に少ないものがございますが、また23年度からの新規事業につきましても、まだこれは今から予算編成作業に入ってまいりますので、まだ具体的には今のところちょっと申し上げられませんが、相当数の数が今回上がってきておるものだと思っておりますので、御理解をお願いをいたしたいと思います。

14番（関 誠之君） ゼひ先ほども財政とも絡んだことだと思いますので、指数で言えば本当に財政力指数というのは、いくら良くなつたとはいえ、今0.27なんですよね。類似団体が0.57とちょっと比べる類似団体が少し違うのもありますけども、とにかく類似団体と総務部長が言っているのに比べると、0.57と0.27ですから、その辺の先ほども市長の言われたいかに自主財源を確保していくかということの視点を持ってですね、職員のほうにも大いに提案をしていただければというふうに思います。

あと4番目の一括交付金化の本格実施への対応ということで出してございますが、これは県が来年度から、市町村が再来年度から一括交付金がなってくるんではないかということありますから、この一括交付金化、具体的な例を言えば、奄振の社会資本整備事業、または農産漁村の地域交付金、もう既にやっておるわけですから、それを見習ってですね、この議会と私ども二元性でありますから、住民のニーズは首長と議会に任せられているということで、一括交付金の予算編成にですね、市議会との協議の場を持つようなことができないのか。いわゆる今特別委員会で総合計画に対して、私どもの意見を出すようなことでやっておりますが、そういったふうな例えばそれぞれの党で、予算編成に対するものを出しておりますが、そういったものを共通的にできるものは議会でまとめて、市民の施策に生かしていくというようなことを頭の中では考えておりますが、それに対してお答えをいただきたいと思います。

総務部長（松元龍作君） 一括交付金化につきましては、今のところまだはつきりとしたその制度の内容が示されておりませんので、なかなかお答えしにくいところもございますが、ある程度予算の裁量権が地方に移っていくということだろうと思っております。その際に、先ほど申し上げましたように、職員の企画立案能力も大変必要なものになってくるでありますから、いろいろな方々の議会、それから市民の方々の施策に対する御意見もその中でいろいろ伺っていかなければならないものだと考えておりますが、まだ制度自体がはつきりいたしておりませんので、この辺は少し検討課題にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

14番（関 誠之君） イメージ的に言えば、地域活性化きめ細やかな交付金というのがきてると思うますが、そういうようなイメージだというふうに中央から聞いておりますんで、例えば橋りょう補修や電柱の地中化、都市部の緑化、森林の路網整備とか、それを職員のいわゆる提案を含めた施策を作っていくと。ですから、先ほどの自主研修組織を立ち上げていただきたいというのは、ここにも係る問題で、やはり市全体のグランドデザインを職員が理解をして、各部署の横断的な計画も調整、理解の上ですね、この一括交付金の予算に対応する職員が育成できていんではないかというふうに考えておりますので、ゼひそういった視点も持って、先ほどの自主研修グループ、インセンティブ予算、やはり頑張ったら頑張ったなりの評価をいただかないと、なかなか次やる気が起りませんので、そういうものを含めてお願いをしておきたいというふうに思います。いろいろ一括交付金についてはあるんですけども、

同僚議員が最後に控えておりますから、そちらのほうにお譲りをしたいというふうに思います。

教育問題についてです。1と3について、学校給食賄い材料の適正化はどう処理をしているのか、するのか、来年度の予算、今年度の予算。09年度314万8,608円を公費で補てんをしておるという発言がありましたが、幼稚園の入園料、保育料のは正はなされておるのか。どのようにするのか。名瀬地区が入園料が6,000円、そして保育料が6,100円、笠利地区が入園料0、保育料が2,000円ということで、先ほどの与議員の答弁に、歳入歳出の均衡が図られるようということで答弁をいただいておりますが、補てんは0ということになるのか。今年度の対応、来年度予算編成の対応、また、来年度以降は給食センターを民間委譲、委託するというふうにも伺っておりますが、その辺とのもの。

2番目の幼稚園については、しばらく時間をと、時間がかかるんでしばらく時間をと。前、同僚議員の話によると、もう5年もなるのだが、本当に時間が、しばらくの時間というのはどれぐらいなのか。その辺を含めて答弁があれば、お願いしたいと思います。

教育事務局長（里中一彦君） まず一つ目に、学校給食センターの賄い材料の適正化の件でございます。

笠利地区の学校給食につきましては、賄い材料に地場産品を少しでも多く取り入れたり、少しでも栄養価の高いメニューを工夫したりと、育ち盛りの子どもたちに安心で安全な充実した学校給食を提供したいという配慮から、平成21年度の予算執行が歳入を上回る支出をしておりました。決算審査でも議員から御指摘を受けたところでございます。

合併以前の笠利町におきましては、給食センターが10校1園の学校給食を賄う上で、保護者の負担軽減を図るために、一般財源繰入れを行ってきた経緯がございます。合併をして一体化を図るという面から、自校方式と同様、歳入予算の中で学校給食を提供するという原則の下、今年度はその均衡が図れるように努力をしていきたいというふうに考えておりまして、平成23年度におきましては、歳入に応じた歳出の予算を計上したいというふうに考えております。いわゆる補てんはしない予算を計上したいということでございます。

それから、先ほど議員のほうから、私どもが決算委員会の中で申し上げた数字でございますけれども、その後それぞれ内容を見てみると274万996円でございますので、この場で訂正をさせていただければと思うところでございます。また、民間委託のことでございますけれども、現在のことにつきましては、給食センターの管理運営検討委員会の中で検討を行ってあるところでございます。これらがまとまり次第、また議会のほうにも御報告、御相談をしなければならないだろうというふうに考えております。

次に、幼稚園の入園料、保育料のは正でございますけれども、笠利地区の入園料、保育料は、合併前の笠利町立幼稚園授業料徴収条例の授業料と同額であります。合併協議会では、現行のとおりとして、新市において調整するとなっております。奄美市におきましては、平成19年度に調整が行われ、その結果、現行の額とされております。名瀬地区と笠利地区では、月額保育料の差額が大きく、年次的な調整で済むのかなど、更なる検討が必要となっております。また、保護者や地域の理解等時間がかかるものと予想されますので、今しばらく時間をいただきたいと、期間をいただきたいと考えているところでございます。以上でございます。

笠利事務所長（塩崎博成君） ただいま局長のほうから説明がございましたけれども、その中で幼稚園の入園料、保育料について笠利総合支所を預かる立場で若干補足説明をさせていただきたいと思います。よろしいですか。

14番（関 誠之君） 言わんとすることは十分理解をしておるつもりですから、その背景は良しとして、学校給食の賄い材料についてはね、それぞれの時系列的な流れがあって、そこを少し協議をする時間がずれたというふうに考えれば、それはそれでなることですが、このやっぱり幼稚園の入園料と保育料についてね、教育長、平成19年に新市で協議をしたということですが、このことについて教育長はどの

ような認識を持っておられるのか。

学校給食の問題も含めて、やっぱり合併をしたら、名瀬だろうが住用だろうが笠利であろうが、やっぱり一体化といふんであれば、これをどこかに統一するか、少なくとも今のままのことのいわゆる説明をきちっとできるのか、しているのか。十分説明責任ができれば、私はそれで、それはそれでいいと思っております。それについて教育長の見解があれば、お聞かせください。

教育事務局長（里中一彦君） 先ほども申し上げましたが、合併協議の中では、現行のとおりとして、新市において調整するというふうになっております。いわゆる合併協議の中の方針というのは、負担は安く、サービスは厚くというふうなことで、このようになっているものだろうというふうに考えております。

新市になった今日でありますけれども、調整項目すべて均一な取組をするべきではないかという御指摘でございますが、更には速やかに統一すべきではないかという御指摘でございます。合併から4年数か月を経た今日でございますけれども、笠利地区においては、過去2回の市民体育祭など様々な取組によって、徐々にではありますけれども、一体感の醸成が図られつつありますけれども、まだまだ一体感が図られているとは言い難い状況だというふうに認識をいたしております。また、この保育料につきましては、約3倍の開きがあります。このような状況において、直ちに幼稚園保育料を統一するには、いささか拙速すぎるのではないかとも考えているところでございます。また、国におきましては、幼児教育の制度改革に向けて検討がなされております。2013年度からの実施を目指すこととされております。このような制度の改正の時には、これらの保育料についての議論を行い、保護者や地域や、あるいは市民の理解も受けられやすいのではないかというふうに考えておりますので、御理解をいただければというふうに考えております。

14番（関 誠之君） もう時間がありませんから、それ以上申し上げませんが、とにかくできないならできないで、その理由をおっしゃればいいわけですよ。平成19年に新市で協議をしたというわけですから、その協議をした時の内容をきちっと説明責任を果たせば、それはそれで納得をすることなんですよ。私は納得しても、市民が納得するかどうかというのは、これはまた別の問題でありますけども、そういうった時間がかかるので、しばらくで5年、2013年というと、あと3年後ですよ。8年なるんですよ、合併から。そういうことを本当にやはり行政の中で真しに考えて、一步步めざゴールは見えるわけですから、大変難しい問題だというふうには思っております。6,100円、しかし、名瀬市のいわゆる親から考えると、逆のことなんですね。安い高いで言えば。その辺を十分に認識をして、2013年と言わず、努力をするという回答がなぜできないか、これが残念であります。時間がございませんので、次にまいります。

住用の学校給食の改善について、当事者はこれについてはお伺いをしております。あの住用の小中学校については、小学校のほうに温水のいわゆるものを受けさせていただいたということもありますから、これについては、またやってまいりたいと思います。

4番目、市民生活にかかわることについて、先ほどなぎさ園の民間委譲については、多田委員がやりましたので、少し割愛をいたしますが、ああ、失礼をいたしました。笠寿園です。私がお聞きしたいのは、いわゆるなぎさ園の譲渡条件と、笠寿園の譲渡条件、いや、ごめんなさい、が非常に違うということです。

なぎさ園の場合は随契で社会法人も当時持たなかつた蒼寿会というのが、後で社会福祉法人を受けました。建物、備品は無償譲渡、土地は有償貸付け、積立金も1億数千万、額は分かりませんが、譲渡、職員事業団の派遣、5年以内の建替えと。笠寿園については、先ほどありましたように、土地を指名競争して2億2,101万9,000円取っております。それで臨時職員の40名の雇用、積立金を建替えは笠利町内で行うと。そして23年度には2,300万補助があると思いますが、スプリンクラーの設置もしなきゃいけない。どうしてこういうふうな民間委譲するに開きが出たのか。これについて見解

があれば、お聞かせください。

福祉部長（福山 治君） まず、なぎさ園の譲渡の際には、議員のおっしゃるように、基金を含めて社会福祉法人蒼寿会への譲渡を行った経緯がございます。なぎさ園の譲渡の際には、医師会へ市からお願いをして引き受けさせていただいたことと、施設の建替えを条件として付したことから、基金を含めて譲渡を行ったものであると考えます。今回の移譲先の選考については、公募による選考としたこと、また、施設の建替えを条件としていないことなどがなぎさ園の譲渡の際と違いがあり、笠寿園敷地については、売却することといたしました。また、選考においては、奄美市立特別養護老人ホーム笠寿園移譲先選考委員会を設立し、慎重に議論を進め、公平公正な選考に努めてまいりましたところでございます。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございます。この件については、補正予算でも出ておりますから、少し総括質疑でさせていただければなというふうに思います。

2番目の小宿地区都市計画の現状について、このスケジュールと基本的な考え方をお聞かせくださいというのと、奄美の航空路線については前に出ておりますから、割愛をさせていただきます。

最後の佐大熊川の上流砂防堤の崩壊について、これは土木課長にお願いをして、現地を見ていただいておりますので、説明はいたしませんが、民間の施設でありますけれども、放置すると下流部、いわゆる下のぞみ園、旧佐大熊保育所、また、団地のほうに財産やそういったものが奪いかねないというようなところですが、今後の対処はどのように考えられるか、お聞かせをいただきたいと思います。

建設部長（田中晃晶君） 小宿地区の土地区画整理事業についてお答え申し上げます。小宿町内会から平成20年5月に区画整理に対する小宿住民の90パーセント以上の合意が得られたということで、要望書が提出されました。これを受けて、6月には議会のほうに提出されまして、陳情書が議会のほうに提出されまして採択されているという状況であります。このようなことから、平成21年度には基本計画の作成を行い、今年度11月には小宿町内会の役員会におきまして事業の説明を行ったところでございます。

今後とも勉強会や説明会を重ねまして、事業の進め方や小宿地区の特性を活かしたまちづくりなど、地域住民の御意見を伺いながら進めたいというふうに考えております。住民が主体となったまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

次に、佐大熊上流の砂防堤ということですが、実はあれは盛り土の擁壁の一部決壊でございます。その要因が、背後の排水路から盛り土箇所に一挙に水が流れ込んで、擁壁の一部が決壊したものだというふうに思っております。今後、市の対応といたしましては、対策としまして、この盛り土箇所に水が集中しないよう、維持管理に努めてまいります。また、今後どのような対策が取れるかにつきましても、取れるかを含めまして検討してまいりたいというふうに考えております。

14番（関 誠之君） 以上をもって、社会民主党 関誠之君の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（世門 光君） 以上で社会民主党 関誠之君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

12月13日、午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。どうもお疲れ様でした。（午後3時45分）

第 4 回 定 例 会
平成22年12月13日
(第4日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1番	師 玉 敏 代 君	2番	多 田 義 一 君
3番	橋 口 和 仁 君	4番	奈 良 博 光 君
5番	戸 内 恭 次 君	6番	平 田 勝 三 君
7番	向 井 俊 夫 君	8番	蘇 嘉瑞人 君
9番	竹 田 光 一 君	10番	竹 山 耕 平 君
11番	伊 東 隆 吉 君	12番	泉 伸 之 君
13番	世 門 光 君	14番	関 誠 之 君
15番	三 島 照 君	16番	崎 田 信 正 君
17番	里 秀 和 君	18番	平 敬 司 君
19番	渡 京一郎 君	20番	朝 木 一 昭 君
21番	奥 輝 人 君	22番	平 川 久 嘉 君
23番	榮 勝 正 君	24番	大 迫 勝 史 君
25番	与 勝 広 君	26番	叶 幸 与 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な
し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 肅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	坂 元 洋 三 君	住 用 総 合 支 所 長	高 野 匡 雄 君
笠 利 総 合 支 所 長	塩 崎 博 成 君	総 務 部 長	松 元 龍 作 君
財 政 課 補 佐	菊 田 和 仁 君	企 画 調 整 課 長	東 美 佐 夫 君
市 民 部 長	有 川 清 貴 君	市民協働推進課長	重 山 納 君
健 康 増 進 課 長	嘉 原 孝 治 君	税 务 課 参 事	田 中 義 人 君
福 祉 部 長	福 山 治 君	福 祉 政 策 課 参 事	浦 口 一 弘 君
高 齢 者 福 祉 課 長	小 倉 政 浩 君	いきいき健康課長 (笠 利)	朝 郁 夫 君
保 健 福 祉 課 長 (住 用)	村 山 則 文 君	産 業 振 興 部 長	川 口 智 範 君
商 水 情 報 課 長	則 敏 光 君	紹 觀 光 課 長	日 高 達 明 君
農 政 局 長	田 丸 友 三 郎 君	土 地 対 策 課 長	奥 正 幸 君

産業振興課参事(住用)	朝野平三君	建設部長	田中晃晶君
都市整備課長	東正英君	土木課長	砂守義久君
水道課長	義岡出君	教委事務局長	里中一彦君
教委総務課長	白坂稔君	学校教育課長	福永朗君
文化財室長	中山清美君	選管事務局長	圓順次君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	赤近善治君	次調査係長事務取扱	山崎實忠君
参事兼議事係長	橋本明和君	議事係主査	麻井庄二君

議長（世門 光君） おはようございます。ただいまの出席議員は25人であります。会議は成立了しました。これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）



議長（世門 光君） 本日の議事日程は一般質問でございます。日程に入ります。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に公明党 叶幸与君の発言を許可いたします。

26番（叶 幸与君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。公明党の叶幸与でございます。

まずははじめに、10月20日に発生いたしました奄美豪雨災害で3名の方がお亡くなりになりました。ここに謹んでお悔やみ申し上げますとともに御遺族の方々や災害に遭われた多くに皆様方へお見舞い申し上げます。そして一日も早い復旧を目指して元の生活に戻られますよう御祈念申し上げます。

当局におかれましては、この50日間、大変御苦労様でした。被災者の方々が元の生活に戻るには、まだまだ掛かります。最後の一人になるまで最善の御尽力をお願い申し上げます。また、柳町火災で被災に遭われました方々に対しましても併せてお見舞いを申し上げます。

一般質問に入ります前に、所感を少々述べさせていただきます。今回の豪雨災害は、たった二日間で総雨量871ミリの記録的な大雨によって、一瞬にして公共施設等の被害総額は123億6,000万円にも及ぶ金額が水に流されたわけであります。自然の破壊力のすごさをさまざまと見せつけられた感がいたしました。いかに科学技術が発達しても自然の驚異の前では人間の営みなどはものの数にも入らない、正に百年に一度あるかないかの災害であったと、つくづく思い知らされましたことありました。しかし、この度感じたことは、人間が窮地に追い込まれた時は、一人ひとりは弱い存在の人間でもお互い助け合うということ、特に奄美の昔から言われ行なってきました結の精神が、いかんなく發揮されたことであります。今回、奄美は災害にみまわれましたけど、お互い助け合う結の心を見つけたこと、そして、これが全国に知れ渡ったことが救いではなかったかと思います。後は、いかに今後の災害の教訓を活かして島づくりを全員していくかであると考えるものであります。

この度の豪雨災害では、我が公明党本部より奄美豪雨災害対策本部次長の秋野公造参議院議員が鹿児島から船便にて10月22日早朝、奄美入りをいたしました。一番災害が甚大だった住用町に真っ先に入り、視察激励をいたし、政府に現地情報収集の派遣員の要請をいたしました。10月31日に再度来島し、瀬戸内町を訪問、宇検村を除く奄美大島4市町村を視察して、今回の激甚災害指定へ向けた取組を党として政府に要請をしております。公明党市議団も11月5日に、朝山市長に対し被災住民への支援を求める申入書を提出いたしました。党を挙げて全力で取り組んでまいる所存でございます。

所見が少々長くなりましたが、早速、一般質問に入らせていただきます。この二日間で8名の同僚議員が、豪雨災害で質問をされておりますので、①と④の質問については割愛をいたします。それでは通告に従いまして、1 奄美豪雨災害について、②地籍調査の迅速な実施についてを伺います。

地籍調査については、度々一般質問で取り上げられておりますが、先の通常国会で国土調査促進特別措置法と国土調査法の一部改正法が成立しております。今回の法改正は、地籍調査の迅速化を図るために行われました。地籍調査は特に、都市部や山林で遅れており、それが都市再開発や森林整備の遅れの原因となっております。地籍が未整備なため、所有者間の紛争やまちづくり、災害復旧の遅れなど国民生活にも大きな影響がございます。また、地籍調査の実施が遅れるほど土地の境界を示す目印、物証や境界に関する人の記憶、認証が失われていきます。土地という限りある資源を効率かつ有効に活用するためにも地籍調査の迅速な実施は重要な課題でありますが、当局はどのように考えているのか、伺います。

新しい改正法の内容は何か、奄美市の市街地、宅地等、山林原野及び畠地等の現在の進ちょく状況、被害現場の地権者確認の難航との話も聞こえるが、今回の災害に復旧への影響はないのかどうか。また、民間活力の導入による国土調査の実施が可能になったともありますが、どのようなことでしょうか、お尋ねいたします。

後の質問については、発言席より行います。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

農政局長（田丸友三郎君） おはようございます。ただいま御質問の改正内容について御説明を申し上げます。議員がただいま御説明をされましたように、今回の改正の内容といたしましては、国土調査をいつそう促進するために、国の直轄事業である都市部の人口集中地区で公共用地と民有地との官民境界情報先行整備をする都市部の官民境界基本調査や地権者の高齢化や離村、森林の荒廃等が進行し地籍調査が困難な地域を対象とした山村境界基本調査のほか、民間の能力を活用し民間業者に調査の委託が可能になったことが主な改正点でございます。

次に、二点目の市街地及び山林原野及び畠地の地籍調査の進ちょく状況についてありますが、本市の地籍調査は、名瀬地区が平成5年、住用地区が平成4年、笠利地区が平成2年から始まり、平成21年度末の進ちょく率は23.2パーセントでございまして、御質問にありました土地の種類地目別の進ちょく率につきましては、宅地が23.2パーセント、山林原野が17.7パーセント、畠などの農地が37.5パーセントでございます。

次に、三点目の被害現場の地権者確認の難航の点でございますが、今回の豪雨災害によりまして災害復旧に対して影響が出ていないかとの御質問であります。地籍調査が完了している地域につきましては、災害箇所の所有者、地番、地目が確認でき、復旧事業が迅速に進むものと思われます。未完了地域においては、改めて境界の確認が必要となり復旧事業に手間と時間が要すると思われます。

今回の豪雨災害を受け、県や市が管理する国道や県道、並びに市道、農林道、河川、2級河川、準用河川、砂防施設、急傾斜などの公共施設等の災害復旧工事に向け、早急に被災箇所及び近隣の地番、所有者を把握する必要がございます。

今回、市の担当いたしております土地対策課といたしましては、市や県の関係部局から被害のありました地籍調査の成果に関する情報の提供を速やかに行つたところでございます。

それから四点目の民間活力の導入についての内容であります、民間活力の導入につきましては、これまで土地所有者間の境界立会いを含めた一筆調査については、市町村職員が自ら実施することを原則といたしておりましたが、地籍調査の促進を図るため民間活力いわゆる土地家屋調査士、土地改良換地士、土地区画整備士、測量コンサルタントなどを活用して調査を実施することが可能になったことございます。

26番（叶 幸与君） 山林が17.7パーセントというようなことで全体的にすごく地籍が遅れているというふうに思っております。

財政面での配慮も今回、行われておるとこういうふうに聞いておりますが、どのように配慮されているのか。また、今までのこの進ちょく率と1年間で何パーセントくらいのこの進ちょくになるのでしょうか、ちょっとお尋ねします。

農政局長（田丸友三郎君） 補助事業費の負担割合につきましては、国が50パーセント、県が25パーセント、市町村25パーセントで市町村負担のうち、さらに80パーセントは特別交付税で措置をされていることから、市町村の実質負担は5パーセントとなるよう優遇をされております。

次に、1年間の進ちょく率につきましては、約1.22パーセントとなっております。今回の奄美豪雨災害を受けて、国・県に対して本市を含む奄美群島における地籍調査事業の重点配分と国直轄事業である都市部官民境界基本調査及び山村境界基本調査を要望してまいりたいと考えております。

今後とも土地取引の円滑化や効率化を図り、円滑な公共事業の推進を図っていくために地籍調査の体制を強化し、計画的に事業を実施してまいりたいと考えております。

26番（叶 幸与君） 1年間で1.22パーセント、全体的に23.2パーセントという進ちょくであれば約80年以上はかかるんじゃないかと、80年以上かかったら本当これは大変な事であります。また、今の話によりますと、市町村は5パーセント持ち出しというふうなことでございますので、国としては地籍は進めていこうという方針でありますから、ぜひ市においても何らかの予算確保をですね、お願いしたいなというふうに思います。

地球温暖化で自然災害がこういうふうに頻発に発生していくれば、土地の形状も大きく変わってまいります。また、境界に詳しいお年寄りの方々も亡くなっていますと、本当に大変なことになります。こういうふうなことで今回はぜひ、この災害を契機にして地籍調査に対する予算を少しでも多く取っていただけるようにお願いをいたしまして、次の質問に入ります。

2番目に、急傾斜地対策についてであります。今回の災害では、危険な山すそに建っている家が土砂崩れでやられています。毎年、防災の日には、市内山すそ急傾斜地地域の総点検パトロールが実施されておりますが、現在、奄美市で危険な急傾斜地地域は何か所くらいあるのか、またその中で今後、急傾斜地対策事業が、その計画事業が挙がっているところがあればお示しください。

また、今回、井根町25番地の山すそでも2階建ての家が、家ごと道路を挟んだ向かいの空き家に乗るような形ですべり落ちる、こういう災害がございました。災害があった家のすぐ上のほうに2軒の空き家がありまして、その家の土台がむき出しになっていて、いつ二次災害が起きてもおかしくない、こういう状況であります。隣近所から不安の声が寄せられており、大変危険な状況であります。

今回の災害見舞いでは、空き家であるために見舞金の対象にはならないとのことであります。私有地については個人負担の原則は分かりますが、個人負担が余りにも重いと危険を承知で手付かずの状態で放置されると、必ず二次災害が起きるのは目に見えており、このような事例は、今回は他にもたくさんあるのではないかと思いますが、行政として何らかの手立て、対策はないものかお尋ねいたします。

建設部長（田中晃晶君） 議員お尋ねの現在、奄美市で危険な急傾斜地が区域は何か所かということでございますが、ただいま名瀬、それから住用、笠利、両地区、そうですね、名瀬地区で156か所、住用で42か所、笠利地区で22か所、合計220か所になっております。

今後の今、それで、ただいま施工中の箇所でございますが、名瀬地区で3か所ございます。朝仁地区、鳩浜地区、春日地区それぞれ16年度から23年、19から29、22年度からというように状況であります。

今、要望している箇所につきましては、住用地区の見里地区をはじめ名瀬地区の3か所が予定をしているところであります。

ただいま議員からありました井根町のところでございますが、議員御案内のように私有地でございまして、市といたしましては、他の案件も含めまして申し上げているんですが、私有地につきましては、議員もおっしゃるように個人の財産でありますので、原則どおり所有者の責任において維持管理とか現況の回復については行われるべきだというふうに考えております。

それで対策はないかとのお尋ねなんですが、対策と申しますか、市の、県の、国のほうからですが、がけ地近接等の危険住宅移転事業というのがございまして、それに補助対象になっておりますので、そのような活用を進めるものであります。

26番（叶 幸与君） 奄美市で220か所と、すごい多いですね、本当にもう厳しいこういうがけ地地域の人にとっては、こういう災害が起るたびに夜も寝られない、また毎回、避難をしていかないといけないような、こういうふうな状況におかれんじやないかなとこういうふうに思っております。それに関しては今回、計画しているが、名瀬で3か所、あと住用という形でございます。この解消も今回を教訓にしてぜひ実施をしていただきたいなと思います。

今、2番目については、移転事業、国の県の移転事業等があると、これをちょっと参考にしてやっていきたいというふうなことでありますのでよろしいですが、とにかくこの急傾斜地地域対策、これは本

本当に急務なことであると思いますので、よろしく善処のほうお願ひしたいと思います。

次に、5番目に10月20日を奄美防災デーにということでございます。100年に一度あるかないかの今回の奄美豪雨災害は、いろいろな形で教訓や課題を残しました。今までの防災マニュアルがすべて活かされなかった。朝山市長も想定外の災害だったために、情報把握ができず対応に手間取ったと感想を述べられておりましたが、このような災害を今後忘れないためにも、また、後世に記憶を留めるためにもぜひ10月20日を奄美防災デーとして残していくことが大事であると考えますが、市長はどうにお考えかお聞かせください。

総務部長（松元龍作君） 議員御提言の10月20日を奄美防災デーとして定めてはということでございます。今回の災害は確かに未曾有の豪雨であり、尊い人命が失われ数百世帯が全壊、床上、床下浸水に遭い、局地激甚災害まで指定されるという災害でございました。この災害から受けた教訓を忘れることなく後世に残していくためにも、防災の日として定めることは有意義なことだと考えております。

仮に、記念日として定めるのであれば、記念日として残すだけではなく、どのような運動を展開していくことが必要かなど詰めていく事項が、たくさんあるんではないかと考えております。

制定する、実施をするしない、するとしたらどのような方向で実施していくかなど含めまして、今後十分に検討させていただきたいと思っております。いずれにいたしましても、防災訓練等あらゆる機会を通じまして市民の防災意識の高揚及び防災体制の確立を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

26番（叶 幸与君） 毎年、全市挙げて防災訓練をしたらどうですか。毎年、9月の1日は全国防災の日がございますが、最近は関係者のみの急傾斜地の総点検実施だけがなされているように思われます。この10月20日を防災デーとして、こういくんであれば毎年全市を挙げて各集落ごとに新しい防災マニュアルを作り直して、実のある防災訓練をしたらいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

市長（朝山 毅君） 叶議員にお答えいたします。今、10月20日をいわゆるメモリアルデーにしてはどうかということも、また一つの発案であり、またよりよい御提言であろうかと存じます。奄美市では、昨年の11月に消防や自衛隊などの各防災関連機関と連携をして、地震と津波を想定した奄美市総合防災訓練を実施いたしております。

その訓練では、消防や自衛隊、海上保安部によります空路、海路、陸路での救助、救出訓練、そして電力会社やガス会社などによるインフラ関連の復旧訓練を行い、今回の災害では、その訓練の成果が少しほは得られたものと思っております。このような訓練は、防災の観点から考えますと、必要不可欠であり関係する機関との連携を図ることができる重要な役割を担っているものと思っております。

しかし、災害は地域や地区によって状況が異なってまいります。全市を挙げた全体的な訓練も必要であります、浸水被害の多い地域又は土砂災害が発生しやすい地域など地区の実情に合わせた対策も講じていかなければならないものと思っております。そういう意味においては、それぞれの地域や地区での防災訓練や避難訓練の実施を促していくなければならないものと考えております。

今回の災害を受けまして、平成23年度に防災訓練関係予算を検討いたしているところでもございます。もちろん行政といたしましては、防災機関として他の関係機関と連携を図りながら住民の方々の協力をいただき、地域と行政とが力を合わせた形での安全なまちづくり、そして意識づくりを目指してまいりたいと考えております。そのような意味におきましてもメモリアルデーについて、今後検討してまいりたいと考えているところでございますので、御理解をいただきたいと存じます。

26番（叶 幸与君） ありがとうございました。検討していくというふうなことでございます。本当に今回は、集落が分断されて、その中で各消防団の団員の皆様の活躍もめざしいものがあったというふうにも伺っております。そういう面では、各集落ごとに災害等、また、いろいろ変わってきております

ので、その各集落に合ったそういう体制づくり、防災マニュアルづくり、そういった部分を合わせてできればと、こういうふうに思っております。どうぞよろしくお願ひをいたします。

次に、福祉行政についてであります。1、福祉用具販売購入について。要介護、要支援認定を受けている在宅者が福祉用具販売指定事業所より入浴や排泄に用いる福祉用具などを購入した場合は、助成の対象になるというふうに伺っております。奄美市では、購入にかかった費用をいったん全額負担して、その後9割相当額を後日支払う償還払いをとっておりますが、この厳しい経済状況の中、また、年金暮らしのお年寄りにとって一時的とはいえ全額負担は大変厳しいものがあります。伺うところによりますと、購入費の1割だけで支払いの済む受領委任払いのところも、こういう自治体もあるそうです。

お年寄りの負担軽減にも後先9割払い戻すことは、これは決まっていることですから、ぜひ受領委任払いの制度にしてはどうでしょうか。また、購入費の上限額はあるのか、またどれくらいの額になるのか、そしてまたどのような仕組みなのでしょうか。支給の対象になる物品はどのようなものが対象になるのか、そしてまた今までに支給した人数は何名ぐらいでしょうか、お尋ねをいたします。

福祉部長（福山 治君） お答えいたします。介護保険の福祉用具購入費は、まず次の5種類が定められております。腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトの吊り具の、吊り具の部分の5種類でございます。支給限度額は、同一年度に10万円となっています。支給件数につきましては、11月までに支給した件数は、195件支給しております。

福祉用具の購入に当たり、被保険者、利用者がいったん費用の全額を支払い、その後に市に申請して自己負担分の1割を除く保険給付分9割の支給を受ける、いわゆる償還払い制度となっております。償還払い制度であるため福祉用具を購入する時に、利用者は一時的にまとまった費用が必要となっています。この利用者の一時的な負担を軽減するため、県内的一部の市におきましては、被保険者が費用の1割を事業者に支払い、保険給付される9割分は市が利用者から受領に関する委任を受けた福祉用具販売業者に直接支払う受領委任払い制度を行っているようございます。

奄美市におきましても県内の他市の制度等を調査、研究し、利用者の福祉用具購入の際の負担軽減を図れないか今後検討してみたいと考えております。

26番（叶 幸与君） 検討でよろしいんですが、検討がいつまで経っても検討で終わらないようにですね、本当に今、大変厳しいこういう経済下でございますし、また、お年寄は年金からすべて差し引かれているような、こういうふうな状況下に置かれては、こういう高額医療費なんかは、今最近は、後払いじゃなくて病院とのお互いの連携の中で自分の負担だけの分を、今、支払うようなそういう制度になっておりますよね、そういうふうな形ですね、ぜひこの福祉用具の受領委任払いの制度にできればやっていただきたいとこのように思います。もう一度。

福祉部長（福山 治君） 確かに、今、議員がおっしゃるようにですね、高額医療費も以前はこの償還払い制度でございました。今、それは法律が改正になって委任払いができるような形に変わったわけで、それまでの間は、高額医療費の貸付制度を利用して、それで貸付けで相殺をするというやり方をしていましたので、この介護保険のこの制度もまだ以前の高額医療と全く同じ法律の内容でございますので、やるとした場合には基金を創設して、そこで貸付けをして委任払いをするというような形になるのではないかと考えられますので、今、それを県内でやっているところに対して、今、調査を行っているというところでございますので、もし実施をするとなれば基金創設、それから法律が改正をされるのを待つかですね、いずれかでまた検討したいと考えております。

26番（叶 幸与君） 法律の改正がなされていないということですけど、やっているところはあるわけですよね、それは本当にそこはですね、よく調べてですね、やっぱりぜひこれを進めていただきたいと

このように思います。

次に、元気な高齢者の負担軽減と介護支援ボランティアの普及についてであります。高齢化社会の進展に伴い、高齢者が社会参加や地域貢献などの介護支援ボランティア活動を通じて自らの健康増進を図り、また、介護予防にもつなげる取組に期待が高まっており、国内各地でも活動を積極的に支援する自治体が増えているようであります。

ちなみに横浜市では、高齢者が介護保険施設でボランティア活動を行った場合には、1日200ポイント、年間8,000ポイントを上限にしてICカードにポイントを貯め、1ポイント1円で換金できる制度が昨年10月よりスタートしております。

奄美市においても高齢者の生きがいづくりや介護予防の観点からも、また、元気な高齢者の負担軽減からも介護支援ボランティア制度の導入のお考えはないのか、お伺いをいたします。

福祉部長（福山 治君） 明るく活力に満ちた高齢化社会を確立するためには、高齢者が地域社会の中で自らの経験と知識を活かして積極的な役割を果たしていくような社会づくりが重要になると考えております。

その一環として、元気な高齢者がボランティア活動等を通じて地域貢献することを積極的に支援、奨励することは高齢者自身の健康増進も図られるものであり、結果として介護保険給付費の抑制にもつながると考えております。

本市においても、介護支援ボランティア活動を推進するため高齢者が介護施設等において要介護者等に対する介護予防に資する介護支援ボランティア活動を行った場合に、その実績に応じ、ポイントを付与し、ポイントを換金した交付金を交付する事業を新年度から始めたいと考えております。

なお、交付金は介護保険料の納付に活用していただければ負担軽減にもなると考えております。

今後、団塊の世代が高齢化を迎える時期にあって高齢者の社会参加を後押し、高齢者が第一線を離れた自由な立場を活かして働き、楽しみ、地域活動を行うなど生きがいを持った生活が送れるよう活動機会の充実と推進を図っていきたいと考えております。

26番（叶 幸与君） ありがとうございます。新年度からの実施ということでございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、市営住宅における単独所帯の認知症対策についてであります。年をとったら物忘れがひどくなつてと、よく嘆く声が聞かれます。こういう私もその一人であります、なかなか人の名前が覚えられない、また出てこないと、もうこういうふうなことで困ってしまうことが度々で、いよいよかなと、こういうふうに心配してひとしきりでございますが、最近、核家族化が進んでおり、また、高齢化社会へ突入しておる単独所帯のお年寄りが増えてきております。子どもたちがいるにもかかわらず、また、同じ市町村に住んでいるにもかかわらず、家族とは別居というこういう所帯が多くなってきております。

一軒家に住んでいる一人暮らしのお年寄りは、まだ良いほうかもしれません、公営住宅やアパートに住んでいる一人暮らしのお年寄りは他人との関わりもなく、中には亡くなつて何年も経つてから見つかったとの、こういう話も度々聞かされます。こういう世相の中で、私は介護保険制度や地域包括支援センターの果たす役割は大であると申し上げたい。そこで、身寄りのいない単独所帯で重症の認知症にかかっている方の対策についてお伺いをいたします。

奄美市で独居老人所帯は何所帯いるのか。また、そのうちアパートや公営住宅に住んでいる所帯は何所帯か。認知症の方の利用できる施設は何施設あるか。また、そのベット数と現在の待ち状況は何名くらいいるのか。ベット数が不足していると思われますが、今後ますます、高齢化社会に入っていくこういう中で、市はどのような対策や計画をお持ちなのかお伺いをいたします。

福祉部長（福山 治君） 市営住宅に限らず身寄りがいない高齢者や家族が近くにいない高齢者、いわゆる独居高齢者が本市においても増えてきております。

現在、名瀬地区は3, 526世帯、住用地区は219世帯、笠利地区は705世帯ですが、アパートや公営住宅の独居世帯数は把握してございません。独居の認知症高齢者の把握は、地域包括支援センターの協力機関である在宅介護支援センターの高齢者実態調査により随時把握を行っております。

また、受診や施設申込等は、介護サービスを利用している方について、居宅介護支援事業所のケアマネージャーが中心となって行っており、介護認定を受けていない方や介護サービスを利用していない方については、地域包括支援センターが中心となって行っています。認知症の方の入所施設であるグループホームは現在、市内に7施設で定員が81床ございます。入所の待機状況でございますが、約109名の方が申込みを行っております。

このような状況から第4期介護保険事業計画の変更分として増床を図ることにしております。本市においては、昨年から認知症地域支援体制構築事業として、認知症を理解していただく認知症サポーター養成講座の開設、認知症で徘徊の恐れがある高齢者の事故防止を目的に警察や民間事業所との連携による徘徊SOSネットワークの構築、小俣地区での認知症高齢者等の見守りネットワークづくりを行っております。

今後も認知症の方を地域で支えあっていけるようなまちづくりを目指し、地域支援体制の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

26番（叶 幸与君） 名瀬で3, 526名、住用219名、笠利が705名と、すごく大変多い数でなかなかうかなど、こういうふうに認識しておりますが、施設が81床しかないと。要するに81名の方がちょっと例えは悪いんですが、お亡くなりにならないと次が入ってこないというような、そういうことなんですね。本当たった81名、これだけ5, 000名近くいる中ですね、もしまだ軽度はまだいいんですよ、それがだんだんだんだんひどくなってくる。

そうすると私も15年間、おふくろを自宅で認知症になって15年、自宅で見守ったんですが、本当に大変なんです。家族も大変だし、また、家族がいない人はどうするのかと、地域の人たちもてんやわんやで、現に佐大熊で、そういう方が一人いらっしゃって、相談を受けたところなんですが、空きベットがないというふうなことで、どうしようかということで、今、その介護支援の方とも相談しながら、今、話を進めているんですが、本当にこの増設をですね、何とか早く進めていただきたいなど。

今回の災害でも住用の園、また、わだつみ苑のそういう施設がやられて、益々大変厳しい状況になっているのは、もう目に見えておりますよね、そういう面で、ぜひ将来的に今後、この認知症というのは、最近はそういう薬ができたとか、また先ほど、見守り隊とかいうふうな形で、いろいろこの認知症に関しては今後行政としても、いろんな形で手を打たなければいけない問題だと、こういうふうに思いますけど、このせめて、この施設をですね、もう少しやっぱり多く建てられないのかどうかと、こういうふうに思う次第でございます。その件に関して部長、なんかコメントがあれば。

福祉部長（福山 治君） 先ほども御答弁申し上げましたが、第4期の事業計画の変更という形でグループホームの増床ということの許可を行っております。

これが今から建ち始めますので、この際に、若干の解消は図れるものと思っております。それから、第5期の事業計画をまた来年度23年度から策定いたします。その中で、いわゆるグループホーム、地域密着型のサービスということで、小規模多機能とかそういうことも含めてですね、今後の必要性について、また検討して計画の策定委員会の中で論議をしたいと考えております。

26番（叶 幸与君） どうぞよろしくお願ひします。次に、教育行政について、小・中学校区自由選択制度導入についてございます。中学校の指定の流れの中で平成8年12月に行政改革委員会から出されました規制緩和の推進に関する意見、「第2次 総意でつくる新たな日本」において、学校選択の弾力化について3点の提言がなされました。1点目は、学校選択の弾力化の趣旨の徹底と、2点目は、その調整区域の設定の拡大取組事例収集・情報提供を行うということ、3点目に保護者の意向を活かす一つ

の機会である学校指定の変更や区域外就学の仕組みについては、選択機会の拡大の観点から現在、身体的理由、地理的要因、いじめの対応に限定されていると解釈されがちである相当の理由について弾力的に取り扱えることを周知すべきであることとなっております。

また、平成12年12月の教育改革国民会議報告、「教育を変える17の提案」や平成13年12月に総合規制改革会議から出された規制改革の推進に関する第一次答申においても、学校選択制の導入に関しての提言があり、平成17年6月に出された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005年」後には、学校選択制について、地域の実情に応じた導入を促進し、全国的な普及を図るとの閣議決定がなされております。

このような国の方針に対して、奄美市として小・中学校区自由選択導入に関して、現在、どのように取り組んでいるのでしょうか、お尋ねをいたします。

教育長（坂元洋三君） 中学校区自由選択制の導入についての御質問にお答えいたします。本市においては、御承知のとおり学校選択制の一つの形であります特認校制度を平成13年度から導入しております。これは特色ある教育活動を希望して学校選択するもので、現在、23人の児童・生徒が芦花部小・中学校に学んでおります。また、年度途中の転居、帰宅時の保護者不在、いじめ、不登校など、やむを得ない事情などの観点から、校区外就学も弾力的に運用しているところでございます。

中学校自由選択制を導入した場合、議員も御懸念のとおり小規模校における学級減の不安や学校への愛着や学校と地域との連携の希薄化の問題なども予想されます。慎重な対応が必要だと考えているところでございます。

以上のことから、現段階では、特認校制度と校区外就学を適切に運用することで対応していきたいと考えております。今後、社会情勢や諸環境に大きな変化が生じた場合には、適切に判断していきたいと考えているところでございます。

26番（叶 幸与君） この選択制度のメリット、デメリットというのがあると思うのですが、どのようなことが考えられるのか。現在、市内中学校において保護者から学校指定変更の要望、これがあるのになかなか要望が通らない。住所変更や他の町村へ転校する例もある。こういうふうにも聞いておりますが、最近1年間で何件くらい、こういった要望があって、また、どのような対応がなされているのか併せてお伺いいたします。

教育長（坂元洋三君） 校区外就学の年間の要望件数とその対応についてお答えいたします。今年度の現時点での要望件数としては、小学校が30件、中学校が41件です。いずれも保護者の要望を十分に受け止め、柔軟に対応しているところでございます。それから理由としては最終学年、転居予定がほとんどであります。不登校児による救済措置は3件です。以上です。

それからメリット、デメリットについてお答えいたします。まず、メリットとしましては、保護者が学校選択を通じて特色ある学校づくりが推進できると。2点目は保護者の学校教育への関心が高まると。3点目は子どもが自分の個性に合った学校で学ぶことができると。4点目は学校同士が競い合うことにより教育の質が向上するとの4点がメリットでございます。

デメリットのことについては、通学距離が長くなり安全の確保が難しくなるということが1点目。2点目は学校と地域との連携が希薄になる恐れがある。3点目は学校間の序列化や学校間格差が生じる恐れがあるということ。4点目は入学者が減少し、適正な学校規模が維持できない学校が生じる恐れがあるということでございます。以上です。

26番（叶 幸与君） ただいまメリット、デメリット諸々お話を聞かせていただきました。本当にメリットもあればデメリットもあるということですが、国の流れとしてもこの自由選択制に走っているのは確実でございまして、市としても特認校の制度も、今、やっているというようなことで23名の児童・

生徒が現在、芦花部小・中学校のほうですね、行っていると。この前の新聞にもございましたが、体験入学ということでもお話がありました。しかし、小学校30件、中学校で41件の要望があるということは、すごく大きいことなんですね。

今までやっぱりこういうふうなものは、あまりなかったと思うんですが、現にこれだけのやっぱり数の保護者からの要請があるということは、それだけ各学校間においての教育の在り方、あるいはまた、いろんな問題を今現在はらんでいる、そういうふうな中でこういうふうな数字が出ているんじゃないかなと、こういうふうに思います。そういう面ではぜひ教育委員会においても学校に対して、その学校特色のある学校づくり、そしてまた子どもに対して常に真しに受け止めていくような、そういう教育をですね、これをぜひお願いしたいなど。これがやっぱり最近は、いじめの問題とかいろんな問題が多発しております。そういう面でよろしくお願ひをいたしたいと思います。

次に、主任児童委員についてでございます。昨今、子どもを取り巻く環境が非常に凶悪化し、厳しくなってきております。つい先月も小学6年生の女子の自殺の報道がございました。毎日のようにいじめやわいせつ、また、父母の虐待等々、耳を覆いたくなるようなニュースばかりで、挙げればキリがございません。そのような子どもを取り巻く環境の中で、未来ある子どもたちをどのように見守り育てていくかが大人に課せられた責務であると私は思います。

また、大人社会全体の責任であるとともに行政や専門の方々、なかんずく児童相談所や主任児童委員の方々の役割は重要になっており、その活動にも期待するところでありますが、今回は主任児童委員についてお尋ねをいたします。

奄美市には、何名の主任児童委員の方がおられるのか。また、その人数で対応ができるのか。どのような活動をなさっておられるのか。そして今までに、どのような実績等があったのかをお尋ねをいたします。

福祉部長（福山 治君） 最初に、主任児童委員の人数についてでございますが、奄美市には、3単位の民生委員、児童委員協議会がありまして、名瀬単位が3名、住用単位が2名、笠利単位が2名と、それぞれ主任児童委員が配置をされております。その人数で対応ができるかとの御質問でございますが、主任児童委員とは別に民生委員・児童委員の人数について名瀬単位が95人、住用単位が13名、笠利単位が27名いることから十分に対応はできているものと考えております。活動につきましては、基本的には児童委員がそれぞれの担当地区における児童の福祉に関する各種相談、見回り、問題等がある家庭への訪問などを行っており、事案によっては関係機関と連携協力しながら対応してございます。

主任児童委員につきましては、担当区域を持たず、広域的に児童の福祉に関する事案について対応し、児童委員が判断を悩むような事案等に対しても相談を受け、児童委員及び関係各機関と適宜連携を図りながら解決に向けての活動を行っております。最近では、児童虐待、いじめ、不登校との問題が増加の傾向となっていることから児童委員及び主任児童委員の活動についても、ますます重要な役割を担っていくものだと考えております。

実績についてでございますが、平成21年度の活動状況として、相談支援業務については、年間321件、調査実態把握、各種会議等への参加など454件、訪問活動が326件となっております。

26番（叶 幸与君） どうもありがとうございました。私は、名瀬が3名しかないというようなことで住用、笠利が2名ずつ、その人口比で言えば少ないなと思って、この問題を出したんですが、民生委員の方がその対応を兼ねているというようなお話をありますので少し安堵したところでございます。とにかく本当に大変なこの活動をされていると思いますが、ぜひ頑張っていただきたいなど、こういうふうに思います。

次に、認定子ども園、幼保一元化についてであります。質問に入ります前に、質問の性質上、認定子ども園のこの認定の二字は削除を願います。

自公連立政権時代から保育所に行きたくても行けない待機児童、こういうこの問題があります。4月

現在で2万6,000名の待機児童がありますが、少子化で幼稚園に通う子どもが年々減少している現状を踏まえて、社会のニーズに合った制度の導入をとの考えで、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の制定によって、平成18年10月から就学前の教育ニーズに対応する新たな選択肢として認定子ども園がスタートし、幼保一元化に向けた取り組みが全国的になされています。

現民主党政権下でも政権公約で幼保一体化の方針を表明し、先月11月1日に子ども子育て新システム検討会議に幼稚園と保育所、認定子ども園の各制度を廃止して機能を一体化させる子ども園創設へのための関連法案を早ければ2011年の通常国会に提出する方向であります。

そして、2013年度からの実施を目指すと、こういうふうにありました、先月16日に開かれた会議では、幼保を完全に統合する当初案には拙速だとの反対意見が続出して、2週間余りで事実上撤回し、幼稚園、保育所と併存で段階的に幼保一体化を図る案を支持する方向になりそうな気配であります。この度の政府、子ども園について、どのような制度なのか、また、案の内容はどういう内容なのか、そして、子ども園に対してメリット、デメリットとして考えられることは何なのか。奄美市としては、幼保一元化に持っていく、この制度について、どのように考えているのか、お聞かせください。

また、併せて旧名瀬市時代に財政上や園児数の減少に伴い、伊津部幼稚園、奄美幼稚園、名瀬幼稚園の3幼稚園を統合して名瀬市立幼稚園として出発した経緯がありました。その時、将来は朝日幼稚園と小宿幼稚園については、民間に移譲するとの話でございましたが、現在、どのようにお考えかお示し願います。

福祉部長（福山 治君） まず、子ども園の制度について、幼稚園と保育所との体制や機能の違いを述べながら御説明をしたいと思います。

幼稚園につきましては、学校教育法に基づき、幼稚園教員免許を持つ教諭が3歳から就学時前を指導する学校ということでございます。所管は文科省でございます。保育所は、児童福祉法に基づき国家資格である保育士が0歳から就学前の保育にかける児童に対して保育を行う児童福祉施設となっております。所管は厚労省でございます。その他、施設基準や運営主体、経営等につきましても幼稚園と保育所は、その設置目的の違いから異なる点が多くございます。

今回の子ども園制度は、国の政策として、こうした幼稚園や保育所の設置運営基準や教育保育内容及び資格等について法律的に見直しを行い、幼児教育と保育を共に提供する子ども園に一体化することとしております。

まず、国が示した5案の内容についての御質問でございますが、第1案は、当初案の幼稚園、保育所の子ども園への完全移行でございます。第2案は、法律上は子ども園に完全移行し幼稚園型や保育所型の多様な類型を設け、個々の施設が幼稚園、保育所の名称を使用することを可能とするという案でございます。第3案は、幼稚園、保育所はそのまま存続し、新たに子ども園を設ける。第4案は、幼稚園制度、保育所制度を存続させ、幼保一体的に運営する施設を新子ども園として指定する。第5案は、保育所は子ども園に完全に移行し、幼稚園のみ現行制度のまま存続の5案が示されております。

最近の新聞報道等によりますと、議員からお話をあったように、国の検討会議では性急な一体化は無理があり、第1案である当初の幼稚園と保育所の一体化した子ども園に統合する方式ではなく、現実的である第3案と第4案での意見集約が図られる方向であることなどが報じられているところです。

次に、子ども園のメリット、デメリットとして考えられることは何かということでございますが、先ほど、5案の概要を御説明いたしましたが、国としては、来年3月の法案提出に向か、保護者負担金や利用形態等の具体的な制度の中身やこれから検討が行われることから、現時点においてメリット、デメリットをお答えできる状況にないことを御理解いただきたいと思います。

教育長（坂元洋三君） 次に、朝日幼稚園、小宿幼稚園の民間委託についての御質問にお答えいたします。議員御指摘のとおり、平成17年3月に開かれた旧名瀬市の定例教育委員会の場において、朝日幼稚園

及び小宿幼稚園。

議長（世門 光君） 以上で叶幸与君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。10時45分、再開といたします。（午前10時30分）

○

議長（世門 光君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き一般質問を行います。

次に、平政会 泉伸之君の発言を許可いたします。

12番（泉 伸之君） おはようございます。平政会の泉伸之でございます。10月20日の豪雨災害におきまして亡くなられた方の御冥福をお祈りいたします。被害に遭われた方にお見舞いを申し上げます。

一般質問に入ります前に、所見を述べさせていただきます。第1回定例会においても述べましたが、前回の衆議院選挙においての民主党の圧倒的勝利の一つには、民主党の掲げた政権公約、マニフェストによって国民は民主党を選択したのではないかと。しかし、政権公約を実現するに際し、あらゆる面でぶれており参議院選挙においては政権公約を見直して国民に問うべきではないかと述べました。

選挙の結果は、121議席中の44議席と大敗の結果でありました。しかし、それでも分析しなかつたのか、明確な政治路線が見えてこない。小沢一郎前幹事長の政治と金、米軍普天間基地移転移設問題をめぐる迷走、尖閣諸島の領土問題についての決断のなさ、政権公約について多くの問題が浮上しているにもかかわらず、国民に説明しているとは思えない。年金や国会議員定数問題は棚上げしたのか全く聞こえてこない。そして、取つてつけたようなTPP参加の意思表示。

12月9日の日経新聞に菅政権の政権発足6か月を振り返ってのコメントに、菅総理大臣は、我ながらよくやったとコメントしております。しかし、何をやったのか考えても思いつかない。日本の内閣総理大臣として、何をやったのか、自己満足でしかないのではないだろうか。70パーセント近くあった支持率は30パーセントを切り、1パーセントになつても解散しないと答えております。

1980年代、鈴木善幸内閣の時代、増税なき財政再建を旗印に、国鉄民営化や後の省庁再編に道筋をつけた元経団連会長の土光敏夫氏は言っております。改革はグライダーのようなものだ。グライダーは風が吹けば力強く飛び、風が止めば落ちる。改革も国民の支持がなければ、すぐ推進力を失う。現民主党政府に当たるのではないか。政権公約によって国民の支持を受け、政権公約を実現しなくとも我ながらよくやったと言うのであれば、真に確認をするのは解散によってその結果を国民に問うべきだと私は思います。

私は、10年近く自民党員であり自民党だけでなく、他の党も日本という国を思う気持ちは一緒だと思います。個人攻撃ではなく民主党の政策について述べたものであり、御了承願います。

では一般質問に入りますが、質問が重複したため削除する点もあり、質問に説明が多く入っている点について、あらかじめ御了承願います。

住用総合支所建物内の被害状況について伺います。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

住用事務所長（高野匡雄君） 住用総合支所内の被害状況について、専決予算で計上した額でさせていただきたいと思います。

庁舎及び公民館関係で総額9,116万3,000円計上いたしております。これはパソコン等のOA機器やネットワーク構築費、公用車やIP電話、高压電ケーブル修繕、庁舎に係る修繕とさらに各課からの庁用器具や消耗品等の事務雑費をすべて含めた額であります。

内訳は、庁舎・公民館修繕で785万7,000円計上し、パソコン等のOA機器及びネットワーク構築費が2,291万、さらに消耗品等の事務雑費で968万4,000円計上しております。

また、公用車については、全37台中26台の公用車が水没に遭いましたが、うち7台の公用車がかろうじて乗車可能となり19台が完全に使用不能となりました。

そのため購入予定額が2,868万円となっております。

次に、保険加入の際の補償額ですが、住用支所公有物件は全箇所加入しているため、被害額が提示され次第、その都度、共済保険金を請求し全国町村会の査定を得て補償を受けることになります。

建物総合損害共済金として125万、公用車の自動車損害共済金として856万2,000円の計981万2,000円を計上いたしております。

12番（泉伸之君） 約9,100万円、この損害がでていますけれども、この住用総合支所移転問題については、4名の同僚議員の質問において理解をいたしております。ただ、20年に2回にわたり住用地域の指揮系統である建物が浸水したという現実は、二度あることは三度あると言われるように三度目もあると考え対策をしたほうがいいと考えております。庁舎移転検討委員会でも論議されるようですが、住用地域活性化も含めて十分に論議をして判断してもらいたいと思います。

また、同僚議員の質問でもありました、1階2階部分の使用方法、使い分けですね、は重要でないかと考えております。今の損害額9,100万円でありますても、水浸しになると使い物にならない機材、重要書類などは、次もあると考えて保管場所なども考えてもらいたいと思います。

次に、県道佐仁・赤木名線の2か所において、大規模崩壊しているが、どのように対応しているのか。また、今後の見通しについて伺いますという質問であります、県道佐仁・赤木名線の大規模崩壊についても同僚議員の質問により粗方理解できましたが、川上線の崩落について伺います。

私は、10月20日、21日の2日間は、須野ダムが危険水域まで上昇しているということで、関係者とともに放流に立ち会っていました。2日間で50万トン近くを放流いたしております。その合間に縫って被害現場の点検などを行いましたが、この川上線の78メートルの崩壊は、危うく人災を伴うところもありました。

崩壊箇所から7メートルから8メートルの下の場所で人が引っ掛けたりですね、自力で這い上がって助かったと聞いております。現場で気になったのは、崩壊箇所と同様に盛り土法によって建設された箇所が赤木名側に2、3か所あるということです。私自身、崩壊から数時間後行きましたが、崩壊箇所から30メートルから40メートル、赤木名側のアスファルトが災害によって押されて盛り上がっておりました。その箇所に水が流れ吸い込まれており、二次的崩壊がないだろうか危惧いたしておりました。このことは関係者にも伝えてありますが、その箇所の点検はなされたのか、盛り土によってなされた箇所ですね、なされたのであれば、その結果を伺います。

建設部長（田中晃晶君） 今、議員御指摘の佐仁・赤木名線のこの間被災に遭った箇所から赤木名側のほうを重点的に現場の点検をいたしました。その結果、特に目立ったと申しますか、変状はなかったというような報告を受けております。

12番（泉伸之君） 了解いたしました。

それでは、農業政策について。このTPP問題についても、TPP参加に際して反対の意思表示ということで、もらっていますけれども、このTPP問題に関しましては、ちょっと説明も含んで改めて質問いたしたいと思います。

環太平洋連携協定TPPの問題は、11月14日に開催されたアジア太平洋経済協力会議APECと連動して行われ、11月16日、菅総理大臣が包括的経済連携に関する基本方針を閣議決定して来年6月に9か国のTPP協議に参加して来年11月のハワイで行われるAPEC首脳会議まで交渉妥結を目指す方針を確認したと発表しました。

APECは、21の国が参加する経済協力の枠組みであり、経済規模では世界全体のGDPの5割、世界全体の貿易量の4割を占め、貿易投資の自由化、経済技術協力などの活動などを行っておりますが、

TPPは、APECより自由化レベルが高く、TPPに加盟した場合、関税については全品目の農水産業、工業生産品を問わず8割が即時撤廃、そのほかは10年内に関税の段階的撤廃となり、遅くとも10年後は完全自由競争となります。そうなった場合、関税によって守られていると言っても過言でもない日本の農業はどうなるのか。国内農業は壊滅的な打撃を受け、産地自体が消滅する可能性もあると考えられております。特に、北海道のビート、沖縄・奄美のサトウキビについては高関税率305パーセントにおいて守られている分、壊滅的打撃を受けるでしょう。また、畜産についても、特にアメリカからは牛肉は非関税障壁などへの対応が求められるとみており、農業立県である鹿児島県、奄美群島、奄美市は、農業はおろか産業面又は社会状況、経済状況においても壊滅的な打撃を受けると思われます。

このようなことが想定される中で、政府のTPP参加に際し、TPP参加阻止を目指し鹿児島ではJAグループを中心に鹿児島市、南九州市、さつま町、志布志市、鹿屋市などにおいて各500名前後の決起大会が開催されております。11月11日には、大隅開発期成会、大隅地域の4市5町の首長、議長で構成されますが、農水省を訪れTPP交渉に参加しないことを要望しております。また、12月5日には、宮崎県において東国原知事を先頭に約3,000人規模の決起大会が開催されております。10月20日の豪雨災害で大変であったことは理解いたしますが、このTPP問題も早急に取り組まなければならぬ問題であります。TPP問題について改めて市としての考え方、また、どのように対応していくのか、決起大会とか陳情とか考えているのであれば、どのようにしていくのか伺います。

農政局長（田丸友三郎君） 議員がただいま、議員から説明をいただきましたように、農業以外の商工労働関係含め24種の関税が撤廃される方向になります。TPP環太平洋戦略的経済連携協定に参加した場合、10年以内に関税撤廃が原則でありますことから、我が国の農業振興や地域経済のみならず農業を主要産業としている本県には危機的な影響を及ぼすことが懸念されます。

関税が撤廃されると、鹿児島県では関連9品目が影響を受けると試算されておりますが、その中で奄美農業に影響を及ぼすものがサトウキビ産業と畜産業であります。

特に、サトウキビ産業につきましては、305パーセントと、先ほど、議員からも御説明がありましたように高関税収入を原資として交付金に充て、生産者と製糖企業を保護してきたところであります。関税が撤廃されればこの仕組みが崩れ、すべて外国産に変わることは懸念されます。

また、抜本的な農業対策として個別補償制度の拡充が有力視されていますが、生産者と製糖企業が両輪として成り立つサトウキビ産業においては、その特異性から農家への個別補償制度だけでは成り立たず、この制度の適用は難しいものと考えられます。

サトウキビ産業につきましては、生産者と製糖企業でなく雇用対策や関連企業など地域経済に与える波及効果は約4倍と極めて大きいことから、地域経済に与える影響も大きく、壊滅的な影響を受けることは懸念されます。

国におきましては、来年6月を目途に参加・不参加の判断をする考えが示されておりますが、極めて短期間であり十分な協議や対策が行われないまま拙速に交渉に参加することは、我が国の食と農の将来に重大な禍根を残しかねないと懸念します。

議員御提言がありましたように、TPPにつきましては、国内対策を先行的に実施し、万全な対策を講じることが急務でありますことから、当市といたしましては、反対の意思を表明しながら関係機関と連携を図り、取り組んでまいりたいと考えております。

12番（泉伸之君） 私の資料では、これはTPPに加盟した時点8割ですから、畜産とかサトウキビそういう特定品目でなく工業製品からすべてにおいて自由化できると私は理解しておりますけれども、この件に関しまして、環太平洋連携協定の経緯について説明しますと、2006年に環太平洋戦略的経済連携協定、通称P4を発行し、アジア太平洋経済協力会議APECの中で論議されてきました。

当時の参加国は、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4か国で、物品貿易について原則として全品目について、全品目ですね、即時又は段階的に関税の撤廃であり、また、サービス貿易、

政府調達、競争、知的財産、人の移動を含む包括協定などが議論されております。その後、今年3月に上位4か国にアメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナムを加えた8か国でTPPを発展させた広域経済連携協定を目指す環太平洋連携協定TPPの交渉を開始しております。本年10月4日から5月9日ブルネイにおいて開催された会合からマレーシアが新しく参加し、現在9か国となっております。

APECと異なりTPPは、自由化レベルの高い包括的な協定であり、物やサービスの貿易自由化だけでなく、政府調達、貿易円滑化、競争政策などの幅広い分野を対象としており、物品の関税は例外なく10年以内に100パーセント撤廃するのが原則であります。

新規交渉参加国の扱いは、現在交渉に参加している9か国の同意が必要であること、また、新規交渉参加についての公式の期限はないがTPP現加盟国としての参加するためには、各国の国内手続きにかかる時間を考慮し、早期の意思表示が必要とあります。この点において、ベトナムは繊維とコーヒーの対米輸出で関税撤廃を目的と表明した上でTPPに参加、マレーシアは、政府調達の外国企業への開放とサービス貿易の確約を表明した上で、交渉に参加しております。

韓国は、11月の時点では、TPPに先立ち、アメリカとの2国間交渉、これは2国間ですからFTAです。自動車の輸出入をアメリカが韓国に対し牛肉の輸入制限の縮小や廃止をせまり先送りとなっていましたが、12月4日、自由貿易協定に合意しております。予定どおり進めば、韓国の輸出の70パーセントが無関税になり、輸出が増大して海外から投資増加も期待できると言われております。また、米韓FTAが発効すれば、工業製品などの関税の95パーセント以上が5年内に撤廃され、申し遅れましたけれども、これは政府の資料を基にしておりますので、了承願いたいと思います。韓国企業が輸出で有利になると言われております。この点において、日本政府は輸出産業界から相当な圧力をかけられているのではないでしょうか。例えば、日本と韓国製品のアメリカでの関税率は同率で、自動車、トラックが2.5パーセント、カラーテレビが5パーセント、ベアリングなどが9パーセントであり、FTAが従来どおり進めば、韓国の関税は5年以内に取り払われ0パーセントになり、日本製品には従来どおり関税がかけられ不利となります。

以上、TPPについて説明しましたが、日本がTPPに加盟した時点で遅くとも10年以内に奄美市の重要な農産物であるサトウキビ、畜産、果樹は自由競争にさらされ大打撃を被ると推測されます。奄美市だけでなく日本の農林水産業全般において影響を与えることでしょう。

11月26日、日本記者クラブにおきまして、全国農業協同組合中央会会長 茂木守氏は、開拓と農業の再生は、両立できない。TPPを締結すれば麦や砂糖などについて既に大半が輸入されており、加工原材料の国内総生産は大幅に減少し、自給率が大幅に低下すると指摘しております。また、国内農業を改革しても、TPPに加盟しているアメリカやオーストラリアで行われている大規模農業には勝てず、国内農業が再生する前に壊滅するのは明白だと語っております。2008年の日本の農業算出額は、約8.5兆円であります。内閣官房において作成された資料によりますと、日本がTPPに参加した場合、国内総生産額GDPが3.2兆円増加するとしているが、農水省試算では、米、麦など主要農業生産品19品目について、直ちに関税を撤廃して何らかの対応も講じない場合の、農業へ影響を及ぼす試算として、農産物の生産額の減少は、年間4.1兆円程度、これは2008年の日本の農業生産額が約8.5兆円でありますから約半分になります。食糧自給率は現在40パーセントでありますが、14パーセントに減少、農業関連産業も含めた国内総生産GDPへの影響は、約7.9兆円の程度と試算されており、GDPにおいては、この試算から判断すると加盟しないほうが増えております。

農業についての、この数字から判断しますと、TPPに加盟した場合、日本の農業関連産業は、将来において壊滅状態になるのは明白であります。また、農業立県である鹿児島はもちろん宮崎、沖縄、北海道など社会状況や地域の経済状況までも破壊されていくのではないかでしょうか。現在でも失業者が増え、今年の大学卒業予定者でも10月末現在、内定率が57パーセントと平成に入って最悪と言われている中でTPPに加盟した場合、農林水産業や関連産業が衰退し、日本全体の社会経済状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、菅総理大臣は、TPP参加をにらんで思い出したように農地法見直しに取り組む考えを示しま

したが、来年、TPPに参加するとして、来年から農地法を見直して関税を撤廃された農業の規模拡大を図る農家や、資本を投資し新規参入する人や企業がいるだろうか。いるとしたらごくわずかの資本力を持っている企業だけだと私は考えます。大半の農家が農業を辞めざるを得なくなる状況になるのではないかだろうか。また、農家の個別所得補償制度によって多少は補えるようなことを発言しており、来年度、9,500億円の予算増額についても論議されておりますが、付け焼き刃的な考え方であり、私は個別所得補償制度が先ほどの農業生産額8.5兆円に近い数字にならない限り、絶対的に補うことはできないと考えております。また、個別所得補償制度は、去年できた制度であり、現在、イネ、米、バレイショ農家しか対象にしておらず、その制度自体が確立していない状況で、さらに兼業、専業農家問わず対象とされており、財源のばらまきだとの批判もあります。

私は、TPP参加によって、農家が受ける負担を補えるとは思いません。以上の観点から私は、TPP参加に反対であり、また、日本各地において農林水産業関係のTPP参加反対の決起大会が行われはじめております。近々、農業団体の連携によって10万人規模の決起大会も予定されております。

市長に伺います。先ほど、答弁もらいましたが、やはり奄美市も奄美群島の中心都市であり、改めて群島の市町村と連携して決起大会などを催して断固TPP参加反対の意思を表示すべきでないかと思いますが、いかがでしょうか。

市長（朝山 毅君） TPP問題については、議員のおっしゃるとおりであろうと思います。環太平洋の参加する国々が、財政力がそれぞれイコールであれば関税というのを要らないわけあります。

関税というのは、やはり国と国との体力若しくはその国内における産業構成等々により、輸出と輸入のバランスによって関税をかけて国内の産業を一面保護するということもございます。したがって、少し長くなるかもしれません、日本の国が戦後、1ドル360円の固定相場制で昭和47年までまいりました。ドル防衛政策としてニクソン・ドクトリンにより金本位制が崩壊して、今は1ドル83,4・5円程度で動いております。そのように日本の体力がついた関係で関税も作るよりも買ったほうがいいという国内の工業製品を中心とした体力が出てまいりました。

TPPについては、正に工業製品と自動車、エレクトロニクス等々については、やはりそのほうが国益を貢献かもしれません、他の農業など穀物の自給率40パーセント、これを高めようとしている状況下の中においては、大半の都道府県が、やはりその被害を被るであろうと思います。

そういうふうな意味において、特に我が奄美群島にとらえてみると、今、サトウキビが年間約300億円、農業生産が300億円、そのうちの約100億円、3分の1がサトウキビであります。サトウキビの生産価格は4,5・600円です。後、外国から仕入れる輸入課徴金によって約2万2,000円の生産者に対する補償を貢っている状況であります。そのようなことを考えますと、群益を守らなければいけない、群益を守るというのが、政治の要諦であるとすれば、我々は、やはり群益を守り群益を守るために声を上げて一丸となって阻止に向かっていくということは当然のことであろうと思います。

その時期、またそのタイミング、タイミングと言いますが、時等については、それは国や県や、そしてまたそれぞれ関係団体と協力をしながらやっていくということが当然のことであろうと私は考えておりますので、その時期が来た時には、当然のことながら皆さんと一緒に合わせて一丸となって群益を、域際収支を守るということについては、何ら異論はありません。以上です。

12番（泉 伸之君） 了解しました。その時が来ましたら頑張ってもらいたいと思います。

次に、サトウキビ生産におけるメイチュウ対策について伺います。近年の富国製糖におけるサトウキビ生産について説明しますと、平成17年度が516ヘクタール、生産量2万5,797トン、農家戸数750戸、平成18年度が583ヘクタール、生産量3万1,961トン、農家戸数740戸、平成19年度が591ヘクタール、生産量3万8,296トン、農家戸数629戸、平成20年度が602ヘクタール、生産量3万7,395トン、農家戸数673戸、平成21年度が609ヘクタール、生産量3万2,242トン、農家戸数611戸であり、5年前と比較して栽培面積は93ヘクタール増加し

て、農家戸数は139戸減少しております。これはハーベスターなどの機械化の導入により1戸当たりの栽培面積が増加し、大規模化が伺われます。

しかし、10アール当たりの収穫量は、平成17年度4,961キログラム、平成18年度5,482キログラム、平成19年度6,475キログラム、平成20年度6,212キログラム、平成21年度5,294キログラムと、平成19年度までは10アール当たりの収穫量は増加し、ここ2年、10アール当たりの収穫量は減少に転じております。特に去年は、平成19年度の単収と比較して918キログラム、約1トンの単収減に転じております。10アール当たりの918キログラムの減少というものは、大変大きなものであり、例えば、21年度の耕作面積で平成19年度の10アール当たりの収穫量6,472キログラムで換算しますと、3万9,432トンとなり、7,190トンの差が生じることになります。金額にして1トン当たり2万円の単純計算でも1億4,380万円の減額と大きな額となります。この10アール当たりの生産量の減少の原因、いろいろあると考えられますが、何か伺います。

農政局長（田丸友三郎君） ただいま御質問いただきました単収の低い原因といたしましては、幾つかの要件が考えられます。

一つ目は、土壤対策、摘株対策、病害虫防除対策などが主な原因として考えられます。病害虫の防除対策に関しましては、ハリガネムシなどによる芽の食害は減少したものの、近年、メイチュウ類による芯ガレの被害が多くみられることによるものだと推察いたしております。

12番（泉 伸之君） 単収減少の原因は、今、おっしゃいましたように、いろいろあると考えられます。が、ここ数年、これといった台風被害もなく、また農家は、単収増に向けた植え付けにも工夫を凝らしています。

ここ近年の単収量の減少の主な原因の一つには、通称メイ虫と呼ばれる害虫ではないかと考えられます。特に今年はひどく種子島から南西諸島全域に渡って異常発生をしており、笠利町の中でも太平洋側は特に酷く、春植え、夏植えの芽がメイチュウに食べられ、再度、植え替えをしたり、またサトウキビが成長した後でもサトウキビの芯部が食入され、芯部枯れを起こし、青々としたサトウキビが畑の中に茶色くなり枯れたサトウキビが今年は特に目につきます。このままにしておくと、年々、このメイチュウ被害は、大きくなっていく傾向にあると考えられますが、市として、メイチュウ対策を行っているのか伺います。

農政局長（田丸友三郎君） メイチュウ対策は、市として行われているかとの御質問です。今年は、メイチュウ類が奄美群島全域において異常発生し、その対策に苦慮したところです。成虫は、ほぼ年間を通して発生しており防除適期の把握は困難であり、一度防除した圃場でもしばらく期間をおくと再び発生するという状況にあります。そのため農家には、除草作業に実施やこまめに圃場の点検を行い早めの防除を行うよう指導しているところであります。

奄美市サトウキビ振興対策協議会におきましては、植え付け時やバイト時にハリガネムシやメイチュウ類の防除薬として使用する農薬の一部助成やチンチバックやメイチュウ類の防除薬として使用する農薬については、チンチバックの一斉防除時に栽培面積に応じて配付をいたしております。また、12月3日に奄美農協大島事業本部、奄美市サトウキビ生産部会の総会が開催されました。その中で、メイチュウ防除をしたいが小さな散布機では希釈量が分からぬということで、農家の分かり易い方法での現地研修会を開催してほしいとの要望がありましたことから、関係機関と連携を図りながら実施してまいりたいと考えているところでございます。

12番（泉 伸之君） 今、答弁もらいましたように、一斉防除が必要ではないかと思います。そしてまた、このメイチュウというのは年間を通じて発生しておりますので、本当に難しい問題だと思いますけれども、おっしゃったように奄美群島全域に被害を及ぼしております。今後もメイチュウ被害は増える

傾向にあると考えられますが、行政として生産者に対し、メイチュウの生態や予防方法、先ほど言いましたように指導すべきだと思います。また、メイチュウには2種類あります、カンシャシンクイハマキは年6回から7回発生し、若いサトウキビの芯部に食入し、芯枯れを起こし、またダイメイチュウは年4回から5回発生し、サトウキビの茎の内部に侵入し芯枯れを起こし、移動は地中からしているという、厄介な害虫であります。

この対策として、薬により年4回も5回も防除するというのは限界があります。また、成虫になると蛾となって移動し、年4回から7回卵を産み付けますので薬による根絶は難しいと考えられます。このことを踏まえて、国の機関である農業開発総合センターがハリガネムシ根絶のフェロモントラップ方式でメイチュウを根絶できないかを試験的に取り組んでおると聞いておりますので、行政からもメイチュウ根絶に向けて働きかけてもらいたいと考えておりますが、いかがですか。

農政局長（田丸友三郎君） 議員、御案内ありましたように、現在、市ほうとしても県の農業開発総合センター大島試場で実証試験を行っておりますフェロモントラップによるメイチュウ類の防除対策についてお願いをしているところです。

まだ、議員も御指摘のありましたように、試験の段階であり確立をされてないと伺っております。この防除方法は、ハリガネムシ防除対策と同じように環境に優しく大きな効果が期待できますことから、確立されましたら導入を図ってまいりたいと考えているところであります。

12番（泉 伸之君） よく理解できました。それでは最後の北大島チップセンター敷地の賃貸借契約について伺います。

北大島チップセンターの件につきましては、2年前、従業員が不慮の事故に遭われましてから稼働していないように見受けられますが、閉鎖されているのか伺います。

笠利事務所長（塩崎博成君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。ただいま議員のほうから御指摘がございましたように、平成20年に会社の都合によりまして、現在は閉鎖をしている状況にございます。

12番（泉 伸之君） この土地賃貸借契約は、昭和55年から10年ごとに再契約がされており、4回更新されております。この4回目の更新の際、3回目の貸付期間が平成12年7月1日から平成22年6月30日まで10年の期間があるのに、4回の更新は、その中途の平成21年4月1日から平成26年3月31日の5年間となっておりますが、その理由を伺います。なぜかを伺います。さらに貸付料が3回の更新までは6,156ヘーベーで年額20万9,000円とありますが、4回目の更新時には4,000ヘーベーの年額13万6,000円となっておりますが、その理由を伺います。

笠利事務所長（塩崎博成君） お答えをさせていただきましたが、一応議員から今、指摘ございましたように、10年契約で契約をいたしておりました。それで平成20年に会社の事情によりまして、会社を閉鎖をしたわけでございますけれども、その以降に会社から再度また継続をして土地の契約をしたい旨の申し入れがございました。

それでその契約をするに当たりまして、奄美市としての契約をということでございますけれども、この契約につきましては、奄美市の公有財産管理規則に基づきまして5年間といたしましたところでございます。それから4,000ヘーベーに面積が少なくなっているということでございますが、当初からしますと、正に、2,000ヘーベーちょっと減っているわけでございますけれども、会社のほうから契約するに当たりまして、最小、必要面積のみの契約というようなことで、会社からの申し入れによりまして、2,000ヘーベー余り減額をして、面積を減らした形での契約となっているところでございます。

12番（泉 伸之君） 閉鎖されておりますけれども、再業はするんですか。

笠利事務所長（塩崎博成君） 現在の状態は、閉鎖状態にございます。本社のほうに問い合わせをいたしましたところ、将来に向けて再稼働したいという旨でございまして、チップセンターなどに限定をするんではなくて、製材工場等も含めてですね、幅広い角度から再度、稼働する旨について検討をしているということで伺っております。

12番（泉 伸之君） 確認ではありますけれども、再稼働をするのであれば、その機械など宇検でも工場持っていますよね。この北大島チップセンターにある機械などを宇検工場に移転させているという話も聞いておるんですけど、そこら付近はいかがですか。

笠利事務所長（塩崎博成君） 中の機械については、今、議員からもございましたように、宇検の工場のほうに移した部分もあるということは聞いております。しかし、北大島チップ工場のほうにも幾つかの機材は残してあるというようなことに伺っておるところでございます。

12番（泉 伸之君） この北大島チップセンターは、当時の企業誘致において、この6, 156ヘーベーで年額20万9, 000円と安い賃貸をしていると思います。その点は理解できましたが、この4, 000ヘーベーに狭めた時、4, 000ヘーベーで賃貸契約をやっておりますけれども、残りのこの返った土地ですね、返還された土地の1, 156ヘーベー、これは15条に原状回復義務が記載されておりますけれども原状に復して返還されたのか伺います。

笠利事務所長（塩崎博成君） 返還を受けまして2, 000ヘーベー余の土地について、現段階においては、現状回復には至ってございません。

12番（泉 伸之君） 再稼働の予定とありますので、26年までですね、やはり返還された土地に際しても、その再稼働するのか、また使うのかを確認して、やはり完全に使わないのであれば、やはり15条の規約どおり現状回復に復して返還させてもらいたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（世門 光君） 以上で平政会 泉伸之君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後1時30分、再開いたします。（午前11時35分）



議長（世門 光君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

平政会 竹山耕平君の発言を許可いたします。

10番（竹山耕平君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。平政会の竹山耕平でございます。まずは、この度の豪雨災害によりお亡くなりになりました3名の方に心より御冥福をお祈りするとともに被災された皆様及び柳町の火災で被害を受けた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

また、秋季キャンプで来島された横浜ベイスターズ、選手、スタッフの皆様には、奄美に元気をそして奄美の子どもたちには大きな夢を与えていただきました。来季の御健闘と再度奄美でのキャンプを御祈念申し上げます。

それでは、質問を行います。はじめに豪雨災害について、復興に向け本当に御尽力をいただきました。ボランティア活動について質問をいたします。社協との連携につきましては、三島議員への答弁がありましたので、よく理解をしました。視点を変えて質問いたします。

ボランティア登録しようとされた方が断られたケースを私も数人の方から聞きました。また、被災された地域にバスで降ろされた後、支持を行う方がおらず何十分も何をすればいいのか分からず、そのような状況が発生したことでも伺いました。各地域被災状況の把握、また、各地域がどのような助けを必要としているかの把握が重要ではありますが、まずその前の前提として庁舎内各部署の連携及び情報の収集が最も重要です。まず、この機能が発揮することで社協との連携が図られるものであり、十分なボランティア活動につながります。各部署との連携、情報収集は十分に機能が果たせたのかどうか、答弁をお願いしたいと思います。

また、必要とされるボランティア等の情報、手続など、どのような形で地域をはじめ市民の皆様へ周知をされたのか、土砂の除去やごみの撤去などが早々になされた地域とそうでない地域、そして、民家がありました。手続き方法を含め、市民、地域への周知並びに指導の徹底がされてないというのが、私の実感でございます。このような点から、これまでのボランティアによる復旧活動に向けた連携及び周知の徹底、指導についてお示し願います。

次の質問より発言席にて行います。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） こんにちは。それでは竹山議員にお答えいたします。社会福祉協議会は、ボランティア活動の受入窓口が主体となり、災害ボランティアセンターを立ち上げ、各地からのボランティア活動希望者の受付、登録、また、要望のあった現地へのボランティアの派遣を行ったところあります。

また、本市といたしましては、各地からボランティア活動希望者を受け付けて社会福祉協議会に名簿を提出、派遣等の要望についても連絡を取り合い、連携を図ってまいりましたが、今、議員がおっしゃったように、当初においては、情報通信網、そして道路等の寸断等により、事務の錯綜により今後の反省点も中にはあったわけですが、今後については、ボランティアの要望活動や要望調査や登録範囲、派遣の仕方など迅速かつ効率よくできるように今後の体制づくり等にさらなる努力をしていかなければいけないと改めて思うところでございます。

そのためには、社会福祉協議会など受入先と再度の協議、連携を図ってまいりたいと考えております。また、ボランティア活動を必要としておられる被災者の要望等に応えるための周知については、ボランティア活動を要望する被災地を直接訪問して、その状況を把握しながら今後も関係先と連携を図ってまいる所存でございますので、今回の教訓を今後に活かしてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

市民部長（有川清貴君） 各支所との連携、情報収集は十分機能を果たせたかということですが、二度ほど庁内の部課長会でボランティアの連絡や報告をいたしました。

その結果、土木課や健康増進課、都市整備課、環境対策課などからボランティアの要請があり、対応いたしました。ボランティアの内容は、私有地の土砂撤去、土のう作り、防疫作業、災害ごみの排出や分別作業でございます。以上でございます。

10番（竹山耕平君） ありがとうございます。今、市長から申し上げられました災害ボランティアセンターを設置したと、そういう中で被災人数の把握、そしてまた要望調査を行って今後もという話がありました。そしてまた部長のほうからも庁舎内での連携の在り方というような話がありました。しかしある程度、やはりそういった中で庁舎内の各部署が、そういった現状把握することは、やっぱりこの市役所の行政の在り方、役割だと思います。そしてそこがしっかりと十分に機能しないと社協との連携で、先ほど、私が申し上げたような、いろんなボランティアの方々、そしてまたそのボランティア登録していないんですけど、そのボランティア並みの災害復旧への活動された方々も多くいます。

そういった中での、やはりちょっと変だなというふうなものがですね、私も何度も被災地に足を運び、

そしてまたトラックだとか2トントラック、1トントラックを何度も足を運びました。そういった中で、やはりなぜこの場所でごみを出すというのはあるんですけど、そこになぜトラックが配置されていないのかっていうのもありました。

その時、たまたま私は、その集落を走っていたので、そのトラックにすべてのごみを出して持つて行ったという経緯があり、また、いろんなボランティアに参加された方々からですね、お話を聞きましたので、そういうまではですね、検証を行わないことには、次の備えが、非常事態の備えができるものだというふうに思っていますので、要望をします。

それでは、今、答弁されたことを踏まえですね、今、被災された私有地、施設も含みますが、民間への災害復旧への対応について質問です。

奄美市のホームページでは、現在もボランティア活動に関する受付等が行われており、それぞれの事情により困っている方々への対応については、今、お話がありましたように今後の被害者ニーズの把握などを調査して全力で取り組むということなんですが、この被害に遭われた全市民が早急に元の生活に戻れないと意味がないというふうに思います。未曾有の大災害、これまでの前例を取り扱って行政が取り組むことが、そして被災された方々の身になって当局自らが近寄って対応することが必要です。

午前中の質問でも答弁でもございましたが、民間だと民有地だというふうな形で、あまり行政としては取り組めることができない。しかしこれは、この災害、一日二日、情報手続き等の申請等を分かっていらっしゃる方は、周りの家の横の方だとかといっしょに社協に行って申請を行っているんですよ。しかし、分からぬ方々は、一切そういうボランティアの方々が民有地に入って土砂の除去とかですね、原状回復はしません。しかし、そういうある程度の物を片づけるようなことは、ボランティアの方々は活動されていました。そういう中で、そういうものの周知、徹底というふうなものですね、されているのかどうかという形で見解をお示しください。

市民部長（有川清貴君） 今回の災害は未曾有の災害で予期せぬことでございまして、初動体制に不備があったことは否めないものだと思っています。それについて答えます。私有地や個人の施設の災害復旧の対応についてお答えします。議員も御承知のとおり私有地等の個人の財産につきましては、行政が手をつけられない場合が多くございます。被災された方は、一日も早く元の生活に戻りたいという願いが一番であり、しかしながら自分ではできない。また、行政もできない復旧作業については、ボランティア活動による対応になるものじゃないかなと考えております。

今回の豪雨災害でも2,300人余りのボランティアの方々が復旧に向けて、あらゆる場所において活動し、改めてボランティアの必要性と重要性を実感したところでございます。今後ともボランティア活動の窓口であります社会福祉協議会と今回の災害復旧時の反省点を踏まえて協議を重ね、住民が必要としているもの迅速かつ的確に把握するために連携協力してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

10番（竹山耕平君） ただいま答弁いただきましたようにですね、後、支援制度の対応、そしてまたボランティア、ごみなどへの対応は、前回、師玉議員がですね、臨時議会で申し上げましたように、災害に係る行政窓口の一本化が私も必要だったというふうに思います。これはですね、先の議会で私は、この総合的な窓口の設置の必要性を訴えましたが、やはりいざとなった時にですね、どういった方がどういった状況、すべてを把握して、やはり市民のために役に立てるような、やはりこの行政の役割を持つためには、さらにですね、また私ほうも、この総合的な窓口というものを普段から設置していただくことを要望いたします。

次の質間に移ります。次に、福祉行政について。乳幼児及びひとり親家庭医療費助成事業についての質問です。本制度は、朝山市長が掲げる子育て支援として重要施策であり、本年度より制度の拡充が実施され大変有り難い制度であることは、私も十分認識しています。1年経ってはいないわけではあります、どのような声が聞こえているのでしょうか。本制度については、同僚議員も制度の拡充に向け取

り上げておりますが、今後のさらなる展望についても取組を期待するところです。そのような点から子育て環境のニーズ、また、よく相談される内容として、さらなる支援策の充実が求められており、窓口負担の軽減、現物支給の実施及び現在の対象年齢を引き上げを行い、子ども医療費制度の拡充が求められております。本市の見解をお示しください。

福祉部長（福山 治君） 窓口負担の軽減及び対象年齢を引き上げ、子ども医療費制度への拡充についてということでございますが、窓口負担につきましては、現在、県内、市町村、いずれも自動償還払いを行っており、仮に奄美市単独で現物支給を導入した場合、医療機関における請求事務の取扱い等に混乱を生じることが懸念されます。対象年齢の引き上げを行い、子ども医療費制度への拡充につきましても、議員のおっしゃるとおり、本年1月1日診療分から助成対象年齢を6歳未満児から就学時までの乳幼児とする対象年齢を引き上げを行ったばかりであり、今後、実績結果の蓄積を基に、慎重に検討してまいりたいと考えております。

10番（竹山耕平君） はい、分かりました。1年経ってはいないわけですが、やはり皆様のですね、市民のまた、そういう子育て環境にあるこの給付を受けていらっしゃる方々のニーズだとか、後、そういった声、そしてまた病院側とのどういった声が、やはり一番聞こえ易いのは病院側だと思いますので、そういった中で、いろんな会話の中で、また新たな必要な、今、必要な制度の充実が求められていると思います。そのようなところから次の質問に移ります。

次に、ひとり親家庭医療費助成制度から質問します。乳幼児医療費制度中の自動償還払いとは違い、親御さん自身が市役所で申請書を受け取り、そして、病院、薬局へと足を運び、申請書への記入をお願いします。そしてまた、病院側の準備ができましたら、再度、病院などへ足を運び、申請書を受け取り、市役所へ提出をいたします。もし、複数の病院へかかった場合は、それぞれの病院で1枚1枚、薬局が違つてあれば、その薬局が違う中でも1枚1枚の、そういう申請書の手続きが行われています。親御さんにとって本当に大変な苦労であります。もし、車を運転できない方であれば、さらに大きな負担、また、笠利、住用の方が申請を行う場合は、どのような負担が生じるのでしょうか。それを考えると、やはり負担の軽減を求めるることは当然であるのではないかなというふうに思います。

ひとり親家庭ということは、その方が一家の大黒柱という存在であり、場合によっては何日も仕事を休む状況の可能性もあります。そのようなことから早急に負担軽減への整備が必要であります。この手続きが、自動償還払い制度の導入が必要であり、家庭経済及び子育て支援という観点から見ても早急な改善策が求められます。また、この改善策は、重度心身障害者医療にも併せて適用しなければいけないというふうに考えています。見解をお示しください。

福祉部長（福山 治君） 議員のおっしゃるとおりひとり親家庭医療費助成制度については、受給者が申請書を病院、薬局等で記入してもらい、福祉政策課の窓口で提出していただくこととなっております。同じく重度心身障害者医療費助成制度については、受給者本人が窓口に提出を行っているほか、窓口に来れない方については、郵送による提出、各施設入所者については、郵送及び職員が窓口に一括して提出しております。確かに、受給者にとって負担になっているとは存じますが、乳幼児医療費助成制度と同様に自動償還払いにするには、市単独で行うと多額の費用がかかるため導入するのは難しいかと思われます。

ちなみに、先々月の10月に志布志市で開催されました県下福祉事務所長会でも薩摩川内市が提案者となりまして、ひとり親家庭医療費及び重度心身障害者医療費助成制度の自動償還払い導入についての議論がなされました。結論が出ず、その中の意見として市町村単位での導入については、システム改修やそれらに係る事務費、医療機関及び国保連合会との調整等の問題があるため、県を介しての導入が望ましいのではないかとの意見が出されたようございました。今後とも県内の動向を注視したいと考えております。

10番（竹山耕平君） はい、分かりました。今のあらゆるですね、この制度に対するこの県の考え方、そういうたるものも分かってはいるつもりではございますが、やはりこの制度を受ける方々のやはり今の実情、そしてまたそういったニーズ、そういうたものをですね、やはりその人たちが住むこの地方自治体の行政の役割とは言いませんが、そういうた話をですね、真しに受け止め、それがこれ鹿児島県が行っていないわけで、例えば、他の県であれば行っているところもございます。そういうた中ではですね、この鹿児島県がですね、伊藤知事も申し上げていますように、長寿子宝である県、そしてそういうたところの福祉制度の充実を訴えて求めているわけでございますので、そういうた中でも、この奄美市は、この長寿子宝の島宣言を行っております。そういうた中でもやはり市民一人ひとりのですね、対応にしっかりと受けいただきたいというふうに思います。

また、これは、今、部長がおっしゃったことは、やはりこの私が持っている資料ではですね、この薩摩川内市が提案、その医療費助成制度の自動償還払いの導入という形で、副市長会への提案も行われております。そういうた中で、各自治体のですね、鹿児島県内の各自治体が動けば、やはり県が動いて市町村が動くというのもありますし、市町村が動いて県を動かすという形もやはり新しくあるのではないかなど、そういう制度の在り方もあるのではないかというふうにも思いますので、お願ひします。

またですね、この申請書なんですが、ある病院では、この病院側の事務手続きとして窓口に置いてある病院もあります。しかし、多くの病院は置いておらず、やはりこの市役所のほうに窓口に、この申請書をまず取りに来てもらって、そして病院側に提出、薬局側に提出という形もあるんですが、その辺りのですね、この申請書、申請書は、ここで受け取らなくちゃいけないということは決められていないと思います。そういうた中で、そういう病院側との判断の中で、その会話の中でですね、やはり病院側にもし設置することができれば、少しでも負担が軽減できるのではないかなど、いうふうに思いますので、部長がしっかりとですね、そういう会がございましたら、一度相談をしていただき、ぜひですね、少しでも、少しづつ、一歩一步、負担軽減を目指していただきたいというふうに思いますのでお願ひします。

次にですね、ひとり親家庭医療制度の所得制限の撤廃についてであります、現況と展望について見解をお示しください。

福祉部長（福山 治君） ひとり親家庭医療費の所得制度の制限については、児童扶養手当法施行令を基に決められており、支給した費用については、県が2分の1を補助しております。仮に、所得制限を撤廃したとすると、それに係る費用については、全額が市の単費となることから慎重に検討してまいりたいと考えております。

現在、所得制限により助成停止となっている方については、6歳以下とはなりますが、乳幼児医療費助成制度が適用されておりますので、そこで救済されているものと考えております。御理解をよろしくお願ひいたします。

10番（竹山耕平君） はい。分かりました。この制度もですね、やはりここになぜ所得の制限がですね、この設けられているのか、やはりそこが私、最初、疑問に思って、まず、この現況とやはり展望についてですね、お伺いしたところであります、このいろいろな制度の中で、このいわゆる所得制限というのが引っ掛かってくるのではありますが、今、乳幼児医療のほうで貯えているものですからいいと、しかし乳幼児医療費制度で貯っているものは、市の負担分に入ってくるのではないかなどというふうに思うのですが、そういうた中でも、この所得制限を取り払ってですね、この県が2分の1というのをさらにかさ上げ、補助制度のかさ上げを目指していただきたいというふうに思って、今回、私は、質問を行ったところでございます。

次にですね、同様の質問を2年前にも行い、以後、要望を続けています。認可外保育園、託児所への支援策について質問をいたします。行政がこれまでも実現できなかつた行政サービスや何十年とかかり、

ようやく実施された施策等がございます。しかし、以前より子育て環境にある方の多くの様々な子育てニーズを担ってきたのは、認可外保育園であることは私自身感じております。その認可外保育園が担っているサービス、役割等について、長寿子宝の島宣言、保育サービスの充実を目指している本市の見解を求めたいと思います。また、併せて奄美市が目指す長寿子宝の島として自負するためには、さらなる福祉行政の充実が必要であることから、今後とも行政がタッチできない多くの子育てニーズへの対応を含め、改めて認可外保育園に対する施策等の導入、充実が必要であると感じております。そしてまたですね、先日、新聞のほうで読んだんですが、政府はですね、平成23年より認可外保育園へ約200億円のこの予算を検討しているというふうな、方向性がですね、見えました。そういうところともですね、ちょっと見解をお示し願います。

福祉部長（福山 治君） まず、本市における認可外保育園の状況について御説明を申し上げたいと思います。本年4月1日現在、事業所内いわゆる病院内託児所が5施設で77名、託児所が11施設で139名の児童の利用がございます。これらの施設につきましては、事業所従業員の仕事と子育ての両立支援や認可保育所で対応できない休日や夜間における保育の提供など子育て家庭の支援に一定の役割を果たしているものと考えております。

支援制度の導入は考えられないかとの御質問でございますが、本市といたしましても、補助を行うためには、それだけの公共性を有する目的が必要であり、その目的が実現できる条件を備えた施設や事業を対象にしなければならないと考えております。

本市の保育事業の展開に当たっては、有資格者の配置や施設整備において、安全性が確保され質の高い保育が安定的に提供されることなどの観点から、児童福祉施設最低基準を満たす認可保育所が基本であると考えております。

認可外保育所につきましては、現行の国庫補助制度において、認可保育所への移行促進事業や認可外保育施設の従事者に対する衛生安全対策事業により最低基準への到達や入所児童の処遇向上の取組を支援するなど、指導監督権者である県や国の動向を見極めながら検討してまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

10番（竹山耕平君） 部長がおっしゃった中で、本市が掲げるこの条件というかですね、そういうものを備え持たなくちゃいけないというふうに、今、その部分だけを受け取ればですね、いわゆる本市がですね、どういう子育て環境の中にある本市の役割としての福祉サービスの充実を図っていくのかというところで考えますと、やはり長寿子宝の島宣言を行っております。やはり子どもたちに夢を与えるなくちゃいけません。そして、この将来の奄美市を担っていくのは、間違いなく今の子どもたちでございます。そういう中では、後は経済の環境、経済そしてまた、そういう中での今ある、今いる奄美にいる人たちへのこの経済状況などを考えますとですね、やはり認可外保育園というのはですね、奄美市にとって必要なんですよ。やはりそして、その認可外保育園が行っているこのサービス、そういうものがやはり今まで行政がやってこれなかった部分をすべて、すべてとは言いませんが、大体カバーをしているんじゃないかなと、いうふうに私はそう思っています。

そしてまた、違う事業ではありますが、前回、この商店街の中の空き店舗対策、そしてまた活性化事業という形で認可外保育園を対象とした事業も行っております。そういうところから見ますとですね、やはりもっともっと、制度がというふうにあるんですが、やはりこの奄美の中の現状をしっかりと見て、じゃいかに、じゃどういうものを、どういうサービスがあるか、以前もですね、私は、紹介したわけではありますけれども、例えば子どもたちの内科検診へのサービス、そしてまた、例えば子どもたちへのお弁当というんですかね、パン代だとかミルク代だとか、そういう中の一部の負担、そういうのもも考えられると思います。いろいろな補助の、そして助成のメニューがあると思うんですよね、ですからまず、そこら辺のことを考えて、まずどういったものが必要なのか、どういったものが、じゃ要望がニーズがあるのかということも、ちょっともう少し近寄って対応していただければというふうに思いま

すので、今後ともですね、またさらに、要望を続けていきたいと思いますので、お願ひします。

じやすいません、次の環境行政について質問いたします。

永田墓地をはじめとする墓地管理行政について。以前、永田墓地で行われた工事は、雨の浸食による崩壊が原因で、併せて墓地内の河川全線について調査を行ったと伺っています。そのことが今回の豪雨災害による被害が少なかったことにつながったのではないだろうかと、私自身は安心をしております。

その中で、そのようなことから今回の豪雨災害で永田墓地内では、現在も断水状態が行われております。豪雨災害ですね、続いています。この復旧計画について、お答えいただくことと併せてですね、今回その豪雨災害によって各地域での、この墓地に対しての被害があったのか、そしてまた、ありましたらどういった状況だったのかをお答えください。

市民部長（有川清貴君） 議員御指摘のとおり、今回の豪雨災害直前に実施しました永田墓地内の危険個所の改修工事により被害がなかったものと考えております。私どもも安堵しております。しかしながら、今回の豪雨災害により永田墓地の水道施設8か所、20蛇口のうち永田川上流から山水を引き込んでいる水道設備5か所、14蛇口の水道配管が約500メートルが破損し流失いたしました。

現在、復旧工事を取り急ぎ進めておりますが、復旧までにはもう少し時間を要しますので、どうぞ御理解ください。なお、永田墓地以外の奄美市の共同墓地や民間墓地の被害状況につきましては、災害後、早急に調査を実施いたしましたが、被害の報告はございませんでした。以上でございます。

10番（竹山耕平君） はい。分かりました。500メートルの破損があったということなんですが、あの災害後ですね、やはり奄美の方たちは、人たちは、やはり先祖を敬う方々が多いです。そういった中では、災害の後、多くの方々が墓地へ足を運び、お墓参りをしております。そういった、しかも高齢者が多いです。そういった方々がですね、いつまでこの断水状態が続くのだろうか、そういったすごい心配をしております。そういったことを含めてですね、やはりその市民部は、この永田墓地を預かる、管理をする行政の役割としてはですね、やはりいろんなところのそこの部分のですね、しっかり復旧に対してもですね、このもう少しということありますが、やはり年を明けると、また新しい年になって、やはり多くの方々が足を運ぶんじゃないかなというふうに思いますので、もう少しというよりも早急に行っていただきたい、そういうふうに要望しておきます。

次にですね、永田墓地のですね、狭い通路、道路の拡張をですね、視野に入れたこの計画の必要性を私は考えます。日頃からお墓参りをする姿を拝見する永田墓地ですが、特にこの葬儀後、納骨の際など、大型バスや自家用車が多く通行する日は、通行及び交通面に対して大変苦労する場面を多く見受けます。皆様も経験はされていると思います。この日常的なですね、この課題解消に向け永田川に蓋をする。そしてまた道路の拡張を通路の拡張を行えないのか、法律上、以前からも話はしているんですけど、法律上それができないものであればですね、この10メートルや15メートル程のですね、このバス停のようなちょっとした中に入って、そこで待機して、また車が通行する時に、また出れるような、そういう箇所をですね、設置ができないのか。そうすることによって長さだけで言いますと、10メートル、15メートル程のそういった箇所を2か所設けることで、これだけでも解消につながるのではないかかなというふうに、私は考えておりますが、その他にも解決策は考えられると思います。見解をお示しください。

市民部長（有川清貴君） 永田墓地にアクセスいたします市道中央61号線につきましては、一部区間にについて並行して流れる永田川への張り出しによる拡幅を行い、車の離合が可能な分を確保しておりますが、議員御指摘のバスなどの大型車両の離合のためのさらなる拡幅については、関係部署にもお伺いしたところ河川管理上難しいということでございましたので御理解賜りたいと思います。

10番（竹山耕平君） 難しいということありますが、それをじゃどうやったらできるのかというす

ね、もう絶対駄目というふうであればですね、また、その違う形でのもの、こっちは提言をしなくちゃいけないし、要望もしなくちゃいけなくなりますので、何が駄目でっていう形をですね、しっかりと見せていただければ、これはまた後日ですね、また、改めてお伺いしたいと思います。

含めてですね、先ほどのその水道設備の件もそうなんですが、永田墓地はですね、この水道設備が5か所、これ山水の場所だと思うんですけど、また、それを含めですね、通路だと、山の傾斜だと、そういういたものを見ますとですね、やはりこの水道面のですね、この設備がちょっと少ないんじゃないかなと、いうふうに私は考えます。また、山の方たちは、また川のところまで下のほうまで降りて来なくちゃいけません。先ほど来、申し上げていますように、この高齢者が多い、そしてまた、先祖を敬う心を大事にするこの奄美の方々にとって、お墓参りをする永田墓地についてはですね、今後さらなるですね、この水道設備面に関しても私は強く要望いたしたいと思います。

次に、以前から質問行っております。墓地管理行政の健全化に向けた調査、照合の進ちょく及び管理系统などについての進ちょくをお示しください。また、私が以前から提言を続け、重要性を訴えています墓地調査対策室設置について、その後、必要性が検討されたのか、今後の計画など本市の見解をお示しください。

市民部長（有川清貴君） 平成21年3月末において、奄美市有墓地約2,100基中、長らくお参りされていない墓地の特定作業をすべて終了いたしました。307基の墓地について使用者、縁故者などの調査着手に着手したところでございます。

今後は、現在、お参りされております約1,800基の墓地について、使用者の実態調査と台帳の照合作業を行い、継承手続きなどの更新作業を行う予定でございます。また、墓地管理システムにつきましては、より実効性の高いシステムづくりに向けて関係課と協議を行っております。現在、墓地担当職員は、他職員の協力を得ながら作業を進めておりますが、一連の作業を迅速に行うためにも関係部署と協議を行い、進めてまいりたいと考えておりますが、その議員が御指摘の担当、特別な特殊な、特別な担当ということは庁舎内の職員数の問題とか企画の問題、いろいろございますので、関係部署と協議して対応していきたいと思っております。

10番（竹山耕平君） はい。分かりました。この12工区ですね、すべての調査が終わっているということ、後は実態もありますし、また、意向調査、そういうこともありますって、初めてそれが終わってまたこの管理システムと合わせて、そしてそこから初めて今の空いているあの墓地の場所が、違う方に、新しい方に手に渡っていくという、それが終わって初めてできるわけなんですね、そういう中ではですね、やはりこの墓地調査対策室というのが、できることができが前提じゃないのかなと、やはり今の状態の中で今のその墓地の健全化に対してのそのスケジュール等、私も拝見いたしましたが、あくまでも計画です。それも無理やり、私の目にはですね、この今の計画どおりには絶対いかないだろうというふうに思います。そういう中ではですね、今のこの空いている墓地が多い、そして長らくお参りされていない墓地が多い、そこらへの対処の仕方。

そしてまた、共同の納骨堂の建立、そういうものも以前申し上げていますが、やはりこの調査対策室、調査対策室を設置することって言いましても、やはりこの今現在、一人ですよ。一生懸命頑張っている方は。そういう方がいらっしゃるし、その次の人にちゃんと受け継がなきやいけない、そういうこともありますし、また、その墓地調査対策室を作ったからといって、それだけにその仕事だけをするっていうわけじゃありませんよね。そういう中を見ると、やはり大きな部分で、やはり3名ぐらいの方が、その墓地調査対策室をしっかりと作って、このまず、いろいろな意向調査、実態調査そしてその管理システムの各課との連携によっての基本台帳ですか、そういうものを設置することが永田墓地の健全化なんですね。それはもうあくまでも私は、以前より提言をしているつもりではございます。やはりそして実態を見ながら、私は感じていることを話をしているつもりでございますので、今後ともですね、この永田墓地をはじめとするですね、各地域のこの墓地の管理行政がしっかりと行えますことを

要望いたし、次の質間に移ります。

次に、さんご礁保全対策について質問をいたします。この観光立島の確立を目指すためには、世界自然遺産登録を目指す山が持つ資源、そして海という資源、宝の振興が今後、さらに重要であります。しかし、新聞等マスコミ等でも報じられましたように、今回の豪雨災害による被害が多数掲載されました。人的被害のみならず奄美の大切な資源、宝である希少動物までもが多くの多大な被害を受け、市民に不安とショックを与えました。その被害状況については、多田議員による答弁でありましたので、もう理解をしました。この保全対策事業のですね、これまでの総合的な実績成果並び評価についてお伺いをいたします。

市民部長（有川清貴君） 今までの評価をしますと、オニヒトデの駆除やさんご礁の再生調査を行っております。当市においては、昭和51年度からオニヒトデ駆除事業を実施しております、数多く駆除できた昭和58年の摺子崎においては6,046匹を駆除しております。近年の平成20年において奄美市の駆除海域では940匹余り、平成21年度においては、奄美市の駆除海域では0匹となっております。22年度につきましては、事業継続中であり駆除数については平成23年2月頃に分かります。

これらの事業を通してさんご礁の保全や再生に取り組むことでサンゴ礁の保全に役立つことができたものと評価しています。また、これまでのオニヒトデ駆除に関する活動内容等についてのデータを取りまとめ情報を共有するために、奄美群島さんご礁保全対策協議会がホームページを設けてありますので、活用していただければ有り難いと存じております。

10番（竹山耕平君） はい。分かりました。今の話の中では主にオニヒトデの駆除、のみというふうに、私は、ちょっと受け取りましたけど、この再生事業というのに関しては、保全対策の中で、この今まで何か所かでそのなんですかね、植え付けというか。

そういうたるものやっているとは思うんですけど、流されたりだとか、そういうたもので、主な私は、成果は上がっていないのでないかなというふうに自身は思っているんですけど、そこら辺のですね、着床率だとか、それがどれくらい伸びているだとか、そういうたものが、今、お答えがなかつたんですけど、この事業の目的自体は、最大の目的自体は何でしょうか。

市民部長（有川清貴君） これはさんご礁の保全だと思っております。

10番（竹山耕平君） 保全ということは、この再生、育成というのも含まれるということですね、やはりそういうことからは、先ほど、部長のほうからこの成果、そして評価についてお答えくださいって言ったことについては、なかなかちょっと理解に苦しむ答弁ではあるんじゃないかなというふうに、ちょっと私は思います。

やはりですね、この本事業は、この奄美の美しい海を守るために、そして守ることが事業内容であり、そしてまた、育成、育てるといったものが、この事業に向けた事業内容の重要な役割でございます。そういう意味では、今後の計画をお示しください。

市民部長（有川清貴君） 現在、今度の未曾有の災害で流されたさんご礁もございますので、22年度も、今、担当職員が調査をしながらどのような状況なのか、今、把握中ですので、現在の本当の、実際の調査関係は分かっておりませんので御理解賜りたいと思います。

10番（竹山耕平君） あのですね、やはりこの事業もですね、この目的、目標というのは何なのか、そして、それをしてことによってこれは手段ですから、この再生をすることによって観光客を、やはり奄美に来ていただく、ダイバーを含めて、そしてまた、奄美の子どもたちに自分たちが生まれ育ったこの故郷の海はこんなにきれいなんだよと、誰もがこの奄美を一度離れた時に感じることでございます。

そういう点からもですね、もっともっと重要な意味を持つ事業であることを、もっとしっかりと認識をしてもらいたいなど。そしてまた、事業のですね、この目的に対してどのような活動というか、対応をしなければいけないのかというふうなことについて、また、その次の質問でも、またかかわりますので、次の質問に移りますが、この事業はですね、奄美群島市町村で各市町村で事業を行っております。そういう中で、他はですね、主に漁協やこの漁協の青年部などが委託を受け、ダイビング業者とも協力して実施を行っております。

本市では、先ほどありましたように、オニヒトデの駆除が、それが保全面に一番最初につながると思います。しかしですね、もっとこの事業を計画するところから、この漁協やですね、このダイビング業者、そしてまた、そういうサンゴに関わる方々をこの計画から参画をしていただく。そしてまた、この必要な事業に、さんご礁を取り戻すための抜本的なこの解決策をまず話し合う。そして、そこからそのための必要な事業として、この本市の役割としては、この国の補助メニューだととか、いろんな多くのメニューがあります。そういうものを多く取り入れる。そういうものが、この本市の行政としての役割ではないのかと思います。またですね、この公募という選定方法、こういったものを導入することができますね、この事業内容の十分な予算措置など、この施策の充実が図られるものだと、私は思っています。

事業成果をですね、結果として形に残すことにつなげなくてはいけません。そのようなことから、この委託制度についてもですね、本市の見解をお願いします。

市民部長（有川清貴君） 本事業の委託制度についてお答えします。現在、オニヒトデの駆除につきましては、道の島公社や奄美漁業協同組合に随意契約をお願いしております。また、モニタリング調査につきましては、奄美群島さんご礁保全対策協議会を通して道の島公社へ随意契約を行っているのが現状でございます。

本事業の委託契約方法についてありますが、議員御指摘のとおり、今後、公正・公平を目指して取り組むためにも、公募やプロポーザル等による契約法を取り入れてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

今後、さんごの保全、育成、再生に向けた事業内容を国や県などと連携を密に行い、その中において、情報収集を積極的に行いながら新たな補助事業等を調査、研究をしてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

10番（竹山耕平君） この選定方法が委託制度の選定方法が、これまで推薦という形だったと思います。そういう中で、事業費を見てもですね、この本当にこのさんご礁を再生、育成させようというような金額の予算措置ではありません。そういう中からもですね、やはり事業の展開についても、やはり公募、プロポーザル、そしてそういうところから抜本的な考え方をしっかりと見つめ直しですね、今後のさんご礁をどうするんだという意気込みをですね、この事業で、また、結果として、また表わしていただきたいというふうに思います。じやすみません。次の質問に移ります。

次に、まちづくりについて質問します。A i A i 広場の管理について質問します。現在ですね、解体工事が終わり、新しく建設されるまでの間、仮のA i A i 広場というかですね、そういうものがあります。この管理方法につきましては、公募での選定の方法だったというふうに思いますが、まずは、その内容についてお示しください。

産業振興部長（川口智範君） 現在のA i A i 広場の管理につきましては、緊急雇用対策事業を活用し、中心商店街まちなか観光案内休憩施設利活用事業として、9月27日から10月8日までの間、ホームページにて公募を行いました。

募集期間中に団体の応募があり、10月28日に選考委員会、これは、ハローワーク、開発基金、通り会連合会などの代表者などからなっております選考委員会を開催し、適正な管理運営手法、施設の効

果的な活用方法などの提案を審査いたしました。

委員による選考の結果、現在の業者に選定したところでございます。当該施設については、これまでの休憩施設としての活用に加え、観光案内、観光情報の発信等についても取り組むことといたしております。

10番（竹山耕平君） はい。分かりました。公募という形で2団体、そしてまた、現在の道の島交通さんですかね、が委託されているということで、やはりこの商店街の活性化のために御尽力をいただきたいというふうに、私は思います。

また次ですね、AiAi広場、現在、設計業務委託の入札も完了しております。そして、いよいよAiAi広場の将来構想、ビジョンを明確にしなければいけない時期に来ているのではないかなどというふうに思います。

この構想につきましては、これまで多くの議論がありました。ツーコア・ワンモール構想としての重要な位置付け、活性化に向けた機能を備え持つ施設になることが期待をされています。そのような点からパブリック・コメントの募集や現在、開催されています中心市街地活性化協議会、活性化基本計画の中でも論議され、意見の集約がされるものだというふうに思います。そのようなことから、設計に当たり、これまでの構想と変更された部分、また、商店街の意見、そういったものを集約して、どのような点を新たに設計として盛り込んだというか考慮したのかをお示しください。

産業振興部長（川口智範君） 平成17年のまちづくり提案書の中で、中心市街地に核となる施設として観光交流施設整備構想の提案要望が通り会連合会からありました。

これを受けて、平成19年度、20年度に市民や商店街などのメンバーによるワークショップでの検討が重ねられてきたことについては、議員御案内のとおりでございます。その成果として、今年度当初には、市の考え方を建設構想案としてまとめ、6月下旬にワークショップ参加者、商店街、観光協会への説明を行い、7月中旬まで市のホームページとAiAi広場において、この建設構想案に対する意見募集を行いました。

これらの意見も参考にしながら、議員御質問の建設基本計画案を作成いたしました。この建設基本計画案について、商店街や中心市街地活性化協議会の分科会の皆さんに説明を行いました。特段の意見もなかったことから、この計画案を基に現在、実施設計を行っております。

基本構想案から建設基本案変更への主な点は、商店街の皆さんの要望に応え、1、2階と、まずは固定的な間仕切りができるだけ避け、物産展やイベントに対応可能になるようできるだけ大きな空間としました。その上で研修や踊り等多用途に使えるよう間仕切り利用の可変の壁を設置する予定でございます。このことにより、いろいろな使用状況に対応ができる、いわば多機能ビルとして建設いたしたいと考えております。

10番（竹山耕平君） 分かりました。この活性化に向けたこの空間の在り方、そしてまた、この多機能的にしっかりと、この建物がですね、まずハードのところが、しっかりとこの今後、ソフトとして使われるための、あらゆる空間を生み出すようなこの設計になったというふうに私は、今、認識をしました。

またこの一つだけ、この3階部分について、お聞きをしたいんですが、以前よりですね、この八月踊りやそういうものの、観光客誘致を対象にした、この芝生といいますかですね、そういった場所、吹き抜けの、屋上部分になる吹き抜けの箇所がございました。その点については、これまで多くに議論が、またされてきたものではありますが、その部分については、何かこの設計について盛り込んだのかどうかをお示しください。

産業振興部長（川口智範君） 御質問の3階部分の天井設置につきましては、天井の要望があったかと思います。これにつきましては、会議室と併設した形で天井も設置するように、商店街の希望どおりとい

たしております。

10番（竹山耕平君） はい。分かりました。次の質問に移ります。末広・土地区画整理事業についてですが、本格的な工事が始まりました。この商店街を動かしながら、商店街が動きながらの解体工事があらゆる場所で重機やこの工事車両が見受けられるようになりました。そのようなことから、商店街に対して住民に対して、そしてまた、商店街に来られるお客様に対して、市民の皆様に対しての、この配慮がどういうふうにされたのかどうかを簡潔にお示し願います。

建設部長（田中晃晶君） 先ほど、議員のほうからございましたA i A i 広場の周辺とそれから7番、8番街区の周辺につきましては、解体工事を実施いたしまして、12月の初旬には完了しているところであります。この解体工事につきましては、市が発注する行政財産の解体工事と、それから建物の移転補償契約に基づきました建物所有者が自ら発注するものがございます。本格的な移転工事に着手する前に、建物解体の資格を有する業者の方々に、今年の8月でございましたが、参加をいただき、全体説明会を開催しております。説明会では、商店街の特性を説明し、施工の時間帯、それから時期、特に安全管理に十分に配慮していただけるようにお願いをいたしたところであります。

実際の工事着手時点におきましては、商店街の各通り会の会長さん方々に協力をいただきながら解体工事について、チラシ配布などをお願いをし、周知に努めて協力を求めてまいったところであります。

解体工事近辺の近隣の店舗につきましては、各施工業者と市の担当が施工方法を説明に個々に伺いまして、近隣の住居者の方々につきましても御理解と御協力をお願いしているところであります。工事施工に関しましては、埃の飛散防止のために、散水やそれから防音防止のための防音シートの設置など対策を講じております。解体に伴う廃材運搬車両の通行経路を協議をして、歩行者の安全に十分注意を払っているところであります。

今後の解体工事につきましても、地域住民、商店街はもとより買い物に訪れる皆様の安全を第一に御協力と、御理解と御協力を求めて事業の推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

10番（竹山耕平君） はい。分かりました。まずは、これやはり先ほど申し上げましたように、商店街が動きながらの事業の進ちょく、推進でございますので、やはり大型車両、重機などが商店街に入ります。そして、そこに商店街に訪れる市民の皆様がいます。そういった中ではですね、やはり事故がないよう、一つもないよう、安全第一を心掛けて今後とも対応していただきたいというふうに思います。

次の質問にいきます。この8番街区の計画について、だいわさんの計画についてということですが、この8番街区のブロックの構想としては、商業集客拠点施設が入る建造物の建設を予定されています。これまで質問しておりますが、また、だいわさんが、今現時点でどうなっているのかどうか、というふうにお伺いします。

建設部長（田中晃晶君） その末広町8番街区につきましては、これまで御答弁してまいりましたが、商業集客力のある大きな施設の建設が予定されている箇所であり、現在、土地所有者との間で順次移転の時期や補償金額の協議を行いまして、契約を進めているところでございます。来年度中には、新しい商業集客施設の建設に着工できるものというふうに伺っております。

10番（竹山耕平君） はい。分かりました。平成23年度中まで、今、だいわさんがどうなのかっていうのは、ちょっとお答えになかったんですが、一言答弁をお願いしたいんですが。

建設部長（田中晃晶君） 今、申し上げただいわさんの代名詞として、集客力のある施設というふうに申し上げたつもりでございます。

10番（竹山耕平君） はい。分かりました。先日のですね、三島議員の答弁内にもですね、この事業が早まることも考えられるというふうに私は、そういった答弁であったと認識しておりますので、しっかりととしたですね、このまちづくりの、この活性化のための計画であってほしいなというふうに思います。

次の今後の計画なんですが、すいません、時間の都合上、その③中心市街地活性化基本計画、そののですね、イ.ユニバーサルデザイン景観協定補助制度の充実についてであります、やはりこのユニバーサルデザインをですね、A i A i 広場に建設をしてほしい。構想を入れてほしいというものと、やはり景観協定、やはり道路がどうなるのか、建物がどうなるのか、その時期がいつになるのかというふうなものが大事であると、そういったものが大事であると思います。

そして、この補助制度の充実について、これをですね、この一点だけすいません。時間がないもんですから、質問いたします。この補助制度の中ではですね、これまでの説明では、このテナントビルを建設するための補助メニューはありませんでした。そういう中ではですね、この活性化を目指すという観点から考えると、やはりテナントビルに対してのこの補助メニューがあることがですね、中心市街地活性化という側面から、考えからはですね、つながるものではないかというふうに思います。一度、見解をお示しください。

産業振興部長（川口智範君） 住宅を設置しない商業ビルへの支援についてですが、商業ビルのみを支援することは、店舗併用住宅建設促進事業により、中心部への居住人口を増やすという施策との整合性が取れないのではないかと考えております。

ただ、協議会などの意見も踏まえて、検討してまいりたいとは思っております。なお、テナントミックス等を目的にする建設する商業ビルにつきましては、国の補助制度に該当する場合もございますので、国の制度を活用するなど検討していただきたいと考えております。

10番（竹山耕平君） 分かりました。この今の計画では、そぐわないというふうな判断ではあるとは思うんですけど、やはりこの事業が、どのような目的であるのかというふうに考えますとですね、やはり中心市街地を活性化させる。そしてまた、その中の中心商店街が位置付けられており、そのようなところから街中居住施設に対しての補助制度はしっかりとされておりますが、まだまだ僕は、少ないんじゃないかなと、補助額につきましてですね。

それを即することで、さらなるですね、活性化に向けた方々が多く市民が参加していただく、そしてまた、商店、経済に対して夢が持てるような中心市街地になると思いますので。

議長（世門 光君） 以上で平政会 竹山耕平君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。2時45分再開いたします。（午後2時30分）



議長（世門 光君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。

自由民主党 平敬司君の発言を許可いたします。

18番（平 敬司君） 皆さん、こんにちは。自由民主党の平敬司であります。まず、先の豪雨で亡くなられた方々に御冥福と永遠の安息をお祈りいたします。また、豪雨で被災された方々や火災において被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、手に取るなやはり野におけるレンゲ草という古い言葉がありますが、手に取るなと言わっていたものを手に入れてしまった民主党、だが、やはり右往左往の政権運営が続いております。正に、彼岸花花が咲けば葉が出ずに、葉が出ると花が咲かずという、ちぐはぐの状態でありますね。

今回はまた、仮免許から本免許を取ったそうでありますが、果たして安全運転となるか、今日13日の午後からの、この運転は党内事情で金がカーンカーンと三つ鳴るか、カーンと一つ鳴るか、私たちも

非常に心配をしております。なぜならば、これは国民が選んだ政権でありますので、国民のための安全運転をお願いをしたいものであります。

さて、一括交付金についてであります、この件につきましては、先の同僚議員が詳しくやりましたので、たった少しだけ述べてみたいと思います。

政府が取り組んできた地域主権改革の目玉である交付金であります、本当に地方の使い勝手になるか疑問もあります。交付金に移行する1兆円は、道路や学校などの整備に充てられ、国交省の所管分となる見通しとしているからであります。大事なのは、地方の自由度が高い財源としてきちんと制度化すべきであります。交付金の対象となる事業に、あれやこれやと制約をつけることなく、地方が本当に使いやすい交付金とすることが大事であります。

そこで、この自由度の高い交付金が入ることによって、予算編成に市民が参加することはできるか、できないかを伺いたいと思います。先の与議員が申しました、市政の主人公は市民であるとの認識の下、より住みよいまちづくりへ向けて取り組み、誠実に市長としての責務を果たしてまいる所存でありますと述べられております。市民が、自分たちの予算である以上、市民が予算に参加することは、ごく当たり前のことであると思うが、所見を伺いたいと思います。市長はじめ各部長の考え方をお願いいたします。

後は、発言席からしたいと思います。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

総務部長（福松元龍作君） 平議員にお答えをいたします。一括交付金につきましては、現段階では、使途が定められたひも付き補助金を段階的に廃止し、23年度から24年度にかけて計1兆円超を配分すると決定されておりますが、一括交付金とする事業の範囲や財源並びに配分方法などの具体的な制度設計は、いまだ示されておりません。ただ、今回の一括交付金制度は、これまでの使途が限定された補助金から自治体が自由に使えるような地域の自由度を拡大するための予算への組み替えが目的となっておりますので、市といましても今後の動向を見ながら効果的な運用にできるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

議員御質問の交付金化に伴う予算編成の市民の参加についてでございますが、当然、これまでの市の予算編成に際しましても地域の現状や課題並びに住民の要望やニーズを踏まえ、市の施策を組み立てて、その中で緊急性、重要性など総合的に判断し、毎年度の予算編成を行ってきております。

今回の一括交付金を見ましても、何にでも自由に使えるものではなく、国が示す事業範囲の中で自由に選択することが基本であり、また、事業後には会計検査や補助金適正化法に基づく事後チェックが行われることを先に片山総務大臣も発言をいたしております。したがいまして、一括交付金では国の関与がどこまでとなり、これまでの補助メニューにはない新たな事業や地域の自由度の高い事業がどこで認められるのかもはつきりとしない中ではありますが、市民生活の安全とサービスの向上は行政の基本と考えており、現在も市民提案型事業として、紡ぐきよらの島づくり事業を実施しているところであります。

いずれにいたしましても、市民の方々の政策提言につきましては、一括交付金化を間近にしても大いに期待するところでございます。今後とも地域の声、ニーズに対応できる予算編成に努めてまいりたいと考えておりますので、議員の御理解をお願いいたします。

市民部長（有川清貴君） 一括交付金について、市民部としてお答えしたいと思います。あらかじめ使途を定めない一括交付金制度は、地域の自主性を確立するための戦略的交付金として交付されることになっておりますが、具体的にはまだ分かりません。国や県の動向を見ながら効果的な事業ができるよう取り組んでいきたいと思います。

予算編成の市民の参加についてですが、これまでの地域の現状や課題、要望などを踏まえて、その中

で重要度などを総合的に判断し、予算編成を行っておりまます。予算編成に係る議員の方々の参加については、地域住民の代表からなる議会でありますので、今後とも地域のニーズに的確に対応するため御意見、御提案をいただければと思っております。以上でございます。

産業振興部長（川口智範君） 一括交付金について、産業振興部にとってということで答弁いたします。どのような分野が対象になるのかなど、現段階では制度が不明であります。例えば地場産品の販路拡大や高付加価値化、企業誘致、仕事誘致、観光振興など、従来、市の単独事業や公募提案型事業などの実施が中心であったソフト事業などの内容充実、強化を図ることがなるのではないかと考えております。

このように地方自治体の重要度が拡大することのメリットとして、より市民、受益者の要望に応じた事業の実施が期待できることから、雇用の確保など地域活性化に向けた産業振興策の推進につながるものだと考えております。

建設部長（田中晃晶君） 建設部に関連する一括交付金につきましては、先月の11月29日に国土交通省が、2011年度から社会資本整備総合交付金から小規模な補助事業については一括交付金に移すと、幹線道路の建設など大規模事業につきましては、年度によって予算額が大きく違うため、現行の補助金で行うとの方針が出されたようあります。この方針どおりであれば、市としましても道路改良事業のように毎年度の予算に極端な差が生じない事業につきましては、影響が少ないものと考えております。

また、区画整理事業や住宅整備事業などのように、予算が変動する、差が生じる、しかも完成までに長期に及ぶ事業につきましては、現行の補助事業で対応するほうがベターと申しますか、というふうに考えております。

議員お尋ねの交付金化に伴う予算編成へも市民や議会の参加につきましては、当然、これまで建設部の予算編成に関しまして地域の現状や課題並びに要望などを踏まえまして、その上で緊急性、重要性など総合的に判断をし、年度の予算編成を行ってまいってきております。いずれにしましても、部としては、一括交付金化の内訳などが、今後どのようになるのか、やはり動向を見ながら対応していくかなければならないものというふうに考えております。

教育事務局長（里中一彦君） 一括交付金化につきまして、議員お尋ねの市民目線での予算執行、予算編成が必要じゃないかということでございますが、現状考えてみると、現在、金久中学校の建替えが始まっています。工事が始まる前には、新校舎の建設検討委員会を設置をしているところでございます。その構成員は、校長はじめとする先生方、金久中同窓会の真潮会、PTA理事会等で構成されています。

その委員会の中で新校舎建設に伴う諸課題を洗い出していただき、その課題に対する検討策や対応策を考えいただき、意見や要望等を集約して何回も教育委員会と協議をするという形をとってまいっております。この例は、学校関係者が主な構成員ではございますけれども、議員がおっしゃるような広く市民の意見を集約する、あるいは市民目線で考えていくことも、相通ずるものではあるのではないかと考えております。

例を学校建築にとりましたけれども、そのほかでも教育委員会におきましては、各種の事業やイベントを進めて行く中におきまして、教育委員や社会教育委員、各地区体育協会、地域女性団体、体育指導員、文化協会、文化財保護審議委員、学校評議員、連合青年団、各地域の壮年団、子ども会育成会など様々な社会教育団体との協議を行っております。このことは、議員御提案の市民目線での予算づくりということに通じるのではないかと思いますが、今回の一括交付金につきましては、国の制度が示されていないところでございます。

現時点におきましては、これらのことから補助金を一括交付金化ということで制度化された場合に複数年にまたがる事業を行う時に、計画通りの事業費が確保できるのかという不安もあるところでござい

ます。このようなことから、今後も国の動向を見極めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

18番（平 敬司君） 一括交付金の命題で一応出しました。しかし、今の予算の在り方にも交付金がありますし、一般財源として使える金がある。その中に本当に市民が入って予算の中ですね、予算を組むということが、これからは求められるんじゃないかなと私は思うんですね、地方改革というのが、いよいよ時が来たという時代になっているんだろうと思います。

市政全体の安心・安全のまちづくり、皆さん是自分が、ちゃんとしっかり市民の声を受け止めて予算編成をしてますよと言うけれども、その予算の組み方は役所が組むんですね、その中に市民は全然入っていないわけですよ。提言は確かにあります。それで老人福祉の問題もありますし、介護の問題もある。生活保護費、児童福祉とかいろいろありますよ。市民が関心を持っている学童保育の問題なども市民の目線で言えば、予算を組むのにはどうすればいいかということを、必ず市民からの考えが出されると思うんです。

環境の問題であります、自然にかかる人たちの大きな意見もあるだろうとおもいますよ、今回の豪雨災害で失ったものは非常に大きいと、そういう関係でごみ対策の問題、あるいは産業振興部で言えば果樹や園芸、サトウキビ、あるいは漁業、商店街の在り方、観光、そしてスポーツいろいろな部分が関わってきます。そして、建設部の道路や河川、まちづくり、住宅と多くの問題があるわけですよ、予算編成の中で、市民が最も関心が高いと思うんですね。もっとも高いのが各種税の在り方、そして、一番市民が関心持っているのが議会費だと思うんですね。議員の報酬あるいは政務調査費、議会の研修など、様々な分野で市民の意見があると思います。そういうことで、市民のための予算を皆さん組むわけですよ、それに市民が関わらないというのは、おかしいではないかというの、私の言い方なんです。例え1件でもいいですから予算が何万ですよという、この組み方が必要じゃないですか。例えば、今さっき、おっしゃいました市民体育大会がありますよね、そういう中でも、いろいろな部分で体育協会の考え方もあるだろうと思いますので、そういう中で、市民のための市民の予算であれば、市民がその中にいる、ごく当然だと思いますが、市長、どう考えますか。

市長（朝山 毅君） お答えいたします。予算の中には、政策的な経費と経常的な経費があろうと思います。経常的な経費については、もとより職員の給与と法に基づく予算の積上げで積まれてまいります。同時に政策的な経費については、その為政者の思想信条若しくは思いに従って予算の範囲内で作る場合がございます。

もとより経常経費についても政策的経費についても、予算編成権者がどれだけ市民の、住民の意見をそしやくして、若しくはそんたくして予算に反映させていくかということが私は基本であろうと思います。したがって話は次元が違いますが、国会においても政府が予算案を上程し、国会と立法という中で審議をされ議決を得る。都道府県、市町村においても為政者若しくは財政当局が予算を編成して審議を市民の代表である議会の皆様方に御審議いただくというシステムについて、私は抜本的に変わるというような事宜ではないような気がいたしてなりません。

したがって各課、各政党などから予算編成については、こうこうしてほしい、こうあって願う、これをやってほしいと、いろいろな形で出てまいります。今般も災害を含めていろんな形で政党並びに各位から、こうこうしていただきたい、こうこうしなさいと、いうふうなことがありますので、私も、それなりのことをしっかりと尊重しながら、予算のできる範囲内でやっていくことが、皆さんに対し、また、市民に対する一つの要望に応える方法ではないかというふうに思っております。それが一点。

先ほどの交付金のことについてでありますが、各部長、いまだ一括交付金若しくは交付金の制度設計について詳しくまだ把握できないということがありました。正に、国においてもそのような制度設計が明らかなかたちでは示されておりません。ただ、今回の奄美の予算、ちょっともし私が間違ったことがありますたら後ほど訂正させていただきますが、約208億円、昨年比104パーセントの予算を組んでおり

ます。その中で公共事業約80億円の交付金化が入っております。24億円相当の特別枠があります。これらもまだ全体的には、ある面においてCランクの形なんです。Aランク、Bランク、Cランク、Dランク、よく議員が御存じだろうと思いますが、奄審予算自体が、そのような状況下にあり、特に非公共における約6億円の中においては、本市が目指しておりますインキュベート施設、選果場などを含めて、これもまだCランクぐらいの形でありますので、我々の3月の予算にどのように反映されるかということは、まだはつきりした形が示されておりません。もう近々に示されるであろう、その前提をもって、私どもは3月の当初予算を編成する作業になっております。

なお、そのような状況下において、やはり予算の編成権を一般市民に公表することは、ノーマルな社会であるかもしれません、ただ、それをまたいろいろな形で逆説的に考えると非常に怖いことでもあり、また、羞恥が図りかねないこともややもするとあると、これこそが為政者に求められた倫理観、道徳観そして責任感という形の一つの表れではないかというふうな私は、思いがいたしているところでもございます。

そのような意味において、一括交付金化並びに予算の編成権の市民参加ということについては、非常に私は、今、戸惑いと疑問も持っていることでもございますので、御理解をいただきたいと存じます。

また、その交付金化については、制度設計がなされていないという現状の中から、折に触れて、また皆様に情報を提供し、そして議論をし、予算編成ができればいいと、いうふうな思いをしているところでございますので、御理解賜りたいと存じます。

18番（平 敬司君） この交付金化については、奄振の交付金化の問題も我々も議論をする機会はたくさんありました、その間には我々も交付金化は難しいだろうという判断に立ちました。しかし、私が言るのは、おっしゃるとおり経常経費、政策的経費、それからひも付き補助のある事業いろいろありますけれども、皆さんに行う自主事業とかいろいろ小さな事業があると思うんですね。その中にやはり市民も入ることは必要ではないかと私は思うんですね。例えば産振部が産振部の流れを作っていく、産振委員会でも作っていく、総務委員会を作っていく、そういう流れの中で市民が市政に関わっていくというのも大事だと思うんですよ。

ところが今おっしゃるように、政党、会派も全部要望を挙げるという、ただ我々は、それはただの提案だけなんですね、こうして下さいませんかという提案だけ、それもしかも12月になってから、非常にこの提案だけすると議会として空しい感じもいたします。せめて6月の中から皆さんといっしょになって、この予算の組み替えに議会も参加できればなと思うんですけども、おっしゃる皆さん、部長のおっしゃるとおり、議員にはいろいろ提案もある、予算もある、決算がある、しかし、これは皆さんから示された部分を審査するだけであって、非常にこう修正権は議会にもあるけれども、なかなか行使することは非常に難しいですね、皆さんの予算編成の中を全部ひっくり返していくようなもんですので、当初からそういう形にはならないのかなというのが、私の思いです。

市民も議会も本当に、この予算の始まりから皆さんとの関わりが必要な時はもう来ているんじゃないかなという思いがします。それはもう、市長の考えは市長の考えとして聞いておきます。皆さんも一緒になって、こう予算の流れをね、作っていく、私は、これは非常に大事なことじゃないかなと思いますので、一応提案だけをしておきましょう。

市長（朝山 毅君） 私が申し上げたことは、私が高圧的に自分の既得権者として、その傲慢なもので言っているわけではなく、農政部においても市民部においても予算を編成、積み上げていく過程において、現状や過去の歴史や将来展望を踏まえて、この財源で、これだけの要望に応えられることができるのか、短期的なのか、中期的なのか、長期的なのか、そういう意味において財源捻出をしながら真しにやっているつもりでもございます。私が、予算編成権は為政者にあるというふうな傲慢なつもりであることだけは、そういうことではないということだけは御理解いただきたいと存じます。

農政部において若しくは市民部において、土木部において、いろんなことは、それぞれのことを積み

上げながら、また、やらなければいけない状況、そのために実施計画があり全体的な計画があり、総合振興計画を基本にしながら、それぞれの計画に基づいて実施をするということは事前に議会のほうにも来年度以降こうこういう事業計画があるということはお示ししてあると思います。そういうことに沿いながら予算措置、財源確保等などしながら、やっているということでございまして、決して議会のほうに見せない、手を付けさせない、ましては知らせないと、そういう傲慢な気持ちでは決してないということだけは御理解いただきて、議会の皆様方の御要望等も予算に反映できるような形でやっていくことが、一番それこそパブリック・コメントの代表であるというふうな思いでありますので、誤解のないように、それだけは申し伝えさせていただきたいと思います。以上です。

18番（平 敬司君） 分かりました。分かっているんですよ。ただ、市民の側からすれば自分たちのために予算を組んでいることは、有り難いことだとは思うんだけれども、やはり一言でも一件でも、その中に自分たちが入っていけないのかなという、そういう思いです。議会も正に、そのとおりだと思います。予算、決算そして修正権があるけれども、なかなか要望するだけで空しい思いもしているということだけは議会側も同じですので、よろしくまた御理解いただきたいなと思います。

それで次にいきたいと思いますが、市長の大きな判断でもってですね、これからを担う子どもたちに教育予算の中で各小学校にですね、小・中学校ですかね、たくさんありますけども、その中に実習授業あるいは自主研修のための予算配分、例えば1校につき100万円と50万円とかいう伝統文化をどうしても見せてあげたいなとか、もっとこの知識を広めたいなという自由に使える予算、そして学校の中で先生方と子どもたちが、今言う、この予算をどのようにして使っていこうかという予算を立案していく、そういう経験も必要ではなかろうかと思うので、ぜひとも例えば、住用小・中学校あるいは、この名瀬で1校、笠利で1校とかいう試験的にでも、そういう予算の配分をして将来を担う子どもたちに夢と希望のある教育をさせたらいかがなものかと思うんですが、いかがでしょう。予算の部分は、教育長じゃなくて当局。もしこれができたら私は教育者として、それやりたいと。

市長（朝山 毅君） 私の知る限りでは、今、各学校で校長若しくは経営者における予算の裁量権は、10万円ちょっとじゃなかったかと存じますが、そのような形で確かに議員がおっしゃるように、それらの形では経営者として、またいわば校長先生として自分の思うような学校経営若しくはそういうのが満足でないというような思いは、いたしております。ですから財源の範囲若しくはそれこそ、じやいつつにというわけではなく、やはり学校で今年度はどういう形をしたい、短期的に、中期的には、こういう学校方針を運営していきたいというふうな形などを求めながら、そういう方法が取ればいいなと思うことは個人的にございます。

したがって、その予算の配分の額が幾らということは、お約束できませんが、学校当局、学校自体においては、それぞれ地域性もありますから、また、歴史的にもそれぞれの学校の設立年度が違ったりしまして、いろんな各種行事等に予算を必要とする場合がありますので、それのことなども考えて学校当局はどういう状況にあるかと、どういう計画があるかということなども考えながら、やっていくものなるほど一つの御提案であり、またいいことではないかということがありますので、これらについても予算の状況等を勘案しながら考えさせていただきたいと思います。

18番（平 敬司君） 私たちもですね、行政視察をした折りにですね、四国の善通寺というところの学校を行ってきました。そこは全小・中学校に100万円の金額をポンと渡してですね、自分たちでこの金をどう使おうかという生徒も先生も校長もいっしょになって考える。そして高い伝統文化に触れることが必要なら、その予算を使ってでもやりましょうと。そして研究が必要なら研究するための金にしましょうと、全く教育委員会とか皆さんに縛られることのない予算として、その学校の成果が非常に高いことを見聞きしてまいりましたので、要は市長と議会との関係で市長が提案すれば我々も、それはいいことですということで、受けましょうということで、今、市長もいいことですのでということでしたが、

そういうお金があったら、今、教育長はどうなさりたいと思いませんかということなんですよ。

教育長（坂元洋三君） 先ほど、市長が御答弁いたしましたけれども、現在での学校の状況を報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

小・中学校における自主事業のための予算配分についての御質問だと伺います。議員御指摘のような各学校長が学校経営の必要や特色ある教育活動の推進のために自らの責任で予算を執行できる事業として、本市においては、特色ある教育活動支援事業があります。この事業は、予算総額370万円です。

学校規模によって差がありますが、1校当たり11万円から17万円を配当しています。各学校長は、郷土教育や環境、情報、福祉、健康、国際理解などの特色ある教育活動の充実を図るために主体的に運用しています。議員御指摘の点は、各学校長の特色ある学校づくりや学校経営の独自性の發揮などに関連するものと考えておりますので、今後も国の一括交付金の制度化に向けた指針等について高い関心を持って見据えていきたいと、こう思っているところです。以上です。

18番（平 敬司君） ありがとうございました。そのためにも、市長、ぜひとももう少しね、予算の増額をお願いして各学校の将来を担う子どもたちですので、最後には、また我々のこの奄美市に帰ってくるだろうと思いますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

次にいきたいと思います。環太平洋戦略的経済連携協定と、先の時間にしっかりとこの意味から流れからを聞かせていただきましたので、省きたいと思いましたが、私なりのほんのちょっとだけ聞いて答えをいただければと思っております。

この耕作放棄地とありますが、奄美も例外なく増えているようあります。しかしながら、この耕作放棄地の抜本的な打開策は見い出されておりません。このような折りに急浮上したのが関税撤廃の自由貿易化の環太平洋戦略的経済連携協定、難しいですが、アメリカ語で言えばTPPですね。奄美でこの影響の大きいとされるサトウキビについて伺っていきたいと思います。この外国産の砂糖の輸入によって国内産糖の需要がなくなるとして生産額率が減少率が100パーセントなるといわれております。

サトウキビ生産などは150億円かかるし、製糖工場等地域経済からの面からみても115億円、380億円にも負担が経済効果が落ちると。それで経営が成り立たない状況であり、協定締結となれば奄美農業は崩壊しかねないというのが、今までのみんなの意見です。このTPPについて農業関連団体は大反対ですが、経済団体は早期参加を求めているわけですね。世論調査では、このTPP参加賛成が46パーセントもあります。そして反対は38パーセント、農林漁業関係者では88パーセントが反対、農業関係者以外は72パーセントは賛成です。管理職とかいう人たちが72パーセント、商工自営業者が55パーセントのこの賛成があります。このような状況を見ると大きく反対と叫んでも自由貿易の流れは止められないという雰囲気が私たちには気になっています。

そこで仮に、締結されば場合のキビ対策はあるのかと、どうかということをお聞きしたい。そして、それに変わる農産品は考えられるのかということですよ。前の泉議員の話としてもサトウキビは関税分が交付金として生産者に入る、それがなくなると果たしてキビ農家は立ちいけるでしょうか。もし締結となった場合に、そのサトウキビに代わる対策はあるかどうかということをお聞きしたいと思うんです。いかがですか。

農政局長（田丸友三郎君） それでは、仮に締結された場合のキビ対策ということであります。先ほどの泉議員の報告もありましたように、非常に厳しい状況に陥ることが予想されている中であります。

国においては、来年6月をめどに基本方針を決定し、競争力強化に向けた必要かつ適切な抜本的国内対策並びにその対策に要する財政措置及びその財源を検討し、中・長期的な視点を踏まえた行動計画を来年の10月をめどに策定し、早急に実施に移すとしております。しかしながら、現時点では、具体的な対応策が何も見てこないことからTPP参加には、先ほどもお答えしましたように、反対のメッセージを発しながら、今後、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、サトウキビに代わる農産物は考えられないかとのお尋ねでございますが、これまでの農業生産については、花き類、果樹類、野菜類など様々な農産物が導入され、取り組んできたところであります。

しかしながら、どれも一過性のもので終わり、台風などの気象災害に強いサトウキビが継続性の作物として残ってきた経緯がございます。

また、サトウキビ産業につきましては、生産者と製糖企業だけでなく雇用対策や関連企業など地域経済における波及効果が極めて大きいことから、これに変わる農作物については何があるのか模索をしている最中であり、今後の検討課題としてまいりたいと考えております。

18番（平 敬司君） 非常に難しい問題を今、我々は突きつけられているんですよね。締結するかしないか、恐らく民主党政権、菅内閣が倒れない限りは、これは持っていくんじゃないかなという気もするんです。それで、守ろうとしたら、この農業、今、日本国内が内向きで守ろう守ろう守ろうという声が大きいんですが、この守ろうとしたら、こう衰退するだけだと、自分たちの中で生きていくという小さな中で生きていく。攻めなければ、これもまた衰退する。この攻めの農業で日本の優秀な農産品を輸出する方向に進めようという声に皆さんはどう考えますか。

農政局長（田丸友三郎君） ただいまの攻めの農業で日本の優秀な農産品を輸出するとの声に対して、どう思うかとの質問でございます。

農林水産省では、我が国の食品輸出増加傾向にあるということで、2006年の輸出額に比べますと5割増しの増加となっていると公表しております。一方、財務省発表の貿易統計によりますと、2007年には、過去最高の5兆5,219億円の農産物輸入に対し、輸出はわずかに2,221億円と大幅な輸入超過になっております。これは、1995年に、締結をされましたWTO交渉を通じ、農産物の自由化を進めてきた結果、世界最大の農産物輸入国となっている事実があります。

議員御指摘にもありますように、こうしたことを受け日本の農産物が海外に打って出るためには、栽培技術だけでなく食に対する安全・安心、おいしさなど諸外国産に比べて大変優れているものを売りにしなければいけないと考えております。

日本は、世界最大の農産物輸入国でありますけれども、その中にあってリンゴや長芋などに加え緑茶、醤油などの加工食品の輸出が拡大しており、アジア、米国、EUをはじめ世界各地に輸出されております。特に、日本産のリンゴは他国産のリンゴに比べ高級で、価格は高いが安全でおいしいとのイメージを持たれており、高い評価を受けているようあります。また、健康的であるなどのイメージやおいしさ、見た目の美しさなどの理由から日本食がブームとなっておりますことから、海外での日本食人気も今後も高まるものと思われます。これらが示すように、また、議員御指摘のように日本の優秀な農産品が海外へ輸出されるマーケット市場も拡大の余地は十分にあるものと思います。

このようなことから、TPPに参加により、関税が撤廃されてもすべての農産物が影響を受けるとは考えられませんが、それはごく一部であり、ほとんどの農産物については、国内市場において桁違いに規模が大きく低コストで生産される外国産に替わることが予想され食料の自給率低下が考えられるところです。

もう一点心配されることとは、商品の登録や優秀な品質などの維持問題であります。既に一部現地生産されておりますように、米、これはカリフォルニア米ですね、それから和牛生産やカボチャ、トマトその他ネギなどの野菜類などで、日本で品種改良した種や生産技術が外国に出て人件費の安い国々で大規模に生産拡大をされてしまうということを、一番危ぐをしているところであります。

18番（平 敬司君） 高品質のものを作ってもなかなか追いつかないということですので、守る以外しかないのかなという気もいたしますが、この私たちは、この1960年代に木材の輸入の自由化が図られました。そのために林業が壊滅的な被害が出て、間伐する人がいなくなってしまった、今も経験を持っています。このようにキビ畑が耕作放棄地とならないような対策を今からとらないとい

けないと思っております。私たちは、ただ守る、保護だけでなく、将来のサトウキビづくりで経営ができるような政策などをこれからも政府に力強く求めていかなければならないと思っています。ただ、サトウキビを作るだけじゃなくて、砂糖の製品をどう付加価値を付けていくかということも、これから取り組まなければならない大事な時期じゃないでしょうか、ということですが、頭の中にだけ収めておけば、ありがたいなと思っております。

そこで糖価安定法が図られておりますけれども、この安い砂糖が入ることによって奄美の焼酎の将来は、どうなるのかということを伺いたいと思いますが。

産業振興部長（川口智範君） 私どもが、焼酎への影響についてでございますが、外国産の砂糖を黒糖を使用する以前の問題として、外国で作られる黒糖酒、これへの対応をどうするかというのが、まず一点目に挙げられるのではないかと、私どもとしては考えているところです。

具体的なことを申しますと、今現在、タイなど東南アジアから黒糖酒、焼酎と似たようなものが入ってきております。価格的には、現在、島の焼酎と同じような値段だと伺っております。これが今、関税が撤廃された場合には、島の今の焼酎では太刀打ちできないという形になってまいります。というのが、まず一点目です。二点目ですが、今、議員がおっしゃたように今度は、安い黒糖が入って来た時の想定でございます。おっしゃるように、安い黒糖を使うことによって黒糖の値段差によって、今、私どもが、いただいてます酒税でのメリット、この部分のメリットが打ち消される可能性があります。そうなってきた時には、島の焼酎そのものも安い外国産を使わざるを得ない話も出てきます。そこで考えられることは、一点あるのは、議員が先ほど申し上げられましたように、島でしかできない原材料を作っているという商品の差別化、この辺りの部分の研究を重ねていく必要があるのではないか、というふうに私ども、今、考えているところでございます。

18番（平 敬司君） 正に、今、おっしゃる、この心配ですね、外国産の焼酎が、外国で黒砂糖使っても国内法ですので、これ取り調べ何もありませんが、例えば、これがこの黒糖を使うというのは、法ではなくて事務次官通達という形になって今まで維持されていると思うんですが、この奄審の延長とかいろいろな問題の中で必ず議論されるのは、この撤廃は心配でありますので、外国産の前に今度は国内で、この安価な砂糖が入ってきたら、これが作られないかなという心配もしているわけですが、この通達は、ずっと続くのでしょうか。その辺がちょっと心配ですが、もし分かるようでしたらお願ひしたいなと思います。

産業振興部長（川口智範君） 議員が、おっしゃいます国税庁長官の通達が守られるかどうかという部分については、私ども、それを守るように当然努力していかなければならぬと考えておりますので、議員の御指導よろしくお願ひいたします。

18番（平 敬司君） 年だから、あなた方を指導することもできませんが、できるだけこの通達が取り消されないように奄振の延長もいっしょに勝ち取っていかなければならぬと思います。この島になくてはならない黒糖焼酎でありますので、大事にブランド化をし、商標登録をし、ほかの人にとられないように、しっかりとしていただければなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、最後になりました。30分の予定がちょっと長くなりました。今度は、すみませんが、この字が三つも間違っておりますので、普及という字の上にチョンチョンと点を二つ付けていただいて、普通の普にしていただければありがたいと思いますが、よろしくお願ひします。

アシタバについて、こう提言なり考え方なりをしたいなと思っております。この議会のあるたびごとに、私は、この塩の話もしてきました。そして、フキの話で一生に一度だけという話もやりましたが、なかなか誰も乗ってくる人がおりません。一人だけおりました。そのジャトロファというのもやりました、2年前か3年前に、この植えた木が、今もう2メートル越して実が2回もなりました。それだけ成長が

早く防風林にもいいですよという話もしたが誰も手掛けてくれませんでしたが、いろいろと提案するたびごとに空しさを感じながら、この演壇に立っております。

今回は、このアシタバと。このアシタバは皆さん方も森林アシタバということで、営農センターかどうかで栽培を手掛けた経験もあると思いますが、このサトウキビが基幹産業になったように、私は、アシタバがサトウキビに次ぐ産業になることを願って、あなた方に今からお願ひをしたいなと思います。このジャガイモやトマト、サツマイモなどが、この日本中で栽培されているようにアシタバもこの日本あるいは世界中に広がる可能性があると信じているからです。そのためには、まず我が奄美市で栽培を始めて普及させたいと思うのですが、いかがお考えでしょうか。産振部のお考えをお願いします。

農政局長（田丸友三郎君） ただいま御質問のありました健康野菜アシタバについてのお答えをいたします。議員御承知のとおり、アシタバは日本原産の植物で伊豆大島、八丈島で栽培され、ミネラルやビタミンが豊富で健康食品として人気が高まっている野菜です。本市においては、旧名瀬市時代に業者のオリジナル品種による完全契約栽培で普及しましたけれども、仲介業者とのトラブルによりまして栽培を断念した経過があります。栽培上は問題ありませんが、当然、出荷が地元市場になることから価格・消費動向などを勘案し、内供給を含め検討させていただきたいと思います。

18番（平 敬司君） おっしゃるとおりですけども、作ったら売らなければなりませんが、それも考えるのが皆さんじゃないですか。そして農家といっしょになって島内産だけでなく、今言ったように、日本中に世界中に広がると。この生葉じゃなくて乾燥ができるんで、何故進めるかというと、これはシニヌリでもできる野菜だからですよ。

まず一つ目には、栽培が容易で作り易いということ。第二は、虫が付かないということ。三つ目に、3年も植え替えなくてよいということ。農薬は使わないと、しかもこれは、化学肥料を嫌う植物であると、そういうことで肥料に使うのは、ただ鶏糞とかそういうもののだけでいいんですね。五つ目にはですね、この栄養が非常に豊富であるということ、1本当たりから採る収量が非常に多いということ、いつもは難儀するこの雑草、草取りが非常に少なくてすむということ。

今、おっしゃいましたが、この生葉が市場にあまり出回っていないということで、八丈も東京に出すのは、ほんのちょっとのようです。後は、乾燥した加工品が多いようです。乾燥して利用できる、そして、加工品ができると。最後に、この薬効がある植物だということで、ただ問題なのは、7・8月の太陽の強い時には新芽が出ないと、ちょっと弱いということだけで、後は問題のない植物なので誰でも栽培ができると、こういうのを農家に普及をさせていったらいいのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

農政局長（田丸友三郎君） 農家は、サトウキビもそうなんですが、粗放作物、いわゆる手間があまりかかりないということであれば、今、議員御指摘のアシタバも有望ではないかと思います。というのは、島も高齢化が相当進んでいるということが一つの要因でもありますし、耕作放棄地の解消にも、もしかすれば役立つではないかというようなことも感じるところであります。

そういうことも踏まえまして、先ほども回答申し上げましたように、内供給を含めて検討させていただきたいということです。

18番（平 敬司君） では次は、健康増進課、市民部でお願いしたいなと思いますが、私が、なぜこんなことばかり話すかというと、あなた方が担当している国保の問題が、いつも頭にあるからです。来年度の予算を組むにも、やはり赤字を見通して組まなければならないという、この国保財政を少しでも緩やかにしていきたいという思いがあるのですよ。頭ちゃんと聞いて。それで今から言うのは、大阪薬科大学教授、名前は申し上げませんが、それと明治薬科大学天然薬物学教授、そして農学博士、この二人がアシタバについて、いろいろ研究した結果のほんの一部を紹介しますので、健康のために役立ててい

ただければと思います。

八丈島に伝わるアシタバの伝説、ことわざですね。だったらい。じゃ5分で大丈夫ですが。八丈島に伝わるアシタバの伝説ですね、お乳の出が良くなると、これは畜産にも何でも効くそうですね、八丈島に行くと牛乳がけっこうおいしく飲めます。この牛の乳の出が良くなるということで、そして化膿止めに効くと、二日酔いに効く、そして精力が抜群に効くと。胃腸が丈夫になる、がんにならない。

水虫にアシタバの黄色い汁を塗ると治ると。そして、この二人の教授の研究から注目されるアシタバの黄色い汁、茎を切ると汁がベタベタっとたれ落ちるんですが、その汁がカルコンという成分でがんやかいよう、エイズにも効果があるということ。栄養バランスに良くて現代人の不足しがちな食物繊維が他の野菜より非常に大きいということですね。その食物繊維が多いと、この女性に人気があるということは、便秘や貧血に効くんだと。それに消化管の形態や新陳代謝に影響が与えられて便の容積が大きくなる。硬さを正常化にする。そのためには虫垂炎とかヘルニアとか、痔とか大腸がんの予防に役立つと。食事中の脂肪の吸収を抑えるので高脂血症の予防になると。狭心症や心筋梗塞の予防、胆石の予防、肥満や糖尿病の予防になるということですね。

アシタバの栄養素は多彩である。生活習慣病の予防に求められている健康に良い食べ物だということで、皆さんこれが各家庭に普及させることは考えてないか、どうぞ、イエスかノーかでお願いします。

市民部長（有川清貴君） アシタバの生産農家が増えて、一般の家庭でも食卓に上がるようになれば含有成分等についての知識の普及を図りたいと考えています。よろしくお願ひいたします。

18番（平 敬司君） これは畑だけじゃなくて家庭でも栽培が簡単にできますので、鉢が三つあれば、もう十分家庭の野菜の替わりになるということです。現代人は、本当に薬に頼りすぎるから国保が高くなるんで、できるだけ自然治癒できるように、このアシタバを食べて食べて食べつくせば、本当に健康でいい生活が送れるんだと。

それでもうほかのことは言いませんので、このアシタバには、この繊維とかリン、鉄、カリウム、ナトリウム、ビタミンA、B2とかバランス良くこの野菜の中に含まれているということで、他の野菜に含まれないこの黄色い汁のカルコンががんやかいよう、高血圧、糖尿病、ポリープ、体力アップ、貧血、便秘、胃腸の活力などの効果のある優れものだと、これをぜひとも家庭で普及させて来年度、再来年度、私がここに立つ機会がない時には、本当に国保が、すばらしく運営されることを期待しているんですが、部長、どうです。

市民部長（有川清貴君） 国保の健全化について大変御指導いただき、ありがとうございます。アシタバについて、私たちもあまり分かりませんので、私も勉強して対応していきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

18番（平 敬司君） 大変申し訳なく思っております。とびとびで説明もままならないで、できるだけ、今言ったように、市民のための政治ですので、市民の思いが市政に通じるような運営をしていただければな、という思いです。

特に、国民健康保険の将来を思えば、しっかりした運営をお願いしたいなと思います。健康のためによろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

議長（世門 光君） 以上で自由民主党 平敬司君の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、一般質問の日程はすべて終了いたしました。

明日14日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。（午後3時45分）

第 4 回 定 例 会
平成22年12月14日
(第5日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1番	師 玉 敏 代 君	2番	多 田 義 一 君
3番	橋 口 和 仁 君	4番	奈 良 博 光 君
5番	戸 内 恭 次 君	6番	平 田 勝 三 君
7番	向 井 俊 夫 君	8番	蘇 嘉瑞人 君
9番	竹 田 光 一 君	10番	竹 山 耕 平 君
11番	伊 東 隆 吉 君	12番	泉 伸 之 君
13番	世 門 光 君	14番	関 誠 之 君
15番	三 島 照 君	16番	崎 田 信 正 君
17番	里 秀 和 君	18番	平 敬 司 君
19番	渡 京一郎 君	20番	朝 木 一 昭 君
21番	奥 輝 人 君	22番	平 川 久 嘉 君
23番	榮 勝 正 君	24番	大 迫 勝 史 君
25番	与 勝 広 君	26番	叶 幸 与 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 肅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	坂 元 洋 三 君	住 用 総 合 支 所 長	高 野 匡 雄 君
笠 利 総 合 支 所 長	塩 崎 博 成 君	総 務 部 長	松 元 龍 作 君
総 務 課 長	前 里 佐 喜 二 郎 君	財 政 課 補 佐	菊 田 和 仁 君
企 画 調 整 課 長	東 美 佐 夫 君	市 民 部 長	有 川 清 貴 君
福 祉 部 長	福 山 治 君	いきいき健康課長 (笠 利)	朝 郁 夫 君
いきいき健康課参事 (笠 利)	手 島 秀 人 君	産 業 振 興 部 長	川 口 智 範 君
商 水 情 報 課 長	則 敏 光 君	紹 觀 光 課 長	日 高 達 明 君
農 政 局 長	田 丸 友 三 郎 君	農 林 振 興 課 長	熊 本 三 夫 君
産 業 建 設 課 補 佐 (住 用)	市 川 哲 義 君	建 設 部 長	田 中 晃 晶 君
教 委 事 務 局 長	里 中 一 彦 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 赤近善治君 次長
調査係長事務取扱 山崎實忠君
参考兼議事係長 橋本明和君 議事係主査 麻井庄二君

議長（世門 光君） おはようございます。ただいまの出席議員は26人であります。

会議は成立しました。これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）



議長（世門 光君） 本日の会議はお手元に配布しております日程第2号のとおりであります。

日程に入ります。日程第1、議案第112号から議案第131号までの20件を一括して議題といたします。ただいま議題といたしました、議案20件に対する質疑に入ります。

通告がありました順に発言を許可いたします。

はじめに新奄美、向井俊夫君の発言を許可いたします。

7番（向井俊夫君） おはようございます。まず始めに、今定例会の一般質問において登壇者のみなさんが時間内にしっかりと質疑していただいたことに、議運、議会運営委員会としてお礼を申し上げたいと思います。それでは、私の所属する委員会以外の部分でちょっとお伺いをしておきたいと思って質疑をさせていただきます。まず最初に議案第112号 平成22年度奄美市一般会計補正予算第5号、11ページ歳入、15款5目商工費県補助金、地域経済活性化販売促進緊急支援事業費補助金1,000万。これは何月頃県から提示があり、またその使途目的はどのように使われるのかお伺いいたします。2番目に、同じく平成22年度奄美市一般会計補正予算（第5号）、24ページ歳出です。6款2目林業振興費松食い虫被害予防対策事業業務委託料4,554万3,000円。里山林機能回復事業業務、里山林の森林整備等事業業務、松林の薬剤の樹幹注入業務。これは、今みなさんが山を見渡してご覧のとおり、大変松食い虫被害が増えております。以前は緑の木々の間に、ハゼの木の赤い木が目立った程度でしたが、今、山一面茶色の枯れたマツの木が広がっております。そこら辺で、1番目に今申し上げましたそれぞれの業務内容と委託先。2番目に、松食い虫対策の本年度予算の総額と今までの成果、そして今後の見通しはどうなのか、お伺いいたします。

商水情報課長（則 敏光君） おはようございます。まず最初の一般会計補正第5号、11ページの歳入。

地域経済活性化販売促進緊急支援事業費補助金についてでございますが、これにつきましては、プレミアム商品券の県の補助という位置づけでございまして、9月の29日、県議会終了後に県の事業内容の説明会が実施されました。その前の9月6日の県知事の定例県議会におきまして、そのような事業を予定しているというような記者発表はあったんですが、担当部署からは、県議会終了までは細かい説明などはございませんで、終了後9月29日に県の事業内容の説明会が実施されたところでございます。これにつきまして、当初発生しておりました口蹄疫によりまして、商工業者や観光関連の業者が大きな影響を受けた県内の地域におきまして、プレミアム商品券の発行を支援することによって、その地域の個人消費を喚起し、地域経済の活性化を目的とするということでございます。事業内容につきましては、プレミアム相当分の2分の1以内を補助するという位置づけでございます。本市の9月議会で議決いただいたプレミアムにつきましては、補助金につきましては、一応2,000万。2億円発行して10パーセント。2,000万のプレミアム。これに対して2分の1以内、1,000万以内で県の補助が出るという事業でございます。これにつきまして、25ページ。同じ一般会計5号の25ページの7款1項2目商工振興費にございますが、プレミアム商品券発行事業。この2,000万。これは全て一般財源でございましたが、そのうちの1,000万が新たに国県支出金。予算書の国県支出金の欄に新たに1,000万の歳入が入ると。相対的に一般財源が1,000万減少するという形で、財源更正という形で、財源振替と言っておりますが、一般財源が半分特定財源になるというような予算措置でございまして、2,000万のプレミアム補助額が3,000万に膨れるという措置ではございません。そのような形でご理解をいただきたいと思います。

農林振興課長（熊本三夫君） それでは、24ページ6款2目、林業振興費松食い虫被害予防対策事業業務委託料、それから里山林機能回復事業業務、里山林の森林整備等事業業務、松林の薬剤の樹幹注入業

務について業務内容と委託先についてご説明いたします。若干説明が、答弁が長くなるかと思いますがお許し願いたいと思います。

それでは、松食い虫被害予防対策事業業務委託料ですが、この業務内容につきましては、マツ資源の確保と保全を図るため、県が被害対策の方針に基づき松食い虫被害にあたった当年度枯れた松の伐倒駆除をおこなう業務です。委託先につきましては、松食い虫の被害木の駆除は特殊な業務ということで、森林病害虫等防除法の第4条の2項協力要請機関ということで森林組合であります。次に里山林機能回復事業業務であります、幹線道路沿いや集落周辺の森林等公益上重要な山林における防災景観保全等、公益的機能の維持、増進を図るための森林整備事業であります。委託先につきましては、燻蒸処理が必要でないため指名競争入札を予定しております。松林の薬剤の樹幹注入業務につきましては、幹線道路沿いまたは集落背後地に存在する直径30センチ以上の健全松で、枯れた場合伐倒及び除去が著しく困難であるため、ワクチンを投与し松食い虫の被害から守るための業務であります。委託先につきましては、奄美大島森林組合を予定しております。里山林の森林整備等事業業務につきましては、名瀬浦上地内で経済林、杉林ですが、4ヘクタールを間伐し、木製看板一式と木製階段45段の整備をおこなうものであります。委託先につきましては、指名競争入札を予定しております。2番目の松食い虫対策の本年度予算の総額と成果、今後の見通しはということであります、本年度予算の総額は今回の補正も含めまして1億2,045万2,000円であります。当初予算の松食い虫駆除事業委託料と今回補正の松食い虫被害予防対策業務委託料であります。1億1,345万7,000円であります。里山林機能回復事業業務につきましては512万3,000円であります。松林の薬剤樹幹注入業務につきましては187万2,000円であります。成果としましては、今年度は、春駆除ということで470立方。それから秋駆除として今、県から委託業務がきているもので1,638立方。残りは随時県からの委託通知が来る予定となっております。今後の見通しとして、正直、平成20年度で625立方。21年度で2,512立方。本年度の予定で4,510立方ということで、年々増加している傾向にあります。なかなか歯止めがかかるないという状況の中で、鋭意努力して被害松の駆除処理なり、蔓延防止に努めてまいりたいと考えております。

7番（向井俊夫君） ありがとうございます。まず、1番目の県補助金ですね。商工費の方です。地域経済活性化販売促進緊急支援事業ということで、口蹄疫の被害のあった地域と。県下一円になるかと思います。9月の6日の知事のお話でと。そして9月29日県議会終了後にということでございました。9月の、私たちの議会の開会が、やはり一緒に9月6日ですか。ということで、最初一般財源の方で阻止されて、私どもの奄美市議会の9月議会でプレミアム商品券発行事業助成金。一般財源から2,000万と組まれたわけですね。それに対して県の補助金がこういう形で1,000万入ってきたということです。それで私は、今度のこの補正の中でどういう形で処理されるのかなと見ていました。そうしましたら、県の補助金がそういう形でプレミアム商品券の方に入ってきたという形。これが25ページの国県支出金1,000万という形で入ってきた。この形と理解してよろしいわけですね。はい。これですね、例えばもっと早く対策ということであれば、その補助金に対して2分の1までと、以内ということであったら、仮にこの県の1,000万まで入れたら、私たちの方で一般財源2,000万組んでた、それプラス3,000万なら3,000万で15パーセントもっと20パーセントとかですねいうようななかたちのあれができなかったのかなという思いもあったもんですから。ていうのが、9月に失礼しました10月ですね。失礼しました11月になりました。11月に出水市の市議会の議員のみなさん5名、所管事務調査でこちらへ入られました。そのときに、実は出水市が、やはり商品券2億円。ですから2億2,000万円分出したと。それに対して20パーセントのプレミアを付けたと。こういう時期だから、向こうも企業撤退とかそういう意味で大変な時期で、商店街も非常に沈滞ムードだということで20パーセントを付けたと。そうしましたら、その2億円分が3日間で完売したと。大変みんなに喜ばれましたと。そういう話を聞きましたから、同じ出水市、同じ市でありながらね、やっぱりそういうきちっと情報を収集して対応したところはやっぱり早かったんだなと。そういう思いがあったもんです

から、ここで今ちょっとご質疑をさせていただいたわけです。それに対して何かございましたらお伺いしたいと思います。それと、あと松食い虫の被害ですが、これは、ヤンバルトサカヤスデ。そのときは、本当に不快害虫ということで私たちの市民生活に大変影響を及ぼすということで、市民の皆さんも大変関心を持ちましたし、私どものそういう防除対策とか色んな被害対策ということで大変必死になって動いた。それからするとこの松食い虫は、毎日の生活の中ではそう支障をきたさないと。そういう部分でおろそかになっているのかなという思いもあります。景観上ですね大変奄美は、青い海と緑の森、山。これが外から来る人には大変好評で喜ばれております。奄美は松食い虫の被害は遭っていないんだねと以前はよく言われて感心したお客様もたくさんいらっしゃいました。そういう外から来た人のね、声を今になって思い出したとき、この防除対策を今やつておかないと、きっちり対策を練らないと、これから先山全体が茶色のね、枯れた元気のない山になってしまいます。それが奄美を、この奄美市を象徴するような形になるんじゃないかという思いがありまして、今この質疑をさせていただいたわけです。これから予算的なものとしては、もっと国、県に要請をかけてやっていくつもりがあるのかどうか、そこら辺をお伺いします。

商水情報課長（則 敏光君） プレミアムですが、本市の場合は2億に対しての10パーセント、プレミアム相当分にしか補助が入らないということで、2分の1以内というふうになっております。宮崎県に近い地域あるいはその辺りでは、10分の9以内という補助の限度も引き上げられているようございますが、本市地域におきましては10分の1以内、最大1,200万以内という形で制限が課されております。プレミアムの増額につきましては、色々と実行委員会内部でも検討がなされたと思うが、当時の災害の発生、その他現実的な昨今のデフレの傾向等などで、従来どおりの形という形になっております。まあ、2,000万、もともと今年度、実はこの事業については予定いたしておらなくて、昨年度、一昨年、おととしと2年連続いたしておりますが、これは国の経済対策に連動しての形で、緊急安心経済対策あるいは地域活性化危機対策。そういう形での国の補助事業の一環として実施しておりまして、今回はこの事業がなかったということで想定いたしておりませんでしたが、やはり商店街の状況、地域経済の状況などを勘案しまして、商工会議所あるいは商工会その他団体からの要望もございまして実施する形とさせていただきました。その中で従来どおりという形で10パーセントに留めさせていただいたというのが実情でございます。この売れ行きにつきましては、現在5,800万、7日間、8日間で5,800万。1億6,000のうちの5,800万という形で、概ね36パーセントの売れ行き状況でございます。1昨年、市が実施したときと同じようなペースで行っておりまして、出水市のように3日間で完売という形にはなっておりません。それとまた、私どもの事務費、印刷費、その他商品券の印刷代、広告代、臨時職員の賃金と、そういう形には補助が充てられればいいんですけども、プレミアムの分に限るという形になっておりまして、それについての補助がないという形でも、従来どおりにしたという形の位置づけになっております。

農林振興課長（熊本三夫君） 国、県の予算要求ということありますが、今回の補正額につきましては、9月末の調査で要求しております。今回また12月末で調査をしまして、春駆除に予算を回していくように県のほうにもお願いの段階であります。従って今後ますますこの予算については増えていくものと思っております。それから、県が事業主体ということで、若干事務手続き上着手することが、なかなか思うように我々も行動が起こせないというのが着工が遅れている原因でもありますので、ご理解いただきたいと思っております。

7番（向井俊夫君） はい。ありがとうございます。ちょっとお願ひって言えばおかしいんですけど、こういうプレミアム商品券。市民の間では今年も出るんだろうか、どうだろうかという声をずいぶん聞きました。そういう意味では、もっと早くですね、市民のみなさんに、出ますよ、出しますよということをね、早く周知徹底して、消費者の皆さんのがやはり心待ちにするぐらいの体制づくりっていうのが、

そういうのもやっぱり必要かと思うんです。この頃になつたらこういうのが出てくるんだと、だったらどのくらい買つて、そしてそれをどういう具合に使おうと。色んな計画を立てられると思うんですね。あまりにもいつもあつたまま。あつたまま奄美市というような印象がね、あるんじやないかと。計画性を持ってやっていくということが大事なのかなと。それも年間通しての恒例のやはり行事と言つたら語弊がありますけど、恒例のことになりつつありますんでね、そこら辺やはりしっかり定着させていくという必要があるんじやないかと思ってそこら辺お願ひしておきます。それと、あと松食い虫ですが、9月議会のときにやはり、この5階の議場や廊下から山々を見たとき、ここまでは本当にひどくなかった。わずか2ヶ月ちょっとでですね、ここまで広がるのかなと。毎日毎日、庁舎から山を眺めている皆さんには気づかないかと思います。私たち議員は、定例会の度に5階に来ているわけですが、その間山を落ち着いて見ると、この高い場所から見るということはありませんでした。そういう意味ではびっくりするほど被害が広がっていると。これは早急に抜本的な対策を練らないと、打たないとヤスデのときの二の舞い。なんぼ金をつぎ込んでも足りんぞというような状況になりはしないかという心配をしているわけです。どうぞそこら辺、早め早め。なんでもそうですけど早め早め。そしてわかっていることは計画的にですね、しっかり計画を立てて実施していくということをお願いしまして終わります。

議長（世門 光君） 次に、自由民主党、平 敬司君の発言を許可いたします。

18番（平 敬司君） 自民党の平 敬司であります。向井議員と同じ質疑であります。委託先は森林組合、この予防の対策事業としては、当年枯れた木の伐採ということでございますが、私はマツ枯れのまでは原因調査をしなくて、枯れた木を伐採するという事業だけではこの松枯れは食い止めることはできないと思っております。私の持論としては、元気なマツの木には、このカミキリやセンチュウは付かないといのが私の持論であります。枯れた木にこのセンチュウが付いていく。松枯れの原因は本当に徹底調査をしなければ、松は直根でありますし、その根の先をどうするかと。私は前の議会でも言いましたが、このマツ枯れの原因は根の中で菌根菌の減少によって根が弱り、水が上がらなくなつて枯れていくというのが私の想いであります。県はこれだけの、4, 554万3,000円という、この金を使ってやはり、この原因の徹底調査をすべきだと私は考えております。昔やりました、ウリミバエやミカンコミバエのようにその原因は何かと。そして本土で起こっているナラ枯れの問題も、その虫がどう飛んできて、どういう発生をして、このナラを枯らすかという徹底した原因等を究明しております。私はただ、伐採と、この樹幹注入と言いますけれども、本当に皆さん方が、この枯れた木の横にある木の皮を削つて本当にそこに虫が入っているかどうかということも調査をして、本当に虫が枯らしているのだったら、そのとおりの方法もまた考えられると思うのですがいかがでしょうか。

農林振興課長（熊本三夫君） それでは、委託先と予防の方法についてお答えいたしたいと思っております。いいですか。はい、わかりました。それでは予防の方法につきまして、議員の持論もありますが、通常我々公式に発表されている発生メカニズムから若干説明させていただきたいと思っております。まずはじめに、4月から5月にかけてセンチュウが付着した、カミキリムシが羽化し飛び回ります。その飛び回っている成虫がマツの枝、皮を食害し、そこに付着していたセンチュウがマツの木へ移ります。そして、6月から7月にかけてセンチュウが増殖し、7月から8月にかけてマツ枯れが始まります。8月から9月にかけては、この弱った被害木に対してカミキリムシが今度は産卵をいたします。そして10月から3月までの間に、木の中で幼虫として越冬し、そしてまた4月のサイクルに戻るということが今公式に発表されている発生メカニズムであります。そういうことで、今我々が予防と伐倒ということでやっているのが、春と秋の駆除をすることです。それで伐倒燻蒸処理をしたものも必ず検査をします。その中でマツの皮を剥いだり、木の幹を割ったりして成虫、幼虫が死んでいるかどうかの確認をしますが、ほとんどの木の中に成虫、幼虫が入って死亡確認ができるところであります。以上が発生メカニズムとそれに合わせた予防方法になり、伐倒ということで、今現在は進められ

ているのが実情でありますのでご理解いただきたいということで。

18番（平 敬司君） おっしゃるとおり、葉っぱを食べた虫が成虫になって弱った木に付いていく。ということは、元気な木にはつかないということなんですね。ですから私たちの考えとしては、弱った木は何が原因で弱るかということの調査をしなければならないと私は思っているんです。元気な木に付くのは、葉っぱとかを食べるために付くんで、そしてその虫が媒介してその弱っていく木に付く。弱った木を切つたら必ずいるのは当たり前です。虫がいるのは。だからそういう、これだけの予算を使うのであれば、本当にマツ枯れの原因はこの虫なのか、あるいは菌なのか、根が弱っていっているのかという調査をしないで、ただ虫だ虫だと言っているから色々の被害も出てくるんじゃないですか。だから色々言っても県の仕事をあなた方はただ請け負ってやるだけかもしれません、これだけの金があれば、1本、2本、3本の木を徹底して掘り起こしてみるということも必要ではないのかと思うんです。毎年毎年、マツ枯れだ松食い虫だという形でこの予算がついてきますけども、本当に徹底した原因というものを追求しなければこの問題はいつまでたっても解決しないだろうと思います。あなたのおっしゃるとおり、枯れた木を割ってみれば必ず虫はいます。私の経験からすれば、元気な木をいくら割っても中に虫がいたという思いはありません。ということは私は製材所でしたんで色々な枯れた木も見ますが、そういう思いからこの事業は予防ですので、枯れた木は予防ではなくて切って捨てるだけです。だからその予防のための費用でしたら調査研究を徹底していただきたいというのが、私のみなさんに対するお願ひと考えをお聞きしたいと思うんです。本当にただ切るだけでいいと思いますか。

農林振興課長（熊本三夫君） ご理解いただきたいのは、今回のこの事業名の中に予防ってありますが、この予防の位置づけにつきましては、これ以上成虫なりセンチュウが広がらないための予防っていう事業の中で、あくまでも当年度の枯れたマツを処分するというのが県からの委託料できているということで、議員ご指摘のやっぱり調査研究。これについては、北は北海道と青森だけが発生していない。それ以外の都道府県は全てで発生しているということで、北は東北から南は沖縄からこのマツ枯れ病の被害が発生してきております。唯一今発生が見られていなかった笠利地区においても去年から若干見られはじめたという中でこの本当の発生メカニズムっていうのが、今我々が公にしているものが正論なのかというのも疑問。私個人的には思っております。そういう中でやっぱり発生する原因が夏の乾燥期に入つてから発生すると。やっぱり根が弱って水分が吸収できないところに、次々追いうちをかけてくるんじゃないかなっていう個人的な感触を持っております。その中で、この事業でこの調査をすることは不可能ですが。今後やっぱりここら辺りを、今県の方も、住用の三太郎トンネルと大和村の役場を通じた直線の北部に対しては、なんとか阻止しようと懸命になっております。その中で我々もやっぱり、やってもやっても減らない。先ほどの質問にもありましたけど、やってもやっても減らないっていう中ではですね、やっぱり角度を変えた形で研究調査をする必要もあるのかなということでは考えております。

18番（平 敬司君） ここでこういう議論をしてもしょうがありませんが、本当に予防するんだったら、その予防のための徹底調査というものを県にも国にもみなさん方が早めにお願いをして、ただ虫が飛んできて弱い木を食べている、これが原因だという考え方を打ち捨てて調査をするようにお願いしたいなと思います。

議長（世門 光君） 次に、社会民主党、閔 誠之君の発言を許可いたします。

14番（閔 誠之君） 議場のみなさん、市民のみなさんおはようございます。社会民主党、社民党の閔誠之でございます。議案116号 平成22年度奄美市笠寿園特別会計補正第2号についてと、議案121号 土地の処分について。議案第130号 奄美市健康体験交流施設の管理者の指定について質疑をさせていただきます。

一つめの議案116号の通告（1）。ページの10ページから12ページにおいて、技能労務職が消えていることの説明をということであります。私が先読みをいたしましてこの件については良く理解をいたしました。というのは、その技能労務職が1が消えて6の方に行政職なっておりましたが、基準日が1月1日ということでありますので、3月に退職をしたということで理解をいたしました。私はもしかして職種の変更があったのかなというふうなことを思ってこのものを出させていただきました。

2番目、ページの8ページ3款1項1目基金積立金25節ですか。積立金について質疑をさせていただきます。このものは土地売り払い収入の多くが基金積立金に積み立てをされたものと思っておりますが、この基金積立金に積み立てた意味の説明をお願いをしたいということが一点。ふたつめは、議案第121号 土地の処分であります。2億2,101万9,000円ということで、土地入札、福祉施設譲渡にかかる土地入札ということであります。この福祉施設の譲渡に土地入札を導入したことについて、当局としてはどのような評価をしているのかお知らせいただきたいと思います。お答えください。

3番目の議案130号 奄美市健康体験交流施設の管理者の指定について。ひとつめ、公募のあり方と評価内容を具体的に説明をお願いいたします。それと、過去3年間の経営状況についてお示しをいただきたいと思います。

いきいき健康課参事（手島秀人君） それでは、お答えしたいと思っております。まず、土地売り払い収入を基金積み立てにしたことでございますが、笠寿園の運営はほぼ全額を介護報酬で賄っております。通常の運営費とは異なる収入でございますので、基金積立金としたところでございます。次の土地の入札につきましては、複数の法人が申し込みをすることが予想されまして、最終的に土地の入札で決定することとして、委譲先選考委員会で了承を得て実施したところでございます。結果につきましては当該法人の思いが表れたものと思っております。

総観光課長（日高達明君） 議案第130号 奄美市健康体験交流施設の指定管理者の指定について。まず、公募のあり方と評価を具体的に説明をしたいと思います。平成18年12月、タラソ奄美の竜宮がオープンしました。当初、癒しの体験交流機構として3社合同での指定管理者として指定をしたところでございます。指定管理期間が終了する今年度末、来年の3月末でございます。施設管理運営を当初から代表としておこなっていました、株式会社ウェルネスデベロップメントのみが管理運営を希望しております。それから、契約する指定管理の名称が3社合同から1社へ変わることもあり、奄美市公の施設にかかる指定管理者の指定手続き等に関する条例第2条により、原則として公募での取扱いを行うことにしたところでございます。公募方法は、指定管理者制度基本方針及び運用マニュアルに沿って9月27日から10月26日までの30日間を公募期間としました。その間、公募要項等を3社が取りにきております。10月27日実施した現地説明会への参加が2社になりました。期限までに申請したのは株式会社ウェルネスデベロップメントの1社のみとなっておりました。この公募に関する広報については、市のホームページ、地元新聞、奄美市だよりでの周知に努めてきたところでございます。申請書受理後11月9日に、第1次審査を実施し、書類上不備が無かったので、2次審査を11月17日開催しました。5人の審査員により指定管理者選定委員会審査要領指定基準表にもとづき審査が行われ、結果、指定管理者候補者として決定したところです。5人の審査員につきましては、3人は市の副市長、総務部長、産業振興部長です。2人は有識者として、医療関係者が1名、タラソの利用者代表を1名をお願いをしました。評価内容につきましては、過去の利用実績、これまでの管理運営の取り組みを評価とともに、今後の施設利用の拡充、展望が期待されるということが大きな選定理由となったところでございます。それから（2）、過去の経営状況についてご説明をいたします。平成18年12月にオープンしたため、18年度分を含め21年度までの利用者及び収支の状況を報告させていただきます。平成21度末の利用者数は29万8,673名。それから平成21年度までの4年間の累計収支は318万6,000円の赤字計上となっております。

14番（関 誠之君） 非常に簡単な説明ありがとうございました。私はですね、民間譲渡の理由として、当局が、施設の老朽化、施設の建て替え予算の確保が困難。臨時職員の長期契約、市職員の入会費の負担ということを理由にしておりましたが、あくまで利用者本位の考え方ですね、民間譲渡というのは社会福祉法人が持っている福祉に対する経営能力や福祉のネットワークを遺憾なく発揮してもらって、利用者の生活や施設環境の向上をどう図っていくのかということを、やっぱり考えるべきではないのかというふうに思っております。そこで、この土地の処分についてはある意味で、いわゆる受託する側が2億2,000万余りの入札金額を市に納めるということが、やはり先ほどの民間譲渡の基本的な考え方から言えば、やはり民間譲渡するためには立ち上がりコストを低く抑えて、初期投資をしやすくして、この利用者の処遇改善、環境整備、また生活の質の向上に図っていくべきではないかというふうに考えておるわけです。そういう中で、この基金積み立てということで、今回の補正に補正前に514万2,000。補正額が2億1,997万4,000。トータル2億2,511万6,000円と言うことで基金に積んであるわけですが、基金に積むことについてはそれはそれでひとつ的方法論ですから良いとして、じゃあ基金というのは何のためにあるのかということですよね。特定目的のために資金を積み立てるのが基金であって、特定の目的というのは財政調整基金であれば、その会計の年度間の財源の不均衡を調整する等のための基金だというふうに理解いたしますが、もしこれは3月31日でこの施設は民間に譲渡することは決まっているわけですね。決まっているというより、この議会で決めるわけですね。ですから、基金に積んだのかもしれません、その先ほども申し上げたとおり、この基金に積むということはやはりある目的のため、資金を積み立てたというふうに思っております。これを、処分するには条例があるわけですね。笠寿園の財政調整基金条例というんですか。それを廃止をしなければこの基金は別に持つていけないというふうに思っているわけですが、先ほど来言っている目的。例えば、先ほど申し上げましたが、2億数千万土地の方に出さなければならないということが生じたために、この初期投資が抑えられてくる可能性はないのかということについて当局の見解を求めておりますが。それと補正前に514万2,000あったとすれば、これは当然先ほど課長が話しておりました、介護収入で貯っているということですから、介護収入から、いわゆる笠寿園の介護サービス事業から生じた益金といいますか、剰余金だというふうに理解をいたしますが、そういう中で今まで、先ほど冒頭言いました、いわゆるこの施設の建て替え予算が困難だと。施設が老朽化しているということは当局もお認めになっているわけですから、少なくとも利用者に還元をするとすれば、この補正前の514万2,000というのは何らかの形で利用者の施設改善や生活の質の向上や、そういった処遇の改善に使われてもいいのではないかというふうに思うのですが、ふたつ目、このことについて見解を求めたいと思います。あと、タラソの、タラソと言わせてください。タラソの件については、私が申し上げたいのは、これは市の施策として押し進めてきたというふうに思います。今もそうだというふうに信じているわけですが、先ほど報告がありましたように、平成20年度129万円。21年度、これは私が調べたのでちょっと数字どうかわかりませんが、21年度107万1,309円というふうに非常に赤字傾向に今なっておるわけです。こういうときに、前住用の方で会社が倒産して、指定管理者を名瀬市が直営せざるを得なかつたという例等もあるわけですが、やはり今のうちでしたら、色々な支援をしてですね、施策として進めているわけですから、是非こういった今後、市としてどのような支援があるのか。例えばハード面、ソフト面。今、指定管理料ゼロですよね。そういう中でですね、今ならまだ色々な市の支援を受ける中でこの経営がまた急上昇して行くのではないかなどというふうに思いますが、それに対する見解をお聞かせいただきたいと思います。市のはうでですね、今、タラソで元気体験事業ということで、海洋療法介護予防普及啓発事業と、ソフト的なことをやっているわけですから、過去には国保のほうでもこのタラソについて実証事業的なものをやったと思います。そういうハード、ソフトの面。どういう形で支援ができるのか。ハードの面は特に海水で機器が大分老朽化しているというふうに聞いておりますので、それを含めて当局の見解をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひをいたします。

いきいき健康課参事（手島秀人君） 初期投資関係で経費が大分かかるのではないかということでござりますけれども、当該法人のほうから、早めに補修等を進めていきたいというところで入札に多額の金額でしていただいたところでございますけれども、それにつきましては土地を購入するに値する額として判断したのではないかと。ある程度法人のほうに余裕があつてという思いでしたものと思っております。また同じことになりますが、補修関係のほうには支障はないものと思っております。基金を利用者の福祉のほうに使って欲しいということだと思いますが、基金の活用についてはまた庁舎内で検討してまいりたいと思っております。

紹観光課長（日高達明君） 議員から確かに年度の収支について数字も出てきましたが、平成19年の頃は1,200万ほど黒字が出ております。それは、タラソに訪れるお客様が約月10,000人。今それが大分減りまして6,000,7,000ぐらいになっております。まずその利用者を増やすのが一番の方策じゃないかなと思っております。先ほど議員からございましたが、市の健康増進の立場からタラソとして色々なメニュー作り、そういうのもまだ確実に行っておりませんので、今年来年とそういうものを中心に我々のほうも応援できたらなと思っております。それからセラピーゾーン。パックをするプールとは別のほうのセラピーゾーンのほうが、なかなか活用が進んでなくて、例えば観光客を相手にしているところなんですが、利用者の1割弱が観光でございまして、9割が地元の皆さん、市民の皆さんということです。この観光客をいかに増やすかということも、またその利用率、またその料金のその辺から非常に利益率もよろしいですので、その辺の拡大を目指す必要があるんじゃないかなということを考えております。

14番（関 誠之君） この財政調整基金の基本的な考え方について、先ほど私述べましたけれども、私が考えるに民間譲渡の理由をですね、施設の老朽化、施設のいわゆる建て替えの予算の確保が困難であると。もちろん民間譲渡した当局側の一番の理由は臨時職員の長期契約。これが法的に行き詰ったということではないかと考えておりますが、それは別として、その笠寿園内の介護収入で賄って利益が出たものが少なくとも514万2,000ありますよねと。それと、今度この笠寿園の土地売買をしたことによって2億数千万、2億2,500万あまりの基金が積み立てられたわけでありますけれども、少なくともこの基金については、先ほど言ったこの500万については笠寿園のいわゆる施設の改善や、生活の質の向上、または環境の改善に使っていただきたいという検討もしてはいかがですかということと、この2億2,500万の使途についてはある意味、ある意味市長の権限ですから、私の考えでは福祉目的的なものに使えたら、この福祉のこの土地入札をした法人の意思が、先ほど入札で決定をして思いが表れたのかなと課長が発言しておりましたが、どういう思いかは私はわかりませんが、そういう福祉目的に使う検討もされてはいかがかというふうに提言をしたいと思いますが、このことについて再度見解を求めたいと思います。それと、タラソの問題については非常に努力をしているわけですよ。タラソの職員の。それで調べてみますとね、確かに人件費というのはほとんど伸びていない。そういう中でトータルとして318万という赤字がこの4年間で出ている。しかし、本当に中の職員は非常に頑張って、20年度から赤字傾向になっておりますので研修費も手持ちか知りませんが、公的に出てくるのは研修費はゼロなんですよね、20年、21年度。そんなに努力をしながらやっている。私が言いたいのは本当に施策として、今市民が非常に、昨年で7万7,000。19年度で課長が言われたように10万余りの方が利用している。これが無くなると市民の健康維持または楽しみというものも含めてなくなっていくということについてですね、是非今のうちからなんらかの対応策を取ると、そんなに大きな、なんと言いますか費用がかかって経営をしなければいけないということじゃなくて、みんなが市民全体で努力することによってこれを市の施策として継続していくということに焦点を当てればですね、再度お伺いしますが、ハード的支援、ここにはいわゆる契約の中には、指定管理料は払わないというふうにもありますけれども、その辺も含めて検討をしたらいかがというふうにご提案申し上げますがこのことについて見解を求めて私の質疑を終わりたいと思います。

福祉部長（福山 治君） 笠寿園の基金の積立金とその使途について、色々ご要望も含めて質疑があつたわけですが、議員ご承知のとおり笠寿園につきましては民間委譲をするという話が浮上した段階で、なぎさ園の反省の上に立ってということを議会から強く要望がありました。そういうことを受けまして我々としては公募という形を取って、その中でいわゆる社会福祉法人の資格を持ったものがその経営をやるということに関して、社会福祉法人が新たに社会福祉事業を行う際には当然土地を取得して建物を建てて、その資力がないときは借入をしてという形でやっているという、こういう中で建物を無償で譲渡して、それから選考委員会の中で特に論議があったのは、そこの中にある動産の問題がございます。車とかベットとかそういうことで資産総額にするとかなりの総額にするとかなりの総額になるんですが、減価償却をして今残存価格としては耐用年数を経過しているために、たかがしめた金額ということですが。いわゆるそういう初期投資を考えた場合に、建物と動産を無償で譲渡することで、土地については入札にしようということで行った結果でございます。それで先ほど笠寿園の現在残っている基金、今から積み立てる金額以外の基金の問題でございますが、以前は笠寿園は全て赤字でございました。正職員がおった際に。それが、その時点は一般会計から全て繰入をして運営をしていたわけでございますが、ここ数年は臨時職員が8割を占める。まあ、9割方をしめるような形になってようやくこの利益が計上できるような形になったというのが過去からの経緯でございます。そういうことを踏まえまして、これを基金に積み立てをして、最終的に基金の廃止をして一般会計に帰属させることを考えたわけでございます。このような流れの中で過去から色んな経緯を踏まえて、また皆さんの色々な要望を踏まえてやった結果でございます。色々ご批判はあるかと思いますが最善の方策を取ったと私は思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

紹観光課長（日高達明君） 議員のほうから何とか手立てをという話もございましたが、まだこの3～4年平均してみると、約79万円程度の赤字でございます。まだ我々としましては、紹観光課、観光客もまだ1割にも満たない状況でございますので、このてこ入れをまたすることと、それから同じくタラソの担当でございます健康増進化、市民向けの健康増進のためのいろんな施策をタラソで一緒になって、いきなり指定管理料上げるということではなくて、そういう市としてまだできること、また会社として努力をしなければいけないことを一緒に話し合いながら進めていきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

議長（世門 光君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

これをもって、質疑を終いたします。

議案第117号から議案第119号、議案第123号から議案第127号及び議案第112号 平成22年度奄美市一般会計補正予算第5号中の関係事項についての9件は、これを総務建設委員会へ。議案第113号から議案第116号、議案第120号から議案第122号、議案第128号、議案第129号及び議案第112号 平成22年度奄美市一般会計補正予算第5号中の関係事項についての10件は、これを厚生委員会に。議案第130号、議案第131号及び議案第112号 平成22年度奄美市一般会計補正予算第5号中の関係事項についての3件は、これを産業経済委員会に。議案第112号 平成22年度奄美市一般会計補正予算第5号中の関係事項についての1件は、これを文教委員会へそれぞれ付託いたします。お諮りいたします。奄美市将来構想特別委員会の報告についてを日程に追加したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議ないものと認めます。

よって奄美市将来構想特別委員会の報告についてを日程に追加することに決定いたしました。



議長（世門 光君） 日程第2，奄美市将来構想特別委員会の報告を求めます。

奄美市将来構想特別委員会委員長、渡京一郎君。

19番（渡 京一郎君） おはようございます。まず、今回の豪雨でお亡くなりになりました3名の方のご冥福をお祈りしたいと思います。また柳町での火災において被災に遭われました皆様方のお見舞いを心から申し上げます。

それでは奄美市将来構想特別委員会から、基本計画について内容審査の報告を申し上げます。私どもは奄美市総合計画にかかる基本構想が第3回定例会に上程可決され、この基本構想を受け、基本方針を達成するため、施策である基本計画について内容を審査し提言するため、計8回の委員会を開催し論議をいたしました。以下、分野別の1章から5章まで項目ごとにまとめて報告いたします。まず奄美市の財政は今後ますます厳しい状況が予想され、住民サービスの低下を招かないためにも財源の確保が大きな課題であり、そのためにも定住人口、交流人口を増やし、税収の増加に結びつくような施策が重要だと考えます。また奄美は、外海離島であり交通体制の整備、料金引き下げ、定住促進事業、実現可能な特区制度の早期導入による優遇措置の実現に向けての施策は重要な事項であり、各関係機関はじめ府内の各部署間の密接な連携による奄美の特性を生かした事業の推進に取り組んでいただきたい。

第1章健康で長寿を謳歌するまちづくりとしまして、学童保育の充実、低所得者世帯への保育料の減免制度及び出産祝い金の拡充。高齢者や障害者がまちで安心して暮らせる移動手段として、市内全域を低料金で巡回するバスの導入制度の創設。高齢者、障害者用の歩行者空間としてのバリアフリー化の早期整備。税金の徴収率の向上による国民健康保険の赤字解消施策の強化。

第2章観光立島を目指した多様な産業連携のまちづくりとしまして、新幹線開通に合わせた奄美観光に連動する航路の充実。本場大島紬、黒糖焼酎、その他特産品の販売策としてアンテナショップの早期の新設整備。観光振興としてアジア地域からの誘客を視野に入れた国際チャーター便の就航及び鹿児島、奄美、沖縄との連携による交流人口の増加対策事業の導入。複数の航空会社との交渉による航空運賃の引き下げと路線の新設拡充。滞在型の長期観光に連動させたグリーンツーリズム、エコツーリズム、ブルーツーリズム、ヘルツーリズムの確立と促進。プロ野球キャンプに伴う県立野球場の誘致または新規の野球場整備の促進。情報産業の推進、雇用機会の拡大として各支所における情報通信産業拠点施設の早期整備。奄美の自然景観を活用したロケーションサービス事業の推進。民間開放へ向けた光ファイバーの有効活用と活性化促進。

第3章自然に囲まれた快適な暮らしのまちづくりとして、保健所と工業高校跡地の立地的条件を生かした市民の生活環境向上に係る施策及び県との協議推進。永田墓地及び斎場の将来的な整備と促進。世界自然遺産の登録の推進に向けた屋久島との航路や空路の路線の新設の推進。海洋資源であるサンゴ礁、藻場を活用した再生事業の推進。太陽光エネルギーを有効利用した公共施設の整備、1020豪雨災害時における、行政、消防、警察等の指揮系統にかかる教訓を生かし、住用地区の消防署の場所の見直し及び建てかえと水難に対する設備の強化充実。

第4章地域の中で考え方ぶ教育文化のまちづくりとしまして、幼稚園、保育所の一元化の早期実現に向けた取り組みの推進。奄美特有の特色ある学校またはユニークな学科の新設。市立図書館、障害学習センターの建設構想策定の推進。奄美の方言など伝統文化の継承にかかる施策の導入。高齢者向けのスポーツ施設の整備。

第5章魅力ある地域づくりに向けての取り組みでは、計画的、効率的な行財政としてFM、AMラジオ放送の難聴地域の解消と支援計画の推進。市民共同の推進。名瀬市外地区の自主防衛組織自治会の結成の推進。定住促進、国際交流、地域間交流の推進として、アジア地域を中心とした国際交流のネットワークの形成による観光交流、経済産業、文化の交流による地域経済の発展と定住促進に結びつく、具体的な事業施策の推進。広域行政の推進として、交通、生活基盤、環境の整備による近隣町村との連携強化及び広域的課題解消の推進。最後に、実際に人口が減っていく中で一番のまちづくりは、市民の生活環境とひとりひとりの満足度が上がることであり、本市を取り巻く社会情勢、状況の課題は分析把握

し、それぞれの項目の数値目標、成果等についても具体的に数値を示して、検証の強化を図っていただきたい。さらに、将来構想特別委員会では、市役所の庁舎建てかえ、国道58号線のバイパス、末広港土地区画整備事業とマリンタウンについての論議があり、この問題については今後奄美市の将来に大きく影響を及ぼす事業であるとの結論がありました。奄美市の諸問題解消に取り組み、住民自治の確立を安全で安心して暮らしやすい生活環境の整備に邁進していただきたい。以上の5つの分野ごとについて、まとめてご報告いたしましたが、詳細につきましては報告書のとおり、報告提言をするものであります。以上で、奄美市将来構想特別委員会の報告を終わります。

議長（世門 光君） 本会議において受理いたしました請願、陳情はお手元に配付しております文書票のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたのでご報告いたします。

お諮りいたします。各常任委員会審査及び報告書の整理のため明日15日から12月23日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって明日15日から12月23日まで休会とすることに決定いたしました。12月24日、午前9時30分本会議を開きます。本日はこれをもって散会いたします。（午前10時46分）

第 4 回 定 例 会
平成22年12月24日
(第6日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1番	師 玉 敏 代 君	2番	多 田 義 一 君
3番	橋 口 和 仁 君	4番	奈 良 博 光 君
5番	戸 内 恭 次 君	6番	平 田 勝 三 君
7番	向 井 俊 夫 君	8番	蘇 嘉瑞人 君
9番	竹 田 光 一 君	10番	竹 山 耕 平 君
11番	伊 東 隆 吉 君	12番	泉 伸 之 君
13番	世 門 光 君	14番	関 誠 之 君
15番	三 島 照 君	16番	崎 田 信 正 君
17番	里 秀 和 君	18番	平 敬 司 君
19番	渡 京一郎 君	20番	朝 木 一 昭 君
21番	奥 輝 人 君	22番	平 川 久 嘉 君
23番	榮 勝 正 君	24番	大 迫 勝 史 君
25番	与 勝 広 君	26番	叶 幸 与 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 肅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	坂 元 洋 三 君	笠 利 総 合 支 所 長	塩 崎 博 成 君
総 務 部 長	松 元 龍 作 君	総 務 課 長	前 里 佐 喜 二 郎 君
住用地域総務課長	満 田 英 和 君	笠利地域総務課長	川 畑 克 久 君
企 画 調 整 課 長	東 美 佐 夫 君	市 民 部 長	有 川 清 貴 君
福 祉 部 長	福 山 治 君	福 祉 政 策 課 長	重 久 春 光 君
産 業 振 興 部 長	川 口 智 範 君	紹 觀 光 課 長	日 高 達 明 君
農 政 局 長	田 丸 友 三 郎 君	農 林 振 興 課 参 事	福 島 吉 宏 君
建 設 部 長	田 中 晃 晶 君	都 市 整 備 課 長	東 正 英 君
教 委 事 務 局 長	里 中 一 彦 君	生 涯 学 習 課 長	中 島 章 君
農 業 委 員 会 參 事 (笠 利)	本 田 芳 壽 君	農 業 共 济 事 務 局 長	新 留 健 一 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 赤近善治君 次長
調査係長事務取扱 山崎實忠君
参考兼議事係長 橋本明和君 議事係主査 麻井庄二君

議長（世門 光君） ただいまの出席議員は26人であります。

会議は成立いたしました。これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（世門 光君） 本日の会議はお手元に配布しております日程第3号のとおりであります。

日程に入ります。日程第1，議案第112号から議案第131号までの20件について一括して議題といたします。

本案に対する各委員長の報告を求めます。

最初に厚生委員長の審査報告を求めます。

9番（竹田光一君） おはようございます。ご報告申し上げます。厚生委員会は12月15日の1日間開会し、慎重に審査をさせていただきました。去る12月14日の本会議におきまして当委員会の付託されました議案第112号から116号まで、及び120号から122号まで、並びに議案第128号、129号の10件と陳情第14号について主な質疑と審査結果を報告いたします。

以下、その主な審査の概要について報告いたします。

まず、議案第112号 平成22年度奄美市一般会計補正予算（第5号）中関係事項について当局から説明があり、主なものとして3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費、20節扶助費1億2,964万円は医療給付の厚生病療費及び介護給付費等事業の年間所用額の不足分見込みの計上。増額の要因として、厚生病療費では生保世帯の腎臓機能障害者の増、また介護給付等事業費においては障害者自立支援法によるサービスの新体系移行に伴う利用者の増など、他に2項、3目、7節の賃金166万4,000円は赤木名保育所及び節田保育所の1歳未満児の児童増に伴い臨時保育士賃金を計上。5款、1項労働費、3目緊急雇用創出臨時特例基金事業費、7節賃金の介護支援専門員198万円は地域包括支援センター運営強化事業に係る介護支援専門員3名分の賃金を計上などの説明があり、民生費扶助費がここ数年増加傾向だが奄美市の判断に対し、国、県の平均保護率をかなり上回っている。保護世帯も増えており、21年度末2,066世帯が、22年11月末2,125世帯と59世帯の増、また、1世帯の医療の回数が増えているのが原因になっている。他に3款民生費、1項社会福祉、20節扶助費の介護給付事業の内容、事業証明に対し、内容は居宅介護事業、障害者の短期入所、児童デイサービス事業、共同生活支援事業、療養介護、通所支援事業があり、事業所はあらいぐま、ユーライ工房、あしたば園、愛の浜園の3事業所がある。他にも質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

次に議案第113号 平成22年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算第（5号）について、今回の補正是歳入歳出予算の総額に752万8,000円を追加し歳入歳出予算額を67億4,141万1,000円とするものであり、主な歳出は徴収用の自動車購入費146万6,000円。後期高齢者支援金等の今年度の不足分127万1,000円、疾病予防費161万3,000円等であり、質疑はありませんでした。

次に議案第114号 平成22年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（3号）について、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費4万円は、人事院勧告に伴う人件費であり質疑はありませんでした。

次に議案第115号 平成22年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（2号）について主な補正としては、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、19節負担金補助及び交付金5,800万円は、訪問看護サービス、通所系サービス、福祉養護対応給付、短期入所など在宅サービスの利用が増加しているための増額補正などの説明の後質疑があり、高額医療合算介護サービス費700万円の対象者数について、今年度は20年4月から21年7月までの分352件、953万2,473円を支払い21年度分が予定されているため、700万円を計上、2款1項保険給付費1目居宅介護サービス給付費の前年度費の増加は21年度比訪問系178件、通所系158件、人数は全体で50人程度増えているとのことあります。他にも質疑ありましたが、この際省略させていただきます。

次に議案第116号 平成22年度奄美市笠寿園特別会計補正予算（2号）及び議案第120号 奄美市特別養護老人ホーム条例を廃止する条例の制定について、議案第121号 土地の処分について、議案第122号 建物の譲与についてまでの4議案は関連性から一括して補足説明及び質疑をし、審査をいたしました。

まず議案第116号 平成22年度奄美市笠寿園特別会計補正予算（2号）については、主な補正は歳出において3款基金積立金、1目基金積立金、25節基金積立金2億1,997万4,000円の増額は不動産売払い収入を基金に積み立て、歳入については短期入所の実績見込みによる介護給付費収入100万円の増額補正、不動産売払い収入2億2,101万9,000円の増額は笠寿園敷地売払い収入などで、今回の補正で歳入歳出それぞれ2億2,301万7,000円の増額で、平成22年度奄美市笠寿園特別会計予算総額は4億4,500万9,000円であります。

民間委譲後の臨時職員の処遇については、継続雇用とし、希望者は正職員として雇用、臨時職員は平成23年3月末で雇用契約が終了、4月1日から新契約になり、年休の繰越はなし、また、労働条件はその法人の就業規則に沿ってなされるものである。他に高額の初期投資によってサービスの質や、職員の処遇改善が危ぐされるなどの質疑がありました。

議案第120号、121号、122号については特段の質疑はありませんでした。

分割採決の結果、4案すべて全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第128号 奄美市立母子生活支援施設ひまわり寮の指定管理者の指定について。昭和30年10月1日、母子寮として開設、その後昭和49年10月1日に、ひまわり寮と軽費老人ホームたかもり寮からなる複合施設が改築され、市直営施設として運営。昭和55年3月26日に社会福祉法人名瀬市社会福祉事業団が設立されたことに伴い両施設は同事業団による管理運営となる。

平成18年4月1日から平成23年3月31日までは同事業団を指定管理者としており、今回平成23年4月1日から平成28年3月31日までの期間、新たに指定管理者として指定しようとするものであります。

5年間の指定管理の成果と評価、施設の職員配置及び全体的な維持管理についての質疑がありました。

次に議案第129号 奄美市軽費老人ホーム奄美市たかもり寮の指定管理者の指定について、議案第128号と同じく平成23年4月1日から平成28年3月31日までの期間、新たに指定管理者として社会福祉法人奄美市社会福祉事業団を指定しようとするものであります。

特段の質疑はありませんでした。

これらの10件の議案につきましては、お手元に配付いたしました審査報告書のとおりいずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で厚生委員会の審査報告を終わりますが、ご質疑がございましたら他の議員のご協力を得てお答えしたいと思います。

議長（世門 光君） 次に、産業経済委員長の審査報告を求めます。

15番（三島 照君） おはようございます。産業経済委員会審査報告を行います。産業経済委員会は1月25日の1日間開会し、本会議において当委員会に付託されました、議案第112号 平成22年度奄美市一般会計補正予算（第5号）中関係事項分について、議案第130号 奄美市健康体験交流施設の指定管理者の指定について、議案第131号 奄美市農林産物直売所の指定管理者の指定について、以上3件について審査の結果をご報告いたします。

本議案については、款、項、目、節ごとに慎重に審議いたしました結果、お手元に配付いたしました産業経済委員会審査報告書のとおりいずれも全会一致で議案のとおり可決すべきものと決しました。以下主な質疑について報告いたします。

議案第112号 平成22年度奄美市一般会計補正予算（第5号）中、産業経済委員会の関係事項につきましては、まず当局より議案第112号 奄美市一般会計補正予算（5号）中関係事項について捕

説明があり、その後委員より中小企業退職金共済制度について、加入状況はどうか、事業所への周知広報はどうなっているのかとの質疑があり、当局より、当初予算で例年どおり45事業所が計上していたが、加入団体が増加傾向にある。この制度は適格退職金制度という昭和37年に制定された古い制度であり、平成23年度で廃止になる関係で新しい制度への加入移行が進んでいるところであり、合併して笠利地域や住用地域では加入事業所も増えている。今後制度改正に応じて加入促進を強化していくことをとした。

また委員より、イノシシの被害は年間何件くらいかについて、被害総額でいうと18年度が25万4,000円で約210アール、19年度は32万1,000円で440アール、20年度は20万2,000円で243アールとなっているとのことでした。また委員より、マツ食い虫対策の予算計上が大きいがこの仕事は森林組合に委託して終わりかという質疑があり、当局からは9月に瀬戸内町でくん蒸処理の資格研修があり、森林組合だけでは限界が来るだろうと予測をし、今後は民間企業の協力も必要ということで人材育成のつもりで、企業へも研修の情報提供を行い、十数社が研修に社員を派遣している。こうした人材を活用して、今後は短期間に作業が進むものと理解しているということでした。

またプレミアム商品券について、使える事業所は地元に本社があればよいのかに対して、当局は、本社が地元にあることがひとつ、ただし、中心商店街の区域内にある店舗であれば良いということで実施をしている。いろいろ議論もあるが、県内20市町村でプレミアム券が発行されているが、大店舗を外しているのは奄美市だけということです。また、プレミアム商品券発行事業の事務局を行政が担当していることについて質疑があり、商工会議所や商工会、商店街連合会等がやるべき事業だと思うかどうか。ということについて当局は、商品券発行の事務局を行政が担当しているのは、県内では奄美市だけだという状況である。今後は営利にからむ事業であり、商工会議所なりで事業を実施して欲しいと思っている。今後検討課題にしたいとのことでした。

また、災害救助費についても質疑があり、その制度等は周知徹底されているのかとの問い合わせに対しては、年内に支援金や義援金支給のため、職員が3回目の調査に回っているので、調査に当たりながら詳細に説明を行っている。本予算成立後に広報活動を行っていきたいということです。

その他多くの質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

次に、議案第130号 奄美市健康体験交流施設の指定管理者の指定について当局より補足説明があり、委員から赤字だからということで、この指定管理者だけを有利に運んでいくようなことがないよう行政を含めて自主努力を求めるべきではないかとの質疑に対し、現状は平成18年度は、設立後すぐということで1,300万円の赤字、19年度は1,200万円の黒字、20年度は12万9,000円の赤字、21年度は171万円の赤字ということです。今後企業努力を含め、市の健康増進や観光の施策をからめながら新しい利用者の掘り起こしを図っていきたいとのことでした。

その他にも質疑がありましたがこの際省略させていただきます。

次に議案第131号 奄美市農林産物直売所の指定管理者の指定について当局から補足説明があり、委員から運営協議会では問題ないのか、賃金の未払いなど出していないのかの質疑に対し、過去において農産物代金の支払いができなくなり赤字が発生したが、20年からは赤字の解消に向けて努力している。

また委員より、累積赤字はとの質疑に対して、19年度は451万8,900円、20年度は379万2,000円、21年度は未払いが314万8,370円となっている。今、委託事業などで事態の解消に取り組んでいるということでした。また、これ以上赤字を増やさないための対策については、管理責任者と市の担当者が隨時相談しているとのことです。

他にも質疑がありましたがこの際省略させていただきます。以上で産業経済委員会の審査報告を終わりますが質疑がありましたら他の議員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（世門 光君） 次に文教委員長の審査報告を求めます。

19番（渡 京一郎君） おはようございます。文教委員会は去る12月16日午前9時30分から開会され、付託された1件の議案を慎重に審査いたしました。

議案第112号 平成22年度奄美市一般会計補正予算（第5号）中関係事項についての審査結果をご報告いたします。

これら1件の議案につきましては、お手元に配付しております文教委員会審査報告書のとおり全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以下その審査の経過についてご報告いたします。

議案第112号 平成22年度奄美市一般会計補正予算（第5号）中関係事項分につきましては、5款労働費、1項労働費、3目緊急雇用創出臨時特別基金事業費、13節委託料の補正額471万円のうち173万2,000円は、総合型地域スポーツクラブアシスタント育成業務の委託料で、その内容はNPO法人奄美スポーツアカデミー内にありますASAスポーツクラブの運営のためのクラブマネージャー育成で、市内のスポーツ事業の活性化と若手人材の育成を行うもので雇用予定者は2名、雇用期間は平成23年1月4日から3月31日までになっているとの説明がございましたが、委員より総合型地域スポーツクラブアシスタント育成業務について詳しく説明するようにとの質疑がありました。173万2,000円につきましては、人件費と研修費を組んでおり、市内のパソコン教室で基礎的な技術を習得して将来の雇用に継続的な雇用ができるように、研修後の費用も組んであるとのことでした。時間的には一人当たり総時間264時間を予定しているとの説明でございます。研修終了後は、奄美スポーツアカデミーで雇用するのかとの質疑につきましては、奄美スポーツアカデミー内にあるASAスポーツクラブという総合型地域スポーツクラブの中でクラブマネージャーとして活動をするとの答弁がございました。

また、2名で173万2,000円というのは高いのではないかとの質疑に対し、人件費が1名16万5,000円、それの3か月かける2名、それに健康保険、雇用保険、厚生年金2名分で14万4,000円、研修費が3か月分で13万6,000円、その他の軽費で2万円、あと消費税含めて173万2,000円になるとの説明がございました。

他にも質疑がございましたがこの際省略させていただきます。以上をもちまして文教委員会における審査報告を終わります。なおご質疑がございましたら他の議員のご協力を得てお答えしたいと思います。

議長（世門 光君） 次に総務建設委員長の審査報告を求めます。

20番（朝木一昭君） みなさんおはようございます。総務建設委員会は去る12月16日午前9時30分より午後3時30分まで1日間開催し、慎重に議案等の審査を行いました。

それでは総務建設委員会に付託されました議案第112号 平成22年度奄美市一般会計補正予算（第5号）中関係事項について、並びに議案第117号、議案第118号、議案第119号、議案第123号、議案第124号、議案第125号、議案第126号、議案第127号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、その審査の結果をご報告いたします。

これらの議案につきましてはお手元に配付しております総務建設委員会審査報告書のとおり原案どおり可決すべきものと決しました。以下その審査の結果についてご報告をいたします。

議案第112号 平成22年度奄美市一般会計補正予算（第5号）中総務建設委員会関係事項についてであります。当局より職員の人事費につきましては人事院勧告に伴う給与改定によるもの、2款1項、6目、8節の報償費の4万3,000円は府舎検討委員会謝金、11節事業費150万円は総合計画の印刷製本費、戸籍住民基本台帳費596万7,000円は法改正に伴うシステム改修設計費用であること、地域総合整備事業債の繰上げ償還について、小俣街路事業費、末広港区画整理事業費、まちづくり交付金事業費については事業費の金額の補正はないが人件費と事務費を精査し補正したもの、また市民協働推進課の備品購入費10万円は相談用のテーブル、イスが古くなり買い換えた、100パーセント県補助金で対応した。今回の豪雨災害による崖地に近接している危険な住宅4棟の移転を行った等の補足説明がございました。

委員より庁舎検討委員会について、名瀬、住用、笠利3支所の検討状況はとの質疑があり、当局よりこれまで2回論議してきた。今後は4回目途に開催し、年度内に答申をし、方向性を決めたいとの答弁がございました。また、委員より住民基本台帳システム改修について契約先はどこか、財源はどうなっているか、対象者はどうかなどの質疑があり、当局より法改正により平成24年7月頃の施行に向け準備している。町村会との契約で人口割と均等割で負担金として金額が決まっていて、交付税で措置されている。奄美市で外国人が現在73世帯93人が居住している等の答弁がございました。

委員より市民税等の夜間徴収の実態と成果について、ある法人の借入金一括返済に伴う繰上償還について、今回の豪雨災害の職員の時間外手当について、紡ぐきよらの郷づくり事業について、豪雨災害の土木建築住宅等の査定状況についてなどの質疑がなされ、当局より税の徴収は分納、再分納も手がけインターネット公売も取り組んでいる。繰上げ償還は一般会計、水道会計とも現在、計画を立てて行っている。豪雨災害による職員の時間外はやむを得ないが、3月にまとめて災害関係の特別交付税が入る予定である。紡ぐきよらの郷づくり事業は22年度の申請件数は12件で、2,000万円の予定のうち900万円が決定済みであること。土木関係の豪雨災害状況は査定中ではあるが、路肩決壊などの道路分が73件、護岸決壊など河川関係が25件、大島支庁管内の県道が約80件あります。今後の復旧優先順位は、利用頻度や緊急性の高い順になるであろう、また、がけ地近接等危険住宅移転事業費は1戸につき78万円を上限に助成している、国が2分の1、県が4分の1の補助事業であること等の答弁がございました。

その他にも委員から質問がございましたがこの際省略させて頂きます。

次に議案第117号 平成22年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第118号 平成22年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。一括して当局より、主なものは人事院勧告及び職員手当等との見直しによるもの、各費目の充当財源を調整したことによる財源構成であること、大川地区処理場の電気代に不足が見込まれることから需用費を増額計上したこと等の補足説明がありました。

委員より下水道敷設を推進するのにどう取り組んでいるかとの質疑に、当局より9月10日下水道の日に合わせて、広報誌による周知、個別訪問等を行いチラシ等の配付をしているとの答弁がありました。他にも質疑がありましたがこの際省略させていただきます。

次に議案第119号 平成22年度奄美市水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

当局より主なものは給与改定に伴う所用額の変更によるものとの補足説明がありました。委員より平成22年度笠利地区と住用地区が企業会計に合併した、収益の4億1,478万円の内訳はどうなっているか。各々の世帯数と水道料金体系と未収金はどうか、建設積立金が6億円余りあるが庁舎建替えの検討もあるのかなどの質疑があり、当局より、収益は旧名瀬地区2億5,300万、笠利地区1億2,500万、住用地区約3,800万円であること、世帯数は笠利が約3,400世帯、住用が約840世帯で水道料金につきましても調整している。未収金は年間約180万円で、建設改良積立金は事業を進める際に必要となる資金で、庁舎建設のみの積立金ではない。新庁舎となれば約3億円前後と想定している等の答弁がございました。

次に議案第123号 新たに生じた土地の確認について、議案第124号 字の区域の変更についてであります。

当局より笠利町大字手花部に隣接する市有地の地先公有水面埋め立て工事がしゅん工したので、当該埋立地を本市の区域内の土地として確認し、従来の字に編入しようとするものとの補足説明がございました。委員から特段の質疑はありませんでした。

次に第125号 字の区域の変更についてであります。

当局より平成15年度から平成21年度に実施した県営畠地帶総合整備担い手育成事業、喜瀬浦地区の換地処分に伴い字の区域の変更を行うものとの補足説明がありました。委員から特段の質疑はございませんでした。

次に議案第126号 過疎地域自立促進計画の策定についてであります。当局より過疎地域自立促進

特別措置法の一部を改正する法律が、平成22年4月1日に施行されたことに伴い、新たに同計画を作成した旨補足説明がございました。

委員より改正の背景や、具体的に取り組める事業はどうなっているか等の質疑がありました。当局より、従来より措置法の人口の減少率が緩和されたこと、ソフト事業への対応が可能になったこと、そのため、人口問題、少子化対策、高齢者対策、人材育成事業等の市民のアイディア募集も検討できること、正式に過疎地域となったが、財政的に見れば有利になる等の答弁がございました。

議案第127号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてであります。

当局より名瀬、住用、笠利辺地における総合整備計画の施設について、交付税措置において有利な起債である辺地債を適応するため変更する旨補足説明がございました。

委員より診療施設について、防災ラジオFM放送、光によるインターネット事業は対象になるかとの質疑があり、当局からヘリポート設置事業も診療施設として辺地債に該当する。防災ラジオFM放送等も対象になるとの答弁がございました。

以上をもちまして総務建設委員会に付託された議案の審査報告を終わります。なおご質問がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（世門 光君） これから、各委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

これをもって質疑を終結いたします。これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

これをもって討論を終結いたします。これから採決を行います。

議案第112号から議案第131号までの20件についてを、これを一括して採決いたします。本案に対する各委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第112号から議案第131号までの20件については、原案のとおり可決することに決定しました。



議長（世門 光君） 日程第2、請願8号から請願11号までの4件を一括して議題といたします。

本案に対する産業経済委員長の審査報告を求めます。

15番（三島 照君） 産業経済委員会に付託されました請願第8号 TPPの参加に反対する請願、請願第9号 TPPの参加に反対する請願、請願第10号 免税軽油制度の継続を求める請願、請願第11号米価の大暴落に歯止めをかけるための請願、以上請願4件について慎重に審議をしました。その審査の結果を報告いたします。

本請願につきましてはお手元に配布いたしました産業経済委員会審査報告書のとおり採択すべきものと決しました。以下、審査の過程について報告いたします。

請願第8号と第9号については、同じ内容ということで当局の意見は特に奄美のサトウキビ産業について、その特殊性から壊滅的なダメージを受けるものと思う。地域経済への波及効果も大きいため、与える影響は大きいと思うという意見があり、委員から多くの質疑が議論されました。請願第8号及び請願9号のTPPの参加に反対する請願2件は慎重に審議の結果、採択することに決しました。

次に請願第10号 免税経由制度の存続を求める請願については、当局より暫定的に32.1円の税が上乗せされており、申請することで軽油税が免除される制度で、大島郡全体で約2,000人が免税申請をしている。農業関係者だけでは約1,000人が免除を受けていることから農業関係者に及ぼす影響は大きいものがあるとのことありました。委員から質疑がありました、この際省略させていた

だきます。

次に請願第11号 米価の大暴落に歯止めをかけるための請願について、当局より意見を求め、農業生産、特に米が今の価格ではやっていけないということで、補償制度がスタートしたにもかかわらず暴落を続いていることで、この請願で歯止めをかけられるべきということでした。この請願について多くの質疑がありました。この際省略させていただきます。

以上で産業経済委員会の審査報告を終わりますがご質疑がありましたら他の委員の協力を得てお答えいたします。なお、請願が採択と決した際は後刻意見書を提出したいと思いますので、議長においてよろしく取り計らいをくださいますようお願ひいたします。

議長（世門 光君） これから委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

これをもって質疑を終結いたします。これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。採決はこれを分割して行います。

請願第8号 TPPの参加に反対する請願、請願第9号 TPPの参加に反対する請願及び請願第10号 免税軽油制度の継続を求める請願の3件について採決いたします。請願3件に対する委員長報告は採択すべきものであります。請願3件を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

（「異議あり」と呼ぶものあり）

異議がありますので、8号、9号につきましては起立によって採決を行いたいと思います。

請願8号、9号は委員長の報告のとおり採択することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、請願8号、9号は採択することに決しました。

次に、請願10号につきましては委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

ご異議なしと認めます。

よって、請願第10号は採択することに決しました。

次に請願第11号米価大暴落に歯止めをかけるための請願について採決します。

本案に対する委員長報告は採択すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

（「異議あり」と呼ぶものあり）

本案の委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

分かりました。起立多数であります。

よって、請願第11号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

○

議長（世門 光君） 日程第3、陳情第13号及び陳情第5号についての2件を一括して議題といたします。本案に対する総務建設委員長の審査報告を求めます。

20番（朝木一昭君） それでは総務建設委員会に付託されました陳情につきまして審査の結果についてご報告いたします。総務建設委員会に付託されました陳情第13号 名瀬測候所の地方気象台への格上げを求める陳情並びに陳情第5号 公契約における公正な賃金確保等に関する陳情（継続審査）について

ての審査結果はお手元に配布しております総務建設委員会審査報告書のとおりであります。

以下その審査の経過についてご報告いたします。

陳情第13号の陳情者は、住所、奄美市名瀬長浜町12-24、5階の氏名 奄美の未来を考える郷土の会、川上真理です。当局から、今回の豪雨災害では測候所より災害対策本部に常時一人の職員を配置していただき、気象情報を迅速に提供してくださって非常にありがたかった等の意見が出、委員からも気象観測の空白地帯は許せない。更に充実した観測ができるよう格上げして欲しいとの意見が出、委員会で協議の結果、この陳情につきましては、お手元に配布しております審査報告書のとおり採択することに決しました。また、陳情第13号につきましては、採択と決した際は後刻意見書の提出を予定しておりますので、その際はご賛同よろしくお願ひいたします。

陳情第5号の陳情者は、住所、奄美市名瀬長浜町12-24、5階の奄美地区労働組合総連合、議長河野剛晴です。当局より特に現時点で現状に問題ない状況である旨発言があり、委員より奄美市の経済状況は相当厳しいし、導入すれば業者にとってはむしろさらに厳しい環境になるのではないかとの意見が出、委員会で協議の結果、この陳情につきましてはお手元に配布しております審査報告書のとおり不採択とすることに決しました。

以上をもちまして総務建設委員会に付託されました陳情の審査内容の報告を終わります。なお、ご質問がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（世門 光君） これから委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

通告がありました、日本共産党、崎田信正君の発言を許可します。

16番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。

私は陳情第5号 公契約における公正な賃金確保等に関する陳情について、採択すべきとの立場から、不採択とした委員長報告に反対し、討論を行います。

この陳情は昨年の第4回定例会に提出されたもので、継続審査を繰り返し一年かけて総務建設委員会で不採択とされました。陳情事項は公契約条例の制定を求めているものであります。今、公の機関が指定管理者制度の導入でその運営が民間に任される事例が多くなっております。長引く不況の下で、奄美市の有効求人倍率は30パーセント前後で推移をし、県平均の半分近くしかありません。このことは低賃金、悪い労働条件であっても働くを得ない状況が固定化、常態化する心配があるということであります。それだけに働く場所の確保は行政の大きな課題となっております。今、国や地方自治体が発注する事業で、働く労働者に人間らしく働くことができる賃金を補償するための公契約法条例を目指す動きは、全国に広がっております。

全国で初めて条例を制定した千葉県の野田市は自治体が条例を作り、国が動かざるを得ない形に持つていきたいとして、条例制定直後に全国の805市区に条文の全文と野田市と同様の取組をお願いする文書を送付しており、奄美市にも届いております。その後、北海道函館市、東京都国分寺市、日野市などでも様々な取組が進んでおります。更に、12月15日には川崎市で政令市では初めてとなる公契約条例が全会一致で可決されております。多くの自治体で労働組合や中小企業団体、住民が力を合わせ、受託業者で働く労働者の適正な賃金を確保できる仕組みをつくる公契約条例の実現を目指す運動が広がっております。

昨年7月に公共サービス基本法が施行されていますが、これは公共サービスの実施に従事するものの適性な労働条件の確保。その他の労働環境の整備に関し、必要な施策を講じるよう努めるものとするとしているもので、努力目標にすぎません。本当に役立つ公契約法。条例の実現を国や自治体に求める意見書などを採択した議会は6月1日現在で33都府県、803区市町村にまで広がっております。中央段階

では公明党さんも公契約法の早期制定の表明をしております。国や自治体が生活できる賃金など、人間らしく働くことができる労働条件を定めることは公共サービスの質を向上させ、賃金を底上げして、地域経済の活性化にもつながります。貧困を無くす地域からのうねりを広げることが今求められております。議員のみなさんにはぜひ採択をしていただきますよう、お願いを申し上げ、討論といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（世門 光君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決に入ります。採決はこれを分割して行います。

陳情第13号 名瀬測候所の地方気象台への格上げを求める陳情についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択すべきものであります。本案は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

ご異議ないものと認めます。

よって、陳情第13号は採択することに決定いたしました。

次に陳情第5号 公契約における公正な賃金確保等に関する陳情についてを採択いたします。本案に対する委員長の報告は不採択すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり不採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、陳情第5号は不採択することに決定いたしました。



議長（世門 光君） 日程第4、陳情第14号 新たな保育制度に反対し、現行の保育制度の維持、拡充を求める陳情についてを議題といたします。

本案に対する厚生委員長の審査を求めてます。

9番（竹田光一君） 審査の結果をご報告いたします。陳情第14号 新たな保育制度に反対し、現行の保育制度の維持、拡充を求める陳情について、陳情第14号の提出者は、奄美市朝仁新町25-18、大島地区保育連合会会長、加世田辰郎氏であります。国が導入しようとしている新たな保育制度によって、保育の地域格差や保育の質の低下を招くことにつながり、家計の状況により、子どもが必要な保育を受けることができない状況が危ぐされることから全会一致で採択すべきものと決しました。

ご質疑がありましたら他の委員のご協力を得てお答えしたいと思います。なお、陳情第14号につきましては採択の議決をいただきましたならば、後ほど意見書を提出いたしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

議長（世門 光君） これから委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決に入ります。

本案に対する委員長報告は、採択すべきものであります。本案を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第14号は採択することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。(午前10時35分)

○

議長(世門光君) 再開いたします (午前10時45分)

日程第5、議案第132号 環太平洋戦略的経済連携協定TPPへの対応に関する意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する提出理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する提案理由の説明を省略いたします。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

これをもって討論を終結いたします。

これから採決をいたします。議案第132号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第132号は原案のとおり可決することに決しました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

○

議長(世門光君) 日程第6、議案第133号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。お諮りいたします。本案に対する提出理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか

(「なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

よって本案に対する提案理由の説明を省略いたします。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

これをもって討論を終結いたします。

これから採決をいたします。議案第133号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第133号は原案のとおり可決することに決しました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。



議長（世門 光君） 日程第7、議案第134号 米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する提出理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか

(「なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

よって本案に対する提案理由の説明を省略いたします。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

これをもって討論を終結いたします。

これから採決をいたします。議案第134号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第134号は原案のとおり可決することに決しました。ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。



議長（世門 光君） 日程第8、議案第135号名瀬測候所の地方気象台への格上げを求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する提出理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか

(「なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

よって本案に対する提案理由の説明を省略いたします。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。
これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

これをもって討論を終結いたします。

これから採決をいたします。議案第135号は原案のとおり可決することご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第135号は原案のとおり可決することに決しました。ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。



議長（世門 光君） 日程第9、議案第136号 新たな保育制度に反対し現行の保育制度の維持拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか

(「なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

よって本案に対する提案理由の説明は省略いたします。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

これをもって討論を終結いたします。

これから採決をいたします。議案第136号は原案のとおり可決することご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第136号は原案のとおり可決することに決しました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

お諮りいたします。お手元に配付しております文書表のとおり議会運営委員長及び奄美市将来構想特別委員会委員長から申し出がありました、議長の諮問に関する調査等につきましては、これを閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

よって、議長の諮問に関する調査等についてはこれを閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上で本定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。これをもって平成22年第4回奄美市議会定例を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。（午前10時55分）



以上、本会議の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長 世門 光
奄美市議会議員 多田 義一
奄美市議会議員 平田 勝三

奄美市議会議員 向井 俊夫

(別
紙)

一般会計等決算審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第88号	平成21年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの

平成22年12月8日

一般会計等決算審査特別委員会委員長 泉 伸之

奄美市議会議長 世門 光 殿

特別会計等決算審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第89号	平成21年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(2)	議案第90号	平成21年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(3)	議案第91号	平成21年度奄美市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(4)	議案第92号	平成21年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(5)	議案第93号	平成21年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(6)	議案第94号	平成21年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(7)	議案第95号	平成21年度奄美市笠寿園特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(8)	議案第96号	平成21年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(9)	議案第97号	平成21年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(10)	議案第98号	平成21年度奄美市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(11)	議案第99号	平成21年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(12)	議案第100号	平成21年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(13)	議案第101号	平成21年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(14)	議案第102号	平成21年度奄美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(15)	議案第103号	平成21年度奄美市水道事業会計決算認定について	認定すべきもの
		平成21年度奄美市水道事業剰余金処分計算書	原案可決すべきもの

平成22年12月8日

特別会計等決算審査特別委員会委員長 栄 勝正

奄美市議会議長 世門 光 殿

総務建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条及び第134条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第112号	平成22年度奄美市一般会計補正予算（第5号）について	原案可決すべきもの
(2)	議案第117号	平成22年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について	原案可決すべきもの
(3)	議案第118号	平成22年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について	原案可決すべきもの
(4)	議案第119号	平成22年度奄美市水道事業会計補正予算（第3号）について	原案可決すべきもの
(5)	議案第123号	新たに生じた土地の確認について	原案可決すべきもの
(6)	議案第124号	字の区域の変更について	原案可決すべきもの
(7)	議案第125号	字の区域の変更について	原案可決すべきもの
(8)	議案第126号	過疎自立促進計画の策定について	原案可決すべきもの
(9)	議案第127号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決すべきもの
(10)	陳情第13号	名瀬測候所の地方気象台への格上げを求める陳情	採択すべきもの
(11)	陳情第5号	公契約における公正な賃金確保等に関する陳情	不採択すべきもの

平成22年12月24日

総務建設委員長 朝木 一昭

奄美市議会議長 世門 光 殿

厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条及び第134条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第112号	平成22年度奄美市一般会計補正予算（第5号）について	原案可決すべきもの
(2)	議案第113号	平成22年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について	原案可決すべきもの
(3)	議案第114号	平成22年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）について	原案可決すべきもの
(4)	議案第115号	平成22年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決すべきもの
(5)	議案第116号	平成22年度奄美市笠寿園特別会計補正予算（第2号）について	原案可決すべきもの
(6)	議案第120号	奄美市特別養護老人ホーム条例を廃止する条例の制定について	原案可決すべきもの
(7)	議案第121号	土地の処分について	原案可決すべきもの
(8)	議案第122号	建物の譲与について	原案可決すべきもの
(9)	議案第128号	奄美市立母子生活支援施設ひまわり寮の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(10)	議案第129号	奄美市軽費老人ホーム奄美市立たかもり寮の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(11)	陳情第14号	新たな保育制度に反対し、現行の保育制度の維持・拡充を求める陳情	採択すべきもの

平成22年12月24日

厚生委員長 竹田 光一

奄美市議会議長 世門 光 殿

産業経済委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条及び第134条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第112号	平成22年度奄美市一般会計補正予算(第5号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第130号	奄美市健康体験交流施設の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(3)	議案第131号	奄美市農林産物直売所の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(4)	請願第8号	TPPの参加に反対する請願	採択すべきもの
(5)	請願第9号	TPPの参加に反対する請願	採択すべきもの
(6)	請願第10号	免税経由制度の継続を求める請願	採択すべきもの
(7)	請願第11号	米価の大暴落に歯止めをかけるための請願	採択すべきもの

平成22年12月24日

産業経済委員長 三島 照

奄美市議会議長 世門 光 殿

文教委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第112号	平成22年度奄美市一般会計補正予算（第5号）について	原案可決すべきもの

平成22年12月24日

文教委員長 渡京一郎

奄美市議会議長 世門光殿

参 考 資 料
(意 見 書)

環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への対応に関する意見書

政府は、米国、豪州など9か国が行うＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉への対応について、「情報収集を進めながら、国内の環境整備を早急に進め、関係国との協議を開始する」と基本方針を決定した。

ＴＰＰは、関税撤廃の例外措置を認めない、完全な貿易自由化を目指した交渉である。例外を認めないＴＰＰを締結すれば、農畜産物の輸入は増大し、とりわけ我々奄美群島にとって、砂糖と畜産物の関税が撤廃された場合、基幹産業であるサトウキビと畜産業が被る影響は計り知れないものがあり、関連産業までも廃業に追い込まれ、地方の雇用が失われることとなり、地域経済に深刻な打撃を与えることは明らかである。

よって、政府におかれては、我が国の農業振興や食糧安全保障をはじめ、経済全体に与える影響を十分考慮するよう、次の事項について強く要望する。

記

- 1 関税撤廃が原則であるＴＰＰについては、拙速に参加しないこと。
- 2 特に農業分野に関しては「多様な農業の共存」を基本理念とし、農業・農村の多面的機能の発揮や食糧安全保障の確保など、日本提案の実現を図ること。
- 3 食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なわないように対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月24日

奄美市議会

免税軽油制度の継続を求める意見書

これまでの農家の経営に貢献してきた免税軽油制度が、地方税法の改正によって、このままでは平成24年3月末で廃止される状況にあります。

免税軽油とは、道路を走らない機械に使う軽油については軽油引取税（1リットル当たり32円10銭）を免税するという制度で、農業用の機械（耕耘機、トラクター、コンバイン、栽培管理用機械、畜産用機械など）や船舶、倉庫で使うフォークリフト、重機など、道路を使用しない機械燃料の軽油は、申請すれば免税が認められてきました。

免税軽油制度がなくなれば、今まで困難な農業経営への負担は避けられず、軽油を大量に使う畜産農家や野菜・園芸農家をはじめ、農業経営への影響は深刻です。制度の継続は、地域農業の振興と食料自給率を向上させる観点からも有効であり、その継続が強く望まれています。

よって、免税軽油の制度を継続していただくことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月24日

奄美市議会

米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書

農水省は、米戸別所得補償モデル事業によって米の需給は均衡し、米価は安定するとしてきましたが、相対価格は下落を続け、22年産の9月の相対価格は前年を14パーセント、2,000円も下落する事態に至っています。

各地のJAが示した概算金は1万円程度、中には7,000円台という驚くべき水準で、農家に衝撃を与えています。今、農村では、農家が余りにも安い米価に失望し、憤りを募らせています。

この数年来、生産費を大幅に下回る米価が続いている中で、生産者の努力は限界を超えており、かつて経験したことのない米価の下落が、日本農業の大黒柱である稲作存続の土台を破壊し、それはまた、国民への主食の安定供給を困難にし、政府が進める米戸別所得保障モデル事業さえもだいなしにするものと考えます。

米の需給を引き締めて、価格を安定・回復させるためには、政府が年産にかかわらず、過剰米を40万トン程度、緊急に買い入れることが最も効果的であると考えます。

以上の趣旨から、下記事項について要望いたします。

記

- 1 年産にかかわらず、40万トン程度の買入れを緊急に行うこと。
- 2 米価の下落対策を直ちに講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月24日

奄美市議会

名瀬測候所の地方気象台への格上げを求める意見書

平成22年10月20日、奄美地方を記録的な豪雨が襲い、死者3名、負傷者2名、住宅全壊7棟・半壊132棟、床上浸水465棟・床下901棟、土砂災害43件を出す大惨事となりました。県災害対策本部などによると、この日、273世帯681人に避難指示、1,014世帯1,991人に避難勧告が出されました。今後も台風や大雨などによる災害への島民の不安は尽きることはありません。

近年、日本列島は地震や台風、集中豪雨など各地で自然災害が頻発しています。地球温暖化による異常気象についても今後増加する可能性が指摘され、環境問題は地球規模での課題として注目されています。

現在、政府主導の下で天災・人災を問わず、不測の事態に備えて準備を行い、被害を最小限に食い止めるよう危機管理対策の強化が進められています。中でも、実際に地域で防災活動を展開する自治体等においては、自然災害への対策が危機管理対策の重要な柱として位置付けられています。それだけに、気象業務に対する関心や期待、そして要求もますます大きくなっていると言えるでしょう。

こうした中、平成21年12月28日、気象庁が名瀬測候所の存続を決定しました。平成22年11月現在、全国で94箇所の測候所が廃止・無人化される中で、名瀬測候所と帶広測候所（北海道）だけが例外的に存続となりました。これは、最寄りの気象台から離れていること、担当する範囲が広く、気象属性も違うとの理由などから存続が決まりました。また、以前、気象庁自身が名瀬測候所を地方気象台に昇格させる概算要求を出したこともあります。これらのこととは、気象庁自体が九州と沖縄の中間に位置する奄美地方は、名瀬測候所が気象情報発信の役割を担うべきだと認識していることの現れでしょう。

今回の豪雨災害に対しても名瀬測候所が大きな役割を果たしてきたことは言うまでもありません。

現在、名瀬測候所は地方気象台同様に警報・注意報も出しています。地方気象台に格上げされれば、防災専門の部署も設置され、日常的に各市町村との連携も充実強化されます。自然の脅威から地域住民の生命と財産を守り、農林水産業・交通・観光・産業などの経済活動やくらしに必要な情報を提供するという重要な役目を担っている名瀬測候所の機能強化が今正に求められています。

したがって、地域防災気象情報を的確に提供し、群島の防災対応力を維持発展させるためにも、名瀬測候所の地方気象台への格上げを強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月24日

奄美市議会

新たな保育制度に反対し、現行の保育制度の維持・拡充を求める意見書

国が導入しようとしている「新たな保育制度」は、市場原理の導入、直接契約・直接補助方式への転換、指定業者制度の導入を柱としたものであり、こうした経済効率優先の改革が進むと、地域の財政状況の格差により、保育の地域格差や保育の質の低下を招くことにつながり、家計の状況により、子どもが必要な保育を受けることができない状況が生じることとなる。

本市議会は、特に次の事項に関し、強く要望するものである。

記

- 1 児童福祉法の理念が崩壊しないよう、保育に対する国及び自治体の公的責任を後退させることなく、子どもの健やかな育ちを保障するための施策を行うこと。
- 2 現在の保育所最低基準は、子どもの健やかな育ちと安全を担保できる基準であり、市町村の財源に左右されることなく、質の高い保育を確保するために、今後も国として堅持すること。
- 3 保育所はと利用者との直接契約、直接補助方式（バウチャーなど）の導入は行わないこと。
- 4 保育所は、少子化対策実施の要であることから、民間保育所運営費の一般財源化は、その経営基盤を揺るがすことになる可能性があるので、行わないこと。
- 5 過疎地・へき地における保育所及び幼稚園が、公的責任の下、維持運営できる仕組みと施策をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月24日

奄美市議会